

平成 17 年 第 1 回

高森町議会 3 月定例会会議録

平成 17 年 3 月 9 日 開会

平成 17 年 3 月 17 日 閉会



高 森 町 議 会

3 月 9 日 (水)

(第 1 日)

平成17年第1回高森町議会定例会（第1号）

平成17年3月9日
午前10時02分開会
於 議 場

1. 議事日程

町長あいさつ

開会（開議）宣告

日程第 1 会議録署名議員の指名について

3 番 山室 克尋君

4 番 山村 將護君

日程第 2 会期の決定について

(1) 会 期（9日間）

自 平成17年3月 9日

至 平成17年3月17日

(2) 会期及び審議の予定

月 日	会議の種類	備 考
3月 9日（水）	本会議	提案・説明
3月10日（木）	本会議	質疑・付託
3月11日（金）	休 会	各委員会
3月12日（土）	休 会	休 日
3月13日（日）	〃	休 日
3月14日（月）	休 会	各委員会
3月15日（火）	〃	各委員会
3月16日（水）	本会議	一般質問
3月17日（木）	本会議	討論・採決

日程第 3 承認第 2号 専決処分の承認を求めることについて

（熊本県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の一部変更）

日程第 4 承認第 3号 専決処分の承認を求めることについて

（高森町税条例の一部を改正する条例）

- 日程第 5 同意第 1 号 高森町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて
- 日程第 6 議案第 2 号 熊本県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少、共同処理する事務の変更及び規約の一部変更について
- 日程第 7 議案第 3 号 高森町個人情報保護条例の制定について
- 日程第 8 議案第 4 号 高森町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の制定について
- 日程第 9 議案第 5 号 高森町上在集会所設置条例の制定について [3月8日付け議案撤回]
- 日程第10 議案第 6 号 高森町駐在嘱託員の報酬及び費用弁償等条例の一部を改正する条例について
- 日程第11 議案第 7 号 高森町職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第12 議案第 8 号 高森東中学校給食共同調理場設置条例の一部を改正する条例について
- 日程第13 議案第 9 号 高森町生涯学習施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第14 議案第10号 高森町立小・中学校施設等の開放に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第15 議案第11号 高森町保育所条例の一部を改正する条例について
- 日程第16 議案第12号 高森町営住宅条例の一部を改正する条例について
- 日程第17 議案第13号 高森町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第18 議案第14号 町道の路線の認定について
- 日程第19 議案第15号 町道の路線の廃止について
- 日程第20 議案第16号 平成16年度高森町一般会計補正予算について
- 日程第21 議案第17号 平成16年度高森町国民健康保険特別会計補正予算について
- 日程第22 議案第18号 平成16年度高森町老人保健特別会計補正予算について
- 日程第23 議案第19号 平成16年度高森町介護保険特別会計補正予算について
- 日程第24 議案第20号 平成16年度高森町簡易水道事業特別会計補正予算について

- 日程第25 議案第21号 平成16年度高森町農業用水供給事業特別会計補正予算について
- 日程第26 議案第22号 平成16年度高森町鉄道経営対策事業基金特別会計補正予算について
- 日程第27 議案第23号 平成17年度高森町一般会計予算について
- 日程第28 議案第24号 平成17年度高森町国民健康保険特別会計予算について
- 日程第29 議案第25号 平成17年度高森町老人保健特別会計予算について
- 日程第30 議案第26号 平成17年度高森町介護保険特別会計予算について
- 日程第31 議案第27号 平成17年度高森町簡易水道事業特別会計予算について
- 日程第32 議案第28号 平成17年度高森町農業用水供給事業特別会計予算について
- 日程第33 議案第29号 平成17年度高森町鉄道経営対策事業基金特別会計予算について
- 日程第34 議案第30号 高森町行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の制定について

2. 出席議員は次のとおりである。(14名)

1 番	宇藤 敬 君	2 番	白石 博 昭 君
3 番	山室 克 尋 君	4 番	山村 將 護 君
5 番	甲斐 直 三 君	6 番	野中 謙 三 君
7 番	本田 生 一 君	8 番	甲斐 廣 國 君
9 番	後藤 和 昭 君	10 番	甲斐 正 一 君
11 番	相馬 俊 行 君	12 番	三森 義 高 君
13 番	佐伯 金 也 君	14 番	後藤 英 範 君

3. 欠席議員は次のとおりである。(0名)

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名(21名)

町 長	藤本 正 一 君	助 役	阿南 哲 也 君
収 入 役	芹口 誓 彰 君	教 育 長	渡辺 哲 郎 君
総務課長	岩下 健 治 君	企画財政課長	村上 源 喜 君
商工観光課長	佐伯 実 範 君	住民生活課長	瀬井 公吉郎 君

保健福祉課長	佐伯秀和君	税務課長	後藤秀希君
農林振興課長	岩下光広君	建設課長	色見隆夫君
水資源対策課長	桐原一紀君	高森中央出張所長	田上真一君
草部出張所長	岩下生人君	野尻出張所長	総務課長兼務
教育委員会事務局長	廣木富八君	収入役室長	岩下昭久君
農業委員会事務局長	二子石衛君	オーガニックアグリ センター長	杉田則秋君
企画財政課長補佐	甲斐敏文君	総務課長補佐	古澤建生君

5. 本会議に職務のため出席した者の職氏名（2名）

議会事務局長	長尾和博君	議会事務局次長	古庄良一君
--------	-------	---------	-------

開会 午前10時02分

-----○-----

○議長（相馬俊行君） おはようございます。

会議に先立ち、町長のごあいさつをお願いいたします。町長 藤本正一君。

○町長（藤本正一君） おはようございます。

本日、3月定例議会が開かれるに当たりまして、一言ごあいさつを申し上げます。議員の皆様におかれましては、年度末の何かとご多忙のところご出席をいただき、誠にありがたくお礼を申し上げる次第でございます。

さて、平成17年度の予算をはじめ、各般にわたります議案のご審議を願うに当たり、所信の一端を申し上げたいと思います。

昨年はバブル崩壊後の景気回復の兆しも少しは見え始めたものの、不透明な部分がありにも多く、楽観は許されない厳しい状況が続く中で、史上最多の台風の上陸など、まさに地球規模で多くの自然災害が発生しました。本町におきましても、例外ではなく、農林業生産物や農業施設等に大きな影響を受けることになりました。この甚大なる被害に関わらず、復旧を目指されている関係者の方々へ一日も早く復旧に向け、できる限りの対策を講じてまいりますとともに、今後とも町民の皆様が安心して生活のできるよう、災害復旧等に全力を尽くし、災害に強い町土づくりに一層進めてまいりたいと思っております。

次に、現下の地方財政は、平成6年度以降11年連続して多額の財源不足を生じております。この間、地方債の増発別等によって、これを補填し、収支の均衡を図るという極めて厳しい状況が続いております。これに伴いまして、地方の借入金残高は増高の一途を辿り、その結果、平成17年度末には204兆円に達する見込みであります。地方財政は、まさに危機的な状況にあります。

なお、平成15年度決算の状況や平成16年度の税収見込みに照らせば、国・地方とともに税収は回復傾向にありますけれども、国内外の経済動向の見通しは、なお予断を許さない状況にあります。他方、地方歳出は、公債費の償還に伴う負担が依然として高い水準にあり、社会補償関係の歳出も上昇傾向にあるなど、引き続き厳しい状況にあることから、自治体にとっては、一般歳出の更なる削減に努める必要があると考えております。

また、現在、政府が取り組んでいます三位一体の改革では、地方公共団体の自主性、自立性を高め、個性豊かで活力に満ちあふれた地域社会を実現するということが基本にしておりますが、地方財政の健全化、効率化に向けての成果を期待しながら

ら、十分に留意していかなければならないと思っております。

次に、行財政改革であります。まず、職員の意識改革についてであります。地方分権の進展により、地方公共団体の自主性、自立性が高まり、職員の自覚と政策形成能力の向上がより一層求められております。特に、これまでの機関委任事務等に象徴されますような、国の指示を仰ぐ立場から、住民の意見を基本にしながら、職員の研修等を行っていくことはもちろん、職員の意識改革や能力開発に積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

また、地方分権の進展、町民ニーズの多様化や増大、さらには、町政を取り巻く社会経済情勢の変化に的確に対応できるように、財政健全化に向けた取り組みと併せて改めて既存の組織、事務事業全般にわたって点検を行い、簡素で効率的な執行体制の整備に取り組んでまいりたいと思っております。このことにつきましては、一昨年より職員によります内部検討会、さらには昨年より有識者を交えた合同検討会によりまして、平成19年4月を目途とした機構改革案を策定しているところでございます。今後は、これと連動した財政改革案についても、鋭意検討してまいります。今回の案につきましては、議員の皆様方のご意見を賜り、さらにその充実を図るべく努力をしておりますので、何とぞよろしくお願いを申し上げます。

次に、昨年より矯正施設の誘致を進めるということで、議会の皆様方にも大変お世話になっておりますが、現段階では法務省から明確な回答をまだいただいております。法務省の話では、現在、全国60数カ所の自治体からの誘致希望があるということではございますが、その中から候補地の選定中ということに止まっております。今後、何らかの情報等があれば、議会の皆様にご相談を申し上げ、その歩を進めてまいりたいと思っております。今後ともご指導のほど、よろしくお願いを申し上げます。

今時定例会におきまして、専決処分2件、人事案件1件、条例案11件、予算案14件、その他議決をお願いするもの3件、合わせまして31件のご審議をお願いをするものでございます。諸議案の内容につきましては、後ほどご説明をさせていただきますと存じますが、何とぞご審議いただきまして、ご決議、ご承認を賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

簡単ではございますが、お礼を兼ねましてあいさついたします。よろしくお願いをいたします。

-----○-----

○議長（相馬俊行君） どうも、ありがとうございました。

ただいまから、平成17年第1回高森町議会定例会を開会いたします。

これから、本日の会議を開きます。

-----○-----

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（相馬俊行君） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第118条の規定により、3番 山室克尋君、4番 山村將護君を指名します。

-----○-----

日程第2 会期の決定

○議長（相馬俊行君） 日程第2 会期の決定を議題といたします。

会期の決定につきましては、議会運営委員会に付託してありましたので、委員長の報告を求めます。議会運営委員長 本田生一君。

○議会運営委員長（本田生一君） おはようございます。7番 本田でございます。

会期の報告を申し上げます。議会運営委員会に付託されておりました平成17年第1回高森町議会定例会の会期につきましては、本日3月9日から3月17日までの9日間と決定しております。以上、報告いたします。

○議長（相馬俊行君） 議会運営委員長の報告のとおり決定したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相馬俊行君） 異議なしと認めます。よって、会期は、本日3月9日から3月17日までの9日間と決定しました。

-----○-----

日程第3 承認第2号 専決処分の承認を求めることについて

○議長（相馬俊行君） 日程第3 承認第2号、専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。総務課長 岩下健治君。

○総務課長（岩下健治君） おはようございます。

承認第2号、専決処分の承認を求めることについてをご説明いたします。

本件は、三角町、不知火町、松橋町、小川町、及び豊野村の5町が合併し、平成17年1月15日をもって宇城市となったこと、また、それに伴います一部事務組合の脱退及び名称の変更でありまして、合併日以降から1月24日までの間に議決の必要が生じたことから、専決処分をいたしたものでございます。

速やかにご承認いただきますようお願いをいたしまして、ご報告といたします。

○議長（相馬俊行君） 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相馬俊行君） 質疑なしと認めます。これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相馬俊行君） 討論なしと認めます。

これから、承認第2号、専決処分の承認を求めることについてを採決いたします。本件について、承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相馬俊行君） 異議なしと認めます。したがって、承認第2号、専決処分の承認を求めることについては、これを承認することに決定しました。

-----○-----

日程第4 承認第3号 専決処分の承認を求めることについて

○議長（相馬俊行君） 日程第4 承認第3号、専決処分の承認を求めることについてを議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。税務課長 後藤秀希君。

○税務課長（後藤秀希君） おはようございます。

専決第2号、高森町税条例の一部を改正する条例について、説明申し上げます。

今回の改正は、不動産登記法が全部改正され、平成17年3月7日から施行されたのに伴うものでございまして、新旧対照表のとおり、この法律を引用しております。町税条例の固定資産税に係る部分を改正法律の規定に改めたものです。ご審議の上、ご承認いただきますようよろしく願いいたします。

○議長（相馬俊行君） 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相馬俊行君） 質疑なしと認めます。これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相馬俊行君） 討論なしと認めます。

これから、承認第3号についてを採決いたします。本件について、承認すること

にご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相馬俊行君） 異議なしと認めます。したがって、承認第3号、専決処分の承認を求めることについては、これを承認することに決定しました。

-----○-----

日程第5 同意第1号 高森町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて

○議長（相馬俊行君） 日程第5 同意第1号、高森町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについてを議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。町長 藤本正一君。

○町長（藤本正一君） 同意第1号、高森町固定資産評価審査委員会委員の選任についての提案説明をいたします。

工藤政満氏は、姿勢温厚誠実にて、品行方正な見識は特に高く評価され、信頼とその徳望は衆人の認めているところでございます。同氏は、固定資産評価委員の現職であり、その手腕に期待するところが極めて大きいものがあります。

同意案につきまして、どうぞよろしくお願いを申し上げ、説明といたします。

○議長（相馬俊行君） 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相馬俊行君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相馬俊行君） 討論なしと認めます。

これから、同意第1号について採決いたします。

本件について、同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相馬俊行君） 異議なしと認めます。したがって、同意第1号、高森町固定資産評価審査委員会委員の選任については、これに同意することに決定いたしました。

-----○-----

日程第6 議案第2号 熊本縣市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少、共同処理する事務の変更及び規約の一部変更について

○議長（相馬俊行君） 日程第6 議案第2号、熊本県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少、共同処理する事務の変更及び規約の一部変更についてを議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。総務課長 岩下健治君。

○総務課長（岩下健治君） 議案第2号、熊本県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少、共同処理する事務の変更及び規約の一部変更についてをご説明いたします。

市町村の合併によりまして、平成17年2月11日に阿蘇市、山都町が誕生、さらに2月13日には南阿蘇村が誕生いたしました。それに伴います一部事務組合、蘇陽町清和村病院組合、矢部町外2カ町村衛生施設組合の解散脱退による変更、また、今年3月22日には、菊池市、七城町、旭志村、及び泗水町が合併し、新しい菊池市となります。それに伴います一部事務組合が脱退することによります熊本県市町村総合事務組合の規約の一部変更でございます。

慎重にご審議をいただき、ご決定いただきますようお願いをいたしまして、提案説明といたします。

○議長（相馬俊行君） 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相馬俊行君） 質疑なしと認めます。これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相馬俊行君） 討論なしと認めます。

これから、議案第2号についてを採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相馬俊行君） 異議なしと認めます。したがって、議案第2号、熊本県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少、共同処理する事務の変更及び規約の一部変更については、原案のとおり可決されました。

-----○-----

○議長（相馬俊行君） お諮りいたします。

日程第7 議案第3号及び日程第8 議案第4号については、本日は提案のみと

いたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相馬俊行君） 異議なしと認めます。よって、議案第3号及び議案第4号については、本日は提案のみとすることに決定いたしました。

-----○-----

日程第7 議案第3号 高森町個人情報保護条例の制定について

日程第8 議案第4号 高森町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の制定について

○議長（相馬俊行君） 日程第7 議案第3号、高森町個人情報保護条例の制定について、及び日程第8 議案第4号、高森町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の制定についてを一括議題といたします。

議案第3号及び議案第4号について、提案理由の説明を求めます。総務課長 岩下健治君。

○総務課長（岩下健治君） 議案第3号、高森町個人情報保護条例の制定についてをご説明いたします。

平成15年5月30日に個人情報の保護に関する法律及び行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律、これが公布されまして、本年4月1日から施行されることに伴い、この法律の定めるところによりまして、個人情報の適切な取り扱いに関し、地方公共団体の責務を明らかにするとともに、個人情報を取り扱う事業者の遵守すべき責務を定めるもので、事務の特性に配慮した対処機関のあり方、自己の情報の開示、訂正、利用停止等の本人関与の仕組み、適切な苦情処理や不服申立制度等の救済措置の整備、個人情報の漏洩等に対する罰則等を定める条例の制定でございます。

慎重、ご審議をいただき、ご決定いただきますようお願いを申し上げ、提案説明といたします。

続きまして、議案第4号、高森町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の制定についてご説明いたします。

この条例は、地方公務員法第58条の2の規定に基づき、制定するものでありまして、職員の任用、給与、勤務時間、その他の勤務条件、分限及び懲戒、服務、研修及び勤務成績の評定、並びに福祉及び利益の保護等、人事行政の運営の状況を長に報告し、それを公表するものであります。報告の時期を6月末、公表の時期を9月末といたしております。

慎重、ご審議の上、ご決定いただきますようお願いをいたしまして、提案説明といたします。

-----○-----

日程第 9 議案第 5 号 高森町上在集会所設置条例の制定について

○議長（相馬俊行君） 次に、議長より議員各位にご報告いたします。

日程第 9 議案第 5 号、高森町上在集会所設置条例の制定については、日程に上がっておりますが、3月8日付けで町長より議案撤回の申し出がありましたので、本件については、高森町議会会議規則第 20 条但し書きの規定により、議長において撤回の許可をいたしましたから、報告しておきます。

-----○-----

日程第 10 議案第 6 号 高森町駐在嘱託員の報酬及び費用弁償等条例の一部を改正する条例について

○議長（相馬俊行君） 日程第 10 議案第 6 号、高森町駐在嘱託員の報酬及び費用弁償等条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。税務課長 後藤秀希君。

○税務課長（後藤秀希君） 議案第 6 号、高森町駐在嘱託員の報酬及び費用弁償等条例の一部を改正する条例について、提案理由の説明を申し上げます。

新旧対照表のとおり、駐在嘱託員が町税を預かり、会計窓口で納入をされた場合、納入額の 3% を手数料として支払う取り扱いをしておりましたが、これを廃止したため、条例の一部を改正するものでございます。

ご審議の上、ご決定いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（相馬俊行君） 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相馬俊行君） 質疑なしと認めます。これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相馬俊行君） 討論なしと認めます。

これから、議案第 6 号についてを採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相馬俊行君） 異議なしと認めます。したがって、議案第6号、高森町駐在囑託員の報酬及び費用弁償等条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第11 議案第7号 高森町職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（相馬俊行君） 日程第11 議案第7号、高森町職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。総務課長 岩下健治君。

○総務課長（岩下健治君） 議案第7号、高森町職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例について、ご説明いたします。

本条例の改正につきましては、第13条第2項で規定しております日当を支給しない地域の名称の改正で、市町村合併によります阿蘇市、山都町の誕生によるものであります。附則で適用日を平成17年2月11日といたしております。

慎重ご審議をいただきまして、速やかにご決定いただきますようお願いをいたしまして、提案説明といたします。

○議長（相馬俊行君） 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相馬俊行君） 質疑なしと認めます。これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相馬俊行君） 討論なしと認めます。

これから、議案第7号についてを採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定したいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相馬俊行君） 異議なしと認めます。したがって、議案第7号、高森町職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

-----○-----

○議長（相馬俊行君） お諮りいたします。

日程第 1 2 議案第 8 号から日程第 3 4 議案第 3 0 号までについては、本日は提案のみといたしたいと思ひます。これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（相馬俊行君） 異議なしと認めます。よって、議案第 8 号から議案第 3 0 号までについては、本日は提案のみとすることに決定いたしました。

-----○-----

日程第 1 2 議案第 8 号 高森東中学校給食共同調理場設置条例の一部を改正する条例について

日程第 1 3 議案第 9 号 高森町生涯学習施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について

日程第 1 4 議案第 1 0 号 高森町立小・中学校施設等の開放に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（相馬俊行君） 日程 1 2 議案第 8 号、高森東中学校給食共同調理場設置条例の一部を改正する条例について、及び日程第 1 3 議案第 9 号、高森町生涯学習施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について、並びに日程第 1 4 議案第 1 0 号、高森町立小・中学校施設等の開放に関する条例の一部を改正する条例についてを一括議題といたします。

議案第 8 号から議案第 1 0 号までについて、提案理由の説明を求めます。教育委員会事務局長 廣木富八君。

○教育委員会事務局長（廣木富八君） おはようございます。

議案第 8 号より議案第 1 0 号まで一括してご説明させていただきます。

議案第 8 号、高森東中学校給食共同調理場設置条例の一部を改正する条例について、ご説明申し上げます。今回の改正は、学校統合に伴い、設置条例の条文から統合となります草部南部小学校及び草部中学校の名称を削るものであります。

また、議案第 9 号、高森町生涯学習施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例につきましては、同じく、学校統合に伴い、4 月より学校施設から生涯学習施設として用途変更するものであり、現在、草部南部小学校を草部南部生涯学習センター、草部中学校を草部生涯学習センターとし、地域の生涯教育の場とするものであります。

続きまして、議案第 1 0 号、高森町立小・中学校施設等の開放に関する条例の一部を改正する条例につきましては、学校統合に伴い、草部中学校体育館を開放施設から外し、生涯学習施設とし、平成 1 6 年度公立学校施設整備事業により建設いた

しました高森中学校屋内プールを新たに住民福祉の推進のため開放施設として位置づけいたしました。なお、プール使用料は高校生以上を200円、小中学生を100円、小学生未満を無料いたします。

以上、ご説明申し上げましたが、慎重にご審議をいただき、ご決定を賜りますようお願いを申し上げます、提案説明といたします。

-----○-----

日程第15 議案第11号 高森町保育所条例の一部を改正する条例について

○議長（相馬俊行君） 日程第15 議案第11号、高森町保育所条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。保健福祉課長 佐伯秀和君。

○保健福祉課長（佐伯秀和君） おはようございます。

議案第11号で提案いたしております高森町保育所条例の一部を改正する条例について、ご説明を申し上げます。

ご存じのように、現在、野尻保育園、草部北部保育園、河原僻地保育園の、三園によります集合保育を野尻保育園で行っております。在園児は27名でございます。引き続き、17年度の入園手続を行いましたところ、就園児と新入園児合わせまして24名となり、厚生労働省児童家庭局長通達により、4月時点での児童数が115%までとする23名を1名オーバーすることとなりました。従前は、定員数により保育単価が定められておりましたことから、財政上、有利になるような条例改正が行われたと思いますが、公立保育園におきましては、平成16年度より運営費が一般財源化され、定員区分による保育単価が一律に取り扱われることとなりましたことから、希望される児童全員受け入れることができますよう、現在20名の定員を30名へと条例の改正をお願いするものでございます。

慎重審議の上、決定賜りますようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

-----○-----

日程第16 議案第12号 高森町営住宅条例の一部を改正する条例について

○議長（相馬俊行君） 日程第16 議案第12号、高森町営住宅条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。建設課長 色見隆夫君。

○建設課長（色見隆夫君） おはようございます。

議案第12号、高森町営住宅条例の一部を改正する条例について、説明申し上げ

ます。

町営住宅下町団地建て替えにおきまして、建築しました新規の公営住宅について、地方自治法第244条の2第1項及び公営住宅法第15条の規定に基づき、条例の一部を改正する必要がありますので、この条例案を提出します。

ご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げまして、提案理由の説明を終わります。

-----○-----

日程第17 議案第13号 高森町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（相馬俊行君） 日程第17 議案第13号、高森町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。総務課長 岩下健治君。

○総務課長（岩下健治君） 議案第13号、高森町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例についてをご説明いたします。

消防団員の確保につきましては、全国的に苦慮しているところでございますが、本町におきましても、多分に漏れず、昭和56年、定数500名に対しまして実数516名をピークに、平成15年には定数330名に対しまして、団員実数292名と300人を割る状況であります。平成16年度末実数として286名しか見込まれないことから、団員定数を290名といたしたく、本条例を提案するものであります。

慎重にご審議をいただき、ご決定くださいますようお願いを申し上げます、提案の説明といたします。

-----○-----

日程第18 議案第14号 町道の路線の認定について

日程第19 議案第15号 町道の路線の廃止について

○議長（相馬俊行君） 日程第18 議案第14号、町道の路線の認定について、及び日程第19 議案第15号、町道の路線の廃止についてを一括議題といたします。

議案第14号及び議案第15号について、提案理由の説明を求めます。建設課長 色見隆夫君。

○建設課長（色見隆夫君） 議案第14号、町道の路線の認定について、説明申し上げます。久原東西線、中原中央線、大村環状線、この3路線につきましては、道路法第8条第2項の規定により、また、議案第15号、町道の路線の廃止について、大

村水源地線、大村線、この2路線については、道路法第10条第3項の規定により、提案するものであります。

ご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げまして、提案理由の説明を終わります。

-----○-----

日程第20 議案第16号 平成16年度高森町一般会計補正予算について

○議長（相馬俊行君） 日程第20 議案第16号、平成16年度高森町一般会計補正予算についてを議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。町長 藤本正一君。

○町長（藤本正一君） 議案第16号で提案申し上げました平成16年度高森町一般会計補正予算案について、ご説明を申し上げます。

今回の補正は、平成16年度の最終補正でありますので、歳入全般にわたって収入の確保を図り、歳出においては不用額を極力抑えるため、科目全般にわたり補正を行うとともに、財政状況が今後なお一層厳しい状況が予想されるために、その財源として基金の積立を計上するものであります。

今回の補正予算は、総額で7,079万9,000円の増額となり、これを現計予算と合算いたしますと、47億3,173万6,000円となります。

9ページの第2表、繰越明許費の経営構造対策事業は、昨年秋の台風により被害を受けた農家を救済するために、国・県・町が協力して補助金を交付し、災害に強く耐久性のある園芸施設用ハウス建設を行うもので、年度内に完成が難しいために、繰越事業を行うものであります。また、公共土木施設災害復旧事業につきましても、昨年の台風による豪雨のために被害を受け、査定時期等の遅れにより、年度内の完成が困難となったために、道路1件、河川2件、橋梁1件につきましては、事業費を繰り越して工事を行うものであります。

10ページの第3表、債務負担行為の変更は、同じく昨年の台風による被害を受けた農家への利子補給において、申請者の増減があったため、限度額の変更を行うものです。

次に、11ページ、第4表、地方債の変更は、各事業実施に伴う限度額の補正であります。

歳入予算の主なものについて申し上げます。

14ページからの町税につきましては、町民税・固定資産税・たばこ税・軽自動車税など、現段階での収入見込額を計上しております。なお、入湯税につきましては

は、入湯者の減少を見込みまして、減額しております。自主財源である地方税におきましては、今後とも徴収率アップを心がけ、収入の確保を図ってまいります。また、地方交付税におきましては、国の補正予算に伴います普通交付税の追加交付額を計上いたしております。

17ページの商工費の使用料につきましては、温泉館使用料と湧水トンネル公園の使用料を現時点で利用者見込みにより計上しております。

19ページの民生費国庫負担金の身体障害者福祉費負担金と支援費負担金は、支援費事業の負担金が身体障害者施設分と知的障害者施設分に分けて交付されることになったため、それぞれに補正を行うものです。

21ページの農林水産業費国庫補助金の経営構造対策事業補助金は、園芸施設建設事業費の国庫負担分を受け入れるもので、繰越明許事業の財源となるものです。

22ページの民生費県負担金の身体障害者福祉費負担金と支援費負担金は、国庫負担金と同様の補正を行うものです。

25ページの農林水産業費県補助金の農業振興費補助金は園芸施設建設事業の県負担分を計上しております。

32ページの町債につきましては、現在の各事業債の許可見込額により調整をいたしております。

以下、歳出予算の主なものについてご説明を申し上げます。

歳出予算に全般にわたる人件費につきましては、期末手当額、共済掛け金等の最終見込みにより補正を行い、総額で2,820万円の減額をいたしております。

46ページの地籍調査費につきましては、本年度事業確定により補正をいたしました。委託料は測量単価の減額、入札残高等による減額となります。

47ページの社会福祉協議会運営補助金につきましては、運営経費決算見込みによる減額をいたしました。

49ページの老人保健、50ページの国民健康保険事業費の繰出金につきましては、医療費の増額の見込み等による特別会計との調整を行っております。

58ページの農業振興費の経営構造対策事業補助金は、台風被害を受けた農家の園芸施設建設に伴う国・県・町の補助金を交付するもので、17年度へ繰越して実施するものであります。

66ページの土木費は、町道色見環状線等の事業費減額による補正であります。また、単県事業負担金は、県道津留・柳線、国道265号線等の整備に伴います事業費の増額であります。

71ページの教育総務費の事務局費の備品購入費につきましては、近年、大きな社会問題となっております学校への不審者侵入対策のための用具の購入費を計上しております。なお、教育施設においては、安全安心の確保につきましては、より一層注意を払う所存でございます。

76ページの中学校費の学校建築費については、高森中学校プール建設工事費について、減額補正をしております。

83ページの基金費につきましては、これから財政の弾力的な運用を図るために、財政調整基金などの積立を行うための予算を計上しております。財政調整基金におきましては、この1億523万7,000円を積み立てることにより、平成16年度の3月補正後の現在高は約3億5,016万9,000円となります。なお、他の基金につきましては、基金利子相当分を計上しております。

最後になりますが、平成16年度会計も年度末となりましたので、予算の執行に万全を期し、限られた予算で最大の効果を上げられるよう、なお一層の事務事業の効率化を図りながら、健全な財政運営の推進を心がけ、平成17年度へつないでいく所存でございます。

以上、今回、提案しております補正予算について、その概要をご説明を申し上げました。今議会におきまして、ご審議の上、ご決定を賜りますようよろしくお願いをいたしまして、ご説明を終わります。

-----○-----

日程第21 議案第17号 平成16年度高森町国民健康保険特別会計補正予算について

日程第22 議案第18号 平成16年度高森町老人保健特別会計補正予算について

○議長（相馬俊行君） 日程第21 議案第17号、平成16年度高森町国民健康保険特別会計補正予算について、及び日程第22 議案第18号、平成16年度高森町老人保健特別会計補正予算についてを一括議題といたします。

議案第17号及び議案第18号について、提案理由の説明を求めます。税務課長 後藤秀希君。

○税務課長（後藤秀希君） 議案第17号、平成16年度高森町国民健康保険特別会計補正予算第3号について、説明申し上げます。

今回の補正は、既定予算に3,121万1,000円を追加し、総額を9億1,676万1,000円とするものです。

9ページからの歳入ですが、款1国民健康保険税は、今後の歳入見込額により4

58万1,000円を減額、以下国庫支出金、社会保険診療報酬支払基金からの療養給付費等交付金、国保連合会からの交付金、一般会計繰入金は、交付決定額に基づいて補正をしております。

14ページからの歳出は、各費目とも今後の執行見込みに基づいて補正をしております。

次に、議案第18号、平成16年度高森町老人保健特別会計補正予算第3号について、説明申し上げます。

今回の補正は、既定予算から5,300万5,000円を減額し、総額を11億1,952万2,000円とするものです。

主な内容ですが、9ページの歳出予算、款1医療諸費の医療給付費、医療支給費、審査支払手数料の支出予定額が確定したのに伴い、6ページからの歳入予算、社会保険資料報酬支払基金からの交付金、国庫支出金、県支出金、一般会計繰入金の額が決定したために、それぞれ補正をさせていただくものです。

以上、ご審議の上、ご決定いただきますようよろしくお願いいたします。

-----○-----

日程第23 議案第19号 平成16年度高森町介護保険特別会計補正予算について

○議長（相馬俊行君） 日程第23 議案第19号、平成16年度高森町介護保険特別会計補正予算についてを議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。保健福祉課長 佐伯秀和君。

○保健福祉課長（佐伯秀和君） 議案第19号で提案いたしております平成16年度高森町介護保険特別会計補正予算第2号について、ご説明を申し上げます。

歳入の主な補正は、給付減に伴い、国・県の補助及び負担金、交付金や財政安定化基金貸付金を全額借り入れする必要がなくなったための補正でございます。

また、歳出におきましては、認定審査請求件数は増加しておりますものの、1人当たりの給付費が高額となります介護度数が重い方への移行傾向が思ったより緩やかであったため、支出に大きなウエイトを占めております介護サービス費を減額することができましたが、反面、介護に至る前の要支援が増加した結果、支援サービス費は増加してきましたものの、全体では歳出減となり、今回、歳入歳出予算それぞれ2,870万円を減額し、総額で6億1,812万2,000円とするものでございます。

慎重審議の上、決定賜りますようお願い申し上げます。

-----○-----

日程第 2 4 議案第 2 0 号 平成 1 6 年度高森町簡易水道事業特別会計補正予算について

日程第 2 5 議案第 2 1 号 平成 1 6 年度高森町農業用水供給事業特別会計補正予算について

○議長（相馬俊行君） 日程第 2 4 議案第 2 0 号、平成 1 6 年度高森町簡易水道事業特別会計補正予算について、及び日程第 2 5 議案第 2 1 号、平成 1 6 年度高森町農業用水供給事業特別会計補正予算についてを一括議題といたします。

議案第 2 0 号及び議案第 2 1 号について、提案理由の説明を求めます。水資源対策課長 桐原一紀君。

○水資源対策課長（桐原一紀君） おはようございます。

議案 2 0 号、2 1 号一括して提案説明申し上げます。

議案第 2 0 号、平成 1 6 年度高森町簡易水道事業特別会計補正予算第 2 号について、ご説明申し上げます。

今回の補正は、既定の歳入歳出からそれぞれ 3 9 5 万 5, 0 0 0 円を減額し、予算総額を歳入歳出それぞれ 1 億 6, 1 9 5 万 5, 0 0 0 円とするものでございます。

補正の主な内容をご説明いたします。

8 ページの歳入で、款 6 の地方債の水道費債 4 6 0 万円の減額補正を行っております。この内容といたしまして、平成 1 6 年度中に完成を予定しておりました県道津留～柳線改良工事におきまして、川田代橋そのものは完成しておりますけれども、残りの盛り土部分の改良工事が県の都合によりまして、1 7 年度に繰越となりました。その結果、盛り土部分の水道本管布設替え工事をやむを得ず中断することとなりました。なお、川田代橋梁部への水道管布設替え工事につきましては、計画どおり竣工をいたしております。したがって、残工事分の地方債も減額補正といたしました。

このことによりまして、1 0 ページの歳出の中で、工事請負費の 5 8 5 万 3, 0 0 0 円を減額補正とするものです。また、歳出の各節の減額につきましては、工事請負費を含め、それぞれの不用額と予備費を調整いたしまして、1 7 年度で計画中であります菅山河原地区水道町営化の国の補助事業に向けまして、今回、1 1 ページの款 4 諸支出金の積立金を新たに設け、9 0 0 万円を補正計上いたしました。

次に、議案第 2 1 号、平成 1 6 年度高森町農業用水供給事業特別会計補正予算第 2 号について、ご説明申し上げます。

今回の補正では、予算総額に変更はございませんので、既定の予算内での補正と

なります。

その補正内容は、農業用水費の歳出予算各節の不用額を予備費へ組み替え、補正させていただくものです。

以上、議案第20号、議案21号について提案説明をいたしました。よろしくご審議を賜り、ご決定くださいますようお願い申し上げます、説明を終わります。

-----○-----

日程第26 議案第22号 平成16年度高森町鉄道経営対策事業基金特別会計補正予算について

○議長（相馬俊行君） 日程第26 議案第22号、平成16年度高森町鉄道経営対策事業基金特別会計補正予算についてを議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。企画財政課長 村上源喜君。

○企画財政課長（村上源喜君） おはようございます。

議案第22号でご提案申し上げました平成16年度高森町鉄道経営対策事業基金特別会計補正予算案について、ご説明いたします。

今回の補正は、既定の歳入歳出予算に歳入歳出それぞれ3万7,000円を追加して、歳入歳出予算の総額を1,298万3,000円とするものであります。

なお、これによりまして、基金残高は自治体基金3億2,559万2,000円、住民基金3,312万1,000円となります。

以上、ご説明申し上げましたが、ご審議いただき、ご決定賜りますようお願い申し上げます、説明を終わります。

○議長（相馬俊行君） お諮りします。

しばらく休憩いたしたいと思っております。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相馬俊行君） 10分間休憩いたします。

-----○-----

休憩 午前10時55分

再開 午前11時05分

-----○-----

○議長（相馬俊行君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

-----○-----

日程第27 議案第23号 平成17年度高森町一般会計予算について

○議長（相馬俊行君） 日程第27 議案第23号、平成17年度高森町一般会計予算

についてを議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。町長 藤本正一君。

○町長（藤本正一君） 議案第23号で提案をいたしました平成17年度高森町一般会計予算の概要について、ご説明を申し上げます。

国におきましては、経済財政運営と構造改革に関する基本方針2004を踏まえ、平成17年度予算の概算要求に当たっての、基本的な方針の中で、平成17年度予算については、平成16年度に引き続き、歳出改革の一層の推進を図ることとしております。なかんずく、一般会計歳出等の水準については、実質的に前年度以下に抑制してきた従来にも増して、歳出全般にわたる徹底した見直しを行い、歳出の抑制と所管を超えた予算配分の重点化、効率化を実施することとしております。

一方、今日の厳しい地方財政において、地方公共団体は個性と工夫に満ちた魅力ある地方の形成、少子高齢化対策、循環型社会の構築、環境問題への対応等の重要政策課題を推進していく上で大きな役割を果たしていくことがますます強く期待をされております。

本町財政におきましても同様であり、今後、さらに事務事業の見直し、組織・機構の簡素化、外郭団体の統廃合、定員管理の適正化、民間委託への推進等、行財政全般にわたる改革を積極的にかつ計画的に進めることが必須条件であります。

このような変化の厳しい情勢の中で、編成いたしました平成17年度予算、歳入については、町税、使用料、手数料等の自主財源の確保並びに町債及び基金の有効活用心がけ、歳出においては、事務費から既存事業費まで必要性、効果等について再確認を行い、徹底した見直しを図りました。

一方では、高森町総合計画を基本とした重要事業を重点的かつ効率的に推進できるよう限られた財源の有効配分を図り、充実した予算となるよう編成をいたしました。

今回、提案しております一般会計の予算総額は43億5,000万円で、平成16年度当初予算に比べマイナス0.4%となっております。

その主な財源は、町税4億9,418万1,000円、地方交付税18億8,900万円、使用料及び手数料1億9,945万9,000円、国庫支出金2億4,985万1,000円、県支出金3億2,006万8,000円、繰入金2億6,411万6,000円、町債5億8,070万円などであります。

まず、歳入予算の主なものについて、ご説明を申し上げます。

町税につきましては、長引く経済不況、昨年の台風被害の影響を考慮するととも

に、16年度の実績見込み等を踏まえ計上しております。

地方交付税については、国において経済財政運営と構造改革に関する基本方針2004を遵守することとし、地方団体の安定的な財政運営に必要な一般財源の総額を確保するとの方針を踏まえ、前年度に比べ3.6%増しを計上しております。

次に、繰入金についてであります。増大する行政需要に対応するため、財政調整基金をはじめとする基金繰入金を計上しております。

次に、町債についてであります。昨年に引き続き、発行されました臨時財政対策債は、普通交付税の基準財政需要額から振り替えられるものであり、地方財政計画を参考に発行額を計上しております。なお、臨時財政対策債については、後年度、普通交付税算定に用います数値に100%算入されることとなっております。その他、町債充当の主な事業といたしまして、中心市街地活性化拠点施設整備事業、統合保育園建設事業、町道整備事業、色見・上色見小学校跡地活性化整備事業等の予算を計上しております。

次に、歳出についてご説明を申し上げます。

まず、議会費については、議会活動に伴う経常的な経費や各種特別委員会等の活動経費を計上しております。

次に、総務費について申し上げます。地域づくり対策事業費は、中心市街地に地域住民と観光客が交流できる観光交流センターを建設し、周辺を多目的広場として整備を行い、活力と潤いあふれる高森町の創造を基本理念に、景観にマッチした施設整備と地域住民のもてなしによる賑わいのある街づくりを目指すための経費の計上でございます。また、電子自治体構想による国・県等とのネットワーク構築のため、総合行政ネットワークシステム導入経費及び業務系電算システム機器、データ、電源等の運営管理を万全に実施するための、保守点検等の経費を計上しております。その他、町民一人一人が交通安全意識を普及し、交通安全の意識の高揚を図るとともに、事故のないまちづくりを推進するため、交通安全施設の整備費用を計上し、安全なまちづくりに努めます。

地籍調査費では、地籍調査の早期完了を図るため、本年度から調査班を1班追加し、3班体制で大字野尻地区の一部3.84平方キロメートルを調査いたします。なお、今年度調査終了時点での進捗率は全体の59%となります。

次に、民生費について申し上げます。社会福祉総務費は、民生委員活動費、敬老会、各種団体への負担金、助成金等を計上しております。また、社会福祉協議会への運営助成を行い、地域福祉の充実を図ってまいります。障害福祉費では、支援費

事業及び身体、精神障害者の在宅生活支援のための経費を計上しております。老人福祉費は、介護保険対象外の方の介護予防、生活支援サービス、施設措置関連の予算を計上し、増加する高齢者の福祉増進に努めてまいります。

同和対策費は、同和問題の解決を目指し、人権問題全般への取り組みのなお一層の強化を図るため、行政、企業、各種委員会を中心とした人権啓発講演事業、人権意識の普及、高揚のため、第5回すまいるフェスタ in たかもりなどの啓発事業を実施いたします。

児童福祉費は、児童福祉施設整備費について、統合保育園園舎の建設設計委託及び建築工事を計上いたしております。また、通園しやすい環境を整備し、延長保育促進事業等を取り入れた保護者のニーズに応える保育をなお一層推進してまいります。

次に、衛生費ですが、住民検診及び各種検診と一元化した複合検診の推進により、受診率の向上を図り、検診結果から生活習慣病対象者に対して、個別健康教室を実施し、その予防や進行防止をするための経費を計上しております。

一般家庭のゴミの適切な処理と、それに伴う生活環境への負担軽減のため、阿蘇広域行政事務組合と連携し、ゴミの減量化とリサイクルの促進を強力に推進してまいります。し尿処理及び生活排水につきましては、基本計画により合併浄化槽の普及に努め、本年度も50基の整備をするための経費を計上しております。

次に、農林水産業費について申し上げます。ハウス導入等施設園芸の推進により、高収益性の作物、作型を中心に産地形成を図ってまいります。また、現経営作物を中心に規模の拡大を目指す農家の間で、労働提供、農地の貸借等において、その役割分担を図りつつ、地域複合としての農業発展を目指すための経費を計上しております。農業活性化施設については、有機農業の拠点施設として土づくりを基本とした自然環境型農業の推進を図り、畜産排泄物の管理適正化、及び利用の推進に関する法律の施行により畜産農家の意識改革と本格的な有機堆肥の生産体制を構築するための経費を計上しております。

林業振興費ですが、林業を取り巻く厳しい状況において、森林の崩壊が危惧されております。本年度も引き続き、高齢級の間伐事業の推進、森林交付金事業を活用し、水資源涵養機能の強化を図ります。

次に、商工費についてご説明を申し上げます。今後予想される厳しい財政運営を打開し、将来につながる町づくりのための財源確保の観点から、矯正施設誘致に対する取り組みについて、矯正施設町民検討委員会を設置することとし、既存矯正施

設の視察研修及び検討を進めるための予算と関連経費を計上しております。観光費については、町外からの観光客をスムーズに誘導するため、観光案内板設置経費を計上しております。また、湧水館管理費については、年間約30万人を超える観光客が訪れる湧水トンネル公園の駐車場整備工事経費と周辺の整備経費を計上しております。その他のイベントにつきましては、4月の高森峠桜祭、7月の七夕から12月のクリスマスファンタジー及び新酒とふるさとの味祭など、いろいろなイベントを展開し、なお一層の集客努力を行い、自主財源の確保に努めてまいります。

次に、土木費についてであります。道路は住民生活の上で必要不可欠なものであり、産業経済の発展はもとより、教育文化の交流の源であり、社会活動を営む上で最も根幹となる社会資本でございます。このようなことから、総合計画、過疎計画等に基づき、幹線道路である社倉～水迫線、色見環状線など9路線の整備を行ってまいりたいと思います。また、県道改良に伴います負担金を計上しております。町道の維持・管理につきましては、各地域からの要望をもとに、側溝布設や視距改良、オーバーレイなどを施工する他、バス路線の障害木の枝落とし等、道路環境改善整備費用を計上しております。

住宅費では、これからの町営住宅整備の指針とするため、昨年度策定した住宅マスタープラン及び公営住宅ストック総合活用計画を基本とした施策実行の経費を計上しております。

次に、消防費であります。消防費につきましては、常備消防とともに、地域防災の要として活躍を見ておりますけども、団員意識の高揚と技術向上を図るため、消防学校の教育訓練等の参加経費を計上しております。また、消防団のイメージアップを図り、青年層への加入促進の強化を目的とする団員への略帽配布経費を計上しております。

次に、教育費であります。137ページの事務局費の委託料で、本年4月に統合いたします小中学校の登下校用スクールバス6台分を計上しております。また、複式学級の解消を目的として、引き続き、高森東小学校において、町単独教員1名を配置いたしますことから、その経費を計上しております。小中学校の管理費の使用料につきましては、授業で活用しておりますコンピュータのリースの継続と新規入れ替えの経費、コピー機、印刷機のリース料を計上しております。これにより、授業用機材等が充実し、教育環境のより一層の整備が図られます。施設関係につきましては、高森中央小学校の校舎及び体育館の耐震調査のための委託料を計上し、教育施設の安全管理を図ります。また、災害時に避難場所となります高森中央小学校

体育館で雨漏りが発生したため、尾根等の改修工事経費を計上しております。

社会教育費においては、学校、地域、社会教育の融合の観点から生涯学習支援システムを充実させ、芸術文化の振興、青少年の健全育成や高齢者等の健康増進とスポーツ振興を図るための経費を計上しております。また、人権同和教育につきましては、お互いの人権を尊重し合い、差別のない人権共存社会の実現を目指します。色見、上色見小学校跡地利用計画については、検討委員会を設置するとともに、基本計画策定の委託料を計上しております。保健体育費においては、生涯スポーツ振興を目的とした県体育指導委員研修大会が本年11月に阿蘇郡市を会場とし開催されますことから、町民の方々に健康で心豊かな生活を送っていただくため、体育指導委員相互の協力体制を充実させ、資質の向上を図るとともに、地域住民スポーツ振興に貢献する事業を実施します。

災害復旧費関係ですが、公共土木施設については、前年度発生災害、道路12件、河川3件の早期復旧のための事業経費を計上しております。また、農林水産業施設災害復旧につきましては、災害時を想定いたしまして、設計委託料等を計上しております。

最後に、公債費でございますが、本年度予算については、公債費の占める割合は18.2%になっており、昨年度と比較してみますと、2.3ポイントの減となります。公債費につきましては、注意を払い、今後とも財政状況を見極めながら、財政の健全運営に努めてまいりたいと思っております。

以上、平成17年度予算の概要についてご説明を申し上げました。何とぞよろしくご審議の上、ご賛同賜りますようお願いをいたしまして、説明を終わります。よろしくをお願いいたします。

-----○-----

日程第28 議案第24号 平成17年度高森町国民健康保険特別会計予算について

日程第29 議案第25号 平成17年度高森町老人保健特別会計予算について

○議長（相馬俊行君） 日程第28 議案第24号、平成17年度高森町国民健康保険特別会計予算について、及び日程第29 議案第25号、平成17年度高森町老人保健特別会計予算についてを一括議題といたします。

議案第24号及び議案第25号について、提案理由の説明を求めます。税務課長 後藤秀希君。

○税務課長（後藤秀希君） 議案第24号、平成17年度高森町国民健康保険特別会計予算について、説明申し上げます。

予算の総額を対前年度比3,435万9,000円増の8億9,790万円とし、編成に当たっては、厚生労働省が示す国民健康保険の保険者等の予算編成に当たっての留意事項を基本としております。

9ページ以降の歳入では、款1国民健康保険税を2億3,309万1,000円計上しておりますが、ただいま税の申告期間中であり、終了後7月に本算定を行います。以降の歳入、款3国庫支出金の国庫負担金2億6,143万9,000円、国庫補助金1億2,731万6,000円、社会保険診療報酬支払基金からの款4療養給付費等交付金9,090万7,000円、款5県支出金の県負担金496万5,000円、県補助金2,192万2,000円、款8一般会計からの繰入金6,073万9,000円等については、歳出予算の保険給付費、老人保健拠出金、介護保険納付金等の負担金に対応するもので、健康保険法に定めております負担割合基準により算定をしております。

19ページからの歳出予算の主なものは、款2保険給付費の療養諸費5億722万1,000円、高額療養費6,002万3,000円、款3老人保健拠出金2億2,994万4,000円、款4介護納付金5,617万2,000円、款5共同事業拠出金1,986万円等となっております。また、款6の保健事業費では、昨年引き続き、糖尿病予防教室及び人間ドッグを実施するための予算を計上いたしております。

次に、議案第25号、平成17年度高森町老人保健特別会計予算について、説明を申し上げます。

予算の総額は11億1,363万円、前年度比較3,503万7,000円の減となっております。

11ページの歳出は、款1医療諸費の医療給付費10億8,000万円、医療支給費を1,386万円、審査支払手数料348万8,000円を計上、歳入は、この医療諸費に対して社会保険診療報酬支払基金からの交付金6億2,315万1,000円、国庫支出金3億2,869万1,000円、県支出金8,217万2,000円、一般会計繰入金7,960万8,000円を計上いたしております。

以上、説明申し上げましたが、ご審議の上、ご決定いただきますようよろしくお願いいたします。

-----○-----

日程第30 議案第26号 平成17年度高森町介護保険特別会計予算について

○議長（相馬俊行君） 日程第30 議案第26号、平成17年度高森町介護保険特別

会計予算についてを議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。保健福祉課長 佐伯秀和君。

○保健福祉課長（佐伯秀和君） 議案第26号で提案申し上げます平成17年度高森町介護保険特別会計予算について、ご説明を申し上げます。

予算を編成いたします時、基本となりますのは、介護サービス費及び支援サービス費などの歳出面を推計し、それに応じた負担区分に従い、保険料、国庫支出金、県支出金、繰入金等を主な歳入源として介護保険が運営されておりますことはご案内のとおりでございます。

近年の動向から本年の予算を推計し、歳入歳出それぞれ6億346万7,000円として計上させていただきましたが、これは前年度当初予算と比較いたしまして6.3%の減額予算でございます。マイナスとなりました大きな要因は、支援サービス費は伸びましたものの、1人当たりの支払いが高額となります介護サービス費が減額に転じたためでございます。

慎重審議の上、ご決定いただきますようよろしくお願い申し上げます、提案の説明といたします。

-----○-----

日程第31 議案第27号 平成17年度高森町簡易水道事業特別会計予算について

日程第32 議案第28号 平成17年度高森町農業用水供給事業特別会計予算について

○議長（相馬俊行君） 日程第31 議案第27号、平成17年度高森町簡易水道事業特別会計予算について、及び日程第32 議案第28号、平成17年度高森町農業用水供給事業特別会計予算についてを一括議題といたします。

議案第27号及び議案第28号について、提案理由の説明を求めます。水資源対策課長 桐原一紀君。

○水資源対策課長（桐原一紀君） 提案説明の前に印刷ミスがございましたので、ページの削除をお願いいたします。簡易水道本予算書20、21ページに附属資料として給与費明細書を添付しております。同一資料となっておりますので、21ページを削除していただきますようお願いし、お詫び申し上げます。

それでは、議案第27号、28号について、一括提案説明をさせていただきます。

議案第27号、平成17年度高森町簡易水道事業特別会計予算について、ご説明申し上げます。

平成17年度におきまして、国の補助事業の実施により、例年より予算額が大幅に増額しております。簡易水道特別会計の当初予算総額を歳入歳出それぞれ3億6,975万9,000円とするものでございます。

予算の内容につきましては、9ページからご説明申し上げます。歳入、款1、目1の水道使用料につきましては、昨年7月からの水道料値上げを実施しておりますが、本年は4月からの使用料の現年分を1億332万4,000円計上いたしました。伸び率といたしまして3.16%となっております。款2の国庫支出金8,474万3,000円につきましては、菅山河原地区の水道施設を町営化するための補助金を計上いたしました。款3の繰入金は平成16年度の積立金と一般会計からの繰入金を合わせ3,920万8,000円を計上いたしております。款4財産収入の利子及び配当金につきましては、本年3月31日で水道基金6億円が満期となります。今回、有利な利率の国債を1億円分購入予定でございます。12ページの款6諸収入の受託事業収入の470万円につきましては、建設課からの受託事業収入でありまして、道路改良工事に併せまして、水道本管の布設替え工事を同時に行うものであります。款7の地方債につきましては、17年度菅山河原地区並びに他の水道施設事業債として1億3,170万円を計上いたしました。

13ページの歳出で、特に前年度と比べまして主な費用といたしまして、14ページの一般管理費の中の委託料1,990万9,000円のうち菅山河原地区の事業を行うための実施設計委託、地質調査委託料を合わせて1,700万円を計上しております。また、15ページの工事請負費では、継続工事併せまして新規事業で2億1,562万2,000円を予定しております。その他新規事業に伴います水源地並びに配水池用の用地購入、140万円、立木補償として42万円を計上いたしました。17ページの公債費につきましては、今日までの事業の起債分を償還計画表に基づき計上いたしております。

続きまして、議案第28号、平成17年度高森町農業用水供給事業特別会計予算について、ご説明申し上げます。

平成17年度農業用水供給事業特別会計の当初予算の総額を歳入歳出それぞれ1,472万円とするものでございます。予算内容につきましては、7ページからご説明申し上げます。

歳入の款1財産収入の利子及び配当金につきましては、A基金の7億6,000万円、B基金の1億9,000万円、C基金の2,539万円等が本年3月31日で満期となります。したがって、簡易水道基金同様、高率の国債や有利な運用方

法についても預け入れを収入役さんや地元の農業用水代表者の皆様と現在検討中ですので、本予算につきましては、昨年度の利率で計上をいたしております。7ページの款2繰入金の1,200万円につきましては、A基金の運用収益分を使い切りまして、B基金の運用収益から繰入金として計上いたしております。

9ページの歳出では、節11需用費の光熱水費を1,135万円計上しております。毎年、本予算の中で一番ウエイトを占める必要経費となっております。これまでの政府のゼロ金利政策の影響によりまして、運用収益が年々減少しておりまして、維持管理に支障を来している状況でございます。来年度予算編成まで待てない状況となっておりますので、農業用水関係者の皆様のご理解とご協力を得ながら、費用削減のための最良の方策を見出さなければならないと思っております。

以上、議案第27号、議案第28号について提案説明を申し上げましたが、よろしくご審議を賜り、ご決定くださいますようお願い申し上げます、説明を終わります。

-----○-----

日程第33 議案第29号 平成17年度高森町鉄道経営対策事業基金特別会計予算 について

○議長（相馬俊行君） 日程第33 議案第29号、平成17年度高森町鉄道経営対策事業基金特別会計予算についてを議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。企画財政課長 村上源喜君。

○企画財政課長（村上源喜君） 議案第29号でご提案申し上げました平成17年度高森町鉄道経営対策事業基金特別会計予算案について、ご説明申し上げます。

当初予算規模は歳入歳出それぞれ577万8,000円であります。

歳入には、自治体基金及び住民基金の運用収入及び基金からの繰入金を計上し、歳出では、南阿蘇鉄道への事業補助金及びそれぞれの基金への運用益の積立を計上しております。南阿蘇鉄道への助成金は、平成16年度に国の安全性緊急評価事業が実施され、その結果として、安全上、直ちに措置しなければならない事項及び今後3年以内に緊急措置しなければならない事項が確認されたことから、平成17年度に対応が必要となりました施設整備に関するものであります。その事業費につきましては、全体事業費が2,610万円のうち、国・県補助を除きました522万円の補助をするものであります。なお、内容としましては、戸下トンネル補強及び漏水防止、第3河陰橋梁水路改修及び中松阿蘇白川間土床交換の3事業となっております。

以上、ご説明申し上げましたが、ご審議いただき、ご決定賜りますようお願い申

し上げ、説明を終わります。

-----○-----

日程第 3 4 議案第 3 0 号 高森町行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の制定について

○議長（相馬俊行君） 日程第 3 4 議案第 3 0 号、高森町行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の制定についてを議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。総務課長 岩下健治君。

○総務課長（岩下健治君） 議案第 3 0 号、高森町行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の制定についてをご説明申し上げます。

行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律の定めるところにより、熊本県内町村におきましても、平成 1 5 年 1 0 月、熊本県市町村電子自治体共同運営協議会が設置され、本年 3 月 1 日から県市町村で電子申請受付システムの一部が運用開始されているところでございます。

このため、本町におきましても、住民が行う条例等に基づく申請、届け等について、書面によることに加えまして、オンラインでも手続が行われるようにするため、必要な事項を定めるものであります。

なお、この条例は、オンライン化に当たっての法制上の支障、書面等での提出義務づけ等を排除するために必要な規定の整備を行うものであり、個別の手続を実際にオンライン化するかどうかについては、申請件数の多寡業務量等により協議会で個別に判断をしていくものであります。

以上、ご説明申し上げましたが、慎重審議の上、ご決定いただきますようお願いをいたしまして、提案説明といたします。

-----○-----

○議長（相馬俊行君） 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

本日は、これで散会いたします。

-----○-----

散会 午前 1 1 時 4 5 分

3 月 1 0 日 (木)
(第 2 日)

平成17年第1回高森町議会定例会（第2号）

平成17年3月10日

午前10時00分開議

於 議 場

1. 議事日程

開議宣告

日程第1 発議第1号 高森町議会議員の定数を定める条例の一部を改正する条例について

日程第2 議案に対する質疑・付託

日程第3 休会の件

2. 出席議員は次のとおりである。（14名）

1 番	宇 藤 敬 君	2 番	白 石 博 昭 君
3 番	山 室 克 尋 君	4 番	山 村 將 護 君
5 番	甲 斐 直 三 君	6 番	野 中 謙 三 君
7 番	本 田 生 一 君	8 番	甲 斐 廣 國 君
9 番	後 藤 和 昭 君	10 番	甲 斐 正 一 君
11 番	相 馬 俊 行 君	12 番	三 森 義 高 君
13 番	佐 伯 金 也 君	14 番	後 藤 英 範 君

3. 欠席議員は次のとおりである。（0名）

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名（21名）

町 長	藤 本 正 一 君	助 役	阿 南 哲 也 君
収 入 役	芹 口 誓 彰 君	教 育 長	渡 辺 哲 郎 君
総 務 課 長	岩 下 健 治 君	企画財政課長	村 上 源 喜 君
商工観光課長	佐 伯 実 範 君	住民生活課長	瀬 井 公 吉 郎 君
保健福祉課長	佐 伯 秀 和 君	税 務 課 長	後 藤 秀 希 君
農林振興課長	岩 下 光 広 君	建 設 課 長	色 見 隆 夫 君
水資源対策課長	桐 原 一 紀 君	高森中央出張所長	田 上 真 一 君

草部出張所長	岩 下 生 人 君	野尻出張所長	総務課長兼務
教育委員会事務局長	廣 木 富 八 君	収入役室長	岩 下 昭 久 君
農業委員会事務局長	二子石 衛 君	オーガニックアグリ センター長	杉 田 則 秋 君
企画財政課長補佐	甲 斐 敏 文 君	総務課長補佐	古 澤 建 生 君

5. 本会議に職務のため出席した者の職氏名（2名）

議会事務局長	長 尾 和 博 君	議会事務局次長	古 庄 良 一 君
--------	-----------	---------	-----------

開議 午前10時00分

-----○-----

○議長（相馬俊行君） おはようございます。

これから、本日の会議を開きます。

水資源対策課長から発言の申し出がっておりますので、これを許可します。

水資源対策課長 桐原一紀君。

○水資源対策課長（桐原一紀君） おはようございます。

昨日の議案第20号の平成16年度高森町簡易水道補正予算の提案説明の中におきまして、平成17年度に計画中の菅山・河原地区の水道町営化事業に向けて、諸支出金の積立金を新たに設け、900万円を補正計上いたしましたという説明をいたしましたけれども、この積立金の使途につきましては、平成17年度市街地区簡易水道の維持管理に充当する積立金でありますので、発言内容の訂正をお願いいたします。

○議長（相馬俊行君） お諮りいたします。

お手元に配布してあります日程にしたがって、議事を進めていきたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相馬俊行君） 異議なしと認めます。それでは、日程にしたがって議事を進めます。

-----○-----

日程第1 発議第1号 高森町議会議員の定数を定める条例の一部を改正する条例について

○議長（相馬俊行君） 日程第1 発議第1号、高森町議会議員の定数を定める条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

本案について、趣旨説明を求めます。提出者を代表いたしまして、8番 甲斐廣國君。

○8番（甲斐廣國君） おはようございます。8番 甲斐です。

提出者を代表いたしまして、高森町議会議員の定数を定める条例の一部を改正する条例について、趣旨説明を行います。

皆様もご存じのとおり、現在の本町の議員定数は、地方自治法で規定されている上限値の18名に対して14名であり、4名の減員をしている現状であります。しかしながら、本町を取り巻く諸情勢は大変厳しく、また町村合併にいたしまして

も、当面は単独で町政を進めなければならない状況であります。執行部におきましては、民間の意見を聞きながら、思い切った行財政改革を検討されているところでありますが、議会におきましても、行財政改革特別委員会を設置し、あらゆる面から改革の検討を進めているところであります。今回は、その1つとして、議員の定数の削減を提案するものであります。

内容といたしましては、現在の定数14人から4人を減員し、議員定数を10人とするものであります。

なお、この条例は、平成17年4月1日から施行し、この条例の施行の日以後に初めてその期日を告示される一般選挙から適用するものであります。

議員各位におかれましては、議員定数の削減ということで、大変に厳しいものがありますが、この条例の一部改正の目的をご理解いただき、ご賛同賜りますようお願いを申し上げます。趣旨説明といたします。

以上です。

○議長（相馬俊行君） 趣旨説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相馬俊行君） 質疑なしと認めます。

討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相馬俊行君） 討論なしと認めます。

お諮りいたします。

これから、発議第1号について採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定したいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相馬俊行君） 異議なしと認めます。したがって、発議第1号、高森町議会議員の定数を定める条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第2 議案に対する質疑・付託

○議長（相馬俊行君） 日程第2 議案に対する質疑・付託を議題といたします。なお、答弁については、自席からの発言を許します。

-----○-----

議案第 3 号 高森町個人情報保護条例の制定について

○議長（相馬俊行君） 議案第 3 号、高森町個人情報保護条例の制定についてを議題といたします。

本案について、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相馬俊行君） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

本案は、総務常任委員会に付託したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相馬俊行君） 異議なしと認めます。したがって、議案第 3 号は、総務常任委員会に付託することに決定いたしました。

-----○-----

議案第 4 号 高森町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の制定について

○議長（相馬俊行君） 議案第 4 号、高森町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の制定についてを議題といたします。

本案について、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相馬俊行君） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

本案は、総務常任委員会に付託したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相馬俊行君） 異議なしと認めます。したがって、議案第 4 号は、総務常任委員会に付託することに決定いたしました。

-----○-----

議案第 8 号 高森東中学校給食共同調理場設置条例の一部を改正する条例について

○議長（相馬俊行君） 議案第 8 号、高森東中学校給食共同調理場設置条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

本案について、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相馬俊行君） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

本案は、文教厚生常任委員会に付託したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相馬俊行君） 異議なしと認めます。したがって、議案第8号は、文教厚生常任委員会に付託することに決定いたしました。

-----○-----

議案第9号 高森町生涯学習施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（相馬俊行君） 議案第9号、高森町生涯学習施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

本案について、これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相馬俊行君） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

本案は、文教厚生常任委員会に付託したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相馬俊行君） 異議なしと認めます。したがって、議案第9号は、文教厚生常任委員会に付託することに決定いたしました。

-----○-----

議案第10号 高森町立小・中学校施設等の開放に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（相馬俊行君） 議案第10号、高森町立小・中学校施設等の開放に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

本案について、これから質疑を行います。質疑はありますか。13番 佐伯金也君。

○13番（佐伯金也君） 13番 佐伯でございます。

今回、町立の小・中学校の施設等を開放する条例の一部を改正する条例についてという議案が出されております。

これにつきましては、文教厚生常任委員会等でも日ごろから学校施設の視察等を行っておりますが、先般、新聞で報道されておりましたが、学校に侵入者があった非常時の場合、それをどういうふうに阻止するかとか、学校の安全性の点検等が警

察等も立ち会いのもとで行われたというふう聞いております。今回、こういうふう
に開放、以前から開放はしておいた部分もあるんですけども、学校施設として、
先般行われた警察立ち会いの施設内の安全性についてどのような報告が教育委員
会の方になされておるか、また、どういうふうな協議がなされておるかというこ
とをご報告いただきたいと思っております。

○議長（相馬俊行君） 教育委員会事務局長 廣木富八君。

○教育委員会事務局長（廣木富八君） ただいまご質問ですが、先般、高森警察署よ
り管内小・中学校の安全、不審者等に対します点検が行われております。各学校、
調査内容としましては、人家が近くにどのぐらいあるのか、また、校門の門扉、そ
れからフェンス等の設置状況について調査が行われております。それにつきましては、
ただいま警察の方よりその報告書がまいっておりますが、今、手元に持っており
ませんので、後でご説明申し上げますが、それによって、改善を図ってくださ
いというお願いでございます。

以上です。

○議長（相馬俊行君） 13番 佐伯金也君。

○13番（佐伯金也君） 今後、施設の整備については予算措置を講じることが出てく
ると思っております。開放するということになりますと、私達は町民の皆さん方に町立の
小・中学校のみならず、町が管理する施設については、オープンに使っていただき
たいという気持ちはございます。ただ、あまりにもオープンということにこだわ
りますと、先ほどから、今、事務局長も申されたとおり、不審者の侵入も恐らく発生
してくる可能性があるわけですね。今までは都市部でこのような事件は発生するも
のというふうに私達は考えておりましたが、近頃はいろんなところ、場所を問わ
ず、このような事件が発生しておるように私は感じております。

ですから、やっぱりこの高森町においても、そういうふうな危機感は今後持つて
おく必要があると思っておりますし、高森中学校については、今、施設の整備中
でございますから、まだ今から手を加えることができると思うんですが、高森中央
小学校については、以前、3校統合する際においても、そのような指摘がなされて
おります。職員室から低学年棟の方が非常に管理がしづらいというふうな指摘も
あっております。ですから、非常に危険性が高いわけですね。それと、中央小
学校の東側に位置する茶畑等についても、プールの東側、あの辺りについても以
前からPTA活動で除草作業、草切り作業をしておる際に、成人向けの雑誌等がば
らまかれておったりということで、そのようなものが茶畑の中に放置されてい
たりということがござ

ございました。ですから、今後、非常に中央小学校については、視界が狭いわけですね。広く広がっていないわけです。先生達から見れば、管理がしづらい学校でございます。ですから、開放はしていただきたいと思うんですけれども、反面、安全面も十分考慮されて、そのあたりを努力されるようお願いをいたしたいと思っております。

中央小学校については、先ほど申し上げましたとおり、学校統合の際にそのような意見も出されておりました。予算措置がこれだけ財政厳しい折りでございますから、議会も定数削減しなくちゃならないほどの財政状況でありますから、今後の改善計画等は大変難しいと思っております。子は地域の宝でございますから、不幸な出来事が起きないようにやっていただきたいと思っておりますが、教育長さん、なられたばかりで大変だと思います。学校に行かれたことがあるかどうか知りませんが、中央小学校についていかがお考えか、お聞きしたいと思っております。

○議長（相馬俊行君） 教育長 渡辺哲郎君。

○教育長（渡辺哲郎君） 学校の方には行かせていただきました。それで、現在、つくられております防災のマニュアルの見直しをしてくださいというお願いをいたしました。また、いろいろ今、ご指摘がございました件についても、今後、学校の方と十分協議を重ねて、安全対策に努めてまいりたいと思っております。よろしくお願いたします。

○議長（相馬俊行君） 6番 野中謙三君。

○6番（野中謙三君） 6番 野中です。

まさしく、これ、文教厚生委員会と思っておりますけれども、常任委員会で審議しますけれども、2、3ちょっとご質問させていただきます。

高森中学校屋内プール開放についてなんですけれども、料金体制が子供、大人ございますけれども、条例で謳う以上は期間、あるいは時間、そのあたりについても、うたっておくべきではなかろうかと思っておりますし、特に夏休み等に至っては、子供達も自由に出入りしていますので、高森中央小学校との絡みもございますので、小・中学生の対応をいかにするのか、期間と時間、そのあたりのお考えをお聞きしたいと思います。

○議長（相馬俊行君） 教育委員会事務局長 廣木富八君。

○教育委員会事務局長（廣木富八君） ただいま、ご質問のありました中学校屋内プールの開放期間、時間についてでございますが、これにつきましては、12月の常任委員会の折り、若干、ご説明申し上げております。基本的に、学校施設につきまし

ては、学校教育に支障のない時間を開放するという基本的な姿がございます。その中で、今回のプールにつきましては、平日の夜間開放なり、土曜日曜の開放について考えておりますが、本年度につきましては、これはあとで当初予算にも出てきますが、本年度につきましては、夏期休業日に、夏休みの土・日曜日の午前10時から午後3時までを開放したい、また、夜間開園等については、これは、あくまでも管理諸経費も伴うことでございますので、住民の要望を聞きながら開放をしていきたいという考えです。枠を一遍に広げておくことじゃなくて、まず、土曜日曜の開放を行って、夜間開放の要望があれば、それを開放していきたいという考え方があります。開放時間の設定については、条例に規定するまでもなく、これは教育委員会の裁量の中でできるものと思われま

以上です。

○議長（相馬俊行君） 他にございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相馬俊行君） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

本案は、文教厚生常任委員会に付託したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相馬俊行君） 異議なしと認めます。したがって、議案第10号は、文教厚生常任委員会に付託することに決定いたしました。

-----○-----

議案第11号 高森町保育所条例の一部を改正する条例について

○議長（相馬俊行君） 議案第11号、高森町保育所条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

本案について、これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相馬俊行君） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

本案は、文教厚生常任委員会に付託したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相馬俊行君） 異議なしと認めます。したがって、議案第11号は、文教厚生

常任委員会に付託することに決定いたしました。

-----○-----

議案第12号 高森町営住宅条例の一部を改正する条例について

○議長（相馬俊行君） 議案第12号、高森町営住宅条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

本案について、これから質疑を行います。質疑はありますか。13番 佐伯金也君。

○13番（佐伯金也君） 13番 佐伯です。

町営住宅の問題に関しましては、以前から私はいろいろ指摘をさせていただいてきております。今回は、下町団地の建て替え事業においてということでございますが、今まで下町団地建て替え以前に住まれていらっしゃった方達はある程度スライドして新しい団地の方に移られる方もいらっしゃると思います。しかしながら、全部が全部そちらの方に移られるということは聞いておりませんので、新たに空いた部屋等が出てくると思います。そのあたりの入居の審査方法ですね、今までは審査会等が開かれていたようですが、私はやはり公平公正性からいけば、抽選であるべきだというふうに以前から申し上げておりました。空いたところに対しては、どのような方法で入居者決定をされるのかということをお聞きしたいと思います。

○議長（相馬俊行君） 建設課長 色見隆夫君。

○建設課長（色見隆夫君） 住宅入居につきましては、まずはじめに、入居審査委員会の方に今おっしゃいました抽選にするのか、また、その審査の内容で入居するのは、その中で決定されていくものと感じております。

○議長（相馬俊行君） 13番 佐伯金也君。

○13番（佐伯金也君） 恐らく皆さん方どなたが見ても不公平感が出ないような方法で入居者が決定されるものというふうに期待を申し上げますが、現在、新しい町営住宅等が続々と建っております。私が一番おかしいと思うのは、両親が旧高森町内に居住していながら、子供が町営住宅に入居しておるという例が多いわけですね。大体ですと、町営住宅に入居する際における審査の内容というのは、やはり住宅状況に非常に困っていらっしゃる、いろんな仕事の都合とか、家庭内の事情がある場合についてはやむを得ないというふうに思います。ましてや、抽選で選ばれるということになると、やはりその審査会でここまでは抽選に参加できますよということであれば、住宅に困っている度合いに寄らず選ばれるわけでございますが、やはり私は、やさしい町づくりというふうなうたっておるからには、介護保険

等の特別会計についても、今、非常に逼迫しておるといふような状況からすれば、両親と一緒に暮らしをするというのが一番この高森町の目指すべき姿ではないかなと思います。しかしながら、住宅の状況とか、仕事の状況、家庭内の状況において、結婚する機会に一度は別居してみたいという希望もあると思います。しかし家庭内の状況がそうであれば、やはりそれだけの間取りがある家であれば、私は審査会でそういうものは取るべき姿ではないんじゃないかなと思います。ただ、現状を見てみますと、やはり町営住宅にはそのような方も入っていらっしゃるように見受けておりますが、本来の姿としては私は正しくないと思います。その点について、建設課長、町長も一番関係するわけですが、町長については、議員時代に自分の長男がお嫁さんをもろうとあって、半年ほどかけて住宅の改築をされております。そこで、当然、私どもは一緒に住まれるものというふうに認識をいたしておりましたが、町営住宅に入居されておりますね。職場から歩いて5分か10分ぐらいのところに町営住宅がありますから、そちらの方に入居されておるわけですが、家庭内の状況でありますから、私達がとやかく言うことはできないと思いますし、当時、議員でありましたので、あなたが執行権者でもありませんでしたから、言うことは出来ないと思っておりますが、現段階において、町長になってから、そういう姿が本当に正しいのか、正しくないのかということもお知らせをいただきたいと思えます。ですから、まず、建設課長の方からよろしくをお願いします。

○議長（相馬俊行君） 建設課長 色見隆夫君。

○建設課長（色見隆夫君） 内容につきましては、今おっしゃいましたような内容、総合的に私どもは審査委員会の方に話を持っていきまして、その中で十分反映させていくものと思っております。

○議長（相馬俊行君） 町長 藤本正一君。

○町長（藤本正一君） 今、13番議員のお話のように、うちの長男が今、町営住宅に住んでおります。私どもも家庭内事情と申しますか、いろいろと家庭の都合がございまして、申込みをしたわけでございます。また、もちろん公正公平に審査された末の入居だったかと思えます。今現在、なかなか核家族と申しますか、大変難しい家庭的な環境がございまして、今はお世話になっているところでございます。

○議長（相馬俊行君） 13番 佐伯金也君。

○13番（佐伯金也君） 家庭内の状況でございますから、私達はとやかく言えないんですが、ただ、契約上、親子関係にあるんですね。町営住宅の管理者である町長が

貸し主であれば、子供が借り主であるというふうになるわけですね。となりますと、ちょっと私どもからすれば、自制すべきところは自制していただきたいという気持ちはあるわけです。家庭内の状況はあまり知りません。私も1月に誹謗中傷した文書が出てましてね、子供の教育で非常に私は批判を受けておりますから、なるべく家庭内のことは外に出したくないと思うんです。しかしながら、やっぱり今後においては、あなたが議員時代であれば、執行者が決めることであるから別に問題なかったと思うんです。ですから、入居もその当時の執行者が決められたことですから、問題はないと思うんですが、ただ、やはり今、首長になって、町長になったということであれば、高森町内の家庭の見本にもならなければならないわけですね。私も当然、議員でございますから、高森町内に家庭をお持ちの皆さん達からやっぱりあその家庭はと言われるようにならなければならないんですが、そういうふうなことがありました。

ですから、私も是正しようと思っておりますが、その点については、町長も是正すべきところは是正していくべきではないかなと思っております。今後について、どういふふうなお考えかお聞きしたいと思います。

○議長（相馬俊行君） 町長 藤本正一君。

○町長（藤本正一君） やはり長男とは言え、子供とは言え、やはり1つの個体でございますし、はっきりした意思表示もできる状況でございます。今のところ、そういうことに関しては考えておりません。今後、自分達も反省するところは反省し、考え方を今からよく考えてみたいと思っております。

○議長（相馬俊行君） 13番 佐伯金也君。

○13番（佐伯金也君） じゃあ、最後にお願いをいたします。建設課長、町営住宅の待ち受け者の人数を何世帯待ち受けしていらっしゃるかということのを最後に教えていただきたい。そして、これだけの方がいらっしゃるということを町長は自覚をしていただきたいと思っておりますので、何件の方が現在、町営住宅を待ち受けされておるか、報告してください。よろしく申し上げます。

○議長（相馬俊行君） 建設課長 色見隆夫君。

○建設課長（色見隆夫君） 大変すみません。今、件数について、ちょっと手元の方に資料を持っておりませんので、後でご報告させていただくということで。

○議長（相馬俊行君） 13番 佐伯金也君。

○13番（佐伯金也君） 町営住宅条例の一部を改正する条例が出ておるといふことは、新しい住宅をそういうふうにするわけですね。ということは、資料としてそう

いうものを持ってくるのが、私は当然ではないかと思いますが。

○議長（相馬俊行君） 建設課長 色見隆夫君。

○建設課長（色見隆夫君） 当然、おっしゃるとおりだと思います。今、件数の方で抽選等によっては、改めて申請されるという件数も含まれてまいりますので、従来の件数と抽選による入居申込みというのもありますので、それを合わせた数字が必要かと思いましたが、その分についても合わせてご報告させていただきたいと思えます。

○議長（相馬俊行君） 他にございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相馬俊行君） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

本案は、建設経済常任委員会に付託したいと思えます。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相馬俊行君） 異議なしと認めます。したがって、議案第12号は、建設経済常任委員会に付託することに決定いたしました。

-----○-----

議案第13号 高森町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（相馬俊行君） 議案第13号、高森町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

本案について、これから質疑を行います。質疑はありませんか。6番 野中謙三君。

○6番（野中謙三君） 6番 野中です。

消防団員の定数削減ということですが、私も消防団員退めてもう十数年経ちますが、その時から議論されておりました消防団、人間が少なくなるということで、山林火災、あるいは住宅火災等において手が足りないというのが現状でございます。実は、先だって下色見の方で火災が発生いたしましたけども、現役組は仕事で町外に出ておられる方も多くいらっしゃいますので、その時、駆け付けたのが、ほとんどが消防団のOBであったと、そういった面からすれば、OBの役割というのは大きいというふうに感じておりました。

したがって、当時からの懸案でございました消防団のOB組織、このあたり

をやはり再編成する必要もあろうかと思えます。そのあたりのお考えについてお聞かせ願います。

○議長（相馬俊行君） 総務課長 岩下健治君。

○総務課長（岩下健治君） お答えをいたします。

今、幹部会の中でも消防のOB組織、それと女性消防団などをお願いしたいというような要望を承っております。また、県・国におきましても、災害時だけの出動の団員、それは訓練とかのあれじゃなくて、災害時だけの団員とか、役場内での団員とか、いろんな方向が最近示されてきておりますので、そういうものも含め、団員の確保といいますか、定数を増やすという意味ではなく、実際の災害に対応した図式を今後、考えてまいりたいと思っております。

○議長（相馬俊行君） 6番 野中謙三君。

○6番（野中謙三君） 実際、民家火災等においては、やはりその地域の中で初期消火の方が非常に重要になります。よってできますならば、この問題も私が当時現役のころから話をされておった問題でございますので、十数年経っているということを考えれば、できる限り早めにそういう災害時の人員についてご検討願いたいと思えますし、実際に初期消火の段階で消火活動をされておる時に、例えば、けがをされたとか、あるいは事故があったということに対して、いわゆるその場のボランティアでは済まされない面もあろうかと思えますので、できる限り早めの対応をお願いしたいと思います。

○議長（相馬俊行君） 13番 佐伯金也君。

○13番（佐伯金也君） 13番 佐伯です。

この件については、当初予算の中でご質問しようと思いましたが、当初予算の中でこの質問をしますと、その質問がなかなかしづらいところありますから、先にこの議案の中で質問していきたいと思えます。今回、現状に応じて定数を削減されるわけですが、これだけ高齢化が進んでくると、また働く職場が減ってくると、やはり地域に残る、要するに青壮年、消防団員に加入して新団員となろうとする若者の数が減ってくると思えます。

今、総務課長が言われたように、少年消防隊、婦人消防隊ですね、OBの方達の意見等を聞く、それはやっぱり今から先どんどん考えていくべきことであるというふうに思っております。今回、広域消防も含めて、それを組織する阿蘇広域行政事務組合の中の町村が合併をし、新たな枠組みになってまいります。阿蘇・一の宮・波野は阿蘇市ということで、阿蘇地域の郡市の広域消防になると思うんですが、し

かし、高森町においては、合併しなかったということで、今までどおりの負担金を出していかざるを得んのかなというふうに思っております。ただし、負担割合はそれぞれの相殺で変わってくると思いますから、もしかしたら、減ってくる可能性もあると思います。ただ、以前から私も広域の議会中に言っておりましたが、救急車を呼ぶ際においても、以前で言えば、高森・白水・久木野・長陽含めた時に、人口密集地を抱えておるのはやはり高森町です。ということは、一番救急車の発生頻度が高いのは高森町であります。ということは、白水の吉田から救急車が出動しまして、高森町に来る際、救急車両というものは、一般のボンゴ車両と比べまして、倍以上の重量であるというふうに聞いております。それが、平坦のように見えても、白水から徐々に登り道を上ってくるわけでございます。サイレンが聞こえておいても、やはり5分、10分かかるのが現状だというふうに私は思っております。その面からしますと、今後、高森町の消防を含めて、救急に対しての取り組みというものが必要になってくるというふうに思います。

ですから、団員減少というのは仕方がないと思いますが、団員減少するならばするように、新たな方策というものが今後、考えられないかというふうに考えておりますが、その点については、これは総務課長じゃないでしょうね。恐らく広域の議会に参加されております町長の方だと思いますが、今後の方針について、お聞かせいただきたいと思います。

○議長（相馬俊行君） 町長 藤本正一君。

○町長（藤本正一君） 私も13番議員さんがおっしゃったようなことを広域議会でお話ししたところでもございます。今回、山都町ということがありまして、9名の方が上益城の方に行かれました。もちろん、希望があったのは5名、6名と聞いておりますけれども、3名は出向という形で今、行っております。その時に、廃止に上がっておりましたのを逆に祭場と波野村の廃止はどうだろうか、そのような話が出たところも事実でございます。私は、今一番必要なのは、逆に山東部に消防署をつくってほしい、そのようなことですよと、この市街地から離れたところまで行くのに約40分、45分、一般の車でかかりますと、そのような山道、まして冬等につきましては、とてもじゃないが、チェーンを巻いていこうと言っていれば、1時間半かかっても救急車が行き着かんところも出るんじゃないかなと、そういったことを考えますと、町独自でも救急車を購入して、一つ病院の方にもお願いをし、また、病院で救急車等を何とか補助金等出しながら、持っていただきまして、高齢者社会に対応せにゃいかんなどということは、今、広域でも話しております。そのか

わり私は、消防と一緒にかかりません、そのことを申しましたけども、広域というのは、なかなか難しい面もございまして、本当なら、少し自立してこういうことがやれたらいいかと思っておりますけども、やはり今は広域が先にできて、そのあとを私たちが自立するのを追いかけていくという、そういうことです。情けない部分がございます。現状では、各町村、阿蘇市、南阿蘇村、高森町、西原村とありますけども、今回、3月末に再度集まって、今までの理事制度をなくし、今後は管理者制度ということで、方向性が示されております。その方向性を見極めながら、今後、教育等におきましても、要望なり、また決断をしていきたいなと思っております。

よろしく願いいたします。

○議長（相馬俊行君） 13番 佐伯金也君。

○13番（佐伯金也君） 広域に属しております関係で非常に難しい点があるというふうに思います。しかしながら、先ほど、野中議員も言われたように、火災というのは、初期活動が非常に大事であります。それと、救命についても、初期救命が私は大切であるというふうに思っています。

ですから、今、現在、白水に分署がございますが、私どもとしては、やっぱり高森に分署がほしかったわけですね。しかしながら、そうならなかったということで、現状においては、それでよかったなと思うんですね。今後、高森町が広域消防から抜ける際には抜けやすいわけですね。広域行政事務組合の動産がないわけですから、抜けやすいというふうに私は考えております。

今回の当初予算を見てもそうなんですけど、広域消防の負担金については増額をしておりますが、地域消防、非常備消防の方については減額になっております。これは、人間が減ってきている点もあるというふうに思いますが、私は逆に、広域消防の方を本当に極論点ですが、できれば、広域消防の方にやりよる1億円をやらんで、5,000万円ぐらいを地域消防の方に分配すると、そうすることによって、出動手当て、また危険手当、また本部員あたりの給料制等を設定し、やはり緊急の際に皆さんが仕事をやめて飛び出してこれるような状況にしておくべきではないかなと思っております。

特に、高森町については、野尻、草部地域も含んでおるということからすれば、広域消防が来た時には、もう既に地域消防の方達がホースを伸ばして、消火活動をやっておるという状況であります。ですから、私は今後において、1億円の広域消防の負担金が高いか安いかと、これは皆さん方、一緒になって考えなければならないことだと思っておりますが、このように消防団員の定員が減ってくるということ

になりますと、今後、消防団の姿というものを本当に真剣に考えていくべき時期にきておるといふふうに思っております。

当時、合併の話の際にもいろんな広域行政においては、阿蘇12カ町村仲良くやっておったんですが、いざ、一緒になろうと言いますと、嫌われるという状況の中で、無理やり、阿蘇広域消防の中に入って、他の白水、久木野、長陽よりも多く負担金を出す必要は私はないと思っております。

その意味からすれば、個人病院が高森町には4つありますし、役場の職員等の定員削減も今後していかなければならない現状である中において、広域消防については、今後、真剣に加入しておくのが、いいことか悪いことか、プラスかマイナスか、考えて、1億円の予算の何割で高森町の地域消防が万全の体制なのか、広域消防並みの活動ができるかということ算出する時期に来ておるといふふうに私は考えておりますが、その点については、町長、いかがですか。

○議長（相馬俊行君） 町長 藤本正一君。

○町長（藤本正一君） 意見としては、今の現状から考えますと、そのような考え方も十分できますけども、今までのことを考えますと、いろんな地域、また広域的なことで合併とか、いろいろなことが繰り返されております。町の方もその時には最良の方法ということで、この阿蘇郡の広域組合に加入されたものだと思っております。

今現在、やめますとしますと、これは取りやめます、これはこうしますということ、今後、検討課題とさせていただきたいと思えます。

○議長（相馬俊行君） 13番 佐伯金也君。

○13番（佐伯金也君） 広域行政事務組合の阿蘇広域消防について、なぜ、消防を広域化したかということ、要するに、最初の設備投資が単町村ではそれぞれがやっぱり負担になるということで、西原村は抜けておりますから、11カ町村が一緒になって、設備投資、消防車両の購入等について、広域でやっておったといふような経緯があると思っております。

その面からすれば、高森町が広域消防の所有する消防車両、救急車両等について放棄をして、今から先は、自分達でその設備投資をやっていくということであれば、脱退することが可能であるといふふうに考えています。

不動産についても、祭場の分駐所だけありますから、どっちみち広域消防、広域行政事務組合の中では、手ぐすねを引いて待っておるわけですね。あそこの分駐所を廃止しよう、廃止しようといふふうに以前から言われておるわけです。いつか

はそうなるでしょう、恐らく。そうなるということがわかるとならば、今のうちに私達は阿蘇広域消防に加入しておくのが、得か損かということを真剣に考えておくべきであると私は考えております。

ですから、勇気を振り絞って、阿蘇広域行政事務組合ではその件について、議論をしていただきたい。期待をいたしておりますので、よろしく願いいたします。

以上です。

○議長（相馬俊行君） 他にございませんか。5番 甲斐直三君。

○5番（甲斐直三君） 5番 甲斐直三です。

ただいま、両議員から主なことは言われましたので、私もこれとって質問するわけではございませんけれども、1つの例を申し上げておきます。先月、私ところの近辺で火災が発生をいたしました。その時、野中議員が言われましたように、ちょうど11時半ごろでございましたので、駆け付けまして、それから広域消防等に連絡をいたしました。それから時間が経ちまして、近くの本当の消防団という方達がちょうど昼でしたのでおられません。私もかたってやりましたけれども、今の消防車といいますと、コンピュータ式でございまして。私も消防の関係を20年ほど前に少しはしたことがありまして、その当時の可搬でありますと、ただエンジンを起こすとすぐ起きて、その後で水が放水するという形でありましたけれども、今はそういうような消防車でないようでございます。1人、それから5分遅れ、10分遅れで、1人、2人、本当の団員の方がおいでいただきましたけれども、なおさら、1人、2人でもその消防車を作動することができません。私達は箇先におったり、見よったりぐらいのほかはないんですから、見る見る内、その家は全焼してしまったわけでございます。

それまで人身の災害がそうなかったものですから、広域消防の方も電話する、こちらの方の体制も電話したけれども、なかなかお出でいただけなかったということでございます。

その後の対応でございまして、2人の住まいの方達は娘さんが休暇村に勤めでございますので、寮の方にお世話になっておるということで、それと、あそこの燃えました後の残骸を見ますれば、やはりこれは産業廃棄物ということになるわけでございまして、私も行って見たところでございまして、これは昔のように掘って埋めることができません。運び出しもできません。これは一体どこに持っていくものか、消防団の方達に聞いてみても、これはこのまま、後は業者の方をお願いする他はないと、そういうようなぐらいの程度でございました。なかなかそうい

うことになった場合は、やはり行政の方からある程度のご指導をいただかなければ、どこにしているのか、後は自分達の住まいも社倉の方にも町営住宅等もございます。でも今は住まれるような状態ではないわけです。それで、草部の方の所長さんにお世話をいただきまして、今度統合するところでございます先生達の職員住宅も空きますので、これも特例として了解いただきながら、そこに少しの間、住まわせていただくということになっておるということだけは本人達から聞いております。でも、今はその寮で住まわせていただいておりますということで、やはり行政の方から相談をもっていただき、それから聞いていただいたりしていかないと、もしくは、やはり消防だけの、今少ないからOBですのような形で、また相談にのっていただけるような団員もほしいと思います。

どうか、その点をご理解いただきまして、総務課の方からも一言お願いしたいと思っております。

○議長（相馬俊行君） 総務課長 岩下健治君。

○総務課長（岩下健治君） ただいまの火災の件でございますけれども、確かに私も消防団員が昼間おらなくて、消火活動に手間取ったというお話は聞いております。その件につきましては、もう団員がおらなかったということでございますので、お断りを申し上げるしかないと思います。しかし、1部、2部で組織がありますので、あそこの2部の方に可搬のポンプも積載車もあったはずでございますけれども、そこらもいなかったのかなという反省はいたしております。今度、幹部会議の中でもそういうことも含め、幹部の方とご相談を申し上げていきたいと思っております。

それと、その後の対応ということでございますけれども、これは、草部の所長の方から本人さん達とお話をさせていただいて、ちょうど翌々日が休みになっていたんですかね、そういうこともありまして、応急的には基幹集落センターの方をお貸しいたして住んでいただいて、その間に今、おっしゃられました町営住宅なり教員住宅なりのご要望があれば、その方の手配をしていただくというようなことで、部屋の方も見ていただいております。

当然、休暇村にお勤めございましたので、休暇村の方にも火災発生と同時にご連絡をいたしましたらお休みでございまして、ちょうどけがをされたという連絡が入ったということでございましたし、あそこの施設課長の方ともお話をいたしまして、当分の間は、休暇村の方で対応しますということでございました。ですので、本人さんの申し出があれば、草部の所長もお話をしておるところでございますので、住宅については、住まれるように明日からでも対処をしたいというふうに考え

ております。

それと、残材につきましてですけども、これは警察消防からも非常に最近厳しい指摘を受けておりました、残材については、全部産廃処理をして、その処理状況も後から報告をしてくださいということで、本人さんの負担となっております。ですので、消防団の方では残材処理は現在はいたしておりません。

以上でございます。

○議長（相馬俊行君） 他にございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相馬俊行君） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

本案は、総務常任委員会に付託したいと思えます。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相馬俊行君） 異議なしと認めます。したがって、議案第13号は、総務常任委員会に付託することに決定いたしました。

-----○-----

議案第14号 町道の路線の認定について

議案第15号 町道の路線の廃止について

○議長（相馬俊行君） 議案第14号、町道の路線の認定について、及び議案第15号、町道の路線の廃止についてを一括を議題といたします。

議案第14号及び議案第15号について、これから質疑を行います。質疑はありますか。13番 佐伯金也君。

○13番（佐伯金也君） 13番です。

提案の時に言われたかどうかはちょっと私も記憶にないので、恥ずかしいことなんですけれども、認定路線の延長キロを報告してください。

それと、廃止路線の延長もよろしく願います。

○議長（相馬俊行君） 建設課長 色見隆夫君。

○建設課長（色見隆夫君） まず、認定路線の久原東西線、延長385メートル、中原中央線、延長120メートル、大村環状線、延長470メートル、それから、廃止路線の大村水源地線、延長803メートル、大村線、278メートルになっております。

○議長（相馬俊行君） 13番 佐伯金也君。

○13番（佐伯金也君） 合わせて、幅員ですね、一緒に聞けばよかった。要するに、

最小幅員、一番狭いところが何メートルの幅員のところがあるかということ。

○議長（相馬俊行君） 建設課長 色見隆夫君。

○建設課長（色見隆夫君） これ、一律でございませんが、一番狭いところは全部この路線につきましては、大体2メートル60から80の間です。

○議長（相馬俊行君） 13番 佐伯金也君。

○13番（佐伯金也君） この件については、建設経済常任委員会等でも現地等は見えて提案されておることだと思っておりますが、前回も、議会運営委員会の中で申し上げましたけれども、ご注意いただきたいと思っております。気づいていらっしゃらないかどうか分からないが、大村環状線については、認定をすれば、現状の大村水源地線、大村線と重複をするということになります。よって、まず、廃止路線をして、廃止をしていただいて、新たに大村環状線を設定していただくように、でない現状においては、大村環状線は大村線の上を走っておるということになります。大村水源地線というのが一部、またダブるということで、いろいろと複雑な点がございまして、ですから、大村環状線が入った時に、実際、廃止される路線は何メートルになるのかということをお聞かせください。

○議長（相馬俊行君） 建設課長 色見隆夫君。

○建設課長（色見隆夫君） 確かに、そのあたりにつきまして、こちらの方も注意が足りなかったかなということをおもっております。

大村環状線と大村線、その部分については、108メートル、その部分が若干ダブるような状況で、一応、延長としては、その部分が入ってくるだろうと思っております。

○議長（相馬俊行君） 13番 佐伯金也君。

○13番（佐伯金也君） 大村線が278メートルあるわけですね。今の265号線からずっと入ってきて、松岡さんのところの橋まで、大村水源地線は803メートル、中原というか、大村のあそこの四差路のところからずっと直線で大村の水源地までが803メートルで、これを計算すると、約600メートルほどが廃止路線になるのかなと、松岡さんところのこのひつついたところから上が、そうなるのかなというふうに考えております。大村環状線が470メートルですから、現状、大村線が278メートル、これは恐らく265号線の取付部分から松岡さんところまでの方が278メートル、でもそこまで278メートルぐらいじゃないですよ。これはちょっと違いますよね。だから、私も路線がどういうふうになっているのかというのは、いつも通っておりますけれども、どこからどこまでがどうなっているのか

というのは、なかなかわからんわけです。ですから、これ、注意が足りないんじゃないんですよ、これは、常識が外れておるんですよ。廃止路線を先にしないから、わからなくなってしまう。認定を先にしちゃうから、大村環状線についてはわかりづらくなる。まず、大村水源地線と大村線を廃止して、その後に新たに大村環状線を認定するというふうな方法をとれば、現状、一時期1,081メートル廃止しますが、その後に新たに大村には470メートルの町道が発生をしますということで、わかりやすいんです。認定が先なものだから、現状何メートル廃止になるのかなというふうな計算になってしまうんですね。

ですから、今後においては、十分注意は払うというのは当たり前です。廃止が最初、認定が後という常識、これ、当たり前じゃないかなと思うんですが、総務課長さん、いかがですか。あなたも建設課にいらっしゃったから。

○議長（相馬俊行君） 総務課長 岩下健治君。

○総務課長（岩下健治君） この路線認定廃止につきまして、この関係部分の廃止につきましては大村水源地線、大村線と大村環状線だけだったなら、わかりやすかったんでしょうけれども、他の久原東西線、中原中央線という認定があったものですから、こういうふうな認定を受けるやつを先にしてやりましたので、今後は、わかりやすくやりたいと思います。

○議長（相馬俊行君） 13番 佐伯金也君。

○13番（佐伯金也君） やっぱり議会の議員さん達はそれぞれいろいろと今まで認定、廃止、いろんな議案について審議をしておりますから、わかりにくくても、どうにか理解する能力はあると思います。しかし、やはり一般の町民の方達に対しては、こういう行政用語とか行政手続きについては、わかりづらいところがあるんですね。ですから、私達議会議員も執行部も一緒になって、わかりやすいように、やはり議案の提出はしていけないといけないというふうに思っております。

ですから、そのあたりは建設課長経験の総務課長として、丸くなるだけが人間じゃないので、その点、期待しておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

以上です。

○議長（相馬俊行君） 他にございませんか。6番 野中謙三君。

○6番（野中謙三君） 6番 野中です。

町道の認定廃止については、年に1回、2回出てまいりますけども、1つは、高森町の道であれば、それで町道であり、道は通れて、安心で、安全が確保できれ

ば、道路としての機能を十分果たすという観点からすれば、町道であろうと、農道であろうと、部落道であろうと、安全が一番なんです。ただ、問題は、常に何か廃止したり、認定したりという、そういう繰り返しの部分に関して、やや何か根拠としてあいまいな部分がありませんか、そういうふう感じております。

したがって、例えば、町道に認定される場合には、今までの各論からすれば、道路を扱っていただきたいから町道に認定していただいて、工事をして立派な道路をつくっていただく。農道であれば、それは地域の方の負担が少なければ、その農道の助成等の補助事業でやっていくというような形で進んでおりますけれども、同じ町道にしても、やはり私はきちっとした全額を町が町道ということで負担するのではなくて、地域生活道路、あるいは地域密着性という形の応分の負担等の検討も今後は行革の中で考えていくべきではなかろうかと思っております。同じ農道でもやはり重要な農道であれば、高森町が補修をしていくとか、あるいはオーバーレイをかけるとか、そういった方策もとれることもあるだろうし、町道でも地域の方に負担をしていただくような町道の補修の維持管理の仕方、そういった点についての今後の行革を伴う考え方はないかをお聞きしたいと思います。

○議長（相馬俊行君） 町長 藤本正一君。

○町長（藤本正一君） 行財政改革ということでございますけれども、できるものなら、そういうような方向性は見出していくべきだと思いますし、また、今、町道について除草なんかをすることについても、メーター当たり30円をお支払いしているような状況でございます。今回、町道認定、廃止等ございますけれども、町道は地域におきまして、危機管理道路とうたっている以上は、やはり町道の方に認定していただくほうが、手立てするうえにおいて容易にできますし、また、工事をするにいたしましても、いろんな起債方法の利用が十分できるということで、今、町道に認定するというのであります。幅員を3メートルから4メートルに、4メートルから5メートルにするためには、単独ではできませんので、そういう意味でも町道の認定が必要になると思っております。

○議長（相馬俊行君） 6番 野中謙三君。

○6番（野中謙三君） 町長の趣旨もわかりますし、難しい点もあります。ただ、単独町村で行くということになれば、財政的な面も素人なりに考えれば、町道の延長距離が長ければ長いほど、地方交付税は多いわけです。1キロメートル当たりの数字は忘れましたが、いくらかの基準がございます。したがって、単独でいけばいくほど、道を全部町道にしてしまった方が国からもらう交付税は多いわけです。た

だ、それを町が全額負担しながらしていくということになると難しい。ですから、その辺をどちらが得策かという部分まで今後は検討して、町道の認定なり、廃止は慎重に考えていくべきではなかろうかと思えますけども、再度、町長、そのあたりについて、いかがお考えかをお聞きして終わりたいと思います。

○議長（相馬俊行君） 町長 藤本正一君。

○町長（藤本正一君） 十分検討してまいりたいと思っております。

○議長（相馬俊行君） 他にございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相馬俊行君） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

議案第14号及び議案第15号は、建設経済常任委員会に付託したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相馬俊行君） 異議なしと認めます。したがって、議案第14号及び議案第15号は、建設経済常任委員会に付託することに決定いたしました。

お諮りいたします。

しばらく休憩したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相馬俊行君） 10分間休憩いたします。

-----○-----

休憩 午前11時05分

再開 午前11時15分

-----○-----

○議長（相馬俊行君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。建設課長から発言の申し出がっておりますので、許可します。

○建設課長（色見隆夫君） 先ほど、13番議員の方からご質問がありました中で、回答できなかった部分を回答させていただきたいと思います。

住宅の順番待ちの件数が48件ございます。

それから、今回、建設しております下町住宅希望の件数が24件になっております。

以上、ご報告申し上げます。

-----○-----

議案第16号 平成16年度高森町一般会計補正予算について

○議長（相馬俊行君） 議案第16号、平成16年度高森町一般会計補正予算についてを議題といたします。

本案について、これから質疑を行います。質疑はありませんか。5番 甲斐直三君。

○5番（甲斐直三君） 5番 甲斐直三でございます。

建設課長さんの方にお尋ねをいたします。

先だって、芹口馬場線の方の現場説明がなされておりました。中において、この補正予算の方に一応、その補正額が計上されていないようでございますが、その点をちょっとお尋ねしたいと思います。

○議長（相馬俊行君） 建設課長 色見隆夫君

○建設課長（色見隆夫君） 恐れ入ります。ちょっと今、内容をもう一度お願いできますか。

○議長（相馬俊行君） 5番 甲斐直三君。

○5番（甲斐直三君） いつでしたかね、先月だったと思います。課長さんが、課長補佐さんがお出でいただきまして、町道の馬場～芹口線ですね、あそこ、説明されましたですね。で、その一方が、この中に補正予算の中に組んでありませんので、そこをちょっとお尋ねしたいと思います。

○議長（相馬俊行君） 建設課長 色見隆夫君

○建設課長（色見隆夫君） ご質問の馬場～芹口線の件だろうと思いますが、そちらについては、補正対応ということじゃなく、新年度予算の方で対応できないかというふうな認識を私の方としては持っております。説明の中でもその旨をご説明申し上げたつもりでおりますが、もし、誤解を生じているような内容でありましたら、改めて、そのあたりをご説明にあがりたいと思います。

○議長（相馬俊行君） 5番 甲斐直三君。

○5番（甲斐直三君） あそこは一応、全線ということではなくて、半分から馬場寄りの方は地権者の方から同意をいただいておりますので、どうしても早急をお願いをしたいということで要望はしてございます。課長さんの方も説明にお出でいただいておりますので、何とか地元の人達の要望もある程度は聞いていただかなきゃいかんと思っておりますので、これは17年度の方と今言われましたので、その時またはっきりしたことをお願いしたいと思います。

○議長（相馬俊行君） 他にございませんか。13番 佐伯金也君。

○13番（佐伯金也君） はい、13番 佐伯です。

9ページの繰越明許なんですけど、災害復旧事業費の方が2,600万円程度繰越ですね。これはどなたもご存じのとおり、大変今年は雪が多かったり、天候不順が多かったわけで、工事の進捗状況、これは非常に厳しいものがあつたというふうに思いますし、工事に当たられた方達も当然、そうであつたと思いますが、この公共土木災害復旧工事の入札日ですね、1月の臨時議会の際に出したやつなのか、それとも、12月の定例議会で出された分の入札の工事なのかをお聞かせいただきたいと思います。

それと、保健衛生総務費の中で、55ページなんですけど、阿蘇広域行政事務組合負担金のし尿処理施設の建設費が、これ、増額ですね、この件について、設計の変更、または施設の何らかの変更があつているかどうかということをお聞かせをいただきたいと思います。

以上、2点です。

○議長（相馬俊行君） 建設課長 色見隆夫君

○建設課長（色見隆夫君） こちらの繰越明許費の方に上げておりますのは、戸狩川1件が1月、残りは川原土川、それから県境線、中島～赤羽根線、城山線、上市下橋につきましては、12月に入札した分でございます。

○議長（相馬俊行君） 保健福祉課長 佐伯秀和君。

○保健福祉課長（佐伯秀和君） 設計費の確定によって、その増額分を、増額だつたと思いますが、97万で増額ですね、負担金を増額という形で要請があつたものでございます。

なお、17年度の中に、また後でご審議いただきますけども、各町村の負担金もう建設費として負担金の要請が出ております。17年度の予算の中でそれに反映させていただいております。

○議長（相馬俊行君） 13番 佐伯金也君。

○13番（佐伯金也君） 繰越明許費については、確かに、自然状況がこのように雪が降つたり、凍つたり、寒冷地ですから、特にこういうふうなことを考えられたわけですが、やっぱり私が以前言つたように、臨時議会の際にも言いましたですね。こういう地域だからこそやはり定例議会を開いて、そこでわざわざ災害復旧工事費の予算を通しておこなうならば、速やかに入札をしておかんと、こういう問題が生じますよと言つていた。そしたら、そのとおりですね。やはり工期遅れが出てくるわけですよ。だから、やっぱり今後ないように、やってもらわんと困りますし、どの程度

遅れておるのか、それぞれの工事現場が。1カ月遅れておるのか、2カ月も遅れておるのか、そのあたりのことも報告をしていただきたいと思います。

し尿処理施設の建設費の負担金については、保健福祉課長の方から17年度の予算の中で十分論議をしてくれというふうに希望が出ましたから、当初予算の中で十分質問をさせていただきたいと思います。

まず、繰越明許の方の災害復旧事業費の中の遅れぐあいをお聞かせください。

○議長（相馬俊行君） 建設課長 色見隆夫君

○建設課長（色見隆夫君） 一応、6件につきましては、3月29日ということで、当初予定しておりましたが、おっしゃいますように、うちの方もできるだけ入札についても急いだつもりでございますし、気象条件というのも十分考慮していたつもりですが、遅れましたことについては、大変皆様にもご迷惑かけておるということを重々反省しております。

工期につきましては、県あたりとも補助事業の関係がありますので、県と協議しまして、一応、5月30日までにはということではしておりますが、大体状況的には4月一杯ではできるんじゃないかなということで、現場の方の確認はしております。

○議長（相馬俊行君） 13番 佐伯金也君。

○13番（佐伯金也君） 災害復旧工事というのは、財務省の方から査定官が来られると思いますが、概ね経済事業とか、いろんな生活全般にわたって支障を来さないところは別に災害として認定はしなくてもいいんですね。日常生活、いろんな経済事業をするにおいて、そこで住んでいる方達が支障を来すから災害復旧工事というのが認められて、予算がつくものだというふうに思います。

先ほどからも言うておるように、寒冷地だからこそ4月の春の時期になれば、皆さん方、急いで耕作活動をされるわけですね。生産活動に入ろうと思って一生懸命動きが激しくなってくる。その際に、3月一杯であれば、どうにかこうにか、畑だったり、いろんなところの山林だったりするにしても、山林でしたら、もう冬場しか動きませんけれども、4月の一杯ということになってくると、4月になれば、恐らくどこの農家もどんどんトラクター動き始めるんじゃないかなと思います。そうなった時に、災害復旧工事をやっておられたんじゃ、そこを通行される方達、そこに関係ある方達にとっては、1年の生産計画というものが狂ってくるような気がいたします。その点について、地元、その災害が起きているところの受益者と申しますか、地域の方達に対する説明はいかがされておるか、よろしくお願いします。

○議長（相馬俊行君） 建設課長 色見隆夫君

○建設課長（色見隆夫君） 十分そのあたりも配慮しながら、今後、必要に応じて、受益者等にも説明にまいりたいと考えております。

○議長（相馬俊行君） 他にございませんか。6番 野中謙三君。

○6番（野中謙三君） はい、6番 野中です。

補正予算でまだこの後もちょっと補正が出るかと思えますけども、大まかな数字、予測で結構ですので、企画財政の方でお答え願いたいんですが、財政収支にはいろいろ出し方がございまして、いわゆる一番大事な実質単年度収支、一番問題な、重要視できる部分はこの数字かと思えます。その見込みについて、担当の方から本年度ですね、16年度の見込みについてお答え願いたいのが1つ、実質単年度収支の見込み。

それと、財政調整基金、これは本当なら当初予算の中でもお聞きしたいかと思えますけども、財調基金の使い方について、基本となる部分の今されている考え方をお聞かせ願いたい。

それと、16年度の補正後の残高の額ですね、その3つをお願いします。

○議長（相馬俊行君） 企画財政課長 村上源喜君

○企画財政課長（村上源喜君） お答えします。

実質単年度収支につきましては、まだ特別交付税の額の確定、地方債の額の確定、その他地方譲与税等の額の確定を見ておりませんので、現在、予測することはかなり困難でございます。

次に、財政調整基金につきましては、これは予算上の取り扱いということで申しますと、うちの条例でも、それと地方自治法の方でもいわゆる処分ということにおきまして、経済事情の著しい変動により財源が著しく不足する場合において、当該不足額を埋めるための財源に充てる時とか、後、4項目ほどございます。私達担当者としましては、できましたら、財調基金というのは、あくまでも後年度の財源の調整に使うという大きな目的がございますので、毎年度、今現在は取り崩しております。実際、そういうことがしなくていいような財政運営をしていきたいというふうに考えておりますけれども、実際、予算編成上、どうしてもその財源として、財政調整基金を取り崩さざるを得ないというのが現状でございます。特に昨今の三位一体改革の中で、やはり厳しい状況等が読まれておりますので、そういうことで、16年度に3億5,000万円、後でまた出てくるかと思えますけれども、17年度に2億3,000万円ということで、今回、17年度につきましては、3億5,0

00万円を2億3,000万円ということで縮めておりますが、できる限り、そういったことで、財調基金に頼らないような財政運営ができるように、今後ともその件については、精一杯努力をしていきたいと、そういうふうに考えております。

次に、16年度の最終補正後の現在高ということでございますが、今回の最終補正で、1億523万7,000円を積み立てることとしておりまして、総額1億623万7,000円が今現在の積立額でございますが、それによりますと、年度末が3億5,116万9,000円という現在高になります。

その他、先ほど、実質単年度の収支の中でお話ございましたけれども、後、地方債、地方消費税、譲与税、そういった3月末にならないと確定する額がわからない部分がございますので、それは後年度のためにでき得れば、財政調整基金の方に積立をさせていただきたいと、その分、現在の3億5,100万円が増加することになります。

以上でございます。

○議長（相馬俊行君） 他にございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相馬俊行君） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

本案は、各常任委員会に付託したいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相馬俊行君） 異議なしと認めます。したがって、議案第16号は、各常任委員会に付託することに決定いたしました。

-----○-----

議案第17号 平成16年度高森町国民健康保険特別会計補正予算について

○議長（相馬俊行君） 議案第17号、平成16年度高森町国民健康保険特別会計補正予算についてを議題といたします。

本案について、これから質疑を行います。質疑はありませんか。6番 野中謙三君。

○6番（野中謙三君） 6番 野中です。

国民健康保険、この後出てきますけれども、老人医療もそうですし、介護保険もそうですし、いわゆる一般財源の持ち出しが年々増えておるといのが現状でございます。

ちなみに、16年度から17年度にかけては、2億4,300万円ほど増えてし

まいます。その3つですね。その対策ですね、やはり必要があるから当然出していく分は当然ですけども、それにかからないための対策という部分について、これ、文教厚生の方でもかかわりあることではございますけども、その対策案として、全体的、総合的にどういったことを重点的に経費を抑えるために施策を進めるか、その辺について、町長の方からお考えを伺いたいと思います。

○議長（相馬俊行君） 町長 藤本正一君

○町長（藤本正一君） 今、確かにおっしゃるとおりでございます。保険税の増加はめざましいものがございます。私どもなるべく在宅介護と申しますか、なるべく家の方でしていただくような努力をしておりますことと、また日ごろから健康を守っていく上で、いろんな、うちの方で言いますならば、社会福祉の方に遊びに来ていただく、またお互いにコミュニティをとっていただくとか、このような一つの健康を増進するための施策をとっていきべきじゃないかなと思っております。

何分にも、今、高齢者が増加しておりますし、私どももその一端をどのように解決していくか、本当の意味での模索をしているというところでございます。なるべくなら、在宅7、入院の方が3とか逆になればよろしゅうございますけども、今のところは逆に入院と申しますか、施設に入っている方が7で在宅の方が3割と、大変そのあたりが大きな金額になっていくんじゃないかなというふうに思います。そうならないように、日ごろの健康管理をしていただく、また、そのお手伝いをするために、各地域に私どもの保健師さんに行っていただきまして、個人指導していただくとか、いろんな会合の度々に健康についてご相談に行くように指導をいたしております。

○議長（相馬俊行君） 6番 野中謙三君。

○6番（野中謙三君） 確かに難しい点でございますけども、これ、ちなみの話です。ちなみに、先ほど、行革の議会の中の特別委員会ですね、研修に行ってまいりました。その折り、長野県の栄村、そこの人口2,500人ぐらいです。何とそこの2,500人の人口の中にヘルパーさんが160人ぐらいおられるそうです。2,500人に160人です。高森からするとちょっと雲泥の差になりますなりですけども、そのヘルパーさんの活動によって、いわゆる元気老人をつくる政策ということに取り組んでおるわけですね。つまり、1人指導者がおって、その指導者が回ることによって、健康管理が行われるというものじゃございませんし、やはりその地域あげて健康づくりに関する意識をもっと植え込んでいく、そういう政策をとらんことには、やはり長年かけて、そういう医療費が抑えられるような政策になっている

んだらうと思います。

したがって、高森もこの4地域あるその特性を生かしながら、生かすためにも、対処療法ではなくて、根本的な対策を今のうちから打ち出さないことには、この3つの特別会計の2億4,000万円が今年伸びているんですけども、その部分の埋め合わせはできないような気がいたします。

したがって、やはり行革の中もそうですけども、一番行革しなくてはならないこの医療費関係、特別会計の方のやりくりについて、十分な検討をされる必要があるかと思っておりますけれども、その意気込みについて、再度、町長にお願いします。

○議長（相馬俊行君） 町長 藤本正一君

○町長（藤本正一君） 極力そのように努めてまいりますとともに、何と言いましても、住民の方々の健康福祉を守るのが当然でございますし、そのために大きなお金が動いております。ヘルパーさんの方のお話がありましたように、ヘルパーさんの方もできる限り、そういう教育の場を設けて、そういう講習研修会の場を設けて、徐々に住民の方々に協力を求めているところでございます。

今後とも努力してまいりたいと思います。よろしくお願いいたします。

○議長（相馬俊行君） 他にございませんか。13番 佐伯金也君。

○13番（佐伯金也君） 13番 佐伯です。

懸案事項なんですが、その他の繰越金が9,000万円、補正の中で出ておりますけれども、現状残高ですね、国民健康保険の不祥事の際の現状残高、よろしくお願いいたします。

○議長（相馬俊行君） 総務課長 岩下健治君。

○総務課長（岩下健治君） 手元に持ってきておりませんが、15年5月31日現在高で9,334万9,606円となっておりますけれども、それからもう返済額が10万円ほどあっておりますので、それが減額になると思います。ちょっとすみません、手元に資料を持ってきておりませんので、後ほどご報告をいたしたいと思います。

○議長（相馬俊行君） 13番 佐伯金也君。

○13番（佐伯金也君） これだけ高齢化が進んで、仕事に就いている方達も今、失業率は減ってきたと言いますがけれども、かなりこれ、就業率も低いと、高森町は思います。やっぱり国民健康保険加入者が高森町は大半であるというふうに認識をいたしております。

これが柱なんです。高森町に住んでいる人達のやっぱりその健康面の問題を解

決する一番柱がこの国民健康保険特別会計なんですね。私達もこれは反省せざるを得んところだったんですけども、やっぱりこれだけの不祥事を起こしてしまった、金額が金額だけになかなかこれ、償還させるということも難しい問題があります。しかしながら、この問題は風化させるわけにはいけないわけですし、個人から今、総務課長が言われたように、その15年5月31日から数万円ぐらい入っているとされたんですか。その程度のやっぱり償還をあてにして、いつまでも繰越金という形でこの金額を出しておくべきか、それとも、やっぱりもう執行部の方でこの特別会計の管理面からすれば、町長がトップでございますから、どの事業かをすっぱり一番痛いところをやめてでも、その予算をこちらの方に繰り入れして穴埋めするか、そのくらいのことをして、町全体に対しての、要するに、損金じゃないけれども、返済金という形にしておくと、国民健康保険会計の中だけに、この繰越金9,000万円というのを出しておけば、将来は国民健康保険特別会計に影響が出てくるのは当たり前であります。

ですから、思い切って、一般会計からこの分を振り込むなら、繰り入れするなら繰り入れして、その一般会計の中ですべき事業を1億円分すぱっとやめて、そして、その分を町に対して、返還を継続してもらおうというようなやり方をせんことには、健康保険の会計の中で、こういうふうに残していくということは、私は卑怯なやり方かもしれませんけれども、あんまり、これ今質問してもどなたが答えるのかということで顔を見合わせる程度ぐらいになってしまっているというのは大変恐ろしいことですね。

ですから、やっぱり健康保険会計の管理者である町長、要するに、一般会計の方の管理者も町長であるならば、やっぱり一般会計予算の中の目玉事業一つぐらい減らして、その分で穴埋めし、そして、町に対しての返還という形に名目を持っていかざるを得ん状況じゃないかなというふうに思っていますけれども、その点については、町長、いかがですか。

○議長（相馬俊行君） 町長 藤本正一君

○町長（藤本正一君） 長年にわたっておりますし、本人も毎月1回は役場の方にお出でになりまして、打ち合わせと申しますか、本当の打ち合わせだけに終わっておりますけれども、十分本人にも言い聞かせ、また、お兄さん等におきまして、今、東京事務所の方に異動はされておりますけれども、そちらの方にもお電話をしながら、できる限り返してほしいということをつくづく毎月のように要望をいたしております。

今、13番議員さんの方から勇気づけられることを言われましたから、その分も十分皆さんと一緒に考えてまいりたいと思っております。

○議長（相馬俊行君） 13番 佐伯金也君。

○13番（佐伯金也君） 勇気づけか、卑怯なことかわかりませんから、その点については、あんまり短絡的に考えない方がいいと思います。金額が金額だけに。

側面から見れば、卑怯な見方からすれば、1億円以上、これだけの財政規模のところでは1億円以上のお金を使い込みした時には、もう開き直ってしまえばそれまでなんです。100万円ぐらい使い込んだ時の方が請求が激しいんじゃないかと私は思います。100万円ぐらいなら取れる可能性がありますから、家売れ、何売れで、どんどん請求して、100万円取ろうと思って一生懸命請求すると思うんですが、1億円だった時に、ざっと資産を考えれば、1億円取れば良かった時に、どうして請求するかということをやっぱり被害者側からすれば考えるんですね。そうすれば、取れる方法がないわけです。すると、請求なんてというのも、中途半端になってしまいます。そうすると、今言われたように、顔見せには来られるけれども、返済金は持ってこない、そういうことを続ける。ですから、やっぱり国民健康保険特別会計だからそうなるのであるならば、高森町全体の損金としても取り扱う、そういうふうにして、やっぱり町全体の人達がそういうふうにして見る、それがいいことか悪いことか、加害者であれ、やっぱりそれなりの人権はありますから、考えていくべきところはあると思います。しかしながら、それが影響して、いろんな事業にこれだけ財政が厳しくなってくると、いろんな事業に影響してきますから、やっぱりそれなりの考え方の転換というものが私達としては必要になってくると思います。

ちょうどいいことに、行財政改革で執行部が諮問している委員会の委員さんか何かが当時の関係者の方が委員をされておるということで、その方が一生懸命行財政改革の中で自分達が管理不足で起こした不祥事の分を改革されれば幸いだと思っておりますが、そのあたりも期待しております。今後、健康保険特別会計のこの損金について、損金じゃないですが、不祥事で出た繰越金について、取り扱いについては、執行部全体でどういうふうな取り扱いでやっていくのか、このまま健康保険特別会計の中で存在させていくのか、一般会計の中に取り入れるのか、十分検討をしていただきたいというふうに思います。

以上です。

○議長（相馬俊行君） 他にございませんか。12番 三森義高君。

○12番（三森義高君） 12番 三森です。

せっかく13番議員さんの方から申されました健康保険の1億円、これは弁償金ということになりますけれども、これにつきまして、監査の中でもいろいろ申し上げておるところでございます。それを一般会計から思い切ってというような言い方もされております。それが妥当かどうかは、なかなか判断の難しいところでもありますし、前町長から引き継いでおられます今の町長が町民に迷惑を掛けないという部分をどの程度認識されて、今、請求をされておるのか、そこらあたりが定かでない、職員が一生懸命監査の中で申し上げておられるのが精一杯の言い方というような気がするわけでございます。

そういう中で、1,000円入ってくる1万円という形の数字が本当に妥当なのか、これは正直言って、町民の中に公表される金額ではないというのが町長自ら一番ご存じであろうと思います。1億円だから開き直るといような感じで行政がおりますならば、大変町民に対して申し訳ないなといような気がするわけですが、その点、町長、どんなでしょうか。よろしくお答え願いたいと思います。

○議長（相馬俊行君） 町長 藤本正一君

○町長（藤本正一君） 本人さんが先ほど言いましたように、毎月ご報告に、自分の収入がどれだけありましたという返事のもとに、働いた会社の方から支払いがなされたという証明書をいただきながら、どの程度支払いができるかはお出でになった時お話をしております。本当のところ、全額を返してもらうのが一番いいことでございますけれども、それを今、どう言うてもちょっと不可能に近い、不可能だろうと思っておりますし、また、先ほど言いましたように、お兄さんの方も極力いろんな税金の滞納等にいたしましても、東京の方から仕送りをしていただいております。今のところ、お兄さん自体もそうでございますが、お兄さんの家庭まで壊すということが、まずこっちの方からそれだけの権限がございませんものですから、お兄さんとも十分連絡をとりながら、支払いをしていただいているところでございます。

もちろん、家、屋敷、また田んぼ等についても、担保になっておりますけれども、やはり競売といたしますか、それにしても、かなり低額でございまして、そのころとまた違った値段が付いているというのも現状でございます。なかなか競売にかけて、前は500万円あったのが、今200万円しかないとか、いろんな面で目減りが大変ひどくなっておることも現状でございますし、思い切った策がとれていないのも現状でございます。

何と言いましても、結果的にはそういう犯罪を起こした人が一番悪いわけござ

いますから、決してのこすことなく、回収をしたいなど、そのように思っております。

○議長（相馬俊行君） 12番 三森義高君。

○12番（三森義高君） 内容はよくわかっております。しかしながら、当時、本当に責任を持ったやり方をしてあったならば、ここまでは町民感情も引きずってはおらんのではないかという気がせんでもないわけです。しかしながら、何らその時、その当時といたしますか、首長にしても、何ら責任もとっておられない。そういうことを考えると、なかなかこれを風化させるわけにはいきませんし、今後、どういう形でやっていくのか、そこは執行部として、真剣にとらえて考えてやっていただきたいと、かようにだけ申し上げておきます。

○議長（相馬俊行君） 他にございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相馬俊行君） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

本案は、総務常任委員会に付託したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相馬俊行君） 異議なしと認めます。したがって、議案第17号は、総務常任委員会に付託することに決定いたしました。

-----○-----

議案第18号 平成16年度高森町老人保健特別会計補正予算について

○議長（相馬俊行君） 議案第18号、平成16年度高森町老人保健特別会計補正予算についてを議題といたします。

本案について、これから質疑を行います。質疑はありますか。13番 佐伯金也君。

○13番（佐伯金也君） 13番です。

老人保健ももうすべてこれ、国民健康保険と介護保険、関連があるんですけども、やはり野中議員も先ほど言われたホームヘルパーさんあたりの利用というのも言われましたけれども、今の厚生労働省が規定しているいろんな法律、また介護保険等に対する規定あたりも見れば、なかなかホームヘルパーさんあたりがお年寄りの医療行為をしていいかということ、これは制限されているからできんわけですね、軽々しくは。要するに、生活介護や身体介護等はできるんでしょうけれども、医療業務となりますと、その医療介護ということになると、やっぱりホームヘルパ

一さんではできない。ですから、執行部の方から答えがあったとおり、やっぱり保健師、その方達がやっぱり頻繁に町内を巡回しながら、いろんなお年寄りの皆さん方の健康状態を見てまわれる。そうしていかざるを得ないと思うんですが、これは、岩下光広さんが税務課長時代からも言っていたんですけども、老人医療で病院にかかった場合に、症状が固定しておるのか、改善する兆しがないのか、そういうあたりの見極めというのがなかなか今の医療の中では難しいんじゃないかなと思うんですね。そのような中で、定期的に病院にかかっているお年寄りの検査がございませう。血液検査とか、いろんな検査がございませう。

この前からテレビで言っていたんですが、その検査というものが、症状の進行状況を把握するための検査であるのか、また、今後の診療のために役立てようとする検査であるのか、それとも、ただ単に、医療点数を上げるための検査であるのか、そのようなことが言われているんですね。お年寄りの中には病院2つ3つ掛け持ちされている方もいらっしやいます。そうした際に、それぞれの病院が同じ検査手続きをすれば、当然、医療点数は上がってくるわけがございませうが、そのあたりの指導、管理、レセプト管理等については、どのように県と協議をされていらっしやるのかということをお聞かせいただきたいと思ひます。よろしくお願ひします。

○議長（相馬俊行君） 税務課長 後藤秀希君。

○税務課長（後藤秀希君） ただいまの質問の中にございませう血液検査等のデータ等につきましても、私の方ではちょっとわかり兼ねるところがございませうが、多受診に関しては、うちの方から保健推進の方にお願ひをして、訪問指導をするという方法を現在とっております。

○議長（相馬俊行君） 13番 佐伯金也君。

○13番（佐伯金也君） 今から先は、受診者に対して、カルテ開示義務が発生するようにも聞いております。ですから、検査が何のための検査であるかということをはっきり受診者というものは知っておく必要があると思ひます。ただ単に、医者が自己満足のために検査をするのか、それとも、今から先の医療に役立てようと思ひて検査をするのかということだけは慎重に考えていただきたいし、執行部の方もその点についての調査等については力を入れていただきたいと思ひます。

たまたまうちに90歳の年寄りがございませうが、12月の二十何日ですか、急に悪くなりまして、病院の方にお世話になろうと思ひたんですが、正月休みが入るから、預かることができませんと言われてまして、断れちゃいませう。しょうがないから、阿蘇の中央病院の方に急ぎよ、入院をさせましたところが、

兆しが見えています。私は、お医者さん達が全部が全部だとは思わないんですが、病気というのは、土曜日曜はないし、盆正月の休みもないわけです。ですから、今後、入院患者等の入院状況等についても調べていただきたいのは、土曜日曜帰られる患者さん、盆正月に帰られる患者さんについては、入院が必要なのか、必要じゃないのかということも厳しく調べていただきたい。そうすることによって、少しでも医療費が下げられ、本来の診察を受けようとする方達が受けることが可能になるということでございますから、その点について、税務課長さん、考えていただきたいと思いますが、いかがでございましょうか。

○議長（相馬俊行君） 税務課長 後藤秀希君。

○税務課長（後藤秀希君） 内容につきましては、十分レセプト等を点検していきたいと思っております。

○議長（相馬俊行君） 他にございませんか。6番 野中謙三君。

○6番（野中謙三君） 6番 野中です。

実は、前々から思っていたんですけども、国民健康保険にしてもそうですし、老人特別会計、老人医療にしてもそうなんですけども、管轄が税務課ですね、したがって、議会の方も対応もそうなんですけども、総務委員会の方で審議されるという部分もございまして。しかしながら、介護保険だけは文教の方でやっています。世間で言うびんぴんころり運動、元気老人をいかにつくるかという政策の中で、やはり根本的な部分として、高森町の中の方も行革の一つして取り上げていただきたいと思っております。一元じゃないんですけども、同じところで十分関連性を持たせて、審議していけるような体制でないと、すべてが常に関連した事業でございまして、国民健康保険の事業を福祉の方がやったりとか、それは当然ありますし、その方が理屈もいいし、そういった部分に関して、内部の機構の中での取り組み、そのあたりの考えがないかが1点、お伺いしたいと思います。

もう1つは、先ほども言いましたように、びんぴんころり、びんころ運動ですね。昨年のスマイルフェスタの中でもばってん荒川氏が言うておられましたし、歌も歌っておられました。そのびんぴんのびんの部分にもう少し重点を置いて、言い方は失礼ですけども、ころりの分に関しては、十分手厚くする部分は人間として当然です。したがって、びんぴん生きている施策をやはりとるようなやり方、それを内部から起こすなり、それを事業として展開していくような、その考え方について、町長の方からお考えをお聞きしたいと思います。

○議長（相馬俊行君） 町長 藤本正一君

○町長（藤本正一君） 今、文教の方に介護保険がということかと思いますが、私も本来ならば、保険制度というのは、一緒に介護保険も入っていた方がいろんな面を見るのには、大変システムとしてはいいんじゃないかなと思いますけども、今、保健師さんにしても、いろいろ各地を回るのが、福祉の方で担当しております。国民健康保険、老人保健が税務、介護の方が福祉の方に入っているんじゃないかなと思っております。横の連絡といいますか、そういう改革ができますものならば、それは早急に改革をしていくべきであろうと思っております。

それとまた、ぴんころということでございますけども、誰もがそう願っておるわけでございます。家庭の事情もあるかと思っておりますけども、またプライバシーのこともあるし、検討についてでございますけども、これをやるときはやはり生き方、その人の考え方によって、延命治療をしたり、あるいは延命治療はいりませんと、いろんな考え方がございます。これに関しても、やはりもう少し住民の方々の意見を聞きながら、施策をしていかなければいかんかなと思っております。ぴんぴんの方の応援をするのは、やぶさかでございますし、身体を動かすことによって、体力また健康増進にもつながるだろうと思っております。そういうことに関しては、今から大いに応援をしていきたいと思っております。

○議長（相馬俊行君） 他にございませんか。13番 佐伯金也君。

○13番（佐伯金也君） 最後に、議会事務局の方をお願いいたします。

今、私が一言、お年寄りの病状を報告いたしました。発言をいたしましたけれども、その病状については、削除方、よろしくをお願いいたします。よろしく願いしておきます。議長、よろしく申し上げます。

○議長（相馬俊行君） ただいま、13番議員さんから申し入れがありました件につきましては、削除いたします。

他にございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相馬俊行君） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

本案は、総務常任委員会に付託したいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相馬俊行君） 異議なしと認めます。したがって、議案第18号は、総務常任委員会に付託することに決定いたしました。

お諮りいたします。

しばらく休憩したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相馬俊行君） 1時間休憩いたします。

-----○-----

休憩 午後0時05分

再開 午後1時00分

-----○-----

○議長（相馬俊行君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。総務課長から発言の申し出がっておりますので、これを許可します。総務課長 岩下健治君。

○総務課長（岩下健治君） 先ほど、13番議員さんからご質問のありました国保の賠償額に対します返還未済額は今日現在で9,328万3,672円となっております。以上です。

-----○-----

議案第19号 平成16年度高森町介護保険特別会計補正予算について

○議長（相馬俊行君） 議案第19号、平成16年度高森町介護保険特別会計補正予算についてを議題といたします。

本案について、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相馬俊行君） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

本案は、文教厚生常任委員会に付託したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相馬俊行君） 異議なしと認めます。したがって、議案第19号は、文教厚生常任委員会に付託することに決定いたしました。

-----○-----

議案第20号 平成16年度高森町簡易水道事業特別会計補正予算について

○議長（相馬俊行君） 議案第20号、平成16年度高森町簡易水道事業特別会計補正予算についてを議題といたします。

本案について、これから質疑を行います。質疑はありませんか。13番 佐伯金也君。

○13番（佐伯金也君） 13番です。

簡易水道の事業の中で、川田代川の本管布設工事が減額になっております。これは、県道工事等の兼ね合いでということでご説明をいただきましたが、現在、橋の方は架かっておるようでございます。それ以外の上部の方の整備はまだまだかというふうに考えておりますが、現状、県の協議の中において、県道津留～柳線工事の将来的な見込み等についての報告はいかが受けていらっしゃるか、お聞きしたいと思っております。

○議長（相馬俊行君） 建設課長 色見隆夫君。

○建設課長（色見隆夫君） 一応、私の方が管理しておりますが、今から中学校の方から入っていった道路の橋ゲタの手前は盛り土で一応盛っていくというようなことで、話を聞いております。ちょうど洗川の視距改良で廃土が出る、そのあたりの泥も利用して、あそこをつくっていくということですので、若干の時間は必要になってくるかなと思っております。

それから、中学校からちょうど川田代までの区間につきましては、地元からの陳情等も県会議員宛に提出されておりますし、また、県の土木部、それから県議会の方に陳情というようなことで、私の方で事務局みたいに取りまとめしております、今、県との交渉を行っているような状況でございます。

以上です。

○議長（相馬俊行君） 13番 佐伯金也君。

○13番（佐伯金也君） 何分、野尻地域において、やっぱりその川田代の橋ができあがって、東中学校・小学校のところから旧津留町の方に入っていく道路、これを整備せんことには、どうにもこうにもならんわけですね。今回、水道管の布設替えが補正になっております。それに併せて、ご質問したわけなんですけれども、やはり早急に工事を進めていただかないと、うちがつくっておりますあその公園も死んでしまうわけですね。ですから、今後、強気に働きかけをしていただきたいわけです。何分、予算厳しい、県の財政状況見ますと、甘い考えでおれば、債権団体に陥ってしまうと、国の管理下に陥ってしまうような状況であるというふうにも聞いております。その中で、やはり継続工事でございますから、新規工事とは違いますが、取り扱いが若干はそういうふうになってくるとは思いますけれども、強力な働きかけを県の方にさせていただいて、後、大分延長ございますが、早急な完成をお願いをしておきたいというふうに思います。

以上です。

○議長（相馬俊行君） 他にございませんか。6番 野中謙三君。

○6番（野中謙三君） 6番 野中です。

実は、この簡易水道事業に伴う一般質問等でもご質問いたしておりましたけども、その後、町長の方が検討するというのでございましたので、その後、簡易水道、いわゆる基金を持っているあれですね、その対象者との協議を検討するというのでしたので、その後、どのようになったかをご報告願いたいと思います。

○議長（相馬俊行君） 水資源対策課長 桐原一紀君。

○水資源対策課長（桐原一紀君） 基金につきましては、鉄道渇水対策関係の基金が6億円ございます。それに対しまして、今まで財産収入といたしまして、利子及び配当金が入ってきておりましたが、年々利息も安くなりまして、それがちょっと厳しい状態となってきております。今回、補正の中で、積立金を900万円しておりますけども、それにつきましても、維持管理費より充当したいということでございます。

よろしく申し上げます。

○議長（相馬俊行君） 6番 野中謙三君。

○6番（野中謙三君） 中身についてのやりくりの方はわかりませんが、条例の中で中心市街地の人達の基金という位置づけになっておりますよね。その分をこういった形で特会の方に利子の方を入れていっておるけども、この運用に関して、果たしてどうかという質問をしておりましたけども、その後、検討するというのでしたので、その後、検討されておるなら、その部分をお聞きしたいと思っております。

○議長（相馬俊行君） 町長 藤本正一君。

○町長（藤本正一君） 町の簡易水道事業かと思います。簡易水道事業の中で代表者が町長の私でございまして、簡易水道として相談するといえますか、検討する課題として出ております。今のところ課長の方からも内容については申しましたけども、その部分に関しては、まだ検討いたしておりません。

○議長（相馬俊行君） 6番 野中謙三君。

○6番（野中謙三君） いわゆる条例的な部分での運用の方と基金そのものの意味合いで、果たしてそれが整合性があるかどうかということだったんで、これは、できれば、本年度中にでも答えを出していただきたいと思っております。簡易水道特会の方にいたしても、それは当然、繰入金で財源の方から補填しておりますので、町民全体が使う簡易水道ですね。ですから、その辺のバランスを考えないことには、新

規加入者の対応についても難しくなると思いますので、その辺は本当に協議していただきたいと思います。

○議長（相馬俊行君） 他にございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相馬俊行君） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

本案は、建設経済常任委員会に付託したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相馬俊行君） 異議なしと認めます。したがって、議案第20号は、建設経済常任委員会に付託することに決定いたしました。

-----○-----

議案第21号 平成16年度高森町農業用水供給事業特別会計補正予算について

○議長（相馬俊行君） 議案第21号、平成16年度高森町農業用水供給事業特別会計補正予算についてを議題といたします。

本案について、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相馬俊行君） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

本案は、建設経済常任委員会に付託したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相馬俊行君） 異議なしと認めます。したがって、議案第21号は、建設経済常任委員会に付託することに決定いたしました。

-----○-----

議案第22号 平成16年度高森町鉄道経営対策事業基金特別会計補正予算について

○議長（相馬俊行君） 議案第22号、平成16年度高森町鉄道経営対策事業基金特別会計補正予算についてを議題といたします。

本案について、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相馬俊行君） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

本案は、総務常任委員会に付託したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相馬俊行君） 異議なしと認めます。したがって、議案第22号は、総務常任委員会に付託することに決定いたしました。

-----○-----

議案第23号 平成17年度高森町一般会計予算について

○議長（相馬俊行君） 議案第23号、平成17年度高森町一般会計予算についてを議題といたします。

本案について、これから質疑を行います。質疑はありますか。6番 野中謙三君。

○6番（野中謙三君） 6番 野中です。

私は1点だけお伺いします。補正予算の中でもちょっと質問いたしましたけども、いわゆる財政調整基金ですね。先ほど課長の方から答弁いただきまして、これはもちろん、第3条の第1項に当たる部分で、経済事情の著しい変動等により財源が著しく不足する場合において云々という部分の財源でございますけども、やはり著しく不足する場合において、当該不足額を埋めるための財源ということになれば、当然、何に使いますという部分の目的がそこに発生すると思うわけです。何に使う分、いわゆる全体的に不足するから使うという解釈が1つと、どの事業の部分に関して不足するから使いたいという部分として、ですから、その辺の意味合いをお答え願いたいと思います。これはもう課長でも助役さんでも結構ですので。

○議長（相馬俊行君） 企画財政課長 村上源喜君。

○企画財政課長（村上源喜君） ただいま、議員おっしゃいましたように、特定の目的に充当する場合と、全体的に予算が不足する際に使う分と両方ございます。近年は、全体的な交付税の減少とか、そういった部分もございますし、後は地方債の充当率が低くなってきているとか、そういった部分もございます。よって、全体的な予算の不足ということで、今回の財政調整基金については取り崩すということで、使用させていただきたいということです。

○議長（相馬俊行君） 6番 野中謙三君。

○6番（野中謙三君） 私が思っていたのが、何に不足するという部分が本来はあった方がいいのかなというふうなずっと考えておりましたものですから、基金条例を見れば、解釈としてはですね、それも十分成り立つと、ただ、本来であれば、どの部分が不足するから基金の取り崩しをするという部分に関しては、僕はわかる範囲で

あれば、うたうべきじゃなかろうかと思えます。総額の中でずっと計算していく中で財源が不足を生じる、高森については、この部分が重点課題だから、この部分に回しますよという予算の説明の仕方の方がよりわかりやすいような気がいたします。また、住民からも基金取り崩しという単なる何かうわさ話じゃなくて、その基金を崩したという不安をあおるのではなくて、この部分を充実するために、財調基金を崩しましたと、僕はその方が住民にとってもわかりやすいと思えます。できますならば、そういった形で計上していただけるならと思えます。

その辺について、再度、課長の方から答弁をお願いします。

○議長（相馬俊行君） 企画財政課長 村上源喜君。

○企画財政課長（村上源喜君） 先ほどもご答弁申し上げましたけども、なかなか特定の事業といういくつかに絞るといのはかなり難しい面もございますけれども、できましたら、そういうことで説明できるようなことで来年度から調整を図ってまいりたいと、できる限り、そういうふうに調整をしていきたいと思えます。

よろしく願いいたします。

○議長（相馬俊行君） 他にございませんか。1番 宇藤 敬君。

○1番（宇藤 敬君） 1番 宇藤です。

企画財政課長にお聞きします。地方バス路線維持補助金という形で2,100万円ほど予算を組んでありますけど、これは町民バスとは違うわけですよね。55ページです。

○議長（相馬俊行君） 企画財政課長 村上源喜君。

○企画財政課長（村上源喜君） これにつきましては、昨年4月から開始しておりますけれども、名称が町民バスということで、実際運行主体は産交観光バスでございます。その部分と熊北産交バスというようなやはり産交関連のバス事業所がございますけども、それは他町村にまたがる分を運行しております。町民バスは、産交観光バスで町内の分と、合わせまして、この予算の表現上は地方バス路線維持補助金ということで計上させていただいております。

○議長（相馬俊行君） 1番 宇藤 敬君。

○1番（宇藤 敬君） はい、承知しました。

それで、町長にお聞きしますけど、草部北部線、南部線とかありますけど、これも1週間に2日走ったりとか、そういうことで、やっぱり地域住民の方の交通の移動の手段としては、すべてを満足できるようになっておるものではないと思うんですが、例えば、今、中央出張所の高森中央というバス停を発着する延岡行きの特急

バスがありますですね。あれ1日、今3往復走っておりますが、これは高森中央だけ止まって、後は高森過ぎますと、久木野、逆の方向に行きますと、二瀬本入り口、あるいは旧蘇陽町役場前というふうな形で、全然高森町内を走らないわけですね。以前は、社倉に止まっておったんです、あのバスは。延岡行きの特急バスはですね。で、なぜ蘇陽の方に回って行っておるかという、道路事情が悪くて、非常に特急バスとしての機能が果たせないということで、五ヶ瀬の方に回って行っているというふうには聞いておるんですが、現状では道路も改良されて、非常に良くなっているわけでございます。

それで、今、高森中央から高千穂まで1時間10分かかります。そうしますと、社倉経由して国道325号線行きますと、大体40分で行きます。そうすると、高千穂に行く時間的な部分としても、特急バスの機能を果たす、それと、高森から高千穂に行く場合に、やっぱり時間短縮できると、観光客にとっても、移動がスムーズに行く。

それと、もう1つは、以前、社倉に特急バスが停車しておったというのを考えますと、地域住民の足として、1日3往復走るわけですから、それは費用負担は本人達が払う部分はあるかもしれませんが、週に2日走る、あるいは週に3日走る町民バスを補完する上においても、大変重要な足になるんじゃないかと、移動の手段になるんじゃないかなと思います。

そういうことで、以前は、高森町の草部を通過して延岡に行っていた路線バスがいつの間にか路線変更になって、今の山都町、五ヶ瀬町、高千穂に入っていくと、それを何とか、また元の姿に戻していただいて、地域住民の足として、あるいは逆に、観光面の人の出入りの促進を目指す上でも町長が就任当初からおっしゃっています、私は高森町のセールスマンをやるんだと、そういうことで、企業訪問されるということもお願いして、あるいは産交さん、あるいは宮崎交通さんあたりに何とかこれを社倉経由の特急バスに戻してもらえんかというようなことができないものかと、そういうことをお尋ねします。

○議長（相馬俊行君） 町長 藤本正一君。

○町長（藤本正一君） 前の福祉バス、今、町民バスになりまして、約1年間、大変地元の方にも好評でございまして、極力地域の方々の利便性があるようにダイヤ改正をいたしておるところでございます。

産交バス等の特急バスの社倉停留所の利用ということかと思っておりますけども、いろんな産交バスさん、また宮崎交通さんとも本町の担当の方もよく打ち合わせをし、

いろいろな負担金も当然出てまいりますものですから、その分が今、利用がされていないんじゃないかなと思うっております。

いろいろな負担金の分に関しましても、前年度は約3,000万円ほどのお金を支払っていたわけでございますけども、今回は支払いの方が約2,300万円ほどになっているわけでございます。

内容につきましては、担当の方からお話をさせていただきます。よろしく申し上げます。

○議長（相馬俊行君） 企画財政課長 村上源喜君。

○企画財政課長（村上源喜君） 宮崎延岡特急の件につきましては、数年前、高森の方に経路を変更していただきたいという申し出をしております。向こうのバス事業社の考えとしては、まだ改良が済んでいないから、その時点で考えましょうという答えをいただいております。せつかく今、議員さんおっしゃいましたので、そういうことも負担の問題も出てくるかもしれませんが、そういうのが出ない方向でなるべく高森町内を通っていただくようにということで、再度申し入れをしたいと思っております。

○議長（相馬俊行君） 1番 宇藤 敬君。

○1番（宇藤 敬君） 前向きの答弁をいただきました。ありがとうございます。

特急バスでございますから、始発が熊本駅前、終着が延岡駅前のバスセンターと、そういうことで、その間の収支でやる路線バスだと思いますので、例えば、高森町内だけ赤字だから、その補助金出せとか、そういうことは絶対事業社としてはおっしゃらないと私は思っておりますし、高森町に財政負担を求めるような路線変更じゃないと思いますので、こういうのは積極的に、地域住民の移動の手段としても、毎日特急に乗れるという状況があれば、また、町民バスとの相乗効果も上がってくると思いますので、この辺は前向きに検討していただきたいと思っております。

それと、もう1つ、五ヶ瀬号という特急バスがありまして、これは延岡と福岡を走っているバスでございますが、これも今、高森を経由していく特急高千穂号、阿蘇号とよく似ておりまして、通っていない場所が旧蘇陽町の管内を通っていないだけで、後は矢部の方に抜けて、松橋から博多に行くと、これが1日4往復走っているわけでございますが、全部とは言いませんけど、そのうちの1往復でも今言ったような路線を走ってもらえるようお願いをしていただけたらどうかと、福岡から直接高森に入ると、そういうことで、観光面、いろいろ考えると、JRで来て、また南阿蘇鉄道に乗り換えて、またバスでと、そういうふうなものを考える

と、直接乗り換えなしに来れると、そして熊本空港も通ってくるということになると、非常に利便性も高くなると思います。

それと、もう1つ、以前、今どうされているかわかりませんが、日之影町の町長が私どもが商工青年部にまだ入っていたころ、高森に来られて、特急バスを何とか熊本空港に入れるように運動してくれと、理由は、日之影から宮崎空港まで122カ所信号機があると、日之影から当時の話ですから、熊本空港までは16カ所信号機がある、時間にして約1時間半違うと、そういうのを考えると、どうしても熊本空港を利用したいと、そういうことで、私達も署名運動をした経緯がございます。いろんな形で、それが今、現実のものとなって、すべて特急バスは熊本空港を通っております。

そういうことで、地域住民の利便性、あるいは高森町の観光浮揚、あるいはビジネス面での移動の手段の簡便さと、そういうのを求めるためにも、私はこういう1日1便だけでも、例えば、直接、福岡から入ってこれる、福岡に出ている、そういうようなこともあったらいいなと思っております。

是非、町長にこういうところを高森町の営業マンとしてがんばっていただきたいなど、そういうことで町長のご所見を聞いて質問を終わります。

○議長（相馬俊行君） 町長 藤本正一君。

○町長（藤本正一君） 今の福岡特急バス、いろんな観光客・一般の利用かと思いますが、私どもも最近南鉄を抱えておまして、産交バスさんは俵山経由で熊本駅に直接、特急バスが出ておりますし、私どもはそのことにおいて、南阿蘇の南鉄の方の乗客が少し減るんじゃないかな、そういう危惧も現在いたしております。もちろん減っているのも事実でございますし、本来来ていただきますならば、福岡から熊本に来ていただきまして、せめて立野でおりていただいて、それから先、南鉄に乗っていただくと、そうやって南鉄の利用もしていただければありがたいかなと、もちろん議員さんがおっしゃる利便性は理解しております。それを含めて、南鉄の事業も含めて、今後、検討してまいりたいと、そのように思います。

○議長（相馬俊行君） 他にございませんか。6番 野中謙三君。

○6番（野中謙三君） 6番 野中です。

内容について2、3お伺いしたいと思います。

第1点、55ページの中心市街地活性化活動拠点施設の部分、これの今の進捗状況なり、今後の計画、それとどういった形で進められておるのかという中身の質問が1点。

後は、117ページの矯正施設に関する予算が出ておりますけども、この矯正施設に関わる予算計上に至る現段階までのわかっている範囲の部分、それと、今後の計画、以上について質問したいと思います。

○議長（相馬俊行君） 企画財政課長 村上源喜君。

○企画財政課長（村上源喜君） 中心市街地の拠点施設整備関係ということで、今回の予算の方提出しているわけがございますけども、当初は、中心市街地活性化拠点施設ということで、名称そのものもそういうことにしておりましたけども、国の補助事業の関係で、今回、観光交流センターと多目的広場というふうに分けて、予算を計上させていただいております。

今までの取り組みですけれども、10月に基本計画の委託の契約をいたしました。その後、風と森の会が3回ございますけれども、そこから拡大委員会ということで、それぞれ2、3名の代表の方を出していただきまして、今までに8回の会合をやっております。延べにしまして約130名程度の方と一緒に設計会社、それと私の方と商工観光の方、そういうところと協議をしております、現在、2月末に基本計画が立ってきております。

今後の計画としましては、当初は、17年度、18年度の2年間で事業をとということで進めておりましたけれども、国交省の方が県を通じまして、できましたら、そういった事業効果をなるべく早く出すために、前倒しをやってくれと、ということで、今回の予算につきましては、17年度でこの整備の事業を完了するということで予算を計上させていただいております。

今後につきましては、また議会の方には9月議会あたりからその内容についてご説明をその時々状況をご報告しておりますけれども、今後につきましても、そういった形で風と森の会の方との協議、議会の方への報告という形で進めていきたいと考えております。

矯正施設の予算でございますけれども、今回、主に上げておりますのは旅費の関係、それと矯正施設の町民の検討委員会というものを設置して、その中で広く住民の方々の意見を聞き、検討していただきたいということで、その設置を考えております。

そういうことで、特に、視察関係については、委員の方は公募の方を含めて、大体25名程度を考えておりますけれども、視察関係につきましては、矯正施設の実態でありますとか、また周囲の状況を見ていただくとともに、実際、住んでおる方達の視察も必要かと思っておりますので、今後の検討の参考となるようにということで、

視察を予定しております。

付け加えて申しますと、視察先、その他の事務手続きにつきましては、福岡にございます法務省福岡矯正管区の方で場所の選定、手続き、そういったことについては、いろいろなお手伝いをさせていただけるということでお聞きしております。

視察予定しておりますのは、そういった委員の方、約25名と住民の方にまたお誘いをしまして、大体120名程度で十分その辺の状況を知っていただきたいということで計画しております。

以上でございます。

○議長（相馬俊行君） 6番 野中謙三君。

○6番（野中謙三君） まず、中心市街地の方なんですけども、確かに風と森の会の方で進められておりますし、なかなか議会の方では中身がわからなかったものですから、観光協会等でお聞きして中身がわかった次第です。

ただ問題は、実際住んでおられる、中心市街地に住んでおられる住民の方々が全くこの事業に対してまだ理解されていない。全くとまでは言いませんけども、まだ何ができるんだろうかという話ばかりで、実際、そういう建物ができるという話で上がっていますよという話をしても、ええ、そうですかという形で、全体的にはまだ中心部の方々がこの計画なりをご存じないような気がいたします。

たたき台として、風と森の会の方でご足労願って、16名ぐらいの方が8回でちょうど130名ぐらいになりますかね。その方々で進めておられるものだと思いますけども、あくまでたたき台として、その部分を地域住民の方にそれを理解していただくような策をとっていただかないと、やはり周りの方々はまだ不安げに思っておられます。したがって、意見等もなかなか出てきていないような状況ではなからうかなという気がいたします。

1つには、実は、先日、商工会の会長の方にお話ししましたところ、ここに商工会が入りたいという、そういう声は出しておったけども、その後、何の音沙汰もないということで、商工会が積極的に働きかけていないのがいけないのか、あるいは、誘いをしなかったのか、その辺がわかりませんので、今後の進め方を再度、どうされるのか、このまま突き進んでいかれるのか、その辺を再度お聞きしたいと思います。

それと、矯正施設の方ですけども、検討委員会をつくって進めていかれると、確かに検討委員会をつくって進めないことには、話も進みませんが、原点に戻れば、何を検討するのかなという気がいたします。議会の方としては、誘致を決め

た、そして後は矯正局に任せておきますと、したがって、場所はどうかのこの部分については、まだ実際わからないと、何を検討するのかという部分に関して、目的が今一わからなくて、再度お願いしたいと思います。

○議長（相馬俊行君） 企画財政課長 村上源喜君。

○企画財政課長（村上源喜君） 第1点の市街地の活性化の施設整備の件でございますが、これにつきましては、今の前進であります風と森の会のワーキンググループがございました。この時に、団体として町の方からお願いした方と一般公募により集まった方がおられます。約120名程度。その方が策定されました基本計画が町と協議しましてつくったものが基本計画として、今現在残っております。

その会が解散します時に、町づくりの活性化のグループとして40数名の方が今残っているわけです。私達としましては、そういった公募とかの方法で、そういった形をとって、広くいろんな意見をお聞きしたいということでやってまいりましたので、ある程度の意見の集約はできているものと考えておりましたけども、今、議員おっしゃいますように、確かに私もそういう話をお聞きしたこともございます。

今後におきましては、この計画全体の説明会を1回開きたいと思っておりますし、広報でこの予算決定以降でございますけども、広報の方でもそういったことをお知らせしたいというふうに考えております。

次に、矯正施設の検討委員会の中身でございますけれども、目的としましては、矯正施設誘致に関して広く住民の方々の意見を聞き、検討するための機関として設置します。組織としましては、大体25名程度の委員をもって組織したいと、その中には一般からの公募によります委員の方も入っていただきたい。と言いますのがやはりそれぞれの団体の構成員の方ですとか、そういった形だけではなかなか難しい面もあるだろうし、逆に言いますと、賛成の方、反対の方のご意見もその中に取り入れて、町としては進める側ですので、そういった形でいろんな問題も解決していかなければならないということで、組織は考えております。

その中で検討する事項としましては、他市町村に設置されております矯正施設の状況把握、施設誘致に伴います諸課題の検討、その他検討すべき事項ということで、検討する事項は持っております、最終的には、検討した事項及びその結果等について、町長に提言をいただくという形をとりたいと思っております。任期につきましては、町長が必要と定める期間ということでございまして、先ほどご説明しました、特に公募による委員さんについては賛成反対双方のご意見もお聞かせいた

だいて、検討の材料としたいということでございますので、そういう形で検討委員会については進めてまいりたいというふうに考えております。

○議長（相馬俊行君） 6番 野中謙三君。

○6番（野中謙三君） 中心市街地の方なんですけども、1つは、中心市街地の拠点施設をつくる、これは大事なことです。その拠点施設をつくる目的が果たして住民の側の方から聞けば、何が目的かという部分に関して、まだ不安に思っておられる。観光客を入れるための拠点施設なのか、あるいは住んでおられる住民の方々の意向、集う場としての拠点施設なのか、その位置づけの部分がまだ明確に住民の方にも理解されていないような気がいたします。その目的の部分を最後に答えていただきたいと思います。

それと、矯正施設の方なんですけども、このことに関しては、議会の方で議決しておりますので、問題は、国がどこの場所に持ってくるかの話、高森が場所を決めるのではないんですよ、国の方が決めますよということでしたので、場所が決まらないことには実際、賛成反対とかいったところで話にならんわけですよ。反対があろうとも、国がここですと言ってきた時には、議会は議決している以上、その場所をつくらないといかんわけです。ですから、場所等についての検討はまずされないような気がいたします。後は、そういうのが来たことによって、地域がどう活性化するか部分を地元の自治体が検討することであって、ですから、検討委員会つくられるのは当然、順序立てていけば、つくった方がやりやすいでしょうけど、その前に、場所をはっきりしないことには、あるいは国の方から高森につくりますという返事がこないことには進まないような気がいたします。

したがって、検討委員会をつくって、前準備でいろんな視察をするのももちろん大事なことです。刑務所というのが矯正施設というものがどういうものか、それを理解していただくというのも非常に大事なことです。しかしながら、もう誘致をするということを議決している以上は、もう場所を決めんことには、話が進まんと思っておりますので、場所等について、町長の方で積極的にもう少し働きかけをされるのか、あるいは、もう国に任せたまま3カ所の中からどのカードを引いてもいいですよというふうに待つのか、その辺をお聞きしたいと思います。

○議長（相馬俊行君） 企画財政課長 村上源喜君。

○企画財政課長（村上源喜君） それでは、私の方から中心市街地の関係をお答えします。目標としましては、地域住民と観光客が生き生きと行き交う賑わいのある空間の創造ということで、これが一番大きな目的でございます。そういうことでご理解

をお願いしたいと思います。

今のは大きな一番目標でございます。3点ほどその中に小さな課題を持っております。1つは、魅力ある観光交流ルートや憩いの空間を整備することにより、観光客の入り込み増を図ると、2番目に観光客と地域住民の交流を手助けする観光案内人等の育成強化を図ると、3点目が観光の町づくりを実践する地域活性化リーダーを育成することにより地域の振興を図るということでございます。

議員さんご存じのように、経済産業省の商店街の活性化から大元は始まっております。その後、いろんないきさつがございまして、そちらの国の方の補助等については、ちょっと困難になってきたということで、冒頭申し上げましたけれども、今は国土交通省の町づくり交付金事業で、観光というふうに重きを置いた形での整備しかできないということで、一応この中についても観光というのが度々出てきますけれども、こういったものを総合して、地域に活性化、いわゆる賑わいを取り戻すということで、この事業を進めてまいりたいと思います。

○議長（相馬俊行君） 町長 藤本正一君。

○町長（藤本正一君） 矯正施設の関係でございますけれども、昨日申しましたように、法務省の方において60数カ所のうちから選定がなされております。もちろん諸条件をクリアしないことには決定いたしません。この前からも申しますように、3カ所ほど高森町から候補地としてあげておりますけれども、現在、ここというのがまだ法務省の方から来ておりません。もちろん60数カ所のうちの1カ所ということになればよろしゅうございますけれども、まだまだそのあたりもまだ難点があるんじゃないかなと少し心配をいたしております。選び方としては60数カ所のうちの3、4カ所を選ぶ、そういうことございました。熊本県だけじゃなくて、60数カ所のうちの何カ所、うちだけが3カ所じゃなくて、熊本県が1カ所とれば1カ所、大分があれば大分が1カ所というような、その選び方を候補地としては3、4カ所選定なさるということを聞きました。その中で、一番諸条件をクリアできるところをやりますということです。今のところは何番目に位置しておるところか、そういうことは知っておりませんが、3月一杯には、年度末にはそういうお話があるだろうと期待もいたしておりますし、また、説明等があれば、議員の皆さん方にも即説明を申し上げて、ご了解を得たいと、そのように思っております。

○議長（相馬俊行君） 6番 野中謙三君。

○6番（野中謙三君） 刑務所等については、3月末ぐらいに回答がまいるということで、それは期待して待つておくしかありません。

この諸条件のクリアというのも、国の方が考えておる諸条件を国の方がクリアするかどうかを判断していくわけですよ。町の方でどうだこうだという部分を条件整備をするわけじゃないというふうに解釈してよろしいでしょうか。はい、わかりました。以上で質疑を終わります。

○議長（相馬俊行君） 企画財政課長 村上源喜君。

○企画財政課長（村上源喜君） 先ほどの6番議員さんの質問の中で、商工会が打診していたんだけどというようなお話がございました。その答弁が抜けておりました。

商工会の方からは、昨年1月か2月だったろうと思いますけども、今回、整備する予定のところに商工会を持っていくわけにはまいらんだろうかという話が私にございました。それで、私としましては、それは長の判断にお任せしないと、私即答できませんから、長と協議をお願いしたいと、ということで、そのようになっておりました。その後も数回お会いしたわけですけども、町長の方に対しても、そういった申し入れは何らなされていないということで、年が明けまして、1月初めでした。今年です。今から入るわけにはいかんだろうかと、それは基本計画が最終版にさしかかっておりますということで、まず無理ですというような答えを私の方からはさせていただいております。

それで、今、私どもの方で考えておりますのは、観光協会の今事務所がございすけども、あそこが一応近い将来、立ち退きのお話があつておるということで、観光交流センターということで、この中には観光の情報発信とか、いろんなことが含まれますので、今、観光協会の方にいかがでしょうかということで打診をしている状況でございます。

以上でございます。

○議長（相馬俊行君） 他にございませんか。13番 佐伯金也君。

○13番（佐伯金也君） 13番 佐伯でございます。

野中議員の方の質問がかなり踏み込んでございましたから、あまり私の方が質問しても重複するような部分も出てくるかなと思いますので、気をつけて質問をしたいと思います。

企画財政課長の方に再度、財政調整基金のことでお聞きいたしますが、この財政調整基金は、16年度の当初予算で3億5,000万円崩されて、一般会計の中で運用されてきた。そして、今回補正予算で1億円だったかな、財政調整基金の方に積立をされたということで、残高が現状3億5,000万円ほどあるというんです

かね。今回また17年度の予算で2億3,000万円ほど一般会計の方に充当されるということですね。ただ、各会計年度の剰余金の取り扱いについては、やはり100出た時には50はやっぱり減債の方に充てるとか、積立の方に2分の1とかということがございます。現状、その5月31日の出納閉鎖がまだ来ておりませんから、全体的な剰余金がどれだけ出ることがわからないから、こういうふうな措置をとったんだろうとは思いますが、ただ、私が考えますには、財政調整基金をそのように便利に取り扱おうという機運があるんじゃないかなと思うわけですね。要するに、5月31日に正式に出納閉鎖をした後に、一般会計の剰余金が出ましたと。もし、2億円出ましたという時は、1億円ないしある程度の規模は積立金として出しても結構ですよ、しかしながら、減債の方に充てなさいよというふうなこともありますから、そうすると、次年度の当初予算の中に組み入れすることが不可能になってくる恐れがある。そうすると、やはり出納閉鎖前の3月の定例議会の段階で、剰余金を出して、それを途中剰余という形で財政調整基金に繰り入れすれば、要は、当初予算の中に財政調整基金を歳入部門として入れることが可能になってくるんじゃないかなというふうに私は解釈いたします。

そうすると、財政調整基金の取り扱い、先ほどから野中議員が地財法の第4条のことを言われておりましたが、やはり目的が必要であるし、その時の財政状況というものがそれなりに財政調整基金を取り崩していい状況であるから崩すわけですよ。

ですから、安易に財政調整基金を使いすぎるという私は気持ちがあるわけですよ。その点について、企画財政課長が財政調整基金をどのように考えていらっしゃるのか。もし、昨年みたいに異常気象が発生して、台風、雨、それにより大きな災害が発生した時に、2億3,000万円当初から崩した中において、後1億円しか残っていないわけですが、町の負担金が出るのかどうか。

また、あと1つ別なことは、現在、地方交付税というのは、最終的に年度末になって国がやった金額を見て、最終的にはこれだけ来たんだなということがわかるわけですが、最終的に思ったより地方交付税が減額されていた時、どうするんだということですよ。ですから、財政調整基金は、私は当初予算の一般会計の中で、トータル的に調整するべきものではなくして、年度の途中において、微調整をするために私は財政調整基金というものは、当初から手をつけないでとっておくということが私は必要であるというふうに認識をいたしております。

ですから、その件について、企画財政課長がその財政調整基金の取り扱いについ

て、どのように将来的な考え方を持っていらっしゃるのか。そして、減債基金が現状どれだけあるのかどうか、そちらの方も数字を出していただきたいわけですね。

長くなりますから、まずは、そういうことで、財政調整基金の方の考え方を企画財政課長に答えていただきたいと思います。

それと、あと1つ、企画財政課の方の担当なんですが、今年7億数千万ほど、要するに公債費が組んでございます。一番大きなのを見ますと、過疎対策事業債というのが一番大きなものですね。その次が辺地債なんですが、それぞれの事業において、事業債が発生して、その事業債を返済される予定になっております。それがただ過疎対策事業債一本じゃわからない。この役場の中には、いろいろの事業課がございまして。農林振興課、水資源対策課、建設課、いろいろあるわけですね。ハード事業持っているところは、商工観光課もハード事業持っていると思います。そうした時に、その事業課ごとの今回公債費の内訳をお聞かせをいただきたい。水資源対策課分の返済は何億ですとか、建設課分の事業債の返済はいくらですとかということを出していただきたいというふうに思います。まず、そこからよろしく願いいたします。

○議長（相馬俊行君） 企画財政課長 村上源喜君。

○企画財政課長（村上源喜君） まず、財政調整基金の基本的な私の考え方ということでございます。確かに、議員おっしゃいますように、毎年度毎年度崩していくような種類の金ではないかなということは思っております。ただ、先ほど、野中議員のご質問にもお答えしましたけれども、やはり、今非常に財政状況が厳しい中で、どうしても財政調整基金に頼らざるを得ない部分があるということもおわかりいただきたいと思います。

今後におきましては、先ほどと同じ繰り返しになりますけれども、その年度の歳入、基金に頼らない、その年度の歳入をもって財政運営ができるようなふうに一生懸命その分については努力をしてみたいと思います。

次に、減債基金でございますけれども、減債基金、現在、三百数十万だったと思います。その中で、積立も当然考えていくべきものでございますけれども、今繰上償還できる部分の起債等がほとんどございませぬ。政府資金におきましては、簡保資金、年金資金等の運用を国がするというので、こちらの方に貸し付けてございませぬので、単独でこれは償還しますとか、そういったことがなかなか厳しい状況になっております。

それと、最後の各事業費目ごとの償還額については、現在手元持ちませぬので、

これは早速調整しまして、後日ご報告させていただきたいと思います。

よろしくお願ひいたします。

○議長（相馬俊行君） 13番 佐伯金也君。

○13番（佐伯金也君） 財政調整基金、大変これ、厳しいものが取り扱いについてはあると思うんですね。頼らざるを得ないと、財政厳しい折りということですが、これは厳しくなっていくのは当たり前なんですよ。今から年々々々地方交付税は国の政策によって減らされてくるというのは見えてきておるわけです。その中において、財政調整基金をその調整役に使うということは、私はその財政調整基金の持つ意味からすると、僕は将来的には逸脱をしてくるんだらうというふうに考えています。今日はいいかもしれないけれども、明日はだめですよということになってくるんじゃないかなと思うんですね。何でかという、やはり途中で住民サービスをやっている上においてどういうことが起きるかわからない、その際に、出所がないと言うた時にどうするかということですよ。だからこそ財政調整基金については、なるべく手をつけないで、もし、緊急かつ必要な事項が生じた場合において、その財政調整基金というものがあつたから助かつたというように持っていかなければならないんですが、前回も今回も一緒でございますけれども、財政調整基金をこの一般会計の中に流用するという、もう慣例的になりつつある。これはどこの町村でも同じことだというふうに思っておりますが、特に、高森町においては、議員定数も4名減らすということ、2年後なんです、16年度ベースで財政を見ますと、歳費については25%程度減ってくるわけですね。そうなりますと、単年計算でいくと、1年間に議会の歳費を12%と減らしたぐらいというふうに考えていただきたいと思いますが、今回の当初予算は前年度ベースで0.4%減、どこが減っているのかわからんわけですよ。要するに、横並び、減額をしていけば、財政調整基金に手をつけることはしなくてもよかつたと思うんですが、減額をできていないから、こういう形で財政調整基金の2億円も崩さなくちゃならない。ですから、私は今、企画財政課長に言ったように、今回の公債費の中の内訳、各課ごとの起債償還額というものを提出していただきたい。各課がどれだけの起債を償還するのか。償還額が多いから、その間の事業が少し頭を抑えなさいとかということではできないと思うんですが、それぞれ自覚を持っておかなければならない。今まで自分達が起債を起こしてやった事業がそれなりに経済的にメリットを地域の人達に与えているかどうか。経済的に確かに経済効果が上がったかどうかというのを診断、把握しながら、やはり各事業課というものは、当初予算に挑んでいかなければ私はな

らないと思います。

ですから、こういうふうには言っちゃいかんけれども、この財政調整基金という項目はない方がいい。ないならば、こういうふうな使い方はしないから。へそくりはないならば、あるものでやってしまいますから、あるだけでしろということになってくると、自ずと2億3,000万円ばかり当初予算は減ってくるわけです。財政調整基金がなければ、2億3,000万円持つてくるところがないんだから、当初予算から2億3,000万円減らすことができるんですね。そうすると、やはり緊縮財政になってきたなというような危機感が住民にも表れるし、執行部側にも表れるというふうに思いますが、その点、査定の段階において、最終的に印鑑を打ったのは町長だと思うんですけども、今回の予算を作成するに当たって、あなたは予算概要を報告されました。0.4%減ということで、それが町村合併をしなかった町村長の決断として、今回の0.4%減は満足度がいつているのかいないのかということをお聞かせいただきたいと思います。

○議長（相馬俊行君） 町長 藤本正一君。

○町長（藤本正一君） 確かに本年度予算は0.4%減でございます。私自身は2回目の当初予算に携わったわけでございますけども、やはり厳しさ、合併するしないで、いろんな計算をいたしますと、今後は当然、合併したところの方にどうしても大きな国のお金と申しますか、財源が流れていくものだと、よくわかっておるところでもございます。私ども合併しない地域は、当然、その分だけが同じ金額の中から減っていけば、合併したところに多くなされるのも当然のこと。それを我慢するのも今回、私どもに与えられたところかなと思っておりますことと、私自身は、財政調整基金というのが、少しずつわかりつつありますけども、今回、こうやって職員の方が一生懸命努力されて、精一杯してくれたなど、そのように思っている現状でございます。

○議長（相馬俊行君） 13番 佐伯金也君。

○13番（佐伯金也君） 町長になられて、やがて丸2年ですからね、徐々に財政については勉強していただきたいと思います。本がいきますなら私が貸しますから、後で借りに来てください。

財政調整基金の取り扱いのプロフェッショナルが1人いらっしゃる、横に、助役さん、この方は企画課長をされていらっしゃいます。その時に財政調整基金の取り扱いがプロフェッショナルでございました。その後に監査室にいらっしゃった。町の予算についても、十分見ていらっしゃる。町長の補佐として、いろいろと力を発

揮されておるようでございますので、今回の予算について、合併をしなかった町として、当初予算の中身は0.4%減でございますが、自分としては、満足されているのかいないのか、お聞かせいただきたい。

○議長（相馬俊行君） 助役 阿南哲也君。

○助役（阿南哲也君） 財政調整基金につきましては、先ほど、担当でございます企画財政担当課長から申し上げたとおりでございますが、まず、今年度の予算策定等を通しまして、私が総論的に思ったことを若干申し上げたいと思っております。

平成17年度予算編成の考え方ということでございますけれども、極めて厳しい財政状況の中、事務事業の徹底した見直しでございますとか、あるいは、財政調整に活用できる基金を最大限活用することによりまして、大幅な財源不足に対応しながら、当面する最重要課題であります経済であります景気雇用等々の回復のため、普通建設事業といたしましては、ほぼ前年度並みに確保できたかと思っております、最大限対応することとしたつもりでございます。

また、総合計画や過疎地域自立促進計画の方向性を踏まえた施策を基本にしながらか編成をしたところでもございます。

また、今後は、すべての事業につきまして、聖域を設けずに、見直すことといたしまして、中長期的に財源不足を生じさせないような、本町の財政構造改善するという視点からも十分に検討を行ってまいりたいと思っております。

計画的な期間といたしましては、これから行政改革と合わせまして、財政改革も検討しなければならないわけでございますけれども、一応、5年間のスパンを念頭に置きまして、最初の3年間あたりを集中的、あるいは緊急的取組期間として、財政健全化計画となるような計画案を策定していきたいと、このように思っているところです。

よろしく願いいたします。

○議長（相馬俊行君） 13番 佐伯金也君。

○13番（佐伯金也君） 役所に長く務めると、これからとか検討していくという言葉が非常に多くなるんです。なんでかという、検討している間に、自分はそのポストにいなくなったり、退職していなくなったりするわけですね。そうすると、後のこる人達が苦勞するものだから、検討しておけばいい、今、策定計画5年とか3年とか言われたけれども、阿南助役は助役になられて何年かな、やがて2年になるんですかな。そうすると、後3年後なんてという、あなたはもしかしたらいない可能性もあるわけですね。言うちゃいけないけれども。そうなった時は後のことは

構わないということになる。それじゃいけないですよ。だから、今回、議会だって2年後に議会の議員定数削減とは言うけども、出すんだったら早く出せて今日、一番に出しているわけですよ。議員定数削減案というのを出して可決しました。そのようにして、やっぱりやる以上はやっていかなければならないということ、それはそのハードルはやっぱり10メートル先にあるんだけど、実を言うと、それをのけて、もう一つ先の方にハードルつくっておって、こっち側はのけておけというようなことじゃ、私はだめだと思います。どうせ来るハードルであるならば、早くそのハードルを私はクリアすべきであると思います。

建設予算は確保しましたと言われた。私は建設予算、一生懸命見直しして削減しましたと言われるかと思ったところが、確保しましたと言われたんですね。それがいいことか悪いことかは私もまだ今から先、事業をやっていかなければわかりませんが、しかしながら、総体的に各事業のそれぞれの見直しをして、やはり余分な肉はそぎ落とす時にはそぎ落とさなければ私はならないというふうに考えております。

企画課長も助役も町長も考えなければいけないのは、極めて厳しい財政状況の中ですけれども、極めて厳しくなっていく財政状況の中なんですね。今から先、厳しくなっていくんです。どんどん厳しくなっていくんです。そういう状況の中で、将来を見据えてと言われるが、将来を見据えたならば、今しておかなくちゃ絶対できないんです。一遍に3段も飛び降りたなら、骨折したりする。足捻挫したりするときがある。だから、一段一段徐々に下りなさいと、そのためには、今年是对前年度対比0.4%減でなくして、やはり10%減か5%減ぐらいまではせいぜい到達をしておいてほしかったというふうに私は考えています。

予算査定をする段階において、予算を作成する段階において、再度、企画財政課長に質問を許していただきたいと思いますが、当初は対前年度比何%減で挑まれたのか。ご答弁をいただきたい。

○議長（相馬俊行君） 企画財政課長 村上源喜君。

○企画財政課長（村上源喜君） 率はちょっと覚えておりませんが、金額的に私が今回、予算編成の時点で、各課にお願いしたことは、全体の事業費を41億円ぐらい想定しておりましたので、そういった形で各課に事業の見直し等をお願いしたいということでございました。最終的に出てまいりましたのが、46億数千万でございましたので、それを絞りに絞りまして、歳入の方も3億5,000万円、昨年度財調基金取り崩しておりましたのを2億3,000万円、地方債に関しまして

も、約7,820万円ほど昨年よりも借入を縮めたという中で、今回、43億という予算ができております。

○議長（相馬俊行君） 13番 佐伯金也君。

○13番（佐伯金也君） 企画財政課長は大変だったと思います。それぞれの課が事業課がそれぞれ前年度を見ながら、各町内のいろんな団体の働きを見ながら、サービスを見ながら、当初予算を作成してくるわけでございますから、それを41億円ベースでやれと言われても、そう簡単にできるものではないというふうに私も考えております。

しかしながら、やはり助役もちょこっと言われたですね。聖域のないようにということ、その言葉というものを私は尊重していただきたいと。やはり今後においては、そのような聖域というものをなくして、できれば、既得権もなくしていただいて、真っ白の段階から、よそは合併をして、下の3村は合併してゼロからスタートいたしました。私達もできれば、合併に取り残された町村としては、17年度の会計は真っ白から始めるぐらいの意気込みで、私はやっていただきたかった。高森は合併しなかったけれども、新しい高森町になったという感覚で、やっぱり予算の提出はしていただきたかったなというふうに考えております。

ですから、今後、各常任委員会において、この一般会計の当初予算については、慎重な議論がなされてくると思いますけれども、その際において、減額修正等については、議会の権限として許されておりますことでございますから、十分議論をしていただきたいなというふうに思います。

それと、最後に1点、文言について質問させていただきたいと思うんですが、補助金負担金というのが一番見直さなければならぬところにあるんですが、その補助金と負担金の違いですね。商工会は助成金かな。観光協会は負担金なんですよ。この文言の意味というものと見ると、補助金というのは、いろんな事業とか研究をしている段階において、補助する時の言葉を補助金と負担金というのは、義務が発生している場合においての言葉だそうです。負担金については、法律上、支出義務を負わされておるという時、他にもいろいろ解釈はあると思います。補助金については、特定の事業、研究を行うものに助成するためということです。観光協会、義務があるのかどうか。商工会、何か事業をされておるのかどうか。簡単なことでございますので、言葉の意味となぜ負担金にしたのか、助成金にしたのか、そのあたりのことと、内容的なところ、事業内容的なことは省いて結構でございますから、最後に企画財政課長、よろしく願いいたします。

○議長（相馬俊行君） 企画財政課長 村上源喜君。

○企画財政課長（村上源喜君） ただいまの負担金、助成金の言葉の解釈については、議員おっしゃるとおりだと思います。ただ、ここの観光協会につきましては、負担金という表現は私も大変申し訳ございませんけども、これは助成金の誤りであろうかと思えます。

このお金の使い道につきましては、運営費に充てられておるといふふうに解釈しております。

○議長（相馬俊行君） 他にございませんか。

お諮りいたします。

暫時休憩したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相馬俊行君） 10分間休憩します。

-----○-----

休憩 午後2時05分

再開 午後2時20分

-----○-----

○議長（相馬俊行君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

他にございませんか。6番 野中謙三君。

○6番（野中謙三君） 手短かにということでしたので、2点だけ簡単にご質問させていただきます。

1つは、3ページ、歳入ですけども、1つは固定資産税というのがいつも毎年上がってまいります。重要な財源の1つですね。ちょっと調べてみましたところ、固定資産税に関しては、やはり何年か置きに調査をする必要があると、そういうふうにもうたってございますし、調べてみますと、高森町は20年ぐらいされていないような感じでした。したがって、固定資産税の再調査、こういった分に関しては、やはり収入の大きな柱となりますので、やるべきではなからうかと思えますので、その質問が1点。

次に、昨年度、町長の諮問を受けまして、報酬等審議会が開かれております。11月か12月ぐらいだったと思えますけども、その回答が出てきている分に関してが現状維持という回答だったというふうにお聞きしておりますけども、その審議の中身について、どういう議論がされて、何人ぐらいのメンバーでされておったのか。条例にうたってあるとは思いますが、その中身について、もし報告ができ

れば、お願いしたいと思います。

○議長（相馬俊行君） 税務課長 後藤秀希君。

○税務課長（後藤秀希君） 土地の現況調査及び建物の1棟調査につきましては、議員おっしゃいましたように、約20年間実施してありませんので、現在のところ、担当係の方ではどのような方法が予算をかけずに、効率よくできるかということで、検討中でございます。

○議長（相馬俊行君） 総務課長 岩下健治君。

○総務課長（岩下健治君） 報酬等審議会の前回の中身でございますが、一昨年の方に減額をしてありますので、今回は職員についても、そのまま据え置くということでしたので、報酬等審議会において町長の額についても据え置きということでございます。

○議長（相馬俊行君） 6番 野中謙三君。

○6番（野中謙三君） 固定資産税については、できる限り経費が安く済む方法というのは確かに大事ですけども、やはり住民からすれば、かけてもらわん方が一番楽なことではありますけども、しかしながら、不平等を生じるということで、平等性を保つためにも、やはり定期的に調査というのはきちっとしなければいけないような気がいたします。経費をかけてでも、やはり固定資産税、大きな収入のもととなるお金ですので、この分に関しては、補正を組んでも、僕は本来やるべきじゃなからうかと思っておりますので、再度、その辺は執行権者の町長の方に最後の答えをいただきたいと思います。

それと、報酬等審議会については町長が諮問される機関ですので、答申が当然返ってまいります。その答申内容に基づいて、町長はそれを遵守されて、今回の報酬等も計上されているとは思いますが、行革を進めなければいけないという大きな旗頭のもとに進めていく財政の中で、やはりどれぐらい慎重にされたのか、審議員の方ですから、当然、慎重に審議され、何日間もかけられて審議されたと思いますが、具体的にどれぐらい審議されたかという内容をもし報告できれば、その報告をしていただく、内容について多少触れることが可能であれば、その答申内容をお答え願いたいと思います。

○議長（相馬俊行君） 町長 藤本正一君。

○町長（藤本正一君） 固定資産税の再度見直しということでございますけども、今の時点で固定資産税を見直すということは考えておりませんが、調査は徐々に税務課の方が随時まいっております。いろんな各地域にハウスと申しますか、ペンシ

ョンあたり、また色見地域に多くの方々がお出でになっておられる、その都度、調査はいたしております。いろいろとこの前からも増築してあるとか、いろんなお話があつてあります。再度、1軒1軒回るべきじゃないかというお話も伺ったところも事実でございます。なかなかそれを実行していくためには、また別な意味で、大きなそれ以上の経費がいたりとか、再調査をやろうという気持ちは十分ございますけども、今のところは、税務課の方で対応していただいておりますというのが現状でございます。

それから、報酬等審議会ということでございますけども、私は、答申を受けただけで、内容についてはちょっと私もタッチしておりませんので、よく理解をいたしません。答申の中身は現状のままということです。

○議長（相馬俊行君） 6番 野中謙三君。

○6番（野中謙三君） 固定資産税については、やはり平等性を保つということで、すべて1月1日付けの所有者で課税されるんですから、徐々にというやり方は僕はおかしいと思います。する時には1年間かけて、一斉に終わる。でないと、1月1日の基準日ですね、それに同じように課税ができないということになりますので、このあたりの進め方については、慎重かつ迅速に僕はしてもらいたいと思います。随時報告があつた部分だけやっていくというやり方では後で問題が生じた時に不公平が出るのではなかろうかと思つてます。

報酬等審議会の中身については、もう現状維持という答えであつたということになれば、当然、その審議員さんの慎重なる答えが現状維持で高森は大丈夫だというふうな結論だつたからだとは思つてますが、全体から見れば、行革を進める中で、補助金は打ち切る、去年は20%カットした、本年度もやはり先ほどから問題になっております財調を取り崩しながらも、予算を立てていった。その中で、執行部たる議会ははじめ執行部の三役、四役さんですね、そのあたりの報酬が現状維持ですよというのは、やはり説得力がないような気がいたします。できますならば、厳しい折りではございますけども、町長が諮問することですから、私ではございませんけども、再度諮問していただいて、今の現状を十分理解していただければ、僕は現状維持の答えは返つてこないような気もいたします。その辺を再度お願いしたいと思つてますので、固定資産とあわせて返答をお願いします。

○議長（相馬俊行君） 町長 藤本正一君。

○町長（藤本正一君） 固定資産の方について申し述べましたけど、今、地籍調査等も十分あつてございます。なかなか統一して固定資産税をかけるというのも、町部だ

けになったり、先に地域的なものが出てきます。今、20年近くかかってまだ今回が3班に分かれて、59%の進捗率でございます。その分を入れまして、固定資産というのは住宅とかそういうことに関しては割かし簡単にいきますけども、その他については、農地が宅地になったりとか、そういうことは申請があって、そういうことは把握できることでございます。その分に関しては、役場の方にも報告があるのも事実でございます。それはまた十分注意します。

それと、私が現状維持と言いましたのは、これは今年じゃなくて、去年のです、去年お願いをした分だと思えます。ただ、今、言い損ないましたのは、当然、執行部といたしましても、今日の議員さん方々のすばらしい英断を受けたということで、全く議員さんの方々に負けないように、機構改革なり、また財政面に関しましても、報酬等審議会、6番議員さんが言われんでも、これはやることはやらないかと、そのように思っております。

先ほど現状維持とは、現状維持ということの報告を受けましたということでございます。

今は、早急にこういうふうな行財政改革委員会を役場の中に職員の中につくっておりますものですから、それと、民間の方々にも応援をしていただいております。その方の意見も十分拝聴しながら、早急に対応してまいりたいと思っております。

○議長（相馬俊行君） 他にございませんか。13番 佐伯金也君。

○13番（佐伯金也君） 手短にいきます。先ほど全体的な予算的なところをご質問させていただきましたので、ちょっと内容的なところまで入っておりませんでしたから、内容的なところをちょっと手短に質問させていただきますが、商工観光課の方で、今回、温泉館の使用料が5,834万円歳入で入っております。温泉館の管理費が7,400万円出されておるわけですね。単純計算しますと、1,300万円ほど何か不足するような気もするわけですが、その点について、今後の温泉館の入湯の状況、将来的な見込みですね、恐らく温泉館については、将来は、中の設備が老朽化してきておりますので、かなり修繕等でお金がiri出すと思えますけれども、その点について、今後どのような考えを持っておるのかどうかということをお聞かせをいただきたい。

それと、あと2つ、奥阿蘇特産品加工場の土地建物貸付収入が1万2,500円の12カ月の15万円ということで出ております。他にも出てきておりますが、産業観光館が3万円12カ月なんですね。南阿蘇鉄道の高森駅にある産業観光館が3万円なんです、森の風がですね。温泉館の前のやつが1万円なんです。長屋でつ

くったやつが。それからすると、奥阿蘇特産品加工場あたりは、1,000万円近くの恐らく加工用機械を購入して、その中で経済事業をされていると思うんですね。建てられたのは、平成4年か5年ぐらいだったと思うんですよ。特産品加工場。その当時に、これはハム工場でしたから、ハム加工用の機械を入れておる。ステンレス製であると思うんですが、私は塩分を使いますから、恐らくその機械についてもかなり老朽化が進んでおると思うんですよ。ですから、特産品加工場の使用料1万2,500円だけで、12カ月年間15万円ずつもらっても、10年間だったら150万円しかなってらん。もし、機械がボロになって、機械がつまらなくなった時にはどうされるのか。機械の減価償却がどうされておるのかということをお聞きしたいと思います。

それと、矯正施設については、先ほど野中議員の方からもご質問がありました。各地域で説明会があつております。私もいくつか参加しましたけれども、説明会をしよる中において、また、今まで進んでおる中において、高森町に対して、矯正施設を入れた際における経済的なメリット、見込み、どのぐらいあるのかどうかということ再度、ご答弁をそれぞれ担当の方、よろしく願いをいたします。

○議長（相馬俊行君） 商工観光課長 佐伯実範君。

○商工観光課長（佐伯実範君） 商工観光課から温泉館につきまして、お答えいたします。

温泉館の使用料でございますけども、年々お客さんが減っておりまして、入館料も減っております。今、言われたのは、委託料等のことだろうと思っておりますが、この他に温泉館で売店売上がございまして、それが多少加わってまいります。この間も申し上げましたとおり、赤字は赤字でございまして、昨年が400万円ほど赤字になっています。その他に修繕費が入っている。最近になりまして、特に、修繕費が増えてまいりまして、今後、大変修繕費が増えるんじゃないかというようなことで、懸念はしております。

いろいろ温泉館の方でも営業されたり、いろんな努力はされておりますけども、売店売上等やっておられますが、今後は温泉館につきましても、厳しい状況じゃないかというふうに考えています。

以上です。

○議長（相馬俊行君） 農林振興課長 岩下光広君。

○農林振興課長（岩下光広君） ハム加工場の機械の減価償却の件ですが、これは実際、今のところ、減価償却はやっておりません。貸付ということで、そのままの形

で加工していただいております。向こうの方も法人組織をしております、その中でそこを管理していただいておりますということです。機械等は貸付でそのまま今後、その部分に腐食等がきても、今のところ、町の方で対策をやるというようなことは考えておりません。

○議長（相馬俊行君） 企画財政課長 村上源喜君。

○企画財政課長（村上源喜君） 手元に資料を持ちませんが、住民説明会の折には、地方交付税で約1億2,000万円程度の増、それと、町民税で3,000万円程度の増になりますというようなお話をしたというふうに記憶しております。

○議長（相馬俊行君） 13番 佐伯金也君。

○13番（佐伯金也君） はい、ありがとうございます。

温泉館の件ですが、年々、これ減っているわけですね。そうなりますと、やっぱりこれが管理の問題が出てくるわけですから、機械についても、今回もいくらか出ておるわけですね。施設等の修繕等について出てきております。今から私は年々増えてくると思いますよ。もし、中のポンプ類、いろんな設備、電気設備等が破損してしまった時には、それを修繕する予算ができるまで、じゃあ温泉館を閉めました。閉めたのはいいんだけど、職員の給与関係を出していかなくちゃならないんですね。ですから、そういう時に、また財政調整基金に戻ってしまう。持っておきなさいよという話ですね。修繕しないと、客を入れることができないのであるならば、修繕する時のためにやっぱりそういうふうな積立は必要になってくるんだというふうに思っております。

ですから、今後、画期的な考え等を計画されておるようであれば、再度、商工観光課の方からお聞かせをお願いしたいと思います。

それと、農林振興課の方の今の貸付をされておるということですが、貸付をしておるということは、もし、使用しなくなった時には、元の状態で戻していただけるということでしょうか。使用できる状態でね。恐らく今使用されている方が何らかの事情で辞められた時に、次の方がハム加工をしますから貸してくださいと言った時に、同じ条件で貸されるのかということですね。減価償却もされていないということですから、それらの管理はそれなりでされていると思いますが、私はそこにつくっておいて、機械を置いて、そのままさあどうぞ、1万2,500円で貸しっぱなしでというような状況では私はおかしいと思います。奥阿蘇物産館は特に、管理運営の面において、非常に草部地域の方達が苦慮されて、今、どうにかこうにか、奥阿蘇物産館が稼動している。今から先、まだ地域の努力が必要になってくると思

いますが、そういうふうにとるわけですね。それからすれば、奥阿蘇物産館のこの加工場というのは、非常にいいですね。施設をつくってもらって、機械も入れてもらって、機械は貸付で減価償却しないで、ただつくって、売って、その収入の何%を町に入れるわけじゃないし、奥阿蘇物産館に入れられているかどうかはそれはわからないけれども、それもはっきりわからない。こんないい方法はない。そこあたりの契約の見直しは私は必要になってくると思います。これだけ厳しくなれば。ちゃんとしていただきたいと思いますが、今後、どのような計画があるのかどうか、地域に対する貢献度もついでに、農林振興課長さんの方にお聞かせをいただきたいと思います。

それと、企画課長さん、今、矯正施設、地方交付税が1億2,000万円、町民税3,000万円と言われましたが、地方交付税の算出基準日はいつになるのか、基本となる地方交付税の中で人口割等がいろいろ行われると思いますが、国がそれに算入してくる場合において、その基準となる日にちはいつになるのか、何を基準として人口を決定されるのか、そこあたりをお聞かせいただきたい。町民税3,000万円なんですけど、これは皆、住んでいる時の話ですな。そこの職員等が全部住んだ時の話です。他の矯正施設が全部そういうふうには町内に住んでいらっしゃるのか、その状況等もついでに再度、各課よろしく願いいたします。

○議長（相馬俊行君） 商工観光課長 佐伯実範君。

○商工観光課長（佐伯実範君） お答えいたします。

ただいま言われましたように、基金も積立もやっておりませんで、最近、本当に修繕が多くなってきております。最小限に早め早めに修理を行っておりますけども、今言われましたように、大変厳しいんじゃないかと、修繕費がますます増えれば、温泉館を閉めるということはできませんので、そういうことも考えて、やっぱり十分検討していかなければならないと思っております。

以上です。

○議長（相馬俊行君） 農林振興課長 岩下光広君。

○農林振興課長（岩下光広君） 加工場でございますが、現在、加工場、物産館、キャンプ場、セットで地元の奥阿蘇物産館と管理運営組合と新しく立ち上げていただきまして、管理をしていただいております。貢献度と申しますと、先日、総会をやりまして、16年4月20日から16年12月31日ですが、ちょっと決算状況が出ておりますので、ここで決算をちょっと報告させていただきます。

当然、修繕費とかは役場の一般会計で負担しております。合併損益計算書という

形で、役場の方から修繕費出している分と向こうの売上から費用を引いた分ですね、それを合わせて、総額で言いますが、当期利益が去年は208万円を寄附金として役場で入れていただいていますので、それも操作しまして、赤字が物産館自体が役場のも合併しまして26万2,118円です。これになっています。これは合併です。修繕費は役場で持っておりますので、280万円の寄附金は寄附しなかったところで、計算したところ、26万2,118円が赤字となっています。物産館と管理運営組合の決算ですね。

いろいろハムのところもちょっと最近見てみたんですが、当初の計画と実際、今現在、10年経ちますが、売上計画、これがあまりにも誤差がありまして、非常に厳しいところです。キャンプ場も当初、ご存じと思いますが、3棟施設をつくりましたが、そのころ1,000万円ぐらいだったのが500万円ぐらいにキャンプ場は、減っております。去年はそれが何とか努力していただきまして、650万円、4月からですね、12月までで650万円、150万円の大体増となっております。当初はキャンプ場が1,000万円近くあったんですが、非常に分析と申しますか、私もどこそこ回っているんですが、非常にキャンプ場の売上が下がったために、非常に厳しい運営となっております。

一応そういうことです。

○議長（相馬俊行君） 企画財政課長 村上源喜君。

○企画財政課長（村上源喜君） まず、交付税の算定上の人口の基準日ということでございますけれども、これは5年ごとに実施されます国勢調査、今年につきましては、平成17年10月1日午前0時現在で居住しておられる方を基準の人口といたします。これが交付税にいつ適用されるかということは、恐らく来年度の交付税の算定に即応値として、恐らくカウントされるというふうに考えております。

次に、刑務所の刑務官、いわゆる職員あたりが全部住むのかということのご質問でございましたけれども、前回、視察にまいりました鹿児島刑務所においては、全員が住んでいる状況ではございませんでした。今回、私達が山口県美祢市で新設刑務所の建設を行っておりますけれども、そこについては、一応全員100メートル以内のところに住んでいただくということで、計画を進めておるということをお聞きしております。

○議長（相馬俊行君） 13番 佐伯金也君。

○13番（佐伯金也君） はい、ありがとうございます。

温泉館については、非常に厳しい問題が今からどんどん山積み、クリア

していかなければならないと思います。何とぞ、機械が故障して、1週間、10日、休ませなければならぬというようなことがないように、十分な事前の予算の措置、または管理等をやっていただきたいし、また、それ以外にやっぱり温泉館にお客さんがどんどんどん来ていただけるような、新たなことを考えていただきたいというふうに思います。

それと、奥阿蘇物産館の加工場の件なんですが、物産館の加工場は、物産館全体的に言われたんですけれども、一生懸命努力されているんですね、あそこは。以前からすると、中で売っている品物が違うんですよ。やっぱり何かでできたものだなということで、私も去年の5月ぐらいには珍しい物を買わせていただいたりしてたんなんですけれども、やっぱりそういうふうに努力をしていただければ、町としても、その努力をしている人達は目が輝いているはずですから、それが地域の活性化ということで、私は赤字が出ていても、1つの目的に向かってやられているということであれば、歓迎をしなければならぬし、今後一層、町としては、力を貸していかなければならないというふうに思います。

しかしながら、奥阿蘇特産品加工場の問題については、私は埋もれてしまって見えない。ハム加工場と言うけれども、どこでハムを売っているんですか。産業観光館、コーヒー1杯400円か500円のものを買って3万円の家賃を納めていらっしゃるんですよ。ハムの箱詰めというのは、1つがいくらでしょうか。恐らく2,000円から3,000円の商品をつくられて、1万2,500円、何か割が合わないんです。森の風は中にそれだけ1,000万円以上の施設設備をしていないで、3万円払っていらっしゃる。それからすれば、やはりそれだけの経済的な効果を草部地域にもたらすことができないならば、やっぱり人的貢献、またはその物産館に対してのいろんな貢献をしていただきたい。それがなかったら、また次に入ってくる人を見つけて、やっぱりこの加工場で地域と地域の物産館のためになる人を入れて、そこで新たな加工希望者を確保をしていっていただけるようなことも考えていかなければ、今から先、財政は厳しくなっちゃいますから、機械が壊れてしまっただけからでは私は誰も入らないと思いますので、機械が壊れる前に誰か考えておいていただきたいと思います。

それと、矯正施設なんですが、17年10月1日の午前0時にということは、まだ今年建っていないから、18年度以降の地方交付税の方には人口割の部分では入れないと思います。恐らく今言われた1億2,000万円の地方交付税算入と言われますけれども、1億2,000万円丸々は恐らく入らないだろうと思います。1

8年から次の国勢調査があるまで、17年10月1日から次の国勢調査があるまでですから、22年10月1日まではそのまま行ってしまうでしょう。

そうになると、5年間、実質、今からいくと約6年間、地方交付税の方には丸々1億2,000万円なんていうのは考えられなくなるし、今後、地方交付税は算出基準が見直された場合においては、それほどの効果は見られないということになってるんですね。経済的に言うと、ほとんど見られないということなんです。だから、ネットでやっぱり町民に話をしなくちゃならないんじゃないかなど。希望的観測で、やっぱり町民に対してメリットがありますよという話はできない。いざつくりました。大きなリスクを背負ってつくったんだけど、経済的メリットはこれだけでしたということでは、私は町民の反発を招く恐れがあると思うから、その点については、慎重に、やはりネットで話をすべき。実際は、17年度にできていないということは、22年度までは地方交付税の方に人口1,000人の、要するに、囚人を入れても、何ら人口割としては効果はありませんということは報告しなくちゃならないと思います。そしてまた、次の22年度と言っても、まだ今から建設をした時に、もしかしたら、22年の国勢調査の際に、満員になっていないかもしれない。そういう可能性も話さなければならぬと思います。

リスクだけを背負って、経済的メリット、夢のようなお話をして、町民に対して、刑務所の理解を得ることがいいのか、私は高森町から出ていく気持ちはありませんから、正真正銘の話を今後、説明の中でしていただきたいというふうをお願いをいたしたいと思います。

各課それぞれ努力は必要でございますから、がんばってください。

それと、最後に、総務課長さん、財産貸付収入で今、奥阿蘇特産品加工場の貸付金、土地の貸付収入を申し上げましたけれども、その他にも町の町有財産を貸し付けしておる、不動産を貸したり、土地を貸したりしているところがあると思いますが、そこはどのような取り扱いになっているんでしょうか。

○議長（相馬俊行君） 総務課長 岩下健治君。

○総務課長（岩下健治君） 契約をしております商工会他19件で85万7,000円の金額で、これについては、ちょっと資料を持っておりませんので、後で報告をさせていただきますと思います。

○議長（相馬俊行君） 13番 佐伯金也君。

○13番（佐伯金也君） 最後です。

商工会というような団体は、経済事業というのは、実際目的じゃない。組合員さ

ん達の経済を浮揚するための事業でありますから、私は別に不動産の貸付に対して賃料がいくらであろうと構わないわけですが、やっぱり経済事業をしている団体からはそれなりの評価はして、固定資産の評価、不動産の評価はして、やっぱりある程度の賃料というものを設定しておかなければならないというふうに思います。

高森町の町有地についてもかなりあるわけですが、商工会他19件でたった85万7,000円ですからね、私はもう少し増えても当たり前じゃないかな、そのように考えております。休暇村南阿蘇、あそこの中に一時前の町長が腹かかれた、山桜があったんです。あれを枯らしたんです。あそこの人ですね。当時、一心行の桜のシーズンでもありますし、うちは九十九曲の千本桜もどンドンやっていこうという時でしたから、恐らく、当時の今村町長は夢があったと思うんですが、町有地内にあった桜の木がなくなっちゃいました。あの時には謝罪に来られまして、どうにか落ち着かれたと思いますが、やっぱりああいうふうなところは、当たりの金額で貸すぐらいの気持ちで今から先やっていかないと、高くなったからと言って、私は出ていきますというようなこと、恐らく言わないと思います。それなりの賃料を取れるように強化してください。よろしく願いしておきます。

以上です。

○議長（相馬俊行君） 他にございませんか。12番 三森義高君。

○12番（三森義高君） いろいろと質問されております。1点だけ、ちょっと気になりましたので、申し上げたいと思います。大変財政厳しい折りの予算査定ということで言いにくいことですが、115ページでございます。農林水産業費の事業費という形で、昨年度と比較してみますと、優良間伐材、これについてはそっくり削除してございます。これについては、予算概要書にもうたってございますし、林業費においては林業情勢の厳しい中において、森林崩壊が危惧されており本年も引き続き高齢級の間伐事業の推進、森林交付金事業を活用し、水資源涵養機能の強化を図りますとしてあります。立派な筋書きが入っております。これは本来の目的であると私も当然、感じております。

そういう中で、せっかくいろいろと事業の中で、今まで投資をされて、助成金という形でやってこられております。そういう予算的なものが当初に出てこないということであると、非常にこの部分が厳しいものを感じるわけでございます。今まで投資してきたものが何であるのか。また、今の木材環境を実際、知っておられるのか。要するに、こういう助成金があればこそ、森林の保護がなされておる、水資源の涵養がなされておると私は理解しているところでございます。

そういうものを県はあくまでも今後継続しますというような形で申されておるようにも聞いております。そういう中において、当初に出てこないということになりますと、非常に厳しいものがございますが、農林振興課長、これについて、どんなお考えなのか、ちょっとお尋ねいたしたいと思います。

よろしく願いいたします。

○議長（相馬俊行君） 農林振興課長 岩下光広君。

○農林振興課長（岩下光広君） 優良間伐材は、昨年をもって一応一段終わらしまして、県の方が現在議会中ではございまして、議会の決定を待ち次第、林業のためには、今おっしゃられたとおり、非常に大事な補助金でございますので、県議会が終わり次第、補正で対応させていただきたいと思っております。

○議長（相馬俊行君） 12番 三森義高君。

○12番（三森義高君） 確かに言われることはわかっております。しかしながら、先ほども申したように、あくまでも当初で決めて、つくっておくのが、予算配分しておくのが妥当なところではないのか、そのための今までの助成ではなかったらうかと、かように思うわけです。あくまでもこれは県が打ち切られたから打ち切りますということであるのか、あくまでも町は農林業の基幹産業というものを振興していくがための助成だったのか、そこらあたりが当然、出てくるかと思っております。これをすることによって、経済効果あるいは雇用の面、いろいろな面で活性化するわけですね。この事業はいかに大事なもののか、今のこの木材価格低迷の中で、ただ金をあげるとのことじゃなくて、これは本当に整備するための助成という位置づけになっております。そこらあたりを特と理解していただかないと、補正というものを使い方がまた先ほどからいろいろ話も出ております。財調も一緒です。そういうことで、使い方によって、非常に厳しいものがございます。せっかく町が本当に取り組んでいるならば、それを前面に打ち出してこそ、予算的なものが評価されるんではないかと、かように思うわけでございますが、その点、町長お考えを、農林業は基幹産業ですと引き継いでおられますので、その点、いかがなものか、ちょっとお尋ねいたしたいと思っております。

○議長（相馬俊行君） 町長 藤本正一君。

○町長（藤本正一君） 今、農林課長が申したとおりでございます。今、5年計画されたものが県議会の方で審議されております。その時点を見るべきじゃなかろうかなということだったと思っております。

○議長（相馬俊行君） 12番 三森義高君。

○12番（三森義高君） 課長の答弁をそのまましてくれとお願いしたわけじゃなかったんですね。町長の見解を申し上げていただきたいと、そういうことを申し上げたつもりでございます。

どっちみち、県の事業でもありますし、これについては、言われる意味もわかります。しかし、本来の目的は、何なのかということをお断りして、ただ、上から流れてきた事業だけを引き継いでいくんだという気持ちじゃなくて、やはりいかにこの金を有効に使っていくための助成金なのか、そこらあたりを特と考えていただかないと、今後の予算等にいろいろと支障を来してくると、私は思います。ただ、これを削除して、ほかの方に金を回しましたということではなく、目的をはっきりした形でやっていただきたいなという気がいたしましたので、その点、財政企画課長、お願いしたいと思います。

○議長（相馬俊行君） 企画財政課長 村上源喜君。

○企画財政課長（村上源喜君） この件に関しましては、町長、農林振興課長答弁しましたように、これは確か10年ぐらい前に県の方の単独事業として2分の1の補助で始まった事業であると認識しております。途中一回やめるというようなお話も、当初3年間というお話もお聞きしました。それから約10年近く経っておりますし、昨年最終12月でしたか、補正をしました時に、第1段階として、この事業を一応今年度で様子を見たいというような町長のご答弁等もありました。しかしながら、やはり議員言われますように、森林涵養のいろんな公益的な役割も担っているということで、県の予算の状況を見て、年度途中でも可能な限り対応していくというような査定の結果でございました。

以上でございます。

○議長（相馬俊行君） 12番 三森義高君。

○12番（三森義高君） はい、わかりました。

一応、先ほどから申しておりますように、本当にこの予算の位置づけというものをしっかりと認識していただいておりますことを希望いたします。よろしく願いいたします。

○議長（相馬俊行君） 他にございませんか。7番 本田生一君。

○7番（本田生一君） 時間がゆっくりありますので、私は1つ2つだけちょっとお伺いしたいと思います。簡単なことでございます。私の方が勉強不足でこのような質問をしたいと思いますけども、お許しを願いたいと思います。

117ページのこれは、商工費の観光費なんですけれども、ここに214万円の

予算が出てございまして、高森自然公園の千本桜とかいろんなことでずっと書いてございまして、これは遊歩道の整備人夫賃と書いてございましてね。これは、どこの遊歩道かお伺いしたいと思っておりますけれども、よろしくお伺いしたいと思っております。

○議長（相馬俊行君） 商工観光課長 佐伯実範君。

○商工観光課長（佐伯実範君） この遊歩道、全体的には全部の遊歩道でございまして、清栄山から高森峠など全部の遊歩道をうたっております。以上です。

○議長（相馬俊行君） 7番 本田生一君。

○7番（本田生一君） はい、わかりました。

この阿蘇山、根子岳ございまして、ああいう登山道路関係はもう遊歩道じゃございませぬので、この中に入っていないわけでありませぬね。

それから、もう一つ、144ページ、これは私ども文教委員会の中で聞けばよかったんでございまして、144ページのこれは校舎、体育館、床清掃、これはわかりますけれども、この下の校舎屋内運動場耐震調査実施委託料760万円となっておりますが、何なのか、どうぞよろしくお伺いしたいと思っております。

○議長（相馬俊行君） 教育委員会事務局長 廣木富八君。

○教育委員会事務局長（廣木富八君） 今回計上しております校舎屋内運動場耐震調査実施委託料760万円についてご説明を申し上げます。

この耐震診断につきましては、法の規定によりまして、公立学校施設に関わる大規模地震対策関係法令及び地震防災対策関係法令の運用細目の規定に、昭和56年度以前の学校施設については、大地震への対応が明確とされておりませぬので、耐震診断といえますか、耐震診断を行って、それに伴って、改修計画を立てなさいという通達が来ております。

56年以前の高森町におきます学校施設の施設につきましては、高森中央小学校の校舎及び体育館が該当となりますので、その耐震調査をしたいと考えております。

また、今回、耐震診断実施しますが、この耐震診断をしておかなければ、後の改修等生じた時に、補助対象となりませぬので、申し上げます。

○議長（相馬俊行君） 7番 本田生一君。

○7番（本田生一君） わかりました。また詳しいところは委員会の方でお伺いしたいと思っております。私の質問を終わります。

○議長（相馬俊行君） 他にございませぬか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相馬俊行君） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

本案は、各常任委員会に付託したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相馬俊行君） 異議なしと認めます。したがって、議案第23号は、各常任委員会に付託することに決定いたしました。

-----○-----

議案第24号 平成17年度高森町国民健康保険特別会計予算について

○議長（相馬俊行君） 議案第24号、平成17年度高森町国民健康保険特別会計予算についてを議題といたします。

本案について、これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相馬俊行君） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

本案は、総務常任委員会に付託したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相馬俊行君） 異議なしと認めます。したがって、議案第24号は、総務常任委員会に付託することに決定いたしました。

-----○-----

議案第25号 平成17年度高森町老人保健特別会計予算について

○議長（相馬俊行君） 議案第25号、平成17年度高森町老人保健特別会計予算についてを議題といたします。

本案について、これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相馬俊行君） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

本案は、総務常任委員会に付託したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相馬俊行君） 異議なしと認めます。したがって、議案第25号は、総務常任委員会に付託することに決定いたしました。

-----○-----

議案第26号 平成17年度高森町介護保険特別会計予算について

○議長（相馬俊行君） 議案第26号、平成17年度高森町介護保険特別会計予算についてを議題といたします。

本案について、これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相馬俊行君） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

本案は、文教厚生常任委員会に付託したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相馬俊行君） 異議なしと認めます。したがって、議案第26号は、文教厚生常任委員会に付託することに決定いたしました。

-----○-----

議案第27号 平成17年度高森町簡易水道事業特別会計予算について

○議長（相馬俊行君） 議案第27号、平成17年度高森町簡易水道事業特別会計予算についてを議題といたします。

本案について、これから質疑を行います。質疑はありますか。13番 佐伯金也君。

○13番（佐伯金也君） 13番 佐伯でございます。

休憩をとっていただければよろしかったんですが、そうじゃないということでございますから、簡易水道会計については、それぞれの受益者の皆さん方に水道使用料1トン当たり値上げをいたしまして、どうにかこうにか、運用ができておるようでございます。しかしながら、草部地区におかれましては、祭場の方、草部北部の方に新たな水源地を設けて、水をやるということ、老朽化した水道管があちこちで破れて補修がかなり大変な思いをされておるようでございます。

私どもとしまして、簡易水道を普及するのはいいんですけども、そのようにして、維持管理に対しては、地中の中でございますから、大変な苦労があるわけでございますが、今回、簡易水道会計の中で、菅山地区の水道供給施設整備事業ということが1億8,700万円の事業が組んでございます。これについては、補助金等も入りますから、それほどないかなと思うんですが、事業額が大きいんですね。1億8,745万9,000円、味鳥飲料水供給施設拡張が2,400万円ということになっています。かなり大きいわけなんです。菅山飲料水供給施設整備事業の受益者の軒数が何軒いらっしゃるのか。それと、菅山地区が今まで1ヶ月に何トンの

水を使われていたのか。各世帯トータルで何トンの水を使用されていたのかというのをお聞きしたい。

それと、味鳥飲料水供給施設拡張工事は以前も話が出ておりましたけれども、味鳥地区の水源地の湧水量、毎分何トン出ているんだとか、それと、使用水量あたりがわかれば、教えていただきたいと思います。

以上です。

○議長（相馬俊行君） 水資源対策課長 桐原一紀君。

○水資源対策課長（桐原一紀君） お答えいたします。

菅山地区の世帯数でございますけれども、現在75名、それから世帯数にしまして29世帯でございますが、計画給水人口はそれ以上ということで80人を予定しております。先ほど、その地域の水道の量ということでございますけれども、それにつきましては、以前のは把握しておりませんが、計画では最大給水量を250リッターということで、1日に平均給水量を16トンということで計画しております。最大給水量につきましては、1日20トンと計画しております。

それから、味鳥地区につきましては、給水人口50人で、給水戸数は17戸でございます。1日の平均給水量は18.4トンでございます。1日の最大給水量につきましては、1日23トンということで計画しております。

以上でございます。

○議長（相馬俊行君） 13番 佐伯金也君。

○13番（佐伯金也君） 以前、誰が水資源対策課長時代ですか、退職された住吉さんかな、芹口収入役でしょうかね。湧水があったんですね。全国的な湧水がありまして、その際に、いろんな地域から湧水の相談を受けて、簡易水道化を進めまして、かなりのところが入ってこられた。それでもやっぱり部落水道を持っていらっしゃる人達はやっぱり水を使うのに、ただで使っているのが、またお金を払って使わなければならないからということで、なかなか加入されない地域があったんですね。その人達が恐らくこういうふうに出たんだらうというふうに思いますが、事業費が1億8,700万円ですね、29世帯。大きいですね。これを今後、補助金もあるんですが、国庫補助金あたりは7,500万円ありますから、残りの分については、町民全体が負担をしていくことになる。恐らく菅山地区の人達も加わって、一緒になって、負担していくことだというふうに思います。しかしながら、今まで簡易水道に入っていなかった地域の人をわざわざ1億8,700万円までかけて、簡易水道に入ってくださいというようなことをあえてするのかとも思います。

ね。お嫁さんをもらう時に結納金、この嫁さんどうでもほしいから500万円ばかりやっという形でもらいたいという場合もあると思います。そこで、菅山地区がどうのこうのじゃないんですが、ただ、何回も今まで当初予算の中でも言っているように、財政がこれだけ厳しい中において、1億8,700万円も予算を使って、整備をして、簡易水道の中に入れていただく。今現状でも、部落水道が引いてあるわけですね。今の水源を利用して、施設を利用して何年かやっていく中において、どうしてもやっぱり水量が足りないという問題が生じれば、新たな水源地を確保して、そうした中において、水源地を確保すれば、今の草部南部みたいに管が老朽化していれば、圧が強くなっているから、あっちこっちで漏水をするから、管の布設替えもしなくちゃならないということで、それは付帯工事として出てくる問題であると思うんですが、今回みたいに、1億8,700万円も使って、簡易水道に加入、加入する条件は何かということもお聞きしたいと思うんですね。菅山地区から、今までに部落水道維持のために積み立てされていた積立基金等については、町の方に差し上げますから、簡易水道の方でどうか管理をしてくださいと言われていらっしゃるのか。そちらの方をよろしくご答弁いただきたい。

それと、味鳥飲料水供給施設拡張工事2,400万円もそうなんです。当時、市野尾の先の方にボーリングをして、水源地を確保しまして、そこから市野尾とか黒岩辺りに配水をいたしていますが、その時は湧水が激しくて、当然、味鳥地区にもその話を持っていつているわけですね。あそこの湧水量というものはやっぱり捨てがたいものがあつたから。あそこの湧水を使用させていただければ、わざわざボーリングをしてまで、要するに水道工事をしなくてもよかつた。ですから、今回されるということですね。何でこういうふうに変わってきたんだろうか。高齢化が原因だと言われているんだけど、味鳥の方達は4年に一遍しか年とらんとかなと思うわけですよ。失礼な話なんだけど。人間というものは、生きている以上は一日一日老化をしていくわけですから、年を取っていくのはわかっています。施設についても一緒ですよ。老朽化していくのはわかっています。

当時、担当の職員がどのようにしてそれぞれの水源地を持っておられる受益者の皆さん方に簡易水道化の説得をされたかは聞いておりませんが、今回の件について、どのような状況変化があつたのかどうかということをお聞かせいただきたいと思ひます。

以上です。

○議長（相馬俊行君） 水資源対策課長 桐原一紀君。

○水資源対策課長（桐原一紀君） 菅山地区につきましては、平成11年2月19日に、前町長でございますところの今村博信様に陳情書が出ております。これに従いまして、町も調査いたしまして、この中身を検討いたしました結果、渇水時期があるということでございまして、同じ住民でございますので、不公平がないような形で町の方も検討しなければいけないということでございまして、それからの計画でございまして、現在、やっと17年度に事業を進める形となってきたわけでございます。

それから、味鳥につきましては、河原地区、本河原地区が加入しておられませんでしたが、これにつきましても、陳情書が出てきておりまして、今回、それこそ先ほど言われましたように、高齢化等により、もう若い者がいなくなって、配水池の清掃もできなくなってきたということで、陳情があっております。

その関係で、併せて、今回、17年度に事業を行おうということで、県を通じまして、国の方に補助金申請をしたいと思っております。採択の結果は来ておりませんが、県の方から補助金交付申請等を出してくださいという連絡も来ておりますので、現状のところ、これを廃止するとか、そういう形にはならないと思っておりますので、進めていきたいと思っております。

先ほど、地元の維持管理費用の積立金は町の方にいただけるのかということにつきましては、これは把握しておりませんので、今後、負担金等につきましても、まだまだ議会の皆様と協議を重ねながら、進めてまいりたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（相馬俊行君） 13番 佐伯金也君。

○13番（佐伯金也君） はい、13番です。

11年に陳情書が来て、それから17年ですね、その間、簡易水道の受益者になっておられたんでしょうかね。なっとらんでしょう。簡易水道化は、旧施設のままで結構なんです。部落水道のままでその施設があるなら、町は受け入れることは可能なはずですよ。何で11年に陳情書を出して、それから先、ずっと今まで簡易水道の方に加入されていなかったのか。その原因を再度、よろしく願いをいたします。

それと、味鳥飲料水供給施設拡張工事については、これがどこでも進んでいますから仕方がないこととして、あそこは私有地であるか、河原地区の共有地であるかわかりませんが、湧水地が地下ボーリングでございまして、谷の底から出てきております。ということは、どこかに水利権があると思っておりますが、その水利権の問題

はどのようになっておるのかということを再度よろしくお願ひいたします。

○議長（相馬俊行君） 水資源対策課長 桐原一紀君。

○水資源対策課長（桐原一紀君） まず、味鳥地区の湧水地の件でございます。それにつきましては、昨年の9月、議会の方にご承認いただきまして、湧水の権利を町の方にいただいておりますので、報告いたします。水利権をいただいております。

それから、もう1つは、今まで菅山地区、なぜ今までかかったかということでございますけども、その当時につきましては、恐らく高齢者の方々も若いということであったと私は思っておりますが、それまでは維持管理もできていたと思います。今、もうここ何年かで各町内の地域の方々も市内の方に行ったりして、なかなかいらっしゃらないということでございますので、特に、老人だけが残って、高齢の方々が維持管理をしていかなければならないということで、もう切羽詰まった考えで、陳情もあって、その後、何回か陳情を積み重ねてありますので、その結果、今回事業を進めることになったわけでございます。

○議長（相馬俊行君） 13番 佐伯金也君。

○13番（佐伯金也君） 11年に陳情書が出ているわけですよ。要するに、切羽詰まっているのは11年なんです。とらえ方からいけば、陳情書が出ているということは、それなりに困っていらっしゃったから陳情書が出ているんですよ。その時に、簡易水道に加入されていれば、今まで水道使用料なりと払っていらっしゃるんですよ、5年間はね。そうすると、1軒の世帯から何千円ずつかもらっていれば、やっぱり今まで水道使用料も納めている、加入料も納めていらっしゃるから、やっぱり設備が老朽化、設備が悪いんだったなら、新たな設備をつくらにやいかんという考えに私はなると思うんですよ。

それが、何で加入しました、工事しましたという話になるのかどうか。確かに、町民である以上は、公平公正に扱わなければなりません。確かに水は生活の源でありますから、やはり水については、皆さん方を平等に扱わなければならないと思いますが、高森町の簡易水道会計というものは、簡易水道の使用料金とやはり基金利息というものも若干なりと簡易水道に寄与しているわけですね。ということは、その中で簡易水道の維持管理もやっていくわけですから、一般会計からも若干なりと繰入はしますけれども、しかしながら、やっぱり既得権のある人が当たり前の請求をして、水道管の布設替えや水道管の設備の充実をお願いしてつくるといふことですよ。

11年に陳情書を出して、今まで簡易水道には加入しなくて、今回、施設が新し

なくなったら簡易水道に加入されると言われるけれども、部落水道のまま簡易水道に加入された地域が高森町内にはいくつかあったと思いますが、その辺からすると、平等性公平性を欠くような気がいたしますけれども、その点については、収入役さん、一時期なりと水資源対策課長されておりますが、どのような解釈でいけばよろしいのでしょうか。よろしく願いいたします。

○議長（相馬俊行君） 収入役 芹口誓彰君。

○収入役（芹口誓彰君） 13番議員さんの質問にお答えしたいと思いますけれども、11年当時は私、水資源対策課長ではございませんでしたけれども、確か11年の陳情につきましては、これは水堪地区の部落水道の陳情だったというふうに私は記憶しております。水堪地区から簡易水道に移管をして、整備をしてほしいというような陳情の内容ではなかったかというふうに思っております。その時の担当課長の住吉課長でございましたけれども、現地を調査いたしまして、水源が五ヶ瀬川の上流のちょうど中腹程度にありまして、とてもそれから水を取るの難しいということで、そのままになっていたそうでございます。その後、私の時代に再度、申し入れがございまして、何とか整備してほしいというようなことございましたので、現在の水源を何とか整備をして、水堪地区だけには水道施設の整備ができないかというようなことで、検討をしている段階で異動があったわけでございます。

その後、水堪地区、それから菅山地区、それから下尾野地区、3つの地区からやはり水不足がありますので、水道の施設の整備をしてほしいというような要望を受けまして、それでは、水溜、菅山、下尾野、水迫、併せまして、菅山水道施設整備事業として今回の計画に上がったというふうに私は理解をしています。

○議長（相馬俊行君） 13番 佐伯金也君。

○13番（佐伯金也君） 非常に水に困られているところは、背に腹は代えられないからどうでもこうでもつくってもらいたいという希望はあると思います。ですから、私もつくってやらなければいけないなというふうに思いますよ。しかし、これだけ財政厳しいんですよ。今々水道使用料を上げたんですよ。今、簡易水道に加入されている方達は、負担を増やしているんですよ。菅山地区の人達は今までそういう負担はないんですよ。今回、簡易水道になれば、最初からスタートはそういう金額になってくるでしょうけども。何か私はしっくりこないんですよ、これが。その当時、水道使用料は差があったんですよ。高森地区、色見地区、草部北部とか南部とか、それぞれ差があった。水道使用料のトン当たりの単価が。休暇村辺りはえらい高かったんじゃないかと思えます。草部北部、峰の宿あたりえらい高かった。と

ころが、それは何でかという、やっぱり施設整備にお金がかかっている。だから、それを受益者の人達がやっぱり水道使用料の中で負担しようということで、他の地域と違う料金設定がしてあった。今回、平等性をつくろうじゃないかということで、横並び的な水道使用料金設定になってきておるんですよ。

今回、1億8,700万円使って、水道施設をするんですよ。この方達も一緒なんですね。予算がある程度ある時につくっておった峰の宿地区ですら、他の地区よりも割高な水道使用料を納めてやっていたらっしゃったんです。大体ならば、その当時の予算規模からいけば、受益者の人達からなんて、そういうふう水道使用料を高くもらわんでも、他の地域と一緒に何も問題がなかったんですよ。でも、今の財政は私はそうはいかないと思うんですよ。ある程度の事業をするのであれば、ある程度のリスクを背負わないことには、事業は100%私は達成することは不可能であると思っております。

ですから、当時、11年に水堪地区からそういう陳情書が上がっていたなら、何で今まで簡易水道に加入されていなかったんですか。施設が老朽化しているなら、特に入っていてほしかったなと私は思います。もし、水堪地区を先にしておれば、11年にしとって、水堪地区の簡易水道化を進めて、施設整備をしとったとする。そうすると、菅山地区は菅山地区、水堪地区、水迫地区ということで、集落が点在しているんですね。29世帯あっても。それぞれ菅山地区はおそらく6世帯程度。水堪地区が7世帯から8世帯。水迫地区が10世帯近くあるだろうと思います。そういう形で集落がそういうふうな形で3つの地域に集まっているからこそ、水堪地区が11年に先行で簡易水道に加入されておれば、今回、1億8,700万円なんていう莫大な金額には恐らくならんのかなかろうかと思えます。水源地1カ所でそこから全部つないでしまうんだから、延長が長くなる、本管の延長が。それがそれぞれだったならば、ボーリング代がどれだけかかるかわからないけども、草部地区については、表面水は多いんですが、地下水はないんですよ、あそこは。草部地区の農業用水はほとんどが白水のに頼っていらっしゃる。草部地区に地下水があるだろうと思っていれば、表面を流れる水はあるんだけど、地下水がない。そういう状況なんです。だから、大変日ごろから水に苦労されているというのはわかっているんです。ならばこそ、何で簡易水道に早くしておかんだったかということですよ。しておけば、1地区1地区、水堪地区、菅山地区、水迫地区という形で簡易水道整備をしておけば、僕は1億8,700万円になったかもしれんけれども、当時、ある程度予算的に余裕がある時に、水堪地区だけでもしておけば、後は菅

山、水迫地区だけということで、今、これだけ財政厳しい折りに、これだけの事業をしなくても、僕は済んだような気がします。その点について、町長、あなたが一番強い地域ですね。いかがお考えですか。

○議長（相馬俊行君） 町長 藤本正一君。

○町長（藤本正一君） 今、各担当の方からご説明申し上げましたように、平成11年から何回ということなく、陳情書は来ております。私も現地を1回見に行きましたけども、大変谷筋の深いところで、大変旧施設と申しますか、施設という施設らしいものはございません。昔の本当の天然のタンクをちょこっと置いて、それから黒パイプをワイヤーで引っ張ってきているというような現在の状況でございます。去年も水不足ということで、その時に行きましたけども、その時は、ワイヤーを張ってパイプをぶら下げているのが外れているんですね。それをまた扱うのに、とてもじゃないが、こういう場所でございます。とてもじゃないが、そのまま町の水道に引き取るという水源でもありませんし、そういう施設でもないわけだったわけでございます。

ただ、今回やろうというようになりましたのも、やはり高齢者が多く、同じ住民の方々を守る上においては、やっぱり先ほど13番議員さんがおっしゃいましたように、水はやっぱり命の源でございますから、当然、私どもが飲料水等の管理をしてあげるのが、私達の役目でもあるかなと思いますし、また、衛生上、私が見に行ったところの上には傾斜がございまして、いい水の流れではないと、一般的で言う保健所に検査に持っていけば、ちょっとだめですよというようなところの水でございました。今回は、そういう面も含め、また高齢者地域といたしまして、今後、維持管理が不可能であろうということで、元々計画書にもできる限り町営にした方がいいんじゃないかという意見等もございましたので、今回はやろうということに決めたところでございますし、13番議員、9月の定例議会でお話をいただきましたように、今度加入せんと言うたら、もう二度と加えなすなと言われておりますから、今回はどうしてもひとつあの地域、また味鳥地区に関しましては、当然、ある程度の設備ができておりますから、そうあれはないかと思っておりますけども、今回、菅山4地区に関しましては、やはり施工し、住民の方々が安心して暮らせるように、飲んでいただけるようにしたい、そのように思っております。ご理解いただきますよう、よろしく願いいたします。

○議長（相馬俊行君） 回数が多くなっておりますので、最後にさせていただきます。13番 佐伯金也君。

○13番（佐伯金也君） 最後ということでございますから、最終的に聞きをいたします。この29世帯80名の方達が15年後には何世帯になってくるのか。高齢化が進んでおるのが悩み事で今度、簡易水道に加入されるわけですから、29世帯の世帯が15年後、この1億8,745万9,000円の40%、7,498万3,600円というのは国庫支出金ですが、残りについては起債も使うんですね。起債償還が何年償還なのか。この起債償還が終わるころに29世帯が何世帯になっておるのか。高齢化が進んでおるんですから。そのまんまかな。わかりません。ただ、わからないじゃすみません。教育委員会だって入学予定者というのは、5年後、6年後、7年後までも入学予定者が出てくるくらいですから、恐らく現在、生存されている方達の世帯数の推移というのは、平均値から見れば、大体わかってくると思います。どのくらいになってくるのか。起債償還を戻してしまうのは何年ぐらいになるのか。償還してしまうのは何年ぐらいになるのかということをお答えいただきたい。

あと、委員会の方で真剣に議論をしていただきたいと思います。ですから、参考的に今の質問に対してのご答弁をもらいたいと思います。

以上です。

○議長（相馬俊行君） 水資源対策課長 桐原一紀君。

○水資源対策課長（桐原一紀君） 人口の推移につきましては、ちょっと私も予定がわかりませんので、推移は人口統計あたりを見まして、報告したいと思います。

それから、起債につきましては、今回、過疎と簡易水道債を、過疎債が6,410万円、それから簡易水道事業債が6,760万円、計1億3,170万円を予定しております。

○議長（相馬俊行君） 企画財政課長 村上源喜君。

○企画財政課長（村上源喜君） 今回の事業の地方債につきましては、過疎債と簡易水道事業債の二本立てでいきます。過疎債につきましては、3年据え置き9年償還ということで、大体12年が基本でございます。簡水債につきましては、それぞれの施設の種類によって違ってまいりますけれども、大体20年から25年というのが通常でございます。

○議長（相馬俊行君） 他に質疑ございませんか。6番 野中謙三君。

○6番（野中謙三君） 6番 野中です。

概要については、今、13番議員さんがおっしゃられましたので、割愛しますが、基本的な部分として、やはり町の簡易水道の特別会計が加入されている団体

があって、そこに新たに加わる場合、例えば、今回は同じ昔から住んでおられる菅山地区ですね。しかしながら、仮に今、色見の上の方辺り、別荘地帯がございすけども、その辺りに住民票を移してもう住んでおられる。その辺りで水道に加入したいといった場合には、やはり同じような措置が取らざるを得ないという状況になると思います。将来的には。近い将来。ボーリングがだめになったから、簡易水道に加入したい。そういった時も無条件でこっちに住民票がある以上、高森の住民ですから、別荘地帯にも水を引かなければいけません。

したがって、1つ言いたいのは、僕は今までルールがなかったけども、新たにルールを1つつくるべきではなかろうかと思っております。1つは、簡易水道に加入する時には加入権がございす。13ミリ、20ミリ、何ミリ、その条例の中に入らないうたってございすけども、その加入権を払って、簡易水道の中に入る、従来それだけを払えば、簡易水道の特会の中に入って、町の水をもらえた。

しかしながら、今まであった既存の団体に新たに加わる場合には、例えば、僕達の住んでいる集落なんかからすれば、既存の既得権がある中に入る場合には、それまでの負担金、あるいは応分の負担をした上で加入するというのが一般的なやり方です。その金額については、もう話し合いで決めていきますけども。

したがいまして、今度の特別会計、水道の方に入る場合においても、やはり水道口径の加入権とは別に、別途に新たに加える場合の負担金制度というのをやはり僕は高い金額ではなくて、設けるべきではなかろうかと思っております。そうすることによって、まだ簡易水道が行っていない地域、まだございす。そのあたりも多分これが通って、そのまま行けば、すぐ陳情なり上がってくると思います。

最終的に、水道料を皆で負担して、値上げせざるを得なくなるし、それともう1つ心配されるのが、以前から言っております特別会計の基金の方ですね。基金を最終的に取り崩さないことには、簡易水道、町全体が運営できなくなる。そういった時に、基金の取り崩しが条例ではできなくなっておるけども、背に腹は代えられないということで、基金を取り崩した時に、僕は中心部の人達からものすごい反発が来るんじゃないかならうかと思っております。

したがって、やはり以前から言いよりましたけども、その部分の解決、条例をきちっと整理して、解決策を見つける部分と新たな加入権とは別に負担金制度みたいな形での考えはないかを、これは町長の方にお聞きしたいと思います。

○議長（相馬俊行君） 町長 藤本正一君。

○町長（藤本正一君） 水道料金に関しましては、一元化を目標にしておりますけど

も、今現在は、2種類に分けております。今回、菅山4地区でございますけども、その工事の関係の方に関しましては、今後、その事業量と申しますか、事業に応じると、そういうことを皆さんと相談してから、決めたいと、今のところ、そういうことはまだ考えておりませんが、工事、事業等いろいろ仕事が終われば、料金とか、そういうものについては、再度、皆さん方とご相談を申し上げたいと、そのように思っております。

○議長（相馬俊行君） 6番 野中謙三君。

○6番（野中謙三君） 住んでおられる方は水が先ですね。当然、安心した水を得られるのが先ですけども、行政で進める場合においては、その部分の環境を先に整えてから進めていくのが僕は筋じゃなかろうかと思えます。今度から次の人からどれだけ、そういうやり方はちょっと僕はまずいと思えます。こういう問題が起きたからこそ、今のうちに解決策を見出した上で進める。僕はこれも1つのやり方だと思えます。当然、委員会等で議論をされると思えますけども、やはり町の簡易水道の取り扱いについては、僕は条例の矛盾点がずっと尾を引いていると思えます。僕だけ思っているわけじゃなくて、少なくとも、町の人達はそういった部分に関しては、まだ直接関わっておられないものですから、例えば、自分達の基金が全部町の簡易水道の事業の方で全部使っていておりますよとかという話をしたら、多分、それはいかんぞとびっくりされる分だろうと思えます。

したがいまして、どっちの考え方で進むのか、水源ごとに水道組合という形で進めるのか、それとも、今、高森が進めていこうとしている一元化をもって進めるとするならば、僕はその問題解決を先にやるべきだと思えます。再度、町長の考えを聞いて、終わりたいと思えます。

○議長（相馬俊行君） 町長 藤本正一君。

○町長（藤本正一君） 目的といたしましては、一元化をするように努めてまいりたいと思っております。

基金には基金の設置条例等がございまして、それに則った基金の運用かと思えますし、これから、この基金、これだけを見ますと6億円には旧市街地のことをうたっているものだと思っております。その部分を今回は上に持っていかとか、下に持っていかとかじゃなくて、これをちゃんとしたそういう使い道もある程度限定してあります。これに則って、今後もこれはこのまま進める、この条例に則って基金については守っていききたいと、そのように思っております。

○議長（相馬俊行君） 他にございませんか。14番 後藤英範君。

○14番（後藤英範君） 14番 後藤でございます。

今、水問題でいろいろ大事な話が出ておりますが、今、この色見地区にかなりの別荘ができていますね。今、高森町に住民票を置いておられる方が何戸ぐらいございますか。

○議長（相馬俊行君） 建設課長 色見隆夫君。

○建設課長（色見隆夫君） 人口関係についてお答えするのが私じゃどうかと思いますが、今現在、県、それから国の補助を受けまして、農業集落排水関係のアンケート、それから実態調査を今やっております。その中で、最終的に、何名ぐらいか、そして、建物があって、実際住んでいないのかというのが、その調査が終われば、ご報告できるんじゃないかなと思っております。今現在、多分、状況を見ます中では、うちの資料が一番早くなるんじゃないかなということで、それがわかり次第、皆さんにはご報告できるんじゃないかなというふうに思っておりますので、それまでご了解いただきたいと思います。

○議長（相馬俊行君） 14番 後藤英範君。

○14番（後藤英範君） 高森は良いところだから、水をもらうなら来るといってお客さんがかなりおるわけですよ。そういうことで、やはり高森町に住みたいという方がおれば、どんどん町の水をやっていただければ、やっぱり町の人口も増えるし、町の活性化になりはしないかと思いますが、その点はいかがでございますか。

○議長（相馬俊行君） 水資源対策課長 桐原一紀君。

○水資源対策課長（桐原一紀君） 分譲住宅地につきましては、それぞれの分譲会社がボーリングをいたしまして、各区域ごとの給水を行っております。その分譲会社以外の方々につきましては、配水池が小倉原の上の方でございますが、その上にできた場合には、給水ができませんので、その下につきましては、給水を行うように届けがあった場合には検討して、給水をいたしたいと思っております。

○議長（相馬俊行君） 14番 後藤英範君。

○14番（後藤英範君） 今、うちあたりの西にかなりできております。開発会社がやっておりますが、水が良くなって、もう売り払いよる方もかなりおります。やはりよか水が出るところと火山灰が出るところとやっぱりあるですもんね。そういうことで、せっかくいいと思って家を建てても、水で売らなければいけないというお客さんもかなり聞きます。今から先、私が考えておるのは、やはり高森町が人口が増えるには、やはり水も良くなければいかん。いろいろ町もそういうことはちっと協力をしていけば、人口はどんどん増えていくと思っております。

○議長（相馬俊行君） 他にございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相馬俊行君） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

本案は、建設経済常任委員会に付託したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相馬俊行君） 異議なしと認めます。したがって、議案第27号は、建設経済常任委員会に付託することに決定いたしました。

お諮りいたします。

1時間ちょっと過ぎましたので、休憩、どうですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相馬俊行君） 10分間休憩します。

-----○-----

休憩 午後3時45分

再開 午後3時55分

-----○-----

○議長（相馬俊行君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

-----○-----

議案第28号 平成17年度高森町農業用水供給事業特別会計予算について

○議長（相馬俊行君） 議案第28号、平成17年度高森町農業用水供給事業特別会計予算についてを議題といたします。

本案について、これから質疑を行います。質疑はありますか。13番 佐伯金也君。

○13番（佐伯金也君） 13番 佐伯でございます。

大変お疲れのところ、申し訳ございませんが、農業用水は基金利息がメインで、年間の給水事業の電気代を出しておるのが現状でございますが、説明の中にもありましたとおり、今の本当に安い低金利時代、この運用については、大変苦慮されておることだと思います。

しかしながら、そうとばかりは言えない状況が出てまいったわけです。今回、企画財政課の方で計画されておる町づくりの事業ですね、産交跡地に公園をつくられるということですが、公園の横を通っておるのが、あれは高森川になると思います

が、ほとんど水はちろちろ流れておるんですけれども、流れていないと言った方がいぐらいで生活排水が主じゃないかなと思っております。

せっかく公園をつくるのであるならば、やはり生活排水が流れて、臭いのするような状況の横に公園をつくるということは、本当に皆が歓迎することなのか、しないことなのかということを考えれば、やはりあそこの高森川には従来どおりきれいな水を流してあげるような工夫をしなければならぬわけです。

そうしますと、やはり農業用水供給事業の方に影響が出てくるわけですのでございますが、今後、この農業用水供給事業について、どのような考えを持っていらっしゃるのか、お聞きしたいと思います。

○議長（相馬俊行君） 水資源対策課長 桐原一紀君。

○水資源対策課長（桐原一紀君） ご承知のように、維持管理の電気料が今回は約1,135万円と見ておりますけれども、どうしても衛生面から先ほどご質問がありましたとおり、水は上から下に流れるものでございまして、当然、電気料をかけて上の方に上げなければ、水は流れないということでございますので、その分につきましては、以前から衛生費の中から100万円程度、町に流す分をいただいておりますので、その分に関しては、何時もというのはちょっと無理かもしれませんが、その分につきましては、少しでも流して、衛生的な水を流したいということにしております。

○議長（相馬俊行君） 13番 佐伯金也君。

○13番（佐伯金也君） あそこに公園ができれば、日常的にあそこに町民及び観光客の方達が行かれる可能性があるわけですね。どれだけの方が行かれるかということには私もわかりませんが、ただ行かれた際に、南側のあの川じゃないですね、谷ですね、排水路ですね、あそこに青のりじゃないけれども、青のりがぺらぺらぺら流れていたり、白いのがぺらぺら流れていたりする、そういうのが横に流れていて、公園化した時に、公園の価値というのは、僕はかなり下がってくるような気がするわけです。それを解消するために、衛生の方からお金を若干補助してもらって、たまに電気代使ってポンプアップして水を流すと言われますけれども、水を流す時だけ観光客に来てくださいというわけにもいかず、やはり公園をつくれば、365日人がお出でになるということを考えれば、やっぱり恒常的に水を流しておかざるを得ん状況になってくると思っておりますが、その件について、企画財政課も含めて、川について、水について、どのような検討がなされておったのか。

それと、保健福祉課長さんの方にお聞きしたいんですけども、現状、農業用水が

以前流れていた谷、川に対して、生活排水がどのような状況であるのか。きれいな水が本当に流れているのかどうか。農業用水として使われるような水が生活排水として出されているかどうかということ、検査されたことがございますか。水資源対策課長の答弁の後によろしくお願いをいたします。

○議長（相馬俊行君） 水資源対策課長 桐原一紀君。

○水資源対策課長（桐原一紀君） 公園の脇にそのきれいな水をとということでございますけれども、農業用水の運転期間が4月から始まりまして、10月でストップいたします。その間につきましては、基本的な電気料はかかりますけれども、需要時期の農繁期の水につきましては、毎日のようにポンプがかかっております。それに考えてみますと、これ以上、電気料を増やした場合には、恐らく基金あたりも取り崩しの現状になると思います。そういうことにならないように、極力、節電を私ども担当としてはいたしておる現状でございますので、何時もその水を流せということになりますと、ちょっと無理があるんじゃないかなという考えはしております。

○議長（相馬俊行君） 保健福祉課長 佐伯秀和君。

○保健福祉課長（佐伯秀和君） 排水溝についての水質検査を行ったことはございませんが、ご存じのように、ただいま合併浄化槽を推進しておりますので、少しは従前に比べて単独浄化槽に比べて、少しそういうのが普及してまいりましたので、良くなつたと、これは蛇足になりますが、従前、5年ぐらい前だったですかね、職員が出まして、おっしゃる河川を職員が出て掃除しました。おっしゃるように、緑のろがございましたものですから、それを掃除したという経緯はございます。確かに、従前に流れていたようなきれいな水が流れれば、非常に旧町内のちょうど勾配的にもいい勾配がついておりますので、非常に1つの観光資源になるような従前は水が流れていましたので、そういうのがまた復活すればいいなどは考えております。

いずれにしても、今申し上げましたように、水質検査を行った経緯はございません。

以上でございます。

○議長（相馬俊行君） 13番 佐伯金也君。

○13番（佐伯金也君） 水質検査まで恐らくされていないと思います。以前、私が広域の方にいた時に、要するに、合併処理浄化槽等の点検委託業者の地区割を撤廃するという時に、いろんな事業者から、それに対する苦情が上がりました。その際に、私達が申し上げておったのは、その現状、合併処理浄化槽設置事業という補助

事業が存在し始めてから、確かにこの補助事業をする時に、要するに、点検義務というのが契約書の中に入るわけです。これは、要するに、合併処理浄化槽処理法というのがあって、その法律の中で行政法の中で決まっておるんですが、それが大体2カ月、3カ月に1回点検をなさいと、それが義務づけられておりますから、それに従わなければならないという状況の中で、今の人達は合併処理浄化槽を設置されていらっしゃる。しかしながら、それ以前の方達、単独槽も含めてですね、その方達に対しては、そういうような行政法の指導がされていない中で、個人的に合併処理浄化槽をつくられたり、単独の浄化槽をつくられたりということでございますから、恐らく検査はされていらっしゃるのほとんどであると思います。

やはり今後、私達がしていくのは、農業用水を流さなければならない状況に町中をしないでいいように、やっぱり点検をしていないところには点検をさせる。浄化槽の槽の中ですけれども、これ、3次処理、3槽ぐらいに分かれていて、中で1槽、2槽、3槽あって、それぞれの点検業者が点検をしながら、1年に1回汚泥が溜まっておれば、汲み上げたりするんですが、今現状は全部汲み上げているんですね。全くきれいにしてしまって、1年間また使っていくという形になっておるのが、大体大多数であると思います。

しかしながら、点検をしていないところは、恐らく設置されてからこの方、その汚泥汲み取りすらされていないところが僕はあると思います。そうすると、僕はその槽の中に汚泥は全部溜まってしまって、新たな汚泥というものは、直接、川の中に落ちておるのが現状じゃないかなと思うんですよ。今後、町活性化の中で公園を建設されると言われるけれども、その問題がどうなるか私はまだ今回の議会が終わってみたいとわからないと思うんですが、しかしながら、やっぱり住みやすいような環境をつくっていくために、また、農業用水の水をいつも流さなければならないのかというような心配をしないでいいように、そのあたりの行政指導というものを徹底していかなければならないような気がいたしますが、農業用水路に生活排水を流されているところが多数でございますから、その点の指導は今後、水資源対策課と一緒に協議されていくと思いますが、どのように考えていらっしゃるのか、お聞きしたいと思います。

○議長（相馬俊行君） 保健福祉課長 佐伯秀和君。

○保健福祉課長（佐伯秀和君） ただいまお話がございましたように、合併浄化槽については、点検の義務がございます。これは、浄化槽を設置する時に、その業者と一緒に申請してまいりますので、それはもう十分できているだろうと、今、お話のよ

うに、従前に設置された方に対しての指導というのを、私どもの方では啓発を広報等を通じて行うというぐらいのことしか、今できないのかなと考えております。他に方法があれば、今後検討しながら、やっぱりおっしゃるように、一番水質の汚濁の原因になっているのは、家庭の雑排水が一番なっているわけでございますので、これらについては、やっぱり今後指導といいますか、住民の皆さん方に啓発啓蒙をしながら、進めていくということになるだろうと、またそういうふうにやりたいというふうと考えております。

以上でございます。

○議長（相馬俊行君） 水資源対策課長 桐原一紀君。

○水資源対策課長（桐原一紀君） 今の件につきましては、保健衛生と十分検討しながら、進めていきたいと思っております。

○議長（相馬俊行君） 13番 佐伯金也君。

○13番（佐伯金也君） 何分、町内、日ごろ、皆さん方が一生懸命努力されて、きれいにしようと思っていらっしゃるんですから、そのあたりを工夫していただきたいと、そうすると、やっぱり町づくりをしていく上において、やっぱり中心市街地活性化事業というのにも、何か水瓶のどうのこうの、水の石のづくりもの何かしらんけれども、ああいうのに入れてどうのこうのという話もあります。その中で、やっぱり水が流れるのがいいんだけど、流れた先に青のりとか、青のろとか、白のろがというのは、そこだけ良ければいいのかなという気持ちにもなります。ですから、行政法上はちゃんとした規則で浄化槽を設置しておれば、点検をしなければならぬと書いてあるんですから。だから、啓発じゃなくて罰則がないだけですから、行政法上、そういうような規定があるのであるならば、やはりそれに沿うような指導を私はしていくべきであると思っております。そうすることによって、農業用水をいつもその町の中に流さなければならないというような苦勞から脱却されてくるんじゃないかなと思っております。

それと、それは今から先、保健福祉課長の方で衛生とともに、協議をしていただきたいと思っておりますが、後、水資源対策課長さんには、私は以前、芹口収入役さんが水資源対策課長さんの時に、確か差し上げとったですね。トンネルの湧水量が毎分32トンだった。その32トンの水を要するに、トンネル内でダムをつくって止める。そしてそこから圧力をかけてトンネル内に毎分5トンなり10トンなりの水を出すと、そして、残った水をポンプアップして、城山水源地の上あたりに大きなため池をつくって、そちらの方に常時流すと、そしてオーバーフローした水を下の城

山水源に出すと、そしてまたオーバーフローしたのを坊ヶ平の水源地に落とすと、そうすることによって、いろんな村山の農業用水、そして南在や芝原の農業用水あたりに対しても、毛細血管現象で電気代を使わずポンプアップをせずして、農業用水の供給がなされると、そして、また、使わない時じゃないんですけども、いつもポンプアップしていますから、毎分20トン当たりポンプアップしているから、残った水については、随時町内を流れていく。流れた水は南在、また下町の下から農業用水として使われるというような企画を私は確か何年も前に出しておりました。

なかなかそれをいいことか悪いことか、できないことかどうということかわかりません。ただ、あれについては基金の一部流用をさせていただかなければならないというリスクを背負いますので、なかなか受益者の方達には説明しづらいところがあると思いますが、しかしながら、水を供給するということに対してはわかりがないわけですね。基金を取り崩して、水の供給が今まで以上に悪くなりましたというわけじゃないんですよ。基金を取り崩して、こういう事業をすれば、水の供給は何も心配しなくてもよく、いつも流れていますよというような事業であったと思うんですけども、そのあたりの取り扱いについて、もし、あの企画書を使われないのであれば、私に戻していただきたいと思います。いかがでございましょう。水資源対策課長。

○議長（相馬俊行君） 水資源対策課長 桐原一紀君。

○水資源対策課長（桐原一紀君） 確かに13番議員さんがご提案なされた文書、私も存じております。今現在、3月4日だったと思いますけれども、農業用水代表者会議を開かせていただきました。その中でも説明いたしましたように、今現在、建設課の農業土木の方でため池事業をやっております。その関係で、今、県の方に申請がしてあるそうでございますので、その結果を待って、どのような方法がいいのか、一番最善の方法を考えたいと思います。今はそういう現状でございます。

○議長（相馬俊行君） 13番 佐伯金也君。

○13番（佐伯金也君） じゃあ最後をお願いしておきます。

もし使われないようであれば、その企画書は私の方に返還をしていただきたい。

次の選挙戦に使いますから、どうぞよろしく願いいたします。

○議長（相馬俊行君） 他にございませんか。6番 野中謙三君。

○6番（野中謙三君） 6番 野中です。

中身については今質問がございましたので、私は常に外枠なんですけども、くど

いようですけれども、農業用水、あの中に町が使える水が果たしてどれだけあるのかという部分からスタートしてしまうわけですけれども、その辺について、やはり湧水トンネル公園として整備している中で、町が使っている以上、その部分の対応策は僕はもう講じるべきだと思います。先ほどから議論されておりますけれども、簡易水道にしてもしかり、今度の農業用水にしてもしかり、案としてはいろんな案がございます。全部返してしまったらどうかという案、基金を全部受益者に返すという1つの案、それと町が協力して一緒に運営していく案、どちらかしかないわけです。やはりこれは早急に答えを出さないことには、トンネル公園のさらなる活性化も難しいだろうし、今、13番議員さんがおっしゃられたように、排水路、農業用水の排水路化している現状、それも難しくなると思いますし、ましてや、水瓶をつくって、ずっと並べるといふ時のその水の権利の問題まで発生いたしますので、やはりこの問題は早急に僕は町長の使命課題としてとらえてもらって、検討していただきたいと思っておりますけれども、いかがでしょうか。

○議長（相馬俊行君） 町長 藤本正一君。

○町長（藤本正一君） 13番議員さんの方から1つの提案事項が数年前に出ておりましたし、今、水資源対策課長の方が申しましたように、ため池など、いかにコストダウン、ランニングコストを軽減するかということで、今計画をいたしております。先ほど申しましたように、建設課の農業の方で県の方に申請中でございますし、今からため池等につきましても、今、湧水トンネルの中の水だけじゃなく、定期的に結構高森町も雨が多うございますから、峠のすばらしい水を1カ所に集めて、それを何段階にもわけて、ある程度の浄化をさせるなど、そのため池等についてなどいろんなことを検討中でございます。

農業用水の関係の方々が今の公園についての収入で何とか電気関係の補助ができないかといういろんなご意見がございましたが、今の湧水トンネルの入園料につきましても、もうしばらく湧水トンネルの外回りと申しますか、もう少し整備事業がかかるかなと思っております。また、整備事業が終われば、そのあたりの検討はできるものじゃないかと思っておりますことと、今、野中議員さんの方からいつもお聞きしますのに、簡水また農業用水を分けろと言われても、なかなか分けにくい部分とまたご覧のように、基金をいくつも分けてあります。津留地域には少し、ほかにAとかBに分けてございます。地域性がかなりございますこと、また、村山の一部におきましては、補償されてボーリングをされた方も現在おられますし、そのあたりがなかなかこれだけの大きな地域、また地域の方々が結構多うございます

から、なかなか一概にこれはこうする、これは分けてやる、これは基金も何も取り崩してボーリングしとって、あとはお金を分けようかなと、農家ができん人は早くやめてもらえとか、そう簡単になかなか色分けができないのが現状でございます。

できる限り、農業用水に関しましても、今まで農業関係携わった方々のご迷惑にならないような、そういう運営の仕方もまたあるんじゃないかなと思うので、今後、いろんな面での検討課題とさせていただきたいと思います。

○議長（相馬俊行君） 6番 野中謙三君。

○6番（野中謙三君） ありがとうございます。

検討課題ということですから、是非、検討していただきたいと思いますし、もう1つ、別な見方をすれば、農業用水の問題は、僕は色見に住んでいますけども、全然関係ないと言え、それまでなんです。農業用水はその受益者がおられて、その補償とされている部分の経緯がありますので、そして、関係ない地域に住んでいる人間は、湧水トンネルで入場料をもらって9,000万円一般財源に入れてもらえるということになると関係ある。整備するのにもお金つぎ込んでいるから関係あると。ですから、農業用水そのものの問題は、僕はこれは議会の責任があると思います。長らくこのままどうしようこうしようということで、ずっとそのままにしていた部分でもあろうかと思えます。やはり単独でいく町村であれば、もう一度再検討して、根本から住民とともに、あるいは受益者とともに、水利権者とともに、話し合っ解決策を見出していただければと思います。

以上です。

○議長（相馬俊行君） 他にございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相馬俊行君） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

本案は、建設経済常任委員会に付託したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相馬俊行君） 異議なしと認めます。したがって、議案第28号は、建設経済常任委員会に付託することに決定いたしました。

-----○-----

議案第29号 平成17年度高森町鉄道経営対策事業基金特別会計予算について

○議長（相馬俊行君） 議案第29号、平成17年度高森町鉄道経営対策事業基金特別

会計予算についてを議題といたします。

本案について、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相馬俊行君） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

本案は、総務常任委員会に付託したいと思えます。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相馬俊行君） 異議なしと認めます。したがって、議案第29号は、総務常任委員会に付託することに決定いたしました。

-----○-----

議案第30号 高森町行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の制定
について

○議長（相馬俊行君） 議案第30号、高森町行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の制定についてを議題といたします。

本案について、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相馬俊行君） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

本案は、総務常任委員会に付託したいと思えます。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相馬俊行君） 異議なしと認めます。したがって、議案第30号は、総務常任委員会に付託することに決定いたしました。

-----○-----

日程第3 休会の件

○議長（相馬俊行君） 日程第3、休会の件を議題とします。

11日から15日にまでは休会といたします。なお、各委員会が開かれますので、よろしくお願いをいたします。

-----○-----

○議長（相馬俊行君） 以上で、本日の日程は全部終了しました。本日は、これで散会します。

-----○-----

散会 午後4時20分

3 月 1 6 日 (水)

(第 3 日)

平成17年第1回高森町議会定例会（第3号）

平成17年3月16日

午前10時00分開議

於 議 場

1. 議事日程

開議宣告

日程第1 一般質問について

議席	指名	事項	要旨
1 番	宇藤 敬	1 学童保育について	① 昨年のアンケート結果について及び関連
		2 これからの高森について	① 今後の町づくりの構想について
2 番	白石 博昭	1 今後の町づくりについて	① 合併をしなくても魅力ある町づくりをしなくてはならない。町の良いところを再発掘し高森の個性を活かせるような施策は ② 町づくりは人づくりと思う。人材の育成について
5 番	甲斐 直三	1 学校統合について	① スクールバス道路の地域危険箇所はないか ② 対応策及び時期
6 番	野中 謙三	1 入札制度の方法等の見直しについて	① 随意契約の範囲 ② 指名競争入札と一般競争入札について ③ 町独自の工事等の方法について

議席	指名	事項	要旨
7番	本田 生一	1 観光について	① 上色見小学校跡地について ② 根子岳登山道の整備について
12番	三森 義高	1 行財政改革について	① 今年度からの財政的基本姿勢 ② 機構改革に於ける今後の方向性

日程第2 休会の件について

2. 出席議員は次のとおりである。(13名)

1番	宇藤 敬君	2番	白石 博昭君
3番	山室 克尋君	4番	山村 將護君
5番	甲斐 直三君	6番	野中 謙三君
7番	本田 生一君	8番	甲斐 廣國君
9番	後藤 和昭君	10番	甲斐 正一君
11番	相馬 俊行君	12番	三森 義高君
14番	後藤 英範君		

3. 欠席議員は次のとおりである。(1名)

13番 佐伯 金也君

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名(21名)

町長	藤本 正一君	助役	阿南 哲也君
収入役	芹口 誓彰君	教育長	渡辺 哲郎君
総務課長	岩下 健治君	企画財政課長	村上 源喜君
商工観光課長	佐伯 実範君	住民生活課長	瀬井 公吉郎君
保健福祉課長	佐伯 秀和君	税務課長	後藤 秀希君
農林振興課長	岩下 光広君	建設課長	色見 隆夫君
水資源対策課長	桐原 一紀君	高森中央出張所長	田上 真一君

草部出張所長	岩 下 生 人 君	野尻出張所長	総務課長兼務
教育委員会事務局長	廣 木 富 八 君	収入役室長	岩 下 昭 久 君
農業委員会事務局長	二子石 衛 君	オーガニックアグリ センター長	杉 田 則 秋 君
企画財政課長補佐	甲 斐 敏 文 君	総務課長補佐	古 澤 建 生 君

5. 本会議に職務のため出席した者の職氏名（2名）

議会事務局長	長 尾 和 博 君	議会事務局次長	古 庄 良 一 君
--------	-----------	---------	-----------

開議 午前10時00分

-----○-----

○議長（相馬俊行君） おはようございます。

これから、本日の会議を開きます。

13番 佐伯金也君から欠席届が出でおりますので、報告をしておきます。

お諮りいたします。

お手元に配布してあります日程にしたがって、議事を進めていきたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相馬俊行君） 異議なしと認めます。それでは、日程にしたがって議事を進めます。

-----○-----

日程第1 一般質問について

○議長（相馬俊行君） 日程第1 一般質問を行います。

順番に発言を許します。1番 宇藤 敬君。

○1番（宇藤 敬君） おはようございます。

ここ数日來の寒さも緩んで、本当に春らしくなってきました。昨日は3月15日ということで、確定申告の最終日で、国民としての一つのけじめが終わる日じゃなかったかなと、これが終わると本格的な春が来るように思えてなりません。

今日は、一般質問ということで、平成17年度の当初予算、町長及び執行部からの趣旨説明を受け、いくつかのご質問をさせていただきます。

まず最初に、昨年、学童保育に関するアンケート調査があったと思います。それで、いろんなPTAの会合とか出ました時に「宇藤さん、あれ、どがんって」というような話をちょっとお聞きしました。確か、私も自分の子供のことをアンケート出したような覚えがあるものですから、「ああ、そうですね」と、「本来なら、直接事務方のところに行って聞けばいいんでしょうけど、これは一般質問で聞いてみます」ということで、保護者の皆さんあたりにも言うたものですから、こういう場でお聞きをさせていただきます。

まずは、そのアンケートの結果がどういうふうな状況だったのかをお教えいただきたいと思います。

○議長（相馬俊行君） 保健福祉課長 佐伯秀和君。

○保健福祉課長（佐伯秀和君） おはようございます。

1番議員さんの質問について、私の方からお答えをさせていただきます。

ただいま、高森町次世代育成支援行動計画策定委員会なるものを立ち上げまして、本年度中に町長の方に報告をするわけでございます。その中で、お話のように、昨年2月に学童保育のニーズの調査を行っております。この結果につきまして、ご報告を申し上げます。

調査対象は230世帯でございます。調査の結果、利用したいと、そういうものがあれば利用したいという方が21%おられました。その中で、1週間にどのくらい利用されるですかとお尋ねをしておりますが、週に5日という方が49%、それから3日という方が32.7%ございました。利用時間につきましては、学校が終わりましてから6時までという方が、利用したいという方の81.7%出ております。それから、土曜日についての設問を行っておりますが、これにつきましては、開かれれば利用したいという方が24.8%、しないという方が71.7%でございます。

以上、ご報告を申し上げます。

○議長（相馬俊行君） 1番 宇藤 敬君。

○1番（宇藤 敬君） それでは、自席からではございますが、お許してください。

利用したいというのが21%ということで、もうちょっと多いのかなと思っていたんですが、私におっしゃった方達は意外と夫婦で共稼ぎという方達が多うございました。その中で、やっぱりこういう制度というものがあれば、それぞれの家庭のために、皆さん一生懸命働くこともできるし、子供も安心して預けられるということで、予算措置等がいろいろ出てくる部分もあるんだろうと思いますけど、できれば、高森町のどこかの施設、例えば、芙蓉館とか、そういう施設等を使われて、小学校3年生ぐらいの学童の保育ということを真剣に考えていただけるとありがたいなと思います。

次世代支援ということで、アンケートをとられたということでございますが、この策定をいつごろまでにきちっと出されるかということをお聞かせください。

○議長（相馬俊行君） 保健福祉課長 佐伯秀和君。

○保健福祉課長（佐伯秀和君） ただいま申し上げました、これについては、16年度にご報告するというので、早速本日、最終内部調整会議を行いまして、25日の日に最終委員会をする予定でございます。それが終わりましたら、3月のうちにできましたら町長の方に報告し、それを受けてまたいろんな制度が、現在ではその内容について、いろいろ運用しておりますので、報告の提出を待って、予算等に反映

すべきものがあれば、反映するし、これ、国の制度の方を大体基本としておりますので、その中で高森町で何が必要かというのを今、審議をさせていただいている状況でございます。

以上でございます。

○議長（相馬俊行君） 1番 宇藤 敬君。

○1番（宇藤 敬君） はい、ありがとうございます。

子育て支援ということでございますが、これだけ少子化というのが目に見えてきますと、やっぱりこういう制度を利用して、子供を預ける、そしてなおかつうまくいけば、じゃあうちの家庭でも2人目を、あるいは3人目をというふう考えられるような家庭も出てくるのではないかなというふうに思います。是非、こういうのを国の制度とか高森町単独でとか、いろいろ考え方はあろうかと存じますが、やっぱり21%、高森町の5分の1、子供のいる家庭の5分の1ぐらいはそういう制度を利用してやってみたいというニーズがあるわけでございますから、是非、前向きに検討していただきたいと思います。

それから、これは町長にお聞きしますけど、やっぱり子育て支援ということで、町長にもお孫さんいらっしゃいますし、これから高森町を背負ってもらう子供達にやっぱり何らかの形で行政としてお手伝いができる部分もあろうかと存じます。そして、これから結婚をする方達、あるいは結婚されていても2人目、3人目と子供さんを何とか我が家に迎えてみたいというような家庭もあろうかと存じますので、町長からそういう子供のいる世帯、あるいはこれから子供さんができそうな世帯に対して、役場としても精一杯の応援はできるんですよというようなメッセージをいただけるならありがたいと存じますが、いかがなものですか。

○議長（相馬俊行君） 町長 藤本正一君。

○町長（藤本正一君） おはようございます。

先ほど、詳細につきましては、課長の方から申し上げました。最近、私どもも就学前の子供の支援ということにつきまして、入学と同時に低学年の児童が放課後の時間帯の過ごし方に大変不安を持っているということもご報告を受けております。そのことがやはり女性の社会進出等が大変顕著になってくることから、その傾向が強くなっているのも現状でございます。

まず、今、高森町の現在の状況といたしましては、高森保育園延長保育、また野尻保育園等につきましても延長保育を試行しております。学童保育については、今のところ取り組んでおりません。今、課長が申しましたように、25日の日にご報

告を受けて、それでもって解決をしまいたいと、そのようにも思っておるところでございます。

今、男女共同参画社会、または核家族化ということで、低学年の児童の放課後の時間でございますけども、いろいろテレビ、新聞等を見ますと、ここ数年はゆとりある時間ということで、大変すばらしい画期的な授業が行われております。その反面、逆に今度は子供さん方の学力低下というお話が最近進んでおるところでございます。やはり地域に合った子供さん方の学童支援を地域に合ったやり方でやらなくてはいけないなと思っております。できる限り、子供さん方のゆとりある時間の中でも学力の低下しないような、そのような方法があるのか、地域に合った見直しをしていきたいと思っておりますので、どうかよろしくお願いをいたします。

○議長（相馬俊行君） 1番 宇藤 敬君。

○1番（宇藤 敬君） ありがとうございます。地域に合った、地域ニーズに合ったことをやっていきたいと、25日に最終的な方向性が出せるということでございますので、町長の手腕に期待を申し上げまして、このアンケート結果についての質問は終わらせていただきます。

次に、これからの高森についてということでお聞きをするわけでございますが、三位一体改革、いろいろ言われます。財政的に厳しくなるんだとか、高森町は単独でいくんだとか、町民の方からもいろいろ言われます。こう厳しくなった時に、本当にこのままでいけるんだろうかという話が出てきます。大半が悲観的な話です。悲観的な話を悲観的に話したらやっぱり悲観的にならざるを得んわけでございます。それよりはもうちょっと高森町の将来、これをやっぱり町民の皆さんに高森町はこういう将来像をもって今後進むんですよと、そういうところをお聞きしてみたいというふうに思います。

町長さん、現実的な問題としては、予算の問題、いろいろありますが、こういう町であつたらいいなというような思いが僕はあられると思うんですよ。そこからお聞きしたいと思えます。

○議長（相馬俊行君） 町長 藤本正一君。

○町長（藤本正一君） 今後の町づくりということでございますけども、昨年の高森町の基本計画の中の平成17年4月1日から23年までの5カ年計画を出しているところでございます。それによりまして、高森町の自立ができるようなことということでございますけども、大変三位一体改革の中でも税委譲など、諸々に関しましてははっきりしない部分があります。また、現在では逆に三位一体を少し忘れて、郵

政民営化といいますか、そのことが激しく論議されておりますし、本当の意味での地方の時代と言いながら、国からの予算等につきましては、全然はっきりしていないのも現状でございます。ただ、はっきりしていますのは、平成16年度を基本とした17年、18年度の交付金とか、そういうものについては16年度をキープできたと、予定が立つんですよということでございました。

やはり私どもも一番先に考えますのは、やはり財政的なものが最優先するのではなかろうかなと思っております。そんな中で、やはり町の計画とするならば、やはり職員の方々の意識改革、また住民の方々の意識改革、今までの考えじゃなくて、本当の意味で自助努力といいますか、自分達でしていかなければならないということ肝に銘じておるところでもございますし、計画の中でも謳ってございますけども、やはり当初から申しておりますように、町の自然を生かした清らかな高原、また豊かな森の中で抱かれるやすらぎの町づくりということで、それを基本理念といたしております。

やはり町の将来の施策といたしましては、交流を軸とした町づくり、また未来に伝える美しい町づくり、また、南阿蘇の中心となる町づくり、多世代と申しますか、皆様方が生き生きと暮らせるような町づくりを基本理念といたしておるところでもございます。

気持ちは一つ一つを実行に移すべきということで、やれることからということで、今、一つ一つを実行に移しているわけでございますけども、そこには当然、財政面、いろんな事務的面とか、いろんな問題がございます。今後は、その事務方の自助努力をしながら、依存財源に頼ることなく、何とか自主財源確保のために働いていかなければならないと、そのように思っております。

まだまだ平成17年度は大変不透明な部分があるかと思っております。ただ、基本理念につきましては、住民の方々に訴えてまいりたいと、そのように思っております。

○議長（相馬俊行君） 1番 宇藤 敬君。

○1番（宇藤 敬君） 今、町長からお聞きしましたけど、多岐に渡るわけですから、非常に町長大変だな、一つだけやって、それでいいというわけじゃなくて、いろんな方面から取り組んでおられるというのをお聞きしました。

町民の中にも非常に厳しいことを言う人もいらっしゃいますし、たまには私のところに来て、レポートみたいなのを置いていく人もいらっしゃいます。そういう人達の話をお聞きますと、決して、危機感をお持ちになってということじゃなくて、や

っぱり将来に対する希望をもって、やっぱりお話をされております。現状がきつから、例えば、予算を絞れとか、給料を下げろとか、そういう話かなと思うと、そうじゃなくて、「そういうのはもうわかっつとですよと、だから、もうちょっと夢のあるこれからの高森町の方向性と、こういうのがきちっとわかれば、私達もそれに向かって一生懸命がんばりたいと思うんですよ」と、「だから、何とか私達にそういう夢のある指針を示していただけないでしょうか」というふうなお話をよくされるわけでございます。やっぱり町民は町民なりに、本当に私達以上に勉強されて、いろんなことをされています。その折々に、私達にこういうことを考えておるんですけどというようなことをおっしゃいます。

そこで、例えば、こういう議会の場で、私達がお話をするというのもこれは一つの提案のやり方でございますが、町長が昨年、町政座談会ということで、高森町内全部回られました。私も時間の許す限り、ほぼ全地域回っているいろいろお話を聞きましたが、ああいう形で、直接、やっぱり町長、あるいは執行部の皆さんが町民の意見を聞くと、これを年に1回は毎年やられると、僕はまた違った視点で物事が見えてくるような気がするんでございますが、町長、そういうことをやられようというお気持ちはございますか。

○議長（相馬俊行君） 町長 藤本正一君。

○町長（藤本正一君） 私自身もできる限り、住民の方々と膝をつき合わせて、今後の町政を、地元の意見等も十分聞きながら、ご協力得ながら、またご支援を得ながら、行政の一つ一つを解決していかなければならないと思っておるところでもございます。やはり地域の方々のお話等をお聞きいたしますと、何かしら、私自身も力が出ますし、ここでこれは決断しなければいかんなどというところもございます。本当の意味で、今、1番議員の方からおっしゃいましたように、地域の方々、本当に直談判と申しますか、一つ一つを聞いてまいりたいと、たとえ小さい言葉であれ、大きな言葉であれ、やはり一つ一つを大事に地域の方々と密着した行政をやっている、そのように思っておりますし、今後、できる限り、1年に1回と言わず、半年に1回でも地域を回りながら、いろいろお話を聞いてまいりたいと、そのように思っております。

○議長（相馬俊行君） 1番 宇藤 敬君。

○1番（宇藤 敬君） 町民の意見をいつでも聞きますという姿勢は本当にありがたいと思います。

今度の当初予算も見ますと、国からの地方交付税減額かということ、先ほど町長が

おっしゃったように、減ってはいないと、そういうことで、やっぱり現実、こういうことなんですと、厳しい、厳しいと言うのは易いんですけど、そんなに厳しい中でもやっぱり減ってはいないんですよと、こういうことをきちっと町民の人達に教えていくと、やっぱり明るい話題に、逆に厳しい話なんですけど、減っちゃいないんだということだけでも、やっぱり明るい話題になるんじゃないかなと、そういうふうに思います。

それから、議会も定数を14から10に削減ということで、これは今度の定例会の2日目の日に議決をしたわけでございます。だからと言って、じゃあ議会がここまでやったからと言って、じゃあ、皆さん方にそのことをどうこうと押しつけようというようなことは、僕はしてはならないと思いますし、これから、高森町を本当に良くしていただくためにも、職員の皆さんには本当にいろんな汗を出していただくにゃいかんし、知恵を出していただくにゃいかんと思います。よく財政的に厳しいんだと、だから、例えば、特別職の報酬を下げるとか、あるいは職員給料をもう一遍下げるとか、あるいは補助金も全部カットせえとか、そういう話ばかり出てきますと、やっぱり考えがマイナスになります。それよりは、町長が就任当初、この議場でお話になりましたように、私は高森町の営業マンだと、精一杯外に出て働くと、高森町の税収が上がるようにがんばりたいと、そういうふうにおっしゃいました。

それで、私も町政座談会、いろいろ見て回りましたが、やっぱりそれぞれの地域でニーズが違います。これはどことは言いませんけど、やっぱり道路をつくってくれという地域があります。やっぱり最初にそういうのが出てきますと、この私達の間から見ると、もう道路はと思うんですけど、やっぱり道路と、そういうところもあります。その次には、水道をつくってくださいとか、そういう意見もありました。かと言って、じゃあ、私達の地元に戻ってくると、もうちょっと今度はニーズが違ってきて、矯正施設の誘致があっているが、それはどうなってるのかというような話にもなってくるわけで、やっぱり全町的に見ますと、それぞれの地域でニーズが違ってくるということで、やっぱり執行部の皆さんはこの全体の調和をとった中での予算執行、事業の執行というのは、本当に大変だなというふうに思います。

私もある事例で1つだけ頼むということで、役場の方にいろいろ相談をして、一つ一つできていったら、僕はそれでよしと思っていたら、いや、あれだけじゃ不十分だと、もうちょっとやってくれと、そこから先は、これは行政の手を離れて、も

うちちょっと違った次元での取り組みになるんじゃないですかということもお話をしたわけですが、そういうことがいっぱい、私はその事例1件だったんですけど、職員の皆さん、あるいは町長あたりには一つじゃない、全部のことがそういうふうになってくると、それを考えると、本当に大変だなというふうに思います。

そういうことを考えながら、今度の予算を見ました時に、中心市街地活性化という大きな目玉があります。これを町長は、将来的にどう生かしていこうとされているのか、お聞かせください。

○議長（相馬俊行君） 町長 藤本正一君。

○町長（藤本正一君） 最終的に中心市街地の活性化ということでもございますけども、やはり地元と申しますか、町の中心街の方が最終的な目標にされていた部分かと思っております。長年かかって解決していない部分、今回、あそこの工藤さんの住宅等を町の方に譲っていただきまして、隣に移転をしていただきました。あれでもって、本当の意味での町の中心街の拠点づくりができるんじゃないかなかなと思っております。たまたまこれは拠点づくりと、1年遅れましたけども、本来であれば、単独でもやらにゃいかんかなとも思っておりましたら、おかげさまで、国の方の町づくり交付金というのが新設されました。去年、一昨年ぐらい新設された分かと思っております。そういう補助等も付きましたし、今回は、町の公園化と、風と森の会とか、いろいろございますけども、いろんな方々のご意見をここ数年拝聴してまいったところでもございます。それをまとめて、今回、基本設計といいますか、それを地元の方々にご説明を申し上げてできあがったところでございます。

いろいろ意見等も縷々あると思います。賛否両論もちろんありますけども、水を流した方がいい、いや、こうがいいとかいろんな問題がございますけども、これは、地域の方々が中心になって考えた末、一番いい結果が出たんだろうと思っております。その結果に基づいて進めていくわけですが、その中の1つといたしまして、町中には本当の意味での避難場所等の一つもございません。本当に家が密集している、火災でも起きたら、またいろんな災害でも起きたら、避難場所と言いましても、中学校、高校までと言いますと、かなり遠うございます。また、小学校にいたしましても、なかなか高齢者の方々には大変ご無理がくるんじゃないかなということもございますから、町の方々の避難場所の一つとしても考えていいのではないかなと思っております。また、町の散策、町の文化ということで、大阿蘇絵画展もやっておりますが、熊本県、全国でも結構PRが行き届いておりますし、いろんな方々から参加していただいております。そういう意味も含め

まして、いろんな方々が町の文化、展示することにおいて、町に人を集客するとい
いますか、そういうものも含めた活性化、文化拠点づくりというようなものかと思
っております。

意見は本当にいろんな方々からございます。やはり約40名の委員の方々の意見
を集約した結果が今回、皆さん方にお知らせができたんじゃないかなと思って
おります。もちろん企画の方から説明がまだあったかどうかまだ聞いておりませ
んけども、議会の皆さん方にお話と申しますか、説明があるかと思っております
ので、どうぞご協力のほど、よろしく願いをいたします。

○議長（相馬俊行君） 1番 宇藤 敬君。

○1番（宇藤 敬君） 国の町づくりの交付金があるということ、やっぱりこれも町
長、きちきちっといろんな形で職員に指示を出された中で、こういうものも出てき
て、中心市街地の活性化に対する予算がきちっと付いてきたものと思っております。
今後こういう施設ができて、やっぱり良かったというような施設にしたいとい
う意気込みでございましたので、今までのいろんな施設があって、その中でこれ
は失敗だったと言えるような施設にならないように、是非、私達も知恵を出した
いと思いますし、町長も地域の活性化になるんじゃないかなということございま
すので、地域の活性化というのは、最終的にはそれぞれの町民の懐が潤うとい
うことだろうと思っておりますので、是非、そういうふうな方向にいけるように、お願
いしたいと思います。

議長、ちょっと質問の趣旨変えますが、よろしゅうございますか。

○議長（相馬俊行君） 通告に外れないように。

○1番（宇藤 敬君） はい、承知しました。これも高森町全体のことを考えた時に、
当初予算の質疑でも言うたんでございますが、例えば、南阿蘇鉄道を交通の起点と
して、高森町からレールバス等が出ております。今の高森の中央出張所、今度の町
づくり交付金でできる中心市街地活性化の施設、ここには路線バス等が入るとい
うようなお話を聞いておりますが、例えば、それぞれの地域の顔といいますかね、例
えば、もう交通は高森駅からすべてが動くんだというようなことを町長、お考えに
なったらいかがなものかなと思います。南阿蘇鉄道の社長もやっておりますからと
いうような、この前の答弁でございました。確かに、南阿蘇鉄道のこともお考えに
ならないといかんとでしょうけど、高森から熊本方面はそれでいいんですが、じゃ
あ、逆の方向、高千穂、あるいは蘇陽、あるいは色見・野尻・草部の方に行く時
に、今度は高森駅を起点に、バスの発着の拠点を考えられたらどうだろうかと思

ます。特に特急バスとかも高森駅に来てお客さんを乗せ、お客さんを降ろしています。なぜ私が言うかといいますと、以前はそのバイパスで高森役場前という特急バスの停留所がありました。結構レールバスに乗りたい、あるいはトロッコ列車に乗りたいというお客さんがおられて、何で俺達が荷物抱えてこんなに歩かなんかというような意見を聞いたことがあります。そういうことで、やっぱり交通の利便性、交通の拠点という形で、高森駅を中心とした路線も、高森駅を中心として人の動きをつくると、こういうことも僕は大事だろうと思いますが、バス事業者という相手があることでございますけど、町長、ここらあたりをお願いをされて、高森駅に乗り入れてもらえないだろうか、それから、この前申し上げましたが、山都町、旧蘇陽町の方に特急バスが今、行っておりますが、あれも325号線がきっちり2車線化されて、広い道路になりまして、所要時間にすると、30分近くは蘇陽経由より高森の草部を経由した方が早く行けるという利便性もありますし、町民バスを週に2日、3日草南草北の方にも確か回っていると思いますが、その町民バスを補完する意味でもやっぱり草部と高森町を結ぶ毎日の定期路線、1日3往復が走るといことは非常に町民にとってもメリットのあることだと思いますので、再度、これ、お聞きしますけど、是非、バス事業者にこういう申し入れをしていただきたいと思いますが、いかがなものでですか。

○議長（相馬俊行君） 町長 藤本正一君。

○町長（藤本正一君） バスの件での意見でございますけども、町といたしましても、今まで福祉バス、去年から町民バスを各地域に運行しております。その中で、産交バス、熊北バスとございましたけども、宮崎交通さんに関しましては、早い時期に経営難といいますか、ということでお聞きしておりましたけど、今、産交バスさん、熊北バスさんをお願いをしておる部分もございます。やはりなかなか予算面とお金の面でいろんな補助もしているのも現状でございます。今回、町が今まで産交バスさん、そういう交通関係に関しまして、補助等を町の方から出していただいたのが約3,000万円ほどございました。今回、町民バスを走らせていることで、約1,000万円弱ぐらい減って、あと2,000万円ちょっとだったかと思います。今、特急バスルートのお話がありましたが、なかなか草部山東部にいたしましても、大変高齢者が多うございまして、やはりその地域で今まで大きく貢献されてきました熊北さん、産交バスさんに対しては、本当に申し訳ございませんけども、今、地域的にこの福祉と申しますか、あまりにも高齢者が多すぎて、町民バスを各地域に走らせるということで、週に3回なり、現在行っております。そのことの方

がこれだけ部落が集落的に点在しております。そういう意味から考えますと、やはり一般交通、産交バスさんをお願いするよりも、町民バスの方を走らせた方が私はいいんじゃないかなと思っております。

そしてまた、今回、さっきの中心市街地になりますけども、そこを経由することにおいて、先ほど申しましたけども、大阿蘇絵画展とか、そういうものを一つの街角ギャラリーと申しますか、そういう取り組みもしていき、町全体がそういうものになるようにしたい、また、逆に言いますなら、何とか明るい夢のある町ということを考えておるところでございます。

いずれにいたしましても、地域の方々、また住民の方々のニーズが大変多様化しております。本来ならば、多様化した分にも耳を傾け、実行していくと思っておりますけども、今後は、先ほど申しましたように、住民の方々の意見も拝聴しながら、住んでよかったと、住みよいところ、住んでみたいところと、そのような地域づくりをしていきたいと思っております。

明日に向けて、大切なことかと思っておるところでもございます。どうかよろしくお願いいたします。

○議長（相馬俊行君） 1番 宇藤 敬君。

○1番（宇藤 敬君） 人の流れというのは、やっぱりきちっとできあがると、その町がまた人の動きが出てくるということで、活性化をしてくると思います。是非、人・物、特に、人の流れという中では、やっぱり高森駅に行くと、高森町は全部行かれると、そういうような、何か一つの拠点、そういう形で取り組んでいただけるなと思っております。

今日は、町長に今後の町づくりの構想についてということでお聞きしましたけど、高森町は非常に広い広範囲な地域でございます。そういうことで、それぞれの地域特性があるわけでございます。何とかこの地域の特性を生かして、地域の何でもいいですから、一つ顔になるようなものをつくって、その地域地域を一つの線で結んで、そのルートの中で高森町に人をどんだん呼び込んでいただきたいと思っております。湧水公園にも年間30万人お見えになるそうでございます。今度の計画では、その約1割を何とか高森町の商店街に入れて、歩いていただいて、高森町のまた良さを見ていただきたいというような計画もあっております。そういうことで、中心市街地活性化事業がどんだん大きな町民の夢として膨らむような、そういう施策を町長にお願いしたいと思っております。

職員の皆さんに三位一体改革だから、いろいろ厳しいことを言うような風潮がこ

の世の中に今蔓延しておるわけでございますが、決して、そういうことに惑わされることなく、高森町を思う気持ちは議会の人間であれ、役場の職員であれ、その我々を支えていただいております町民の皆様、皆が高森町を良くしようという思いは一緒だと思います。ですから、あまりきゅうきゅうきゅうと言われるような、窮するようなことに臆することなく、やっぱり皆さん方の知恵を高森町発展のために出していきたいと思っております。

こういうことを言うと、ちょっと大げさなことになりますが、高森町の職員は日本で一番給料が高いぞと、そういう役場にしていきたいと思っております。そのことは、高森町の町民は日本一税金を払っている町なんですと、そういう町になることだと思います。ですから、いろいろ厳しい、厳しいと、削れ、削れというの僕も一つだと思いますが、ゼロまでいったら、それ以上、削りようはないわけですから、それよりはどんどんどんどんいろんなものを稼いで、そしてどんどんどんどん町民の皆さんつくってくださいと、そういう予算執行をできるような町になってもらいたいと思っておりますし、そのために、町長以下、皆さん方のお力を是非發揮させていただきたいと思っております。私達もそのことに対して、一生懸命応援をしたいと思っておりますし、我々もまた厳しいことを言う時もあるかと存じますが、高森町を良くしようという思いは皆一緒だと思います。

是非、今後の高森町発展のために、皆さん方の大いなるご活躍をご期待申し上げまして、私も1番という議席をいただいて、間もなく2年間が過ぎます。任期の半分が終わるわけでございますが、まだまだ努力不足、いろんなことがあります、皆さんと一緒に知恵を出して、汗を出して、今後の高森町発展のためにがんばりたいと思っておりますので、どうぞよろしく願いしておきます。

これで私の質問を終わらせていただきます。

○議長（相馬俊行君） 1番 宇藤 敬君の質問を終わります。

-----○-----

○議長（相馬俊行君） 2番 白石博昭君。

○2番（白石博昭君） おはようございます。

本当に今日は外を見ますと、暖かい春うららかな日となりました。一昨日、中学校の卒業式がございました。本当に寒い中で、暑さ寒さが交互にやってくるということで、私も少し風邪をひいておりますので、お聞き苦しい点があるかと思っておりますけれども、どうぞ最後までよろしく願いをいたしたいと思っております。

通告に従いまして、一般質問をしたいというふうに最初言おうと思っておりますし

たが、この通告書を見ますと、1番、宇藤 敬君と全くダブるような部分がございます。私も通告書を出す時点ではそういうことを知りませんでしたので、ここに来てから、全く同じことだなということで、ダブる部分等もございますけれども、何とぞよろしく願いをいたしたいと思います。

今、1番議員さんも言われましたように、私は財政が厳しいと思っております。議会の定数も14から10名に削減をいたしました。町の方でも機構改革等に取り組んでおられて、その成果も発表があるのかなというふうに思っております。その中で、やっぱり削るところは削らなければならない、これは絶対しなければならないことだというふうに思います。ただそればかりを考えると、町づくりに逆に支障を来すのではないかというふうに思います。これも宇藤君も言ったとおりでございますけれども、そのことについて、今後の町づくり、本当に重複しますわけでございます。先ほどの町長の答弁の中に、私が聞きたいことのお答えもございましたが、お許しをいただきたいというふうに思います。

まず、合併をしなくても、魅力ある町づくりをしなくてはならないということでございます。私達を取り巻く、例えば、南阿蘇村・山都町・阿蘇市が誕生いたしました。4月1日は、隣の大分県の荻町・竹田市が新竹田市で発足いたします。ほとんど周りを取り巻く市町村が合併に向かっているという中で、合併に取り残された町はどうするのかというようなことが言われています。私達が議会の定数を削減した後で、各町村でもいろんな議員定数の削減であるとか、役場の改革であるとか、給与の問題であるとか、いろんなことの改革が進められております。

これはもちろん、先ほどから言いますように、しなければならないことでございますけれども、やはり一つ大事なことは、町は前向きの姿勢をもっていかなければならないということでございます。本当にいろいろ削減、削減、合併もできないけど、暗くなりがちでございますけれども、やっぱり気持ちでは負けてはならないということが一番大事なのではなかろうかというふうに思います。

その中で、私は、高森町はまだまだよそには負けないいいところがたくさんあると思っております。私がまだ知らないところもたくさんあります。議会広報の「絆」という表紙の中で、今、いろんな高森町の銘木というようなことで載せております。昨年、前回は、高森阿蘇神社のナンゴウヒ、その前は、味鳥のトチノキということで、いろんな木を載せておりますが、これも一つの町の財産ではなかろうかというふうに思います。観光というと、目新しいものばかりにとりつかれそうになりますけれども、やっぱりそういう地道なもの、高森の良さ、自然の中の良さを

知っていくことも大事なことでなかろうかというふうに思います。

見渡せば、高森町には本当に多くの財産があるとつくづく思います。それを一番思いましたのは、以前に、大分県の大山町に行った時でございました。あの町も松原ダムの下の本当に谷底に沈むような町でありましたけれども、ご存じのように、「梅・栗植えてハワイへ行こう」というキャッチフレーズの下に、全村民、最初は村民だったんですけど、町民が力を合わせて今の一村一品運動の発祥の地であるというような大山町を築きました。

我々もそういうことができると思います。それ以上にこれだけの自然を活かせることを考えていかなければならないというふうに思います。こういう分野ではそういう財産があるところは、そういう良さに気づかないというような面が今までもたくさん言われております。そういうのを一つ一つ発掘しながら、まず、自分達がそういう良さを認識していこうじゃないかと、高森にはこんないいところがあるんだと、高森はこういういいところなんですよということをやっぱり言わなければならないと、そういうことから、町づくりを進めていかなければならないのではなかろうかというふうに思います。

それで、こういうことに対しまして、私も今までは案内看板でありますとか、そういうことも含めて、高森の良さをよそから来てもらう人にわかってもらえるような努力をしましょうというようなことを言ってきた経緯がございますが、このことに対して、町長がお考えのことをまず最初にお聞きをいたしたいというふうに思います。

○議長（相馬俊行君） 町長 藤本正一君。

○町長（藤本正一君） 2番議員さんの合併しなくても、魅力ある町づくりということでございます。もう少し高森町の再発見と申しますか、良いところを発掘して、高森町の個性ある町づくりをしたらどうだろうかということかと思えます。

町づくりと申しますと、大変行政を取り巻く諸情勢等に関わらず、やはり住民の福祉の増進を図ることとされていることもご存じのとおりかと思っております。町中の良いところを再発見ということでございますけれども、平成15年12月に作成されました総合計画によりますと、それぞれの事務事業が本町が持った個性に合った計画がされているものかと思っております。本年度も後期の高森町の過疎地域自立促進計画もできておるところでもございます。

昨年の12月に議会の方の可決もいただいておりますし、これに沿って私も一つ一つを実行していくわけでございますけれども、ただただ日一日の変化もあり、その

時点での考え方、その時その時一つのブームがあるんじゃないかならうかなと思っております。今、2番議員さんがおっしゃいましたように、一村一品ということで「梅・栗を植えてハワイへ行こう」と、「こんにゃくをつくってどこへ行こう」とか、いろんなことがございましたけども、なかなかブームに乗り切っていないのもまた私達の町でもございますし、一時的なブームじゃなく、何とか全体的な将来に渡って子や孫達にそういう負債等を残さなくていいような本当の意味での町の考え方、また町の再発見ではなかろうかなと思っておるところでございますし、観光ももちろん町の資産等でございますし、農林・畜産、町の基本的な産業でもございます。

その中で思いますには、やはり町全体のことを見渡しますと、ちょっと高森町は他町村に比べまして、大変特殊な地域ではなかろうかなと思っております。色見、高森におきましては、約、土地は3割、人間は人口の7割住んでございますし、山東部には土地が7割あって、人口の3割しかおらないと、何かそのようなちょっと特殊なところでもございますし、山の上という、また大変言葉に語弊がございますけども、現実を見極めますと、なかなか個性的な町づくりというのが今苦勞をいたしているところでございます。何とか、個性を活かせるように、町の将来に向かっていくわけでございますけども、皆さん方の意見を聞きながら、それを引き出していくということにおいては、さらに私どもの町再発見ということで生まれた部分、またその資源を間違いなく活用できる方法、魅力ある町づくりに役立てていきたいのは、今、2番議員さんがおっしゃったとおりでございますし、私も今後、地域の方々と地域に合った特性、また地域に埋もれた資源の開発、そういうことに関しまして十分相談して、一つ一つを進めてまいりたいと、そのように思っております。

○議長（相馬俊行君） 2番 白石博昭君。

○2番（白石博昭君） 2番 白石でございます。自席から失礼をさせていただきます。

ご答弁をありがとうございました。町づくりの中で、私が申しました新しい町の良さの発掘ということも本当に重要なことだというふうに思っております。それと同じぐらいに大事と思っておりますのが、やっぱり町政の中で、住民の方に参加していただく町政、これを進めることが一番大事なのではなかろうかというふうに思っております。

今、高森町内、私も各地域いろいろ回らせてもらっております。去年は、草部地域でジャズコンサートがございまして、草部吉見神社で本当に厳肅な中に、伝統と

新しいジャズとがふれあったすばらしい行事が行われておりました。これは、行政側は何らタッチをしておりません。地元の人達の手づくりの行事でございます。他にも各地区で夏祭りとか、お帰りフェスタとか、いろんな催し物が行われてきております。これは、誰に言われたものでもない。地域から起こってきた各種行事だというふうに思っております。

本当に町が発展していく中には、こういうふうな自然に下からわき上がってくるようなことを大事にしていかなければならない。行政側はそれに対するお金の支援じゃなくて、いろんな方面で支援できることがあるんじゃないかと、町づくりは住民自らが行き、それを行政やら議会やらが支援していくようなことだと思っております。そして、どうしてもできない道路でありますとか、いろんなハード面とか、そういう面に関しては、これは町がやっていきたいと思いますというのが基本ではなかろうかというふうに思っております。

そういう意味で、町づくりはいろいろやり方はあると思いますが、次の人材の育成という面でお尋ねをさせていただきたいというふうに思います。

今申しました各地の祭もそうでございますけれども、やはりそこに住んでいる人達が自分達で立ち上がったということ、やはりそれはそこに人がおったからだというふうに思います。そういうことを考える人がおったからだというふうに思います。これから先、こういう人材の育成には町としては本当に真剣に取り組んでいかなければならないのではないかとというふうに思っております。

そこで、一昨日、東中学校の卒業式、本当に寒い中、参加をさせていただきました。すばらしい卒業証書授与式だったというふうに思いますが、その中で、やっぱり校長先生の式辞の中にもございましたが、地域とつながった学校教育、高森町の子供なんだというような教育方針を示されました。彼らが将来、何ができるかわかりませんが、高森町に帰ってこられるというふうなことも、そういう受入体制を我々は考えておかなければならないというふうに思っております。

東中学校では、豊かな体験活動推進事業と申しまして、エコ菌活動ですが、いろんな催しがされております。そういう取り組みをすることによって、やっぱり地元に対する愛着が湧いてくるということで、いろんな生徒達に話を聞きますと、将来、僕もやっぱりこちらに戻ってきたいという話をしてくれます。やっぱりいいもんねって、高森において良かったと、住みたいよっていう話があるわけです。ただ、残念なことに、やっぱりその受入体制、今、農業も大変厳しゅうございますし、いろんな面で雇用というものがやっぱりないような状況です。その受け皿がな

いというような現状ではなかろうかというふうに思います。これもなかなか一概に簡単にいく問題ではございませんけれども、やっぱり町づくりは百年の大計と申しますように、一つずつ小さな積み重ねが必要なのではないだろうかというふうに思います。

また、高森町にはいろんな団体がございますけれども、ボランティアでございしますが、やはりいろんな特技を持った方達がいらっしゃいます。こういう人達が町づくりに参画していただくようなことを考えなくては私はいけないんじゃないだろうかというふうに思います。このことに関しましては、どういうやり方があるのかというのも私も今考えてはおりますけれども、いろんな意味で、そういう人材を活かせるような施策、そういうものも大きな視野で考えていくべきではなかろうかというふうに思います。ちょっと大きな問題というか、漠然とした質問になりますけれども、このことにつきまして、町長さん、人づくりという面でどういうふうにお考えになられているのかということをお聞かせ願いたいと思っております。

○議長（相馬俊行君） 町長 藤本正一君。

○町長（藤本正一君） 町づくりは人づくり、私も全く同感でございます。今、2番議員さんは貴重な意見、人材育成と、いろんなことでご意見をいただきました。本当にありがとうございます。やはり明日を担います子供達が社会の一員として、使命を自覚し、心身共にたくましく、健やかに成長するという事は、町民全ての願いでありまして、町づくりの基本は人材の確保だろうと思っております。まず、人材確保をどれだけ優先していくかということもその基本ではなかろうかなと思っております。学校教育はもとよりのこと、家庭や地域の教育力が必要でもありますし、子供達が世代交代と申しますか、その流れの中を通じて、多彩な地域活動にも取り組んでおります。また、学校と地域社会が協力して、それぞれの人間相互の連帯感を強めていかなければならないと、そのようにも思っております。

町といたしましても、先祖来々の古来の人物の方々、また、交流の舞台となります歴史的、また文化的遺産をたくさん残しておる町でもございます。これに対する関心、その理解を深めまして、子供達がふるさとを思う心や豊かな人間性を涵養をする施策を考えていくべきかと思っております。

何とか地域ぐるみで子供達を育む環境づくりを日常化して、目標に、また長期的展望に基づいて、事業を推進していくべきだろうと思っております。

人がいて、町がありまして、町があって、その中に暮らしがあるのではなかろう

かなと思っております。今、おっしゃいましたように、町は人づくりと、それが第1点かと思っております。

○議長（相馬俊行君） 2番 白石博昭君。

○2番（白石博昭君） ありがとうございます。

昭和30年代に集団就職列車で東京の上野駅とか、いろんなところに地方からたくさんの方が行って、日本の復興をされてまいりました。あのころは、金の卵と言われた時期がございました。本当にそのおかげで、今の現在の日本の繁栄もあるんだろうというふうに思います。

同じ意味で、今、高森町にとって、やっぱりその人材が国の宝、町の宝ではなかろうかというふうに思います。町長、今言われましたように、ここからが基本で、これからがまたいろんなことが広がっていくのではなかろうかというふうに考えております。本当に厳しい中で、大変難しゅうはございますけれども、今後、そういうことをよろしく願いをしたいと思えます。

もう1つ、ちょっと外れるわけですが、高森町づくりというようなことで、先ほども申しましたように、合併のこともちょっとあろうかというふうに思います。最初に申しましたように、全部発表した中で、高森町は単独であるというふうなことでございますけれども、やっぱり町づくりの中で将来的には、やっぱり合併も視野に入れていかなければならないというふうに思っております。必要なことではなかろうかというふうに思いますが、合併をするのならば、合併特例法の期限が今年の3月で切れます。4月からまた新たな国・県の方策が示されたり、また、指導があったりとかもあるというふうに思っておりますけれども、私は、将来的には、阿蘇郡一円が一つになるという大きな気持ちを持ってやらなければならないというふうに思っております。また、それを実現するために、努力をしていかなければならないと思えますが、そこに行き着くまでの間の高森町の今後の気持ちと申しますか、今後やらなければならないこと、町長が考えておられることをもう1回お尋ねをいたしたいと思えます。

○議長（相馬俊行君） 町長 藤本正一君。

○町長（藤本正一君） 合併につきましては、今まで順次、各行政、また議会の方の方々にも十分申し上げ、説明をしてきたところでもございます。私達の町の方も合併をしたくてもできなかったというのが現状でございます。希望といたしましては、今、南阿蘇村が3月に開村いたしましたけれども、その中に取り込んでいただくのが一番ベストで、また町のためにもいいかなというのが、前町長さんからそういう

希望がございましたし、私自身もそう思っておるところでもございます。

いろんなところをお願いをしたり、議員さんの中にも各地域に町村長をお願いに行ったとお聞きいたしましたけども、それがうまく受け入れていただけなかったということが現状でございます。

今、3,300強の市町村がございますし、約2,700ぐらいの合併が終わっているやにもお聞きいたしております。国の方針といたしましては、最終的には1,000ぐらいにするんですよというような意見も拝聴したこともございます。今の現状と申しますと、下の開村をいたしましたところにそういう折衝とか、打ち合わせと申しますか、お願いをしたり、いろんな意見を聞きながら、また、議会の方ともよく相談をしながら進めてまいりたいと、最終的には、いつも申しますように、住民の方々の住民投票を行いたいと、その中であるのがいいのか、しないのがいいのか、もう少し近隣町村の動向を見極める必要があるかと思っております。その見極めた時点で、住民投票をしようというのが各地域の座談会等でも申し上げるところでございます。また、そのように最終的には住民の方々の意見を拝聴し、またそれを最良の方法として決めてまいりたいと、そのように思っております。

○議長（相馬俊行君） 2番 白石博昭君。

○2番（白石博昭君） ありがとうございます。

通告と少し外れたような気もいたしますけれども、これも町づくりの一環だということで、お許しを願いたいというふうに思います。

今まで申してきましたように、本当に厳しい中でございます。けれども、やっぱり気持ちだけは前向きの姿勢を失ってはならないと、これが町づくりの基本ではなからうかというふうに思います。町民の皆さんにもやっぱりこういう時期だからこそ皆で力を合わせてがんばろうじゃないかと、町づくりというのは、行政がするだけではない。もちろん、議会がするだけではないと、やっぱり町民の皆さんの参画があつてこそ、初めて町づくりができるというふうに思っております。そういう意味で、いろんな施策をしながら、町民の皆さんにも理解をしていただき、また、参画をしていただき、町づくりに力を貸していただくということで、今後の町づくりを進めていかなければならないかというふうに、私自身思っております。微々たる力ではありますけれども、そういうことでがんばらせていただきたいというふうに思います。

本当につたいない質問で大変申し訳ございませんでした。私の気持ちをお汲みいただきまして、お許しを願いたいというふうに思います。町がますます発展をいた

しますことをご祈念申し上げまして、質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（相馬俊行君） 2番 白石博昭君の質問を終わります。

お諮りいたします。

しばらく休憩したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相馬俊行君） 10分間休憩いたします。

-----○-----

休憩 午前11時04分

再開 午前11時16分

-----○-----

○議長（相馬俊行君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

5番 甲斐直三君。

○5番（甲斐直三君） 5番 甲斐直三でございます。おはようございますというのは、ちょっともう昼前でございますので、省かせていただきます。

先ほどから1番議員、また2番議員の方からも質問の中に草部の整備のことを触れていただきました。この宮崎県から熊本県に入ります快速バスも今は馬見原経由でございますけれども、今、私達の325号線の方になりますと、随分車のルートが変わりまして、観光バスから、また輸送する長距離トラック等も大分多くなりました。その中におきまして、キャンプ場の周辺の整備ということで、このたび、調査費としていただいたわけでございます。道の駅構想等も出ておりますけれども、今日の通告書の中には私は学校統合についてというただそれだけのみの通告でございます。あとのやつは後ほど機会がございました時、また質問をさせていただきます。

一定の地域の質問しかできません現状におきまして、お許しをいただきたいと、このように思っております。

昨年の台風16号の被害も相当な被害を受けまして、また、この冬になりますと、例年のない降雪、また凍結、真冬が続きました。大変この道等を利用する車社会でございますので運転者泣かせの日々であったと思っております。

昨日でございます。このことにつきまして、安全協会の役員さん達を集めていただきまして、高森警察署、野尻駐在所の方、それから阿蘇消防組合の野尻分駐所の方、それと周辺の管内の除雪の委託を受けておられます業者の方々達をお呼びいた

しまして、現状を聞いたわけでございます。と言いますのも、私ところの地域も今度は20日に閉校ということで、閉校式典が行われます。東小・中学校の方に統合ということになっております。その件につきまして、これは、教育長さんの方に1点だけでございますけれども、お尋ねをしたいと思っております。

まず、東小・中学校に統合するための環境整備、あるいは教育環境、条件整備等を前々回に質問をさせていただきました。このことにつきまして、保護者、今は実行委員会という名が付いております。それと、学校側と閉校に向けて、閉校式典に向けまして、着々と進んでおるようでございます。また、児童生徒達も統合による融合を図っていつているようでございます。大変この間も教育委員会の事務局長さん達とも非常に夜遅くとか、頻繁に地元の保護者、あるいは駐在員さん等々に説明をされて、今日に至っているようでございます。この場でお伝えをしたいと思っております。

渡辺教育長さんに就任されまして、私も初めての質問になりますけれども、教育長さんは就任挨拶の時には、かなり山東部の統合のことを強く説明をされたように聞いております。

そこで、スクールバスの運行に伴います危険地域の箇所を一つお伺いをしたいと思っております。どうぞよろしく願いいたします。

○議長（相馬俊行君） 教育長 渡辺哲郎君。

○教育長（渡辺哲郎君） 5番議員さんのご質問で、スクールバス路線の危険箇所等について教えてくださいということでございますので、お答えをさせていただきます。

これにつきましては、地域の皆さん方のご理解をいただきまして、本年4月に統合いたします草部管内のスクールバス路線につきましては、現在、町民バスが走っております路線を基本として考えて計画をいたしております。

この路線につきましては、昨年12月18日に校区の保護者の代表者の方々に試乗をお願いいたしまして、通学所要時間、また危険箇所等の調査を併せて行ったところでございます。

現在、スクールバス路線につきましては、至急改良、道路改良等、建設課の方で対応していただいておりますが、一番心配されますのが、やはり冬季の積雪だろうと思います。この対策につきましても、建設課の方と十分協議をいたしまして、児童生徒の安全な送迎に努めてまいりたいと思っておりますので、よろしく願いを申し上げます。

以上でございます。

○議長（相馬俊行君） 5番 甲斐直三君。

○5番（甲斐直三君） 自席よりお許しをいただきます。

教育長さんから今、細かな説明をいただきましたけれども、その危険箇所ということが地域の保護者、あるいは駐在員さん等には説明はあったかと思えますけれども、やはり校区民の、住民の方々がまだまだスクールバスと言いますと、やはり中に狭いところもあり、Uターンするところもあり、また、岩下総務課長の建設課長時代に、菅山地区等におきまして、相当な落石がございまして、今町長でもおられます藤本町長さんが会社の社長時代には町内の業者、建設業者ともどもボランティアということで、岩等も除去いたしました。私達もちょうどその時、私が火薬関係の仕事をしていましたので、クローラを持っていったり、そして、発破作業をやって、除去した覚えがございます。これもボランティアでやったと記憶しております。

あの辺を見ますと、クレークが入っていると、そういう点を見ますれば、やはり運行面にいたしましても、住民は心配をしている、これはもう確かでございます。その点をやはり住民の危惧を取り除くためには、やっていかなければいけない仕事ではなかろうかと思っております。

他に地元でやります仕事は限られたボランティア作業でございます。やはり行政の方をお願いする他はございませんので、どうでもお願いをしたいと要望をかねて、今日は質問をしておるわけでございます。

東小中学校までの広域農道でございますが、大字永野原から蔵地の区間がやはり積雪と凍結して、これは非常に運転者泣かせでございまして、こちらの方からまいりますと、どうでもあそこにアイスバーンのような形になっておりますので、何とかできないものかということで、私の方にも要請をいただきまして、昨年から今年にかけて、積雪の時にやっぱり行って見たわけでございますけれども、地域にはその用心として、四輪駆動車を別の車で持っておられます。やはり四輪駆動車にまたチェーンをかけたらしなければ通れない区間でございます。私も先ほど申し上げましたように、野尻駐在所の戸上さんとおっしゃいますけど、この方に聞きまして、積雪の時はどうでしょうかと、やはり事故は野尻地区がものすごく雪が降った場合は多いございますと、草部はそういう点はやはり今、スタッドレスというタイヤを付けております。高森町の方に行く出勤者、あるいは用事のために行かれますので、どうしてもその期間中は、スタッドレスタイヤを付けておる。でもあそこはス

タッドレスぐらいではとても上れない、ましてや、スクールバスということになりますと、やはり運転者の後ろに、お尻の下に付きますのが前輪でございます。私もバスに乗っておりました経験も持っておりますが、あの空気バネで滑っている状態がわからないわけです。これはもう確かにあの区間は重大事故がどこでも発生するのが心配だという方達が大半でございます。どうか、あの周辺の開発整備等をやっていただくと、これは教育長さんもそういうお考えだと思いますけれども、やはりそれに関係をされている方達にもお願いをしたいと思っております。

それから、バスでございます。今は直営でございますけれども、この度から民間委託ということだそうでございます。これも4月に入りますと、いよいよ入学式ということで行いますけれども、民間のバスになりますと、やはり今度のこういう雪の多い時には町民バスだって来ません。町民バスもやはり防災無線等でお知らせがあつておようでございますけれども、やはり町の行事に来られます方々が大変多うございます。週に2回往復しておりますけれども、その間にやはりバスが通わないということになりますと、病院に行かれる方達が大変に心配されます。私どもにもそういう話が来ております。こればかりじゃありません。他のお話しもございますけれども、今日はそういうことで質問をさせていただいたわけでございます。

どうか、あそこの区間だけでも今から時間もございますので、そのところの対処だけでもお示しいただきますならばと思っております。教育長さん、お願いいたします。

○議長（相馬俊行君） 教育長 渡辺哲郎君。

○教育長（渡辺哲郎君） 十分建設課の方と協議をいたしまして、積雪、またそういった落石等の危険箇所等につきましても、これは落石の危険箇所につきましても、これは調査を行っておりますし、その積雪の危険箇所あたりにつきましても、十分調査をいたしまして、対策と検討をさせていただきたいと思っております。

○議長（相馬俊行君） 建設課長 色見隆夫君、補足をお願いします。

○建設課長（色見隆夫君） 箇所等につきましても、昨年9月の議会の中でもお話がありました菅山橋の耐久度については大丈夫なのかということで、菅山橋の耐久度調査も行っております。

それから、12月18日の状況におきまして、何カ所か狭い箇所があるということで、これもやっぱり菅山橋の付近で視距改良を行っております。

それから、柿迫のところのUターン箇所ということでやっております。

それから、下切の路面凍結につきましても、今後、教育委員会とも十分協議しな

がら、どういう対処方法でやっていくかは進めてまいりたいと思っております。

○議長（相馬俊行君） 5番 甲斐直三君。

○5番（甲斐直三君） ありがとうございます。確かにそれは保護者、あるいは駐在員さん等には伝えてあるかと思えますけれども、住民にはまだそういう形が来ておりませんので、その旨をまた伝えておきたいと思っております。

先ほど申しました業者の方からお聞きしましたところによりますと、阿蘇地域振興局より委託されております雪の除雪ですが、今度、山都町が誕生いたしまして、宮崎県から入ります325号線、これが奥阿蘇大橋の真ん中までだそうでございます。それから、高森峠のあの三叉路までが上益城の振興局の管轄だそうでございます。今度の除雪作業等もあそこで遅れが生じました。どうか、そういう観点からも地域振興局に町当局の方からお願いをしていただきたいと思いますと思っております。

それから、また、広域消防組合の野尻とまた草部の要所ということでご説明を受けました点におきまして、積雪の量を見ますと、やはり1分1秒を争う救急患者さんの搬送に対して、あのような状態であれば、なかなか車自体がスムーズな運行ができないということをお聞きしたわけでございます。その点につきましても、やはり高森町の野尻と草部という地域は特殊な場所でございます。今から4月、5月、6月になりますと、ガスがかかりまして、先方がそう遠く臨めない、近くの方でしか見えない、その中を走っていけば、何度か危険な目はあったという事例も話されました。これは、やはり山都町となりますと、これも広域消防組合も山都町の方に移るわけございまして、その連絡方法等も住民の方にはわかっておりません。それをいかに伝えていくかをやはりこの席でちゃんと教育長さんの方からお願いをしまして、やはり地区はある程度はわかっておりますけれども、やはりあそこを通過しております他県者の車等が途中で自損行為をやったり、その車が放置されておりますのを見て通りますと、ああこれぐらいでけがはどのくらいだったろうかということがしきりでございます。大抵事故をやっておられます車は他県車が大半でございます。地元は対応して走っておりますので、そここのところの連絡法が今までと変わってまいります。警察署も変わってまいります。なかなかあそこは管轄が旧蘇陽町管内の山都町ということになりましたので、草部・野尻の住民の方は少しその連絡等にとまどっておるということでございます。

やはり、積雪、あるいは凍結ばかりではございません。やはり台風とか、風雨の時はなかなか変形した道路でございますので、町道でもしかりでございます。先ほど申し上げましたように、落石等もあり、倒木等もございます。一番問題になって

おりますのは、竹類でございます。今から4月のちょっとぐらい、入学式の前は、毎年小雪がちらついたりしますけれども、その反面、ぼた雪といいますか、私達はぼた雪といいますけど、これが降った場合が、竹等がやはりどうしてもこれはもう自然のあれですから、仕方がございませんけれども、対応をする形になりますけど、やはり東小中学校に行きますれば、スクールバスはそういう形で準備してありますけれども、たまたま昨日の日曜日の日に雪が降りまして、東中学校は入学式のリハーサルがあっておりました。その時、保護者が乗せていく時、やっぱりあそこでひっかかっておりますので、そういう観点を見ますれば、どうしても今の教育長さん、あるいは建設課長さんをご答弁になられましただけではやはり納得はなかなかいけるものではないと思ひまして、どうしても検討ではなくて、やはりやるべきことは区間長もこれは私も言うのが混合いたしましたけれども、除雪のための舗装とか、それは私が言うだけであって、大変今の財政では厳しいとは思ひますけれども、何かの形であの周辺を伐採をして、除去したり、脱着場をつくっていただきたい、そういうような要望を兼ねて質問をいたします。

ちょうど、総務課長の岩下課長も野尻の方には出張所の所長ということで通われまして、その寒中は除雪剤を持って行って、自分で朝早くから雪を解かしたり何かされたということをやはり住民の方はわかっております。それでもやはり今度はそうしたあとがまた凍りますので、それ以上に何か設備を設置をしていただきたいということで、私は思っております。

○議長（相馬俊行君） 教育委員会事務局長 廣木富八君。

○教育委員会事務局長（廣木富八君） ただいま大切畑から蔵地までの急坂の積雪、道路凍結についてのご質問の中で、ただいま、定例会中ですが、先日の11日の金曜日午後6時から草部南部小学校、草部中学校の校区の駐在員さん5名の方にお集まりいただきまして、学校統合関係につきましての報告会をいたしました。その折、駐在員さん方からスクールバス路線だけでなく、要は、町の道路行政につきましても、厳しいご意見を賜ったところでございます。スクールバス路線につきましては、時期的に正直申し上げまして、やがて積雪の期間は通り過ぎます。ただ、時期になれば、また降るということで、今後の対応につきましては、その時に対応するんじゃなくて、今から考えてくれと、今から考えて、次回の積雪等に対する施策については、ご返事をくださいということでございますので、今後、建設課と検討して、その方策を考えたいと思ひます。

以上です。

○議長（相馬俊行君） 5番 甲斐直三君。なるべく質問がずれないようにしてください。

○5番（甲斐直三君） 大変失礼いたしました。なかなか脱線をする、地域を言いますと、どうしても言うのがまた脱線しますので、失礼しました。

このような住民の願いでございますので、最後に、町長さんに一言お願いをしまして、また、ご答弁をいただきまして、私の質問を終わらせていただきたいと思います。

○議長（相馬俊行君） 町長 藤本正一君。

○町長（藤本正一君） 今、5番議員さんの方から縷々地区からの要望、また危険箇所等についての指摘を受けたところでもございます。

私はちょっと思いましたのは、やはり高森峠の信号の箇所から奥阿蘇大橋までの間は警察署とするならば、山都警察署となるんじゃないかなと思っております。

私どもも今、広域、今度阿蘇も合併いたしまして、7市町村になるわけでございますけれども、その間にしましての担当、いろんな部分がございます。山都町もまだ阿蘇の方にデザインセンターの方には、旧蘇陽町になりますけれども、残っていただいております。ただ、警察管内と申しますと、ちょっと私どもが希望してもなかなか要領を得ない部分があるかと思えます。そのことにつきましては、高森署もあることございますから、十分お聞きして、またそれも配慮してまいらなければいけないと、そのように思っておりますし、広域にいたしましても、災害事故発生等があった場合はどうするかということでございますけれども、この分に関しましても、阿蘇広域と、向こうは今度は上益城広域組合、消防署は上益城になります。旧蘇陽町の方々は、上益城消防署の方に異動されました。高森町の部分がございますけれども、広域としての踏み込み方が今後、大きな課題になることを思っておりますし、5番議員さんが心配なされたことが一番私の方も気になる部分でございます。十分広域事業におきましても、お話をし、検討していきたく、そのように思っております。

また、学校統合問題に、スクールバスの安全についてでございますけれども、当然のことながら、ただ、学校統合問題だけじゃなく、地域の住民の方々の安全、学校が統合するから、あそこは雪をのけなくちゃいかんじゃなくて、本当の意味での安全確保というのは、地域の方々と一緒に考えてやってまいりたいと、そのように思うしておりますし、事務局長が申しましたように、雪が降ったからじゃなく、その時その時じゃなく、前もってこの分に関しましては、十分検討してまいりたい

と思っております。もうしばらく時間をいただければ、ありがたいと思います。よろしく願いいたします。

○議長（相馬俊行君） 5番 甲斐直三君の質問を終わります。

お諮りいたします。

しばらく休憩したいと思います。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相馬俊行君） それでは、1時まで休憩します。

-----○-----

休憩 午前11時50分

再開 午後 1時00分

-----○-----

○議長（相馬俊行君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

6番 野中謙三君。

○6番（野中謙三君） 6番 野中です。

昼ご飯を食べた後でちょっと眠いかもしれませんが、よろしく願いいたします。

私は、今回、入札制度の方法等の見直しについてということで、大まかに質問をさせていただきます。

入札制度については、過去15年の9月の定例会、さらに12月の定例会において、入札制度の見直し等について、検討されてほしいということで、一般質問をさせていただいておりますけれども、その後の内部の方で検討された部分に関して、何か変化があれば、それをお答え願いたいと思います。

全体的には、過去から現在の入札制度の検証という部分、さらには、新たな入札制度改革への挑戦というか、改革に向けての意気込み、さらには、今後の課題として、最後の方に町長の意欲と決断の方、さらには、行革を取り巻く部分としての質問をさせていただきたいと思います。

まず、一番最初に、入札制度の改革について検討するという平成15年の9月、12月の定例会での答えをいただいておりますので、まず、そのあたりからお答え願いたいと思います。

○議長（相馬俊行君） 助役 阿南哲也君。

○助役（阿南哲也君） お答えを申し上げます。

平成15年の12月定例会の一般質問につきまして、ご質問ちょうだいしたとこ

ろでございます。このご質問を私ども真摯に受け止めまして、指名候補推薦審査会委員及び工事入札審査会委員のメンバーによりまして、入札方法について検討会を数回開催をいたしたところでございます。

この結果、指名建設業者を選定する場合には、当該工事の請負対象金額に応じまして、指名建設業者の等級に対応する有資格業者から指名することになる高森町工事請負業者選定要領を平成16年6月14日、要領第1号として作成をいたしたところでございます。

したがいまして、平成16年度からこの要領に基づきまして、入札を行っているところでございます。

以上でございます。

○議長（相馬俊行君） 6番 野中謙三君。

○6番（野中謙三君） はい、6番 野中です。自席から失礼いたします。

早速の対応をしていただいたということで、深く感謝を申し上げます。

それでは、通告制に基づいた形で進ませていただきます。

まず最初に、随意契約の範囲ということであつておりましたけども、高森町の随意契約130万円未満については随意契約でやっていくということであつております。その中であつて、1つだけ私が疑問に思っているのが、130万円を超す場合における随意契約のやり方ですね、そういったのが手法的にもとられる場合があるかと思っておりますので、そういったことに関しての例えばでよろしいですけども、16年度中において、随契で行われた分に関して、わかる範囲でお答え願いたいのが1つ。

それと、16年度中のいろんな町の公共工事に関しまして、あるいは、入札等ほかいろんなものがあつたかと思っておりますけども、一番問題になるのが落札率の問題、予定価格に対する落札率がどの程度で推移しておるのか、それを工事別とまではいきませんが、大体大まかなところでお聞きしたい。

さらには、入札に関して、いろんな文言が出てまいりますけども、1つは、そもそもの設計価格、さらには、最低価格、そして予定価格、それと落札率、経費率と指名入札、随意契約と最後に談合、大体こういった言葉で入札関係においては、大体語られる部分ではなかろうかと思っております。

その中であつて、先ほども言いましたように、随契の130万円を超す部分に関する随契の中身、それと、落札率ですね、落札率、それと通常の土木工事、あるいは管工事等もございまして、高森町役場がかけておる経費率、この辺がわかれ

ば、お答え願いたいと思います。

○議長（相馬俊行君） 総務課長 岩下健治君。

○総務課長（岩下健治君） お答えを申し上げます。

私、着任いたしまして日が浅いものですから、130万円以上の各課から出てきた随契については見受けておりません。

それから、次の落札率の推移ということでございますが、15年度中の、これは指名競争入札等々いたしました中で82件中落札率は15年度は97.89%でございます。16年度中現在まで93件中落札率は97.81%となっております。

以上でございます。

工事の経費につきましては、それぞれその設計内容によって違いますので、一概には私の方では把握をいたしておりません。

○議長（相馬俊行君） 6番 野中謙三君。

○6番（野中謙三君） はい、ありがとうございます。

落札率が97.89%、熊本県は大体が高いんですね。全国的に見ても、私が持っている資料からすれば、これは2001年か2年だったと思います。国の方が公共工事入札制度改革への取り組みということで、制度改正いたしまして、それを県とか町村に配っておりますけども、それ以前の落札率ですけども、熊本県の場合が大体平均しますと、高いと、全国で6番目ぐらい、熊本県の場合は。その95%以上の落札率をしているのが、91.87%の割合で95%以上の落札率で推移しておると。ちなみに、いろんなやり方等もございますけども、平均した時に真ん中ぐらいをとってみると、例えば、隣の県の大分県、79.59%が95%以上をやっていると。一番少ない県は宮城県で10.74%、1割が95%以上の落札率で推移しておると、つまり、自治体によって、非常に差があるわけですね。この差というのは、何だろうかという、結局は、それだけ価格を抑えた形での入札のやり方、つまり、今、高森がずっとやっております指名入札、あるいは一般競争入札も一部分あろうかとは思いますが、その指名入札によって、こういう落札率の高い形で落とされていくというような感じがいたします。

問題は、町長が進めておられます全体的な取り組みとしての行革、行革の中で、何を節約する、何を伸ばす、そういった行革がありますけども、人件費を削減する、あるいは補助金等も削減する、そういった形も確かに大事ではございますけども、こういった工事、工事についての落札率を下げるような方法、手腕をとることが一つは重要な経費削減の一つではなかろうかと思っております。

ちなみに、平成17年度の当初予算案を見てみますと、全体的な大まかなところで、主だった工事だけで約6億円ぐらいございます。この6億円の工事の中で、10%下げるだけで6,000万円、極端な話、20%下げると1億2,000万円浮いてくるわけですね。この浮いたお金というのは、税金の部分からその分潤うということで、ほかの用途に回されるということで、この入札制度の改革こそがやはり今後の一番大きな柱ではなかろうかというふうに考えております。

したがって、今後、随意契約等の範囲というのを聞きましたけども、この入札制度自体、指名競争入札から新たな入札制度へ変えるやり方ですね、先ほども言いましたように、国の方が出してきたおったのが、一番最初には平成13年の2月16日に執行するような形で公共工事入札及び契約の適正化の促進に関する法律というのがうたわれております。

したがって、その後において、各種自治体、県市町村を含めて、それぞれの市町村の入札制度のあり方を変えてきています。どういった方向に変えるかというのが、次の課題でありますけども、一番多いやり方が指名制度というのをなくした部分、つまり、一般競争入札、さらには、その一般競争入札における短所といいますか、事務的な経費で非常に手間が掛かるという部分を除いて、制限付きの指名競争入札制度、こういったやり方に変えております。さらには、予定価格の公表をしないという部分を含めましたところの最低価格の撤廃、最低価格を設けなくて、最低価格を割った業者に関しても、それなりの能力審査を行った上で、そのまま落札していくというやり方、こういったやり方が各種自治体でもとられてきておりますので、その辺について、町長が今後、高森町のこういった公共工事に関する部分に関して、どういった点でさらに踏み入れて、進めていこうと思われているのかをお聞きしたいと思います。

○議長（相馬俊行君） 町長 藤本正一君。

○町長（藤本正一君） 今、入札制度についてというご意見でございます。随意契約の範囲は先ほど総務課長が申しましたように、130万円以下、工事に限らず、製造請負ということでございます。本町におきましても、極力随意契約はやめ、指名競争入札等に移しておるところでもございますし、これを見ますと、件数が93件のうちに130万円以下の入札件数も12件ございましたけども、これも指名競争入札の方で施行いたしたところでもございます。

今後とも緊急性のあるものは除きまして、やはりおっしゃいましたように、低価格でできますような、行政にとって有利な価格で契約が見込まれる方向性を見つけ

ていきたいと、そのように思っておるところでもございます。

また、契約には一般競争入札、いろんな指名競争入札がございます。公募型指名競争入札とかいっぱい、もちろん公募型と申しますのは、2社以上ベンチャー企業かと思えますけども、いろんな入札制度がございます。高森町も今、国・県、いろんな指導を受けながら、何が一番いいかということでございますけども、今現在、入札価格に関しましても、全部公表いたしておるところでございます。それと、契約金額が高いというふうなことでございますけども、5社以上10社まで、今のところ大まかに指名をいたしております。こちらから価格については、公表いたしておる中で、今は業者の方々も大変すばらしい計算をなされる方ばかりでございまして、その契約率については、何とも申しかねるところでもございます。

ただ、それともう一つは、もっと安くできないかということが本当の目的かと思えますけども、国・県、いろんな見積もり等の指導があつてございます。それに順次則って、見積もり作成、また測量関係、建物等に関しましてコンサルさんとか、いろんな土木もそのようにしてお願いをするわけでございますけども、一つの基準に則って、高森地域、高森町の遠く上れば、少しは経費が高くなるとか、生コンにいたしましても、様々な値段が付いておるのも現実でございます。税金で賄うわけでございますから、当然、そのようにするのが本来でございますけど、なかなかそこまで手が伸びていないというのも現状でございます。

そういう一つの入札の方法、また町独自の方法があれば、今度また研究してまいりたいと思っております。

○議長（相馬俊行君） 6番 野中謙三君。

○6番（野中謙三君） 前向きに取り組んでいかれる姿勢というのは、非常にわかります。ただ、今までの既存のやり方ですとやってきているものですから、特に、町長は、土木とかそういった入札に関しては、僕達なんかよりもはるかに詳しいし、ある面ではずっとそういったことでされておられますから、詳しいと思えますけども、一番あつてはならないという部分でよく表に出てくるのが、新聞なんかで賑わうのが談合ですね。談合するのは、業者が悪いと、一般的にそう言われます。しかしながら、僕は逆だといつも思っておりました。談合するというのは、そういう仕組み、ルールが悪いんですよね。例えばの話、高森町が97.89%で大体落札率が推移しているということになると、これはほとんど談合と一緒です。つまり、システムの問題をすり替えて、業者が悪いというふうに、し向けているだけであつて、本来は談合を防ぐような入札制度のやり方に変えるべきだと思っております。

やり方的には、やはり将来的な課題であります電子入札もありましょうし、あるいは郵便入札もありましょうし、そういった談合ができないような状況をつくり出すやり方、さらには、予定価格を公表するしないというのは、いろんな賛否両論ございますけども、入札制度の流れを見てみますと、予定価格を最初に公表した自治体はその予定価格に基づいて、業者が非常に下げてきた価格で済むものですから、経費が浮いてきた。ところが、最近では、予定価格を公表するということが、あたかも情報公開をしているんですよという行政のすり替えになっているような気がいたします。極端な話申し上げると、業者の方には失礼ですけども、予定価格さえわかれば、公表されるものですから、後は電卓一つで計算ができる。僕はこれは現実だと思っております。落札率を掛けるだけです。97.89に97.90とか、97.78とか、0.01、0.1ぐらいのかけ算で自分の入れ札が決まる、僕は全国的に見ても、高森に限らず、これが現実だと思っております。

したがって、模範的となる自治体、日本全国一杯ございますけども、そういったところにおいては、談合できない仕組み、その制度に向けて着々と進んでおる。高森もその部分に関しては、もっと僕は積極的に進めるべきではなかろうかと思ひますし、国が打ち出した先ほど言いましたこの法律に関しましても、国が求めておる部分というのは、やはり価格を少しでも下げていくやり方ができないかということなんです。

具体的に申しますならば、入札及び契約の過程、並びに契約内容の透明性の確保、これがうたってあります。第2点に、公正な競争促進のための入札及び契約の方法の改善、これ自治体でやりなさいということですよ、全部。3番目に、低入札価格調査制度の適正な実施等によるダンピング受注の防止の徹底、ダンピングの受注、ダンピング防止については、ちょっと高森ではなかなかちょっと難しい点もあろうかと思ひます。それと、4番目に、談合に対する適切な対応による不正行為の排除の徹底、談合を排除しましょう、こういう仕組みを自治体でつくってください。そして、適正な施工の確保。そして、最後に、電子入札の導入等の推進。この大きな6つの項目を国の方が法律をつくって、自治体に流してきているわけです。

したがって、せっかくつくった国の法律ですから、地方自治体もこれにならって、この改善点について、前向きに進めるのが僕は自治体の首長であると思ひ、ましてや、指名等においては、助役の責任もあろうかと思ひます。

高森にとって何が適切かというやり方にはなりますけども、基本的に、入札価格を下げることによって、住民の負担を少なくする、先ほども言いましたように、6

億円の工事をするのに、普通の今までの財政でしたら、補助金等20%削減、だったら、工事費も20%やれるものですかと、6億円の工事で20%、1億2,000万円経費的に浮きます。そういったやり方をやはり補助金等の見直しがあるならば、入札制度の見直しもさらに進めていってもらいたいと思いますけども、再度、こういった国の法律に基づく改革ができますよということに関して、高森町の自治体として、どう取り組んでいかれるかをお聞きしたいと思います。

○議長（相馬俊行君） 町長 藤本正一君。

○町長（藤本正一君） 今、国の方からの指示と申しますか、国の透明性を高める、談合防止ということでございます。

まず、談合防止と申しますのも、この価格を公表するのも一つの談合防止ではなかったかなと、その時点ではですね、そういう時期だったかと思います。それから高い分、2割カットと申しますけど、やっぱりそんなに無茶苦茶の設計をしているわけでもない部分があるんじゃないかなと、ただ、漠然と2割補助とか、また一つの地域に対して、いろんなものをやるのも2割カットしたから入札制度もカットしたらどうかということかと思いますが、やはりこれについては、やっぱり工事の内容、またいろんな維持管理、また地域の方々、いろんな業者の方々の育成とか、いろんな問題点がございます。電子入札と申しますと、大変またいろんな経費がかかろうかと思いますが、今の現状におきましては、県と同じ方法で入札を進めております。また県の指導のもとに入札を行っているところでもございますし、決して町独自で経費等をプラスにしたり、マイナスにしたりと、そういうことは今のところございません。ちゃんとしたルールのもとに設計、施工、いろんなものに関しましても、そのとおりで進んでいくのではなかろうかなと思っております。

○議長（相馬俊行君） 6番 野中謙三君。

○6番（野中謙三君） ありがとうございます。

例えば、僕もゴルフしますが、町長もゴルフしたりされます。皆さんもゴルフされると思いますが、例えば、10万円のクラブがあったと、で、安売りとかでそれが7万円で手に入る店があったと、当然、7万円の品物を買うわけですよ。定価12万円が10万円になって7万円で売ってあったら、7万円の品物を買う、これはもう人間当たり前です。

それと同じような考えで、例えば、民間が発注した時には、結構業者さんの値段は安いわけですよ。何でかというたら、先ほども言いましたように、経費率があま

り上乘せされていない。これは皆さんプロですからわかると思います。つまり、経費率、先ほども言いましたけども、経費率は事業によって違います。これに経費率はどしこ掛けなさいというのは、特に、国・県の起債事業をやって、進めていく中では、最初からうたってありますけども、しかしながら、払うのは住民です。経費率を下げるようなやり方も、僕は一つの手だと思いますし、ましてや、その経費率については、以前、町長が就任された時に議会議員と一緒に山梨県の小淵沢に行きました。あそこの町長さんとお会いして、いろんな話をした時に、経費率を下げるのが入札価格を落とす一番の手法でしたよということをおっしゃられました。残念ながら、今、もう町長じゃありません。今年の3月だったと思います。退任されておりますけども。

いわゆるその経費率の計算の仕方と入札制度のやり方によっては、僕はまだ價格的にも下げられるし、業者の育成、いわゆる地場産業の育成ということになりますけども、育成をしていく部分と入札制度を変える部分は切り離して考えていただきたい。業者とか地場産業の育成の部分と入札は別ですよと。競争があるからこそ業者が伸びるという部分もございます。

したがって、何度も繰り返しますけども、絶対談合がないと強く言いきれないのであれば、このまま予定価格を公表しながら、今の落札率で推移されても僕はよろしいかと思えますし、その分に関しては、十分な責任があると思います。

したがって、絶対に談合はさせないと、そういう自信のもとで現在の入札制度を進めて、そのまま行かれるかどうか、これは、助役さんの方に今度は指名委員長ということでお聞きしたいと思えます。

○議長（相馬俊行君） 助役 阿南哲也君。

○助役（阿南哲也君） 談合ということですが、絶対ないことにはなかなか明確な回答はできませんが、現在のところ、指名競争入札いたしまして、談合も実はないものというふうに認識をいたしています。

先ほどから議員さんからいろいろとご提言あっております。確かに、そのようなご意見が重要かと思えます。

入札制度の改革につきましては、今、いろいろな調査報告、あるいは提言、研究、論文などが出されておることはご案内のとおりでございます。それらに共通いたしますのは、入札制度の改革といたしまして、一般競争入札、そして電子入札の導入であろうかと思っています。

実は、熊本県の例をとりますと、熊本県におきましては、一般競争につきましては

は、22億2,000万円以上対象とされておりまして、電子入札につきましても、現在、検討中ということで、数年後の稼働予定ということを知っておるところでもございます。

また、熊本県が市町村と連携して進めております熊本県の構想におきましても、建設事業者の利便性の向上でありますとか、あるいは導入コストの削減等の観点から、県と市町村の電子入札システムの共同利用の方針が示されておるところでございます。今後、電子自治体としての取り組みの推移を十分見極めて、今後の対応については取り組んでまいりたいと、このように思っています。

以上でございます。

○議長（相馬俊行君） 6番 野中謙三君。

○6番（野中謙三君） できる限り、改善策というのは急いでいただきたいんですけども、電子入札というのは、どこでもやっているものではございませんけども、システムを最初に構築をするのに、莫大な経費がかかりますし、逆にそういうことをやっている自治体のプログラムの中に入り込む方が本当は経費的にも楽なんですよ。例えばの話をお願いしますと、横須賀の市役所が山口の市役所とつながっているんですよ。電子入札制度ということで、そして、落札率が以前は98%あったのが、これを入れたことによって85%まで一気に下がってきておると。この経費は大きいと思います。

こういったやり方でやはり行革を進める中においては、助成金、あるいは人件費、そういったのを詰めるのも大いにそれは大事な部分だとは思いますが、それよりも分母の大きい、こういった工事関係について、私はもう一度考え直していただきたいなど、そういうふうに思っております。

次に、今後の課題といたしまして、町長が俗っぽく言えば、どこの市町村でもそうですね。選挙には必ず、そういった業者、一生懸命ついてから、応援します。そして、結果的には、その指名に入るか入らんかという、業者にとっては右か左かの大事な部分になろうかと思っておりますけども、いわゆるそういうふうなシステムになってしまったという部分に関して、やはりこれは誰もが改善せにやいかんと、指名という部分をなくすためにも、あるいはその選挙の時に、そういった噂がなく、出ないようにするためにも、その指名入札、その部分を僕は早急に撤廃し、制限付きなり、条件付きなりの一般競争入札に変えるべきだと思いますけども、再度、一般競争入札、制限付きの一般競争入札等に変えていこうというお考えはないのかをお聞きしたいと思います。

○議長（相馬俊行君） 町長 藤本正一君。

○町長（藤本正一君） 今、入札のご意見でございますけども、私自身はそういう指名関係につきましては、そういうことはない、公平に行われているものと思っております。

また、いろんな条件付き一般競争入札、いろんな入札制度がありますけども、やはりこの町独自で指名をする、条件付きと申しますと、今、県・国あたりで審査を受け、そこで一つのランク付け等がっております。ランク付け等が県の方から地方の団体に回ってくる、それにある程度、基づいて指名等は行われておりますし、また、その中で、地場産業育成と申しますか、地域の方々の育成をするためには、ただ、お互いがBとAとか、そういう分が少し甘くなると申しますか、町独自のその指名については、町独自の地域、またいろんなものを配慮し指名をしていくべきだろうと、そのように思っておりますし、そういうものに関して、今おっしゃいました選挙はもちろん大事なことで一生懸命やるわけでございますが、どうのこうのということはありませんけども、そういう指名はしておりません。

○議長（相馬俊行君） 6番 野中謙三君。

○6番（野中謙三君） はい、そういう指名はしていないと強く言い切られましたので、そうだと思います。しかしながら、これは自分の調査の中で出てきたことですが、随契は1,000万円以内は課長級でやりますね。課長級が集まって、契約の方の入札方法等をずっと進めてまいりますけども、1,000万円超した場合に、指名入札の審査会ですかね、そういったのを作られて、助役が中心になってされますけども、その1,000万円以内の工事に関して、課長級の人達が業者選定をした中で、町長がその後、あるいは助役の方かもしれませんけども、その指名から外したとか、あるいは入れたとか、そういった経緯は全くございませんか。と申しますのも、私ども議会の方には、行政改革の特別委員会がございます。したがって、いろんな行革をやる中において、やはり公共工事入札等の適正化委員会、こういった、これに近いような名称で、僕は行革の中の委員会の中でも取り組んでいくべきだと思っています。したがって、再度、そのお答えを願いたいと思います。

○議長（相馬俊行君） 町長 藤本正一君。

○町長（藤本正一君） そういう部分に関しましては、一切ございません。また、先ほど、6番議員さんがおっしゃいましたように、指名の中のどういうものかと質問等があつてございますけども、それによって、今、助役が申しましたように、いろんな要綱を作ったところでございます。

○議長（相馬俊行君） 6番 野中謙三君。

○6番（野中謙三君） はい、ありがとうございます。

ないということでしたので、私は再度、調べたことに関しては、再度調査をしたいと思っております。

それでは、終わりの方になりますけども、今後の課題ですね、先ほども助役さん、あるいは町長さんの方から今後の入札の方法については、検討されていくということでしたけども、僕は検討する答えはもう見えていると思うんですよ。経費を下げるためにやる方法というのは、確かに地場産業の育成というのも大事ですけども、元々の分母の部分を小さくする方法、したがって、今やっている入札制度の中で、最低価格も僕は撤廃すべきだと思うし、そして、最低価格を撤廃することによって、工事が粗悪になるという恐れがあるのであれば、そういった審査会を別に職員の中で立ち上げていただいて、そういう係を作れば、僕は済むことだと思っております。

ちなみに、住民サービスの一環として、1階の方の玄関に総合窓口案内がございますけども、あれにかかる経費が1年間にどれだけだったですかね、平均給与掛ける12ヶ月ですから、400万円近くになると思います。経費をかけて、窓口業務をやっているのであれば、適正に工事が行われているかの特別な部署を設ければ、僕は十分最低価格を撤廃しても、粗悪な工事であるのかどうかという判断はつくんだろうと思います。そういったことに関して、そういう最低価格を撤廃するようなやり方、そして、さらには、経費を下げるやり方について、助役さんの方からお答え願いたいと思います。

○議長（相馬俊行君） 助役 阿南哲也君。

○助役（阿南哲也君） 最低価格の撤廃につきましては、これはまだ十分に検討していく道があるかと思えます。

自治体の基本は、最小の経費で最大の効果を上げることが基本理念でございます。これに従いまして、今後、総合的に行革の中でも検討されていくかと思えますが、それらに従いまして、粛々と行政を進めていきたいと、このように思っています。

○議長（相馬俊行君） 6番 野中謙三君。

○6番（野中謙三君） 一番は、町内の業者にいろんな仕事をさせていただくというのが非常にありがたいことです。しかしながら、払っていくのは、住民ですので、やはり今助役さんがおっしゃられたように、最小の経費で最大の効果を得るためには、

それを実際、実践しないことには、僕は難しいだろうと思っております。

入札制度を変えるというのは、本当に難しいんですよ。今までの経緯がありますし、しがらみもあります。しかし、町長は、元々そういう業者出身でおられますから、できるのは町長しかいないということを再度認識されてほしいと思います。いろんな表裏、ご存じです。したがって、そういうのを進めていけるのは、現町長しかいない。これは、改めてお願いするところでございます。

行革の中としても、これは改めてお願いするところでございます。行革の中といたしましても、やはりこの公共工事の入札が適正に行われておるか、僕は予算だけを可決するのではなくて、追跡調査をやはり行革の中でも進めていきたいと思っております。

最後に、町長の方からもう一度、この行革を踏まえたところでの入札の改革について、お答えを願って、私の一般質問を終わりたいと思います。

○議長（相馬俊行君） 町長 藤本正一君。

○町長（藤本正一君） 今、貴重なご意見をいただきましたし、できるところから徐々にと申しますか、改革ができるところから改革をしていきたいと思っております。

また、入札制度等におきましては、行革があつてございますが、その分も含んで、今後の検討課題とさせていただきます。

○議長（相馬俊行君） 6番 野中謙三君の一般質問を終わります。

-----○-----

○議長（相馬俊行君） 7番 本田生一君。

○7番（本田生一君） こんにちは。7番 本田でございます。

久しぶりに一般質問、日ごろ、午前中、午後、ほとんど午前中に終わっているわけでありましてけれども、今日は6名というようなことで、昼からも一生懸命あつておるわけでございます。私も今回のこの一般質問の時間をいただきましたことにつきまして、まずもってお礼を申し上げておきたいと思っております。

また、最初にお断りをしたいと思いますけれども、私のこの通告してございますこれ、1番、2番、ちょっと私の質問の仕方によりまして、1と2がちょっと入れ替えて質問をさせていただきますので、よろしゅうございますでしょうか。

○議長（相馬俊行君） 許可します。

○7番（本田生一君） 私は、観光についてと、高森町を見ました時に、観光地の場所を少しだけ主な場所を述べさせていただきますならば、今、高森の温泉館、湧水トンネル、いろいろ金もかけてやっておりますけれども、今から3月になりますと、

時期的に桜の花が咲きます時には、高森峠の九十九曲がりの千本桜といったようなところがございます。夏になりますと、キャンプ場がどこでもあるわけでありましてけれども、高森は奥阿蘇のキャンプ場、休暇村のキャンプ場もございます。昔からございます鍋ノ平のキャンプ場等がございます。

このような施設がありますけれども、特に、今、公共施設みたいなことを言っておりますけれども、町の個人企業の方がやっておられる。私は非常に感謝をしなくてはならないと思っておりますけれども、有名な月回り公園、月回り温泉ですね、前県会議員の草村先生のところがやっておられます。今、地元の町議会議員でもあります後藤英範議員がおられますけれども、そこの花高原等がございます。この辺は、町がやるにしたら、莫大な金がかかる訳でございます。私は非常に感謝をしなくてはならないようなところであると、私は思うわけでありまして。

造り酒屋のれいざん、それに醤油屋の豊前屋とございますけれども、後はこの高森でも有名な食べ物、グルメ関係にいきますと、田楽が非常に高森は有名でございます。地鳥屋さんもございます。また、最近におきましては、上色見の方でございますけれども、豆腐屋さん関係のお店もございます。後は縷々いろんな食堂関係、いろんな方が承諾をして、いろいろ考えていただきまして、観光客の方を呼んでいただいているというような状況であります。ちょっと本題に入らせていただきますけれども、この役場からも見えますが、雄大な阿蘇五岳がございましてけれども、私が最初、2番目のところにあげております登山道路の整備というようなことで書いておりますが、色見の方から阿蘇へ上ります登山道路、私どもの上色見から根子岳に上ります登山道路がございます。この登山道路におきましては、これはもうルートはいくつかございます。最初の質問に入らせていただきますけれども、この登山道路におきまして、駐車場、また看板、それから登山道路の整備等について、この高森町の観光課におきましては、どのようなことがなされているか、それを少しだけ伺いをしたいと思います。

この登山道路と言いますのは、この根子岳・阿蘇山だけではございません。ほかにもたくさんあるわけでございますが、私はあえて地元上色見でございまして、根子岳のことを言っておりますけれども、そこら辺をよろしく願いをしたいと思います。

お願いします。

○議長（相馬俊行君） 商工観光課長 佐伯実範君。

○商工観光課長（佐伯実範君） ただいまの件について、お答えをいたします。

現在、根子岳登山につきましては、私も地元でございますので、シーズン中は大変バス等で来られる登山者が多いようであります。現在、駐車場の草刈り程度は行っているところでございます。また、去年は、広域農道から看板設置等も少しですが、行いました。それからまた、去年は、担当者の方で登山もいたしまして、現状を調査をしております。

現在、頂上付近は危ない箇所も何か所かあるようでございますので、今後、予算の範囲内でできるだけ整備等に心がけていきたいというふうには考えております。

それから、阿蘇山の遭難防止対策協議会の方でも、看板とか、ロープをかけたリ、チェーンをかけたリというようなこともやっておられるようでございますので、そのあたりはもう一回問い合わせをいたしまして、お願いをしたいというふうに思っているところでございます。

現在はそういう状況でございます。

○議長（相馬俊行君） 7番 本田生一君。

○7番（本田生一君） 自席から失礼をいたします。

私は、今日のこの一般質問をするということで、昨日、委員会が2時半ごろに終わりましたけれども、それから、ちょっと自分の足でこの根子岳に3時から登りました。根子岳ですね。少しちょっとばかなことをしたかなと思いながら、根子岳に登っておりましたけれども、下が凍っておりました関係で、それが解けておりました、ちょっと私が登りました時には、霧雨が降ったり、3合目までぐらい登った時には、下の方の視界があったんではありますけれども、5合目、6合目あたりに行きますと、霧が来て見えないような状況でありました。途中で一応もうやめようかなと少しは思いましたけれども、途中まで行って、最後まで登らないような状況ではちょっと私もおかしいと思ひまして、がんばりまして、最後まで、東峰まで登りまして、それから途中で議会事務局長まで電話したんです。今、ちょうど根子岳の東の方にいるが、時間が少しありますから、天狗岩というのがございますけれども、そっちの方をちょっと散策してみようというようなことで、電話しましたけれども、登りました途端、風が強くなりまして、寒くなりまして、私の方が意志が弱うございまして、これは断念しなくてはならないというようなことで、私はそれから下りたわけでございます。

その根子岳に登りましたけれども、一応、駐車場が地元の上色見の方の東中原のところにあるわけでありまして、牧屋の倉庫になっているわけでありまして、その倉庫の裏に駐車場がございます。第2駐車場というのは看板を掲げてござ

いましたけれども、そこは車4、5台分ぐらいのところは原っぱですが、牧屋倉庫には、やはり夏場は草を刈ったりとか、機械が倉庫に入っているわけですよ。ですから、登山者の方がそこに止めるというわけにはちょっと私はいかないと思うわけで、今、倉庫の裏に駐車場がございましたが、できますならば、私は観光課長さんが今言われました地元の牧場のところに少しだけ駐車場が整備をしなくてはならないようなところがあるわけでありまして、今日も一般質問で皆さん方が町の予算関係につきましても、いろんなことがなされておりますので、私も中身が大体わかってしまいますと、あまり無茶苦茶なその登山道路の整備を私はやれというわけにも言えないような状況であります。けれども、先ほど、課長さんの方からお話がありましたとおり、登山者は非常に来ております。昨日は私が登った時に、私の前に2、3名の方が記帳されておりました。少なくともありますけれども、シーズンになりますと、根子岳に登る人が上に100人と登っている時には、その下の方で仕事をしておりますと、声が聞こえるような状況であります。したがって、危険箇所、2、3カ所ございましたけれども、そこら辺は今、課長さんがいろいろ検討して、調べてやるというようなことですので、私はできる範囲内の整備等をよろしくお願ひしたいと、特に、その駐車場関係にはもう何十台も駐車できる場所はいりませんので砂利でも敷いて、最低限の観光に来られた登山者の皆さん方が気持ちよく、やっぱりこの根子岳に登って良かったと言って帰られるならばいいなと私は思うわけでありまして。

先ほどもちょっとグルメ関係、高森におきましては、今、田楽屋さん等がございますけれども、以前に比べますと、非常にお客が減ったと、私どもが一番わかっておるのが、高森温泉館におきまして、昔の客数に比べますと、非常に少なくなってきております。大体、私は今日、中心市街地の問題でも少しお話がなされておりましたけれども、そこら辺の整備も地域の商店や風と森の会ですか、地域の住民の皆さん方とよく相談されて、今後の町の観光のために、一生懸命がんばっていただきたいと思うわけでありまして。今、根子岳のことも言いましたが、やはり根子岳に登った方は気持ちよく根子岳から下りられて、極端な話をしますと、多くの方が来られた時に、地元の田楽屋でも温泉でも来られる方が1人でも多くの方が町に来て、少しでも金を落とさせていただけるならば、幸いかと、そういうことで、私もこういう質問をさせていただいております。

今後におきまして、ご無理を少し言いましたけれども、そこら辺、よろしくお願ひをしておきたいと思ひます。

先ほど、私、最初にお断りを申し上げておりましたけれども、通告しておりますのは、最初、上色見小学校の跡地についてというようなことで書いてございますが、これ、前後するわけではございますけれども、観光と少しは関係してくるんじゃないかならうかと思えます。これは上色見小学校跡地についてというようなことになっておりますけれども、今年また草部の学校が東小学校が統合します。町の念願でもございました学校の統合の問題は、高森、色見、上色見に小中学校は一校ずつと、上の方に、上の方といいますと、大変失礼な言い方を申し上げますけれども、野尻、草部、そっちで小学校、中学校が1校ずつというようなことで、念願叶いまして、今年は高森の下と上で小中学校が1校ずつになるわけでございます。上色見が2年前に統合いたしておりますけれども、そうやって統合いたしますと、学校の跡地がたくさんあるわけでございます。高森におきましてはですね。私の地元の上色見の方におきましては、駐在員さん方、区長さん方などによる上色見を良くする会という私もたまには参加をさせていただいておりますけれども、そういうようなものがございまして、最初の出発が上色見の小学校の跡地を学校関係者だけの問題でない、やはり地域の活性化のためには、有志の皆さん方が上色見を良くする会というようなものを通じて、いろいろ今お話がありますけれども、今がんばっておられます。NPOと、そのような法人の名前も出ておりますけれども、今、立ち上がったばかりで、今やり始めて、今日もちょっと学校に行きましたが、昨日、老人会が学校の運動場を使ってやっております。皆さん方もご覧になられるとわかりますように、学校の整備、地元の皆さん方が一生懸命やっております。学校の校舎の前も整備してございますし、運動場等の整備につきましては、老人会関係、いろんな関係で自分の地域をきれいに、やっぱり自分の地域の活性化のために、皆で自力でやろうというようなことでやっておりますけれども、今、教育委員会の局長さんをお願いをいたしますが、そこら辺が今、どこら辺まで進んでおりますか。私は勉強のためになると思っておりますので、私の地元の上色見でもようございしますので、局長さんの方に質問をしたいと思っております。答弁をお願いしたいと思います。

○議長（相馬俊行君） 教育委員会事務局長 廣木富八君。

○教育委員会事務局長（廣木富八君） お答えを申し上げます。

上色見小学校跡地につきましては、本定例会初日に町長さんよりご説明を申し上げます。4月より地域住民の皆様と行政関係各課によります跡地利用基本計画策定のための検討委員会を立ち上げて、その中で煮詰めていくというご報告を申し上げます。

げております。

また、現在、校舎部分につきましては、上色見を良くする会及びNPO法人フォークスクールによりまして、体験学習講座等を中心に、生涯活動の場として利用していただいております。

今後につきましては、基本計画の策定と並行しまして、平成17年度において、地域活性化の方向性を見出すための計画が地元で進められております。内容としましては、地域の文化講座、工芸講座、農業体験交流、自然観察等の自然講座、それからイベントとしましては、例年行っておりますクラフトフェア、こういうものの計画が予定されています。

まだ、予定ではございますが、別に7月30日、7月31日の2日間にわたりまして、福祉活動家平和活動家でございますアグネス・チャンさんが理事を務めていらっしゃる夢見る子供基金のキャンペーンイベントを上色見を良くする会等の協力を得まして、跡地で現在、計画をしております。その内容としましては、全国の小中学生の代表50名、内半数につきましては、新潟中越地震で被災され来年の8月まで仮設住宅が決まっております山古志村の小中学生25名程度を高森町の小中学生の家に民泊させまして、第2のふるさとづくりという、ふるさととして、高森を考えていただきたいということで、計画しております。

併せて、アグネス・チャンさんの講演も予定されておりますので、住民の皆様には福祉活動、平和活動のすばらしさを知っていただきたいと思っております。

以上です。

○議長（相馬俊行君） 7番 本田生一君。

○7番（本田生一君） 今、局長の方からご紹介ございましたけれども、いろいろ私どもの地元におきまして、出発したところでございます。また、よその学校の跡地の問題につきましても、まだ今から出てくるんじゃないかなと思いますけれども、今、局長さんがいろいろ皆さん方にご紹介ございましたとおり、私どももたった今、何をしてくれ、これをしてくれというような問題は、私どもも今言えるような状況ではございません。

今後におきまして、いろんなことが出てくるとは思いますけれども、町といたしましても、できる範囲内で、私どもも自分達で考えまして、お願いすることもございますけれども、今後、よろしくまたご検討方をお願いしたいと思います。

以上をもちまして、ちょうど時間を2時までに終わろうと思っております、こ

れで終わらせていただきます。終わります。

○議長（相馬俊行君） 7番 本田生一君の質問を終わります。

お諮りいたします。

しばらく休憩したいと思います、いかがですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相馬俊行君） じゃあ、10分間休憩します。

-----○-----

休憩 午後1時56分

再開 午後2時09分

-----○-----

○議長（相馬俊行君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

12番 三森義高君。

○12番（三森義高君） 12番 三森でございます。

本日は、行財政改革ということで、質問をするわけでございます。行財政改革並びに機構改革は関連いたしておるところでございます。当初予算も現在、いろいろと審議しているところでございます。高森町総合計画基本計画に則りまして、現在の当初予算の数字も出ているのも事実でございますし、その当初予算においては、審議している中で、感づいておりますことを少し述べてみたいと思います。これにつきましても、要するに、予算というものは、上限が決まっております。事業に基づいて交付金も入ってまいりますし、その予算を策定する中において、あくまでも頭が決まれば、その予算の範囲内で予算査定をしていくわけでございます。その査定の中で、4%減というものが今度の予算の中で執行部が気をつけておられますあくまでも当初予算ではなかろうかという形でございます。

本年度の予算につきましては、学校教育の予算的なものがなくなりまして、それにかわります予算と申しますと、中心市街地の拠点施設という形で出てきております。冒頭に町長が質問の中の答弁で申されておりましたが、先般、申請がなされたということでございます。これについては、国・県の補助が付いております。このような補助を主体として、町づくりを進めるということでございます。これにつきましては、先ほどから質問の中にも出ております。住民主体の、地域主体の事業であってほしいものであると、私は考えるところでございます。

こういう補助金につきまして、費用対効果というものがございます。これに基づきまして、地域がどれだけその事業に対して関心を持っておられるのか、これが一

番大事なところであろうと思います。そのためには、風と森の会主導ではなく、あくまでも風と森の会を含めた中で、地域がどれだけそれに荷担してもらえるのか、それを見極めた上での事業を推進していただくというのが基本ではなかろうかと思えます。そのためのこの度の中心市街地の拠点施設そのものではなかろうかと思えます。

また、1つは、教育予算の後の保育園の統合、施設として建設を予定されております。保育園が統合いたしますための園舎ということで予算が出ております。これが本予算の目玉になろうかと思えます。この2つがあって、予算措置もなされるわけでございます。その中で、結果的には圧縮予算という私は見方をしております。と申しますのが、いろいろと交付金そのものが減額されております。そういう中において、町が取り組むべき事業というものは、圧縮せざるを得ないというのが現実ではなかろうかと思えます。当初予算がこれだけ積み上げておられますことに対しましては、事務方に大変感謝しているところでございます。大変金のない中で、予算を策定するということは大変厳しいものがございまして、それぞれの担当課の積み上げというものが厳しいものがございまして。その中では、こういう時には課として大変町民に対して苦慮する課もあるかと思えます。先般、提案された時の意見の中でも少し申し上げたこともございまして。何もかも良かったぞというような予算にはならないというのが現実でございます。その中で、特に、行財政改革というものはどうあるべきかということが頭にあらうかと思えます。この圧縮予算を毎年積み上げてまいりますと、どんどんどんどん圧縮というものが出てまいります。これは、今までの予算の作成と全く何らかわりはない。運営はできてまいります。事業をおさえれば、予算というものは自ずと満たしたいわけでございます。しかしながら、事業が小さくなっていくし、取り組めない事業も出てくるというようなことが流れでございまして。これを進めていくわけにはまいりません。しかしながら、総合計画というものは、15年の12月に議会としても承認をいたしております。この時は、合併というものを少し頭の上に置いておいた時点でもございまして。

そういう中で、基本計画書に基づいて進める上において、行財政改革をやっているかなければならないというのが、これからの課題ではなかろうかと思えます。基本計画書を捨てるわけにはまいりません。これは、あくまでも上とのつながりがございまして。これに基づいて、今後、どう財政改革なりを考えていったらいいのか。先ほども申しましたように、費用対効果を上げるためにはどうしたらいいのか、そこらあたりを一番考えていかなければならないと私は感じておるところでございます。

す。

町長が提案されましたごあいさつの中で、行財政改革においては、1番目に、職員の意識改革ということをおっしゃられます。2番目に、能力開発ということも上げておられます。また、内部の検討会ということをおっしゃられます。その1つ2つ3つと今申し上げました機構改革については、2番目に予定しておりますので、その中で申し上げたいと思いますが、その職員の意識改革についての町長としての見解をお尋ねいたしたいと思っております。

よろしく願いをいたします。

○議長（相馬俊行君） 町長 藤本正一君。

○町長（藤本正一君） 1番議員の質問に対して、まずは財政の今年度の組み方の姿勢を問われた分もあろうかと思っております。今、基本計画を平成15年12月に認定した時は、少しは合併等が含まれた分ではなかったかなというようなお話がありました。私どもも単独を選択して、今後、当分は行かなくてはならないなと思っております。やっぱりこの行政改革は積極的に進めていかなければならないと、一方では、住民の方々のニーズが大変多うございますし、住民サービスの低下にならないように、財政運営を行うことも必要でございますし、やむを得ず、痛みを伴う改革も時と場合では必要かなと思っております。

平成17年度の予算編成で主に取り組んだことと申しますと、予算総額を明示して、支払い、支出の抑制を図るということをごさしましたし、予算要求時点で各課部署に限度額を明示して、歳出の抑制を図ってくださいということをごさしました。また、一方では、経常的経費の削減でございますし、旅費または消耗品などの経常的に支払われる経常経費を抑制をするということをごさしました。まずは、いろんなものを役所にはいろいろと書物等もございますけども、そういうものに関しても、できる限り必要以外のものは購入しないというようなことをごさしました。

いろいろと旅費につきましても、今回、職員はもちろんでございますけども、議員の方々にも旅費等についても、今ご相談を申し上げているところでもございます。また、今回、職員の異動があつてございますけども、その中でやはり仕事を進めていく上には、臨時職員もどうしても必要な部分もございます。やはり臨時の職員の配置についても少なくするとともに、できる限り、その水資源で臨時の職員を入れていただきましたならば、半分は他の仕事にも回っていただくと、お互いに縦割りじゃなく、横の連絡等もとって臨時職員の方々に応援をしていただく、_____

ような方策をやるかなと、そのようなことも思っておるところでございますし、何分にも厳しい時でございますから、自助努力をしなくてはならないのも現実でございます。よろしく願いをいたします。

○議長（相馬俊行君） 12番 三森義高君。

○12番（三森義高君） 今、町長の答弁をお聞きしますと、臨時を入れて、職員の横の連絡をとりたいというような聞こえ方になりますが、それはあえて臨時を頼ったやり方であって、職員の意識改革に本当につながるものなのか、そこらあたりは本当に微妙なものだなど、私流に言わせれば、甘えがありはせんか、そういう感じを受けます。臨時雇用型では、それは初めから何もかも臨時雇用型の方がいいと思います。しかしながら、現在、110名余の職員がおります。その職員の意識改革と私はとらえておりました。しかし、臨時が前に出てきて、職員の意識改革を言われますと、非常に意味合いが違うような気がいたします。その点、今一度、本当の職員の意識改革というものについて、お尋ねをいたします。

○議長（相馬俊行君） 町長 藤本正一君。

○町長（藤本正一君） ちょっと私の説明がまずうございましたけども、私が申しましたのは、臨時職員をいろいろと今雇用しております。それを大幅に減少し、

早い話が水道で雇っていて、あと半分は他の課の応援をしていただくということでございます。増やすという意味ではございません。

○議長（相馬俊行君） 12番 三森義高君。

○12番（三森義高君） 見解の相違でございますか、町長の意識の改革というものは、町長自らがやっていただきたいなど、私は考えております。

先ほど冒頭にも申しましたように、財政というものが逼迫しております。そういう中において、臨時雇用型をあまり多投してほしくないというのが私の考えでございます。これは監査の中でも申しております。あくまでも先ほど、事業の面でも費用対効果ということを申し上げました。職員においても、そうであると私は思います。少ない人数で多くの仕事をこなす、酷なこともかもしれませんけれども、現実的

にそういうことが起きておるといふ時の流れと申しますか、経済事情がそういう事情であるといふのが現実ではなかろうかといふことと申します。

これについては、職員の意識改革といふことで、冒頭に申されました。これについては、少し、町長自らも意識の持ち方を変えていただきたいなとかように思います。

それから、2番目に能力開発といふことで言われております。能力開発といふと、非常に範囲が広うございます。どこまで能力開発的な意味合いを持って、能力開発という位置づけをされておるのか。大事なことでございます。これについても、具体的にお知らせいただきたいと思ひます。よろしくお願ひいたします。

○議長（相馬俊行君） 町長 藤本正一君。

○町長（藤本正一君） 能力開発でございますけれども、今、機構改革の一環の中で、各部署をなくすとか、いろいろなこと、今のように各課だけでするんじゃなく、全体的な課が今14、5ありますけれども、それを10にすると。中には専門的なものも必要かと思ひますけれども、全体的な公務員として、役場の行政マンとしての能力開発といふことと申します。できる限り、そういう勉強、またいろいろな講習等におきましても、参加していただきまして、職員の能力開発に努めてまいりたいといふことと申します。

○議長（相馬俊行君） 12番 三森義高君。

○12番（三森義高君） はい、結構でございます。能力開発につきましては、本当にやる気の出る能力を身につけていただくための努力は大いにやってほしいと、これは自ずとトップがその気持ちを出していただきますと、職員間もライバル意識と申しますか、いろいろな形で競争心が出ますし、やる気も出てくるかと思ひます。こういう能力開発については、今後、大いに利活用していただき、職員の皆さん方もこれに負けじとがんばっていただくと、これが一番大事かと思ひます。それが町民に対する恩返しではなかろうかといふ気がするわけと申します。役場の職員さんといふものは、家族を養っておりますし、こういう経済不況の時には、強い職場でございます。そういう部分を含みますと、町民から見ますと、非常に高いところにおられるような気がする職場でもございます。そういう場所で能力開発に励んでいただき、地域住民、町民の代わりとしてがんばっていただくといふことが、それに応える一番の仕事ではなかろうか、職場ではなかろうかと私は考えておりますので、その能力開発については、今後、大いに活用されて、がんばっていただきたいと、かように思ふわけと申します。

それから、3番目の内部検討会、これについても、先ほど、機構改革という話をされました。機構改革につきましては、いろいろあっておるかと思います。これにつきましては、後で申し上げますけれども、楽しみにしている部分でもありますし、内部検討会の中身について、それこそ具体的に町長としてのご意見をお知らせいただきたいと思います。

○議長（相馬俊行君） 町長 藤本正一君。

○町長（藤本正一君） 内部の機構改革等でございますけれども、今、素案ができあがりまして、議員の皆さんに早く説明をすべきかと思っておりますけれども、今日までチャンスがなかったということでございます。今日でも内部については、担当の方から素案が作ってございますので、その素案を議員の方々にご説明を申し上げたいと、そのように思っております。

○議長（相馬俊行君） 12番 三森義高君。

○12番（三森義高君） この内部検討会と申しますのは、あくまでも機構改革を主とした内部検討会という受け止め方でよかったですか。一応、お答え願いたいと思います。

○議長（相馬俊行君） 町長 藤本正一君。

○町長（藤本正一君） 今の内部検討会、機構改革は基本的な考え方から職員のあり方、またいろんな関連する業務、またそれに組織の統廃合ですかね、そういうものについて素案ができておりますから、説明をいたしたいと思っております。

○議長（相馬俊行君） 12番 三森義高君。

○12番（三森義高君） はい、ありがとうございます。

機構改革については、後ほど質問いたしたいと思っております。

昨年の6月議会において、質問していることでございますけれども、三位一体による地方への税源移譲分ということで質問をいたしております。当初の予算を眺めてみますと、本当に地方へどの程度移譲がなされてきたのか、その部分について、企画財政課長にお尋ねをいたしたいと思っております。

よろしく願いいたします。

○議長（相馬俊行君） 企画財政課長 村上源喜君。

○企画財政課長（村上源喜君） お答えいたします。

まず、税源移譲分につきましては、16年度におきまして、保育園の措置費が公立保育園分についてはなくなったということで、その分が一般財源化ということで、地方交付税の方に算入されております。今年、養護老人ホーム等の入所措置

費、それと公営住宅の家賃収入補助、そのあたりが一般財源化ということで、税源移譲の名の下に地方交付税に算入するというので、移譲がなされる予定でございます。

以上でございます。

○議長（相馬俊行君） 12番 三森義高君。

○12番（三森義高君） これについては、財政課長の方にお尋ねしなくてよかったんですけども、昨年質問に関連してあえてしたわけでございます。財政課長においては、今、その措置費、それから住宅、いろいろと措置されておるということでございます。これについて、数字的な面がわかりますならば、お知らせいただきたいと思っております。

○議長（相馬俊行君） 企画財政課長 村上源喜君。

○企画財政課長（村上源喜君） ただいま説明申し上げました16年度と17年度につきましては、それぞれの前年との比較をしております。公立保育所の措置費につきましては、マイナスの6,597万6,000円でございます。それと、養護老人ホームの保護費につきましては、17年度からでございますけれども、約マイナスの2,317万円、続きまして、公営住宅家賃対策補助金のうち、家賃収入補助というのがございますけれども、それにつきましては、マイナスの383万1,000円ということで、合わせますと9,297万1,000円ということになります。

以上でございます。

○議長（相馬俊行君） 12番 三森義高君。

○12番（三森義高君） はい、ありがとうございます。

なかなか数字が出てまいりますと、非常に地方への三位一体改革が本当にプラスだったのかということがひしひしと感じられるわけでございます。こういう形になってまいりますと、予算というものが、本当にますます厳しくなってくる。厳しい話をしますと、大変心苦しいわけでございますけれども、本当に厳しいの一言につきるんじゃないでしょうか。これに頼っておる地方というのは、これが一番身にしてみると、今の時期の当初に出される職員の方々には大変苦慮される一番の部分ではなからうか、しかしながら、考え方によっては、先ほども申しましたように、事業を抑えれば、どうにかなるといのが自治体の運営でございます。しかしながら、それをやりますと、町民としては非常に寂しいものになります。事業を停滞させる、あくまでも縮小するということになってきますと、本当に町民というものは、これ以上下がるということは望んでおりません。少しでも少しでも上に上にと

というのが、人情でございます。それに答えるのが、また行政でもありますし、我々議会でもあります。

そのためには、今後、どうあるべきか、どうせざるを得ないのか、そこらあたりを町長にお尋ねいたしたいと思います。よろしくお願いいたします。

○議長（相馬俊行君） 町長 藤本正一君。

○町長（藤本正一君） 本年度は、今回議会に提出いたしましたように、予算等はできあがっております。また、平成18年度からの予算等につきましても、前年度を下回る最高限度額を設定するものではなかろうかなと思っております。

現行の諸事業を根本から洗い直しまして、既定の経費の見直し等、また施設の適正化、またコストのかからない行政運営のための予算編成をしてくるだろうと思っております。

また、将来に向かってでございますけども、地方債、現在高の推移及び変化の見通し、また、財政調整基金等の運用の状況等、また中期財政計画の策定など、またその他に義務的経費の推移も把握していかなければならないと思っております。

私どもの今回からまた次の留意点につきましては、財源と見合った事業計画を受注していきたいと、そのように思っております。

平成18年度の来年度の予算編成になれば、今回は、平成17年、18年はキープができたといいたしましても、市町村合併等のことがございます。当然、そっちの方に予算等も大きく回るんじゃないかなと、合併していない市町村はどうしても減額等も大きくなるんじゃないかなと思っております。今、現在は、合併の進み具合は熊本県内よく見えておりません。また賛否両論、各市町村お話等があつてございますから、その見極めによっては、交付金としての財源がこれ以上にまた減ってくる可能性もあろうかなと、そのようにも思っております。できる限り、先ほど申しましたように、自主財源確保ということが一番の目的だろうと思っておりますし、依存財源に頼らなくていいように、やっていきたいと、そのように思っております。

○議長（相馬俊行君） 12番 三森義高君。

○12番（三森義高君） この問題につきましては、せっかく助役もおられますので、助役等の意見も拝聴いたしたいと思いますが、よろしくお願いいたします。

○議長（相馬俊行君） 助役 阿南哲也君。

○助役（阿南哲也君） 現在、我が国の財政は極めて厳しい状況にあることはご案内のとおりでございますが、地方財政も例外ではございません。特に、財政基盤の弱い自治体の家計と申しますか、中身は火の車になっておるといのが事実でございます。

一方で、地方分権でありますとか、今後の高齢化の進展などに伴いまして、地方自治体の果たす役割はますます大きくなっていくものと考えておるところでもございます。このため、行財政改革の推進などによりまして、地方財政の健全化を進めますとともに、地方自治体が地域の実情に応じた自主的な財政運営を行っていくことができますように、地方税財源の充実強化を図っていくことが肝要であろうかと思っております。

一方で、地方財政制度につきましては、国庫補助負担金、あるいは地方交付税、税源移譲を含みます税財源の配分のあり方を先ほど、ご質問ございましたが、三位一体改革という形で検討が進められておるところでございますが、地方財政を取り巻く環境は楽観を許さない状況だというふうに考えておるところでもございます。

このように、国の構造改革は、地方に対しましても、大きな影響を及ぼしているということは、ご承知のとおりであろうかと思っております。

今後の地方財政のあり方を考えてみます時に、地方自治体ができるだけ自主的な財政運営を行えるよう、国からの税源移譲を含め、地方税の拡充を図っていくことが必要じゃないかと思っております。

しかしながら、経済力の強い地域に今進めています三位一体改革の案では、税源が偏在するという問題もございまして、そのための調整機能としての地方交付税の果たす役割は依然として重要であるというふうに認識をいたしているところでございます。

また、ご指摘のように、本町の財政状況は、引き続き、財源不足が見込まれる極めて厳しい状況下でございます。本町の財政見通しといたしましては、本町の経済、あるいは財政収入が国全体の動きに連動してまいりますことから、国において構造改革が進展した場合を前提としておりますが、国の構造改革は未だに十分な達成をしているわけではございません。本町の財政健全化が図られるためには、構造改革等による一定の経済成長というものが不可欠というふうに考えておるところでもございます。

併せまして、本町自らの歳出の抑制、あるいは歳入確保の努力も必要と考えておりますが、構造改革の進展を期待しながら、今後とも三位一体の議論等を注視しな

がら、そして、事業の見直しなどをさらに進めてまいらなければならないと、このように考えております。

さらには、平成17年度以降、財政見通しも多額の財源不足が見込まれる状況ではございますが、引き続き、財政健全化の取り組みを推進しながら、財政の重点的、あるいは効率的な配分に努め、厳しい財政状況の中でも、重要政策課題を重点的かつ着実に推進をしていかなければならないと、私はこのように考えておるところでもございます。

また、町債残高につきましても、この前からの質疑等、ご意見等ちょうだいいたしておりますが、過去に行った類似の景気対策、また原資補填の対応のための町債の増発等により、今、63、4億の多額に上っているところでございますから、町債残高が累増しない財政投資体質を構築することを財政健全化の基本方針として取り組んでまいりたいと、このように考えておるところでございます。

以上でございます。

○議長（相馬俊行君） 12番 三森義高君。

○12番（三森義高君） はい、ありがとうございます。

さすがに数字に詳しい助役でございます。公債費を高めることなく、あくまでも健全化を進めていくと、尤もなことでございます。しかしながら、経済の発展を望むことは事実でございますけれども、これこそあてにはならない。地方は特に、これから先、何年かかるやもしれませんので、そこらあたりはちゃんと頭に入れてやっていただくというのが前提条件ではなかろうかと思えます。

それから、町長の昨年の6月の答弁の中で出すことよりも取ることが先決だというような答弁をされております。それについて、私も出すことよりも取ることが先決だということは、どういうことだろうかと申し上げたところ、そのための矯正施設であるというような答えを出されております。矯正施設については、議会でも審議し、一応、議会提案の中で審議をいたしております。ところが、いろいろと地元を回ってみますと、燦々囂々、猛烈な批判が出てきたというのも事実でございますし、今後、取り組むべき本当の矯正施設というものがどんなものか、非常に荒波の中の船出ではなかったらうかというような気もせんでもありません。

その中で、一応、ソフトの村というものが1候補でございましたけれども、座談会の中で、また2候補出てきたというようなことでございます。結果的には、3地区今、法務省の方に提出をしておるということでございます。しかしながら、今なおもって調査をいたしておるというようなことで、何にも見えてきません。それに

ついて、せつかくの機会でございます。質疑の中で話は出ておりましたけれども、今一度、町長の方から具体的にここらあたりをお示しいただきたいと思っております。

よろしく願いいたします。

○議長（相馬俊行君） 町長 藤本正一君。

○町長（藤本正一君） 矯正施設の件でございますけども、前回も申しましたように、今、高森町地域から3カ所出ております。この前申しましたように、蔵地団地、赤羽根地区、上色見のソフトの村と出ております。去年、法務省の方から電話がございまして、調査をしたいということでございました。3カ所調査地域をお願いいたしましたし、また、調査につきましては、事前にそういうお話しはいたしませんということでございました。自分達の方で調査をし、それに基づいて、ご返答申し上げますということでございました。この3月いっぱい大体調査は終わるということでございました。ただ、この前から申しますように、60数カ所のうちの何カ所が候補地として挙がるのかがまだはっきりいたしていないところでございます。議会が終了いたしましたならば、早急に上京いたしまして、そのあたりが本当に高森町の方にも矯正施設の設置がなされるかどうかも含めまして、お聞きしてまいりたいと、そのようにも思っております。

○議長（相馬俊行君） 12番 三森義高君。

○12番（三森義高君） 矯正施設については、あくまでも法務省の返答待ちということで、未だはっきりした形は出てきておりません。これは、60数カ所といわれます数字が法務省に提出されておるとい話も伺っておりますし、大変不透明な部分ではなかろうかと思っております。そういうことでありますし、地元とのコンセンサス、冒頭にも申しましたように、地域との連携の中でやっていかないと、いろいろ事業を進める上において、非常に今後の町政運営に支障を来すという部分で危惧している面もございます。私は、意見の中でいつも申しておりますが、あくまでもこの矯正施設については、場所等の選定が必要ではないですかというような意見もしておりました。しかしながら、あくまでも日にちがながい、多く提出されておるということで、慌てられて出した経緯もございます。そういうことを踏まえますと、本当に地域との連携の中で、誘致というものが本当にできるのであろうか、大変危惧しているところでございます。そこらあたりも考慮に入れられ、今後の法務省との接点も見出していただきたいと思いますと思うわけでございます。

また、6月の中で、部落水道のこともちょっと申し上げました。これについては、早速今年度の予算に出てきております。こういうことで、部落水道というもの

が今後、簡易水道に移行せざるを得んという部分、6.7%のまだ未普及率があるという、この部分について、どう今後対応していくのか、この一つではございません。これについては、今、建設経済の中で検討されております。または、今後、このような形で部落水道が出てまいります。こういう厳しい中で、現実、ハード面のこういう事業が出てまいりますと、町としても、本当に苦慮する部分ではなかろうか、ここらあたりが一番心配しておりました関係上、6月の議会で申し上げたところでございますが、出すことよりも取ることだと、しかしながら、出さざるを得んと、事業に取り組みざるを得んというのが現実ではなかろうかと、確かに私はわかります。飲み水というものは、これは生活する上においては不可欠でございます。これを省くわけにはまいりません。当然、出てくるものでございますし、取り組みざるを得ないということでございますので、これについては、建設経済で現在やっておられますので、建設経済の意向を踏まえて、がんばっていただきたいと、かように思うわけでございますが、これについては、もう答弁は結構でございます。

それから、いろいろと予算面の中で申しております。一番心配しておりますのが、高齢化ということで、皆さん方もご存じのように、特別会計、これについて現在、健康保険、老人保健、それから介護保険というものが12年度から執り行われております。

健康保険の推移を見てみますと、平成6年度においては、一般会計からの繰入、健康保険につきましては6,736万9,000円と、約7,000万円ほど、また老人保健につきましては4,534万2,000円ということで、約4,500万円ほど繰り入れております。平成11年度にまいりますと、健康保険につきましては1億100万円、この時はたまたま不祥事というものもございまして、1億円の数字を一遍に支払ったというような時期でもございます。

それから、老人保健にいたしますと8,300万円、それから介護保険、13年度の決算報告をちょっと拾ってみたわけですが、これに9,600万円ほど一般会計から持ち出してあります。15年になりますと、健康保険が8,119万円、老人につきましても6,700万円、介護につきましては8,700万円と、合わせますと2億3,500万円という数字が一般会計からどんどん膨らんできているというのが特別会計の現実ではなかろうかと思えます。

なかなかこうして見ますと、本当に高森町の財政というものが厳しくなっておるというのがひしひしと気に掛かっておる現実でございます。これは町として打ち切るわけにはまいりません。あえて特別会計は特別会計の中で運営ができますならば

結構でございますけれども、現実、そうはまいりません。あくまでも一般会計から繰り入れていかなければならないというのが現実でございます。

そういう中において、今後、ハード面、ソフト面といろいろな取り組みをなすためには、先ほども申したように、本当にこのままでいいのか。今一度、町長と助役にお答えをいただきたいと思いますが、よろしく願いいたしたいと思っております。

○議長（相馬俊行君） 町長 藤本正一君。

○町長（藤本正一君） 特別会計の件でございますけれども、水道関係にいたしましても、その経費の10%を一般会計から繰り入れるとか、順次出されておりますし、この国民健康保険にいたしましても、高森町だけの問題じゃなく、全国的な問題が多く出ております。また、老人保健にいたしましても、本来ならば、老人保健等はこの介護保険等ができた時には、老人保健等は本来いうならば、差が少しは、少しといいますと、ちょっと言葉が悪うございますけれども、下がるべきところが逆に老人保健の方はそのまま推移し、介護保険だけが高森町といたしましても、5億数千万円のその後の推移がいたしております。それほど福祉関係に力を入れております。この中にやはり介護関係にいたしましても12.5%と、いろんなルールがございます。今、一般会計から繰り入れておりますけれども、この対策は、全体的な対策を町独自じゃなく、県また国に対しましても、お願いをしていきたいと思っております。

高森町だけの問題じゃなく、全体的な解決策を見出していただくように、お願いをする意外にはないと、そのようにも今、思っているところでございます。

○議長（相馬俊行君） 助役 阿南哲也君。

○助役（阿南哲也君） 一般会計から特別会計へ繰り出すことで、これは、繰出基準ということで決まっておるわけでございますが、詳細な数値をとらえまして、ご提言をいただきましたことにつきまして、ありがたく感謝を申し上げます。

私どもも、こうした角度からご提言をいただきますと、やはり特別会計の独立採算性というのを極めて利用していかなければならないというふうにつくづく感じたような次第でございます。今後は、一般会計に頼ることなく、なるべく特別会計、独立採算にいけるような運営方式に向かって邁進をしてみたいというふうに思っております。

○議長（相馬俊行君） 12番 三森義高君。

○12番（三森義高君） はい、ありがとうございます。

いろいろと財政面についての質問をいたしました。それに伴う機構改革というこ

とで、2番目に提案をしているわけでございます。これこそ6月の議会でも提案をいたしております。総合案内の件、あるいは臨時職員の件、学校統合、保育園統合、あるいは三役、管理職、補佐制の件と、いろいろと質問をしたわけでございます。それこそ、機構改革については、現在なされておりますが、どの程度なされておるのか、これはあくまでもまだ私どもも聞いておりませんので、どの程度できておるのかわからないわけでございますけれども、あくまでも機構改革というものは、柱があって機構改革をするのではなからうか、機構改革が現時点いろいろと検討会の中で知識人を入れて検討がなされております。その中で、柱というものが本当にあるのか、機構改革だけに走っておるのか。そこらあたりを町長にお尋ねいたしたいと思っております。

○議長（相馬俊行君） 町長 藤本正一君。

○町長（藤本正一君） 三森議員さんから前回は質問を受けたかなと思っております。今、機構改革は内部の検討委員会の方々にもお願いをして、どういうものを改革するのかということでございますけれども、先ほど言いましたように、職員の方々の意識改革、また、町におきます職員の方々が各課に点在してございますし、いろんな意味で、ロスと申しますか、そういう分があるのではなからうかなというのも見直しながら、今回の機構改革の素案ができておるところでございます。いろいろと各部分において、詳細に改革していきたいと、そのようにも思っておるところでございます。

先ほど申しましたように、早く説明をすれば良かった訳ですけども、少し説明等がおくれております。内部につきましては、素案はできておりますので、担当課長に説明をいたさせます。

○議長（相馬俊行君） 総務課長 岩下健治君。

○総務課長（岩下健治君） お答えをいたします。

この行財政改革検討委員会、いわゆる内部の職員によります検討委員会、これは16年の2月から大体係長職含めまして、私含めまして14名で検討をいたしてきております。昨年11月の終わりに、住民代表ということで、それぞれの地区の代表の方、それにプラスの女性代表ということで5名の民間の委員さんをまじえ、住民代表の方とは3回ほど検討を重ねてまいっております。

そこで、3月の初めに、町長の方に我々内部検討委員会と住民代表の検討委員会の機構改革についての提言ということで、町長にご提言を申し上げたところでございます。基本的な考え方といたしましては、簡素で効率的な組織機構に改編し、事

務事業の円滑化を図ることによって、住民サービスの低下を招かないための町独自の組織体制を確立するというような基本的な考え方で取り組んでまいっております。

一番大きい改編といいますのは、現在の9課・3出張所・1室・1センター・3事務局を4課・2出張所・1室・2事務局に統合するというところでございます。

これによりまして、私達管理職、今17名おりますけれども、それが9名で終わるといようなこととなります。その中でも財政改革も含めまして、人件費の削減策も考えております。普通地方公共団体の財政規模、人口等によります定員モデル数の85人に最も近づきたいという考え方から、平成18年度から23年までの間の退職者数が25名おります。それに伴います新規採用者を6名程度ということで、町長部局で16名ぐらいの削減になるということをご提言し、その間に、職員の昇級等も勘案しましても、今の予算から1億1,000万円ぐらいの人件費の削減ができるんじゃないかというふうに思っております。

後は、課の統廃合でもっていくのか、グループ制をつくるのかということの議論もしております。係制度にし、係長の廃止をしたいと、職員については課付けということを考えております。

先ほど、ちょっと臨時職員の件ですけれども、そういうやつにつきましては、本年度から取り組むべき事項ということで、ちょっと意思の疎通か意見の説明が悪かったのかわかりませんが、臨時職員の配置を昨年の半分程度に今年度いたしております。

午
前午後で分けて対応をさせるとか、そういうことを考えてくれということで、課所長会議によりまして、今までどおりにいきませんよということをご説明を申し上げ、今回の予算の削減をいたしております。

大きな機構改革といたしましては、以上のことでございます。

○議長（相馬俊行君） 12番 三森義高君。

○12番（三森義高君） はい、ありがとうございます。

ただいまの答弁を聞きますと、本当に真摯に私も受け止めたいと思います。冒頭の質問で私じゃなくて、1回生の議員の質問の中で、議会の方も14から10にしましたというような報告をされております。議会としても、本当に苦しい中でも賛成せざるを得ないというのが現状ではなかろうかと、お互いにそこまで受け止めて、はっきり言って、緊縮財政の中で、今後取り組むべき姿に自らをもっていかな

ければならないという考えのもとで10になったという経緯でございますので、ここらあたりも執行部といたしましても、真摯に受け止められ、これから先の本当の能力的な部分で競い合って、少ない人数でもやっていけるんだという意識を持って、今後臨んでいただきたいと、かように思うわけでございます。

それから、最後になりますけれども、財政的な面の意識の改革と申しますか、町民の関心度を問うために、当初予算の広報紙の改編ということで、企画財政課長に申し上げたいと思います。と申しますのが、一応、水俣の広報紙を取りそろえております。なぜこれを上げるかというところ、結果的に、当初予算の財政事情ということで、家庭の一個人、1人当たりいくらですよと、家庭に振り替えて報告してあるわけです。高森の場合は、円グラフの中にこう圧縮されて書いてございますので、なかなか専門用語をつかみきれない、公債費とは何物かと、借金ですよと言えわかりません。ところが、これはちゃんとした家庭の中で借金は借金ですよと、カードローンですよという形で示してございます。そして、1人当たりいくらですよということでございます。これを見ていただくと、町民の方も本当に町の財政というものは、どうせざるを得ないといかんのか、私は知っていただける一つの方法ではなかろうかという気がいたしますので、これについて、企画財政課長の方にちょっと答弁をお願いしたいと思っております。

○議長（相馬俊行君） 企画財政課長 村上源喜君。

○企画財政課長（村上源喜君） 町の財政を知っていただくということは、今後、また厳しい状況の中で痛みを伴う部分も出てまいるかと思っておりますので、そういった資料、私達も目にすることがございますので、なるべくわかりやすく状況がわかるようなことで、広報の方で上げていきたいというふうに考えます。

○議長（相馬俊行君） 12番 三森義高君。

○12番（三森義高君） 先般、行財政改革委員会において、2月19日ですが、第4回の自治体フォーラムに参加してまいりました。これは、学園大であったわけですが、この中で、長野県の栄村の村長、高橋彦芳氏の出されておる部分でございますが、一人一人が生き生きと持てる能力を発揮できる環境づくりを進めると、また、2番目に自然を大切に、地域の歴史文化を踏まえ、生活条件を整備すると、また、3つ目に村民の自主性と連帯性を進め、村民の総意と力を生かした村づくりを進めると、基本的な考えを示されております。これについては、高森にも基本理念の下でつくってございます。似通った部分もございまして、ここなりの施策をこれに準じて行っておられる報告をなさいました。大変感心したところ

でございます。そこには阿蘇郡の合併できなかつた村長さんも1人お見えでございました。熱心に聞いておられます。いかに取り組む姿勢というものが大事であるかというものを痛感したところでございます。

こういうことを今後も町としても、このような気持ちを持って、前向きに取り組んでいただきたいなということを申し上げまして、私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（相馬俊行君） 12番 三森義高君の質問を終わります。

これで、一般質問は終了いたしました。

-----○-----

○議長（相馬俊行君） 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

なお、傍聴者の方々につきましては、大変ご多忙の中、1日傍聴いただきまして、誠にありがとうございました。

本日は、これで散会いたします。お疲れでした。

-----○-----

散会 午後3時03分

3 月 1 7 日 (木)

(第 4 日)

平成17年第1回高森町議会定例会（第4号）

平成17年3月17日
午前10時08分開議
於 議 場

1. 議事日程

開議宣告

- 日程第1 高森町選挙管理委員及び補充員の選挙について
日程第2 意見案第1号 「人権侵害の救済に関する法律」の早期制定を求める意見書について
日程第3 付託案件の委員長報告並びに採決について
日程第4 議員派遣の件について
日程第5 特別委員長報告について

2. 出席議員は次のとおりである。（14名）

1 番	宇 藤 敬 君	2 番	白 石 博 昭 君
3 番	山 室 克 尋 君	4 番	山 村 將 護 君
5 番	甲 斐 直 三 君	6 番	野 中 謙 三 君
7 番	本 田 生 一 君	8 番	甲 斐 廣 國 君
9 番	後 藤 和 昭 君	10 番	甲 斐 正 一 君
11 番	相 馬 俊 行 君	12 番	三 森 義 高 君
13 番	佐 伯 金 也 君	14 番	後 藤 英 範 君

3. 欠席議員は次のとおりである。（0名）

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名（21名）

町 長	藤 本 正 一 君	助 役	阿 南 哲 也 君
収 入 役	芹 口 誓 彰 君	教 育 長	渡 辺 哲 郎 君
総 務 課 長	岩 下 健 治 君	企画財政課長	村 上 源 喜 君
商工観光課長	佐 伯 実 範 君	住民生活課長	瀬 井 公 吉 郎 君
保健福祉課長	佐 伯 秀 和 君	税 務 課 長	後 藤 秀 希 君

農林振興課長	岩 下 光 広 君	建 設 課 長	色 見 隆 夫 君
水資源対策課長	桐 原 一 紀 君	高森中央出張所長	田 上 真 一 君
草部出張所長	岩 下 生 人 君	野尻出張所長	総務課長兼務
教育委員会事務局長	廣 木 富 八 君	収 入 役 室 長	岩 下 昭 久 君
農業委員会事務局長	二子石 衛 君	オーガニックアグリ センター長	杉 田 則 秋 君
企画財政課長補佐	甲 斐 敏 文 君	総務課長補佐	古 澤 建 生 君

5. 本会議に職務のため出席した者の職氏名（2名）

議会事務局長	長 尾 和 博 君	議会事務局次長	古 庄 良 一 君
--------	-----------	---------	-----------

開議 午前10時05分

-----○-----

○議長（相馬俊行君） おはようございます。

これから、本日の会議を開きます。

町長から発言の申し出がっておりますので、これを許可します。

町長 藤本正一君。

○町長（藤本正一君） おはようございます。

昨日の12番 三森議員さんの一般質問の答弁の中で、臨時職員人件費削減に対しての答弁において、

_____発言をいたしました。大変不適切でありましたので、発言の取り消しをよろしくお願いをいたします。

○議長（相馬俊行君） 総務課長から発言の申し出がっておりますので、これを許可します。

総務課長 岩下健治君。

○総務課長（岩下健治君） おはようございます。

昨日の12番 三森議員さんの一般質問答弁の中で、臨時職員人件費削減に係る部分において、

_____発言をいたしました。不適切でありましたので、発言の取り消しをよろしくお願いをいたします。

○議長（相馬俊行君） いずれも許可をいたします。

お諮りいたします。

お手元に配布してあります日程にしたがって、議事を進めたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相馬俊行君） 異議なしと認めます。それでは、日程にしたがって議事を進めます。

-----○-----

日程第1 高森町選挙管理委員及び補充員の選挙について

○議長（相馬俊行君） 日程第1 高森町選挙管理委員及び補充員の選挙を行います。

お諮りいたします。

選挙管理委員及び補充員の選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定によって、指名推薦としたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相馬俊行君） 異議なしと認めます。よって、選挙の方法は、指名推薦で行うことに決定いたしました。

お諮りいたします。

選挙管理委員及び補充員の指名の方法については、議長が指名することにしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相馬俊行君） 異議なしと認めます。よって、議長が指名することに決定いたしました。

高森町選挙管理委員には、宇藤實雄君、岩下弘三君、井上英雄君、野尻善人君。以上の方を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま、議長が指名しました方を高森町選挙管理委員の当選人と定めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相馬俊行君） 異議なしと認めます。よって、ただいま指名しました宇藤實雄君、岩下弘三君、井上英雄君、野尻善人君。以上の方が、高森町選挙管理委員に当選されました。

次に、高森町選挙管理委員補充員には、第1順位、鶴林孝夫君、第2順位、佐伯誠登君、第3順位、後藤幸光君、第4順位、林 淳一君。以上の方を指名します。

お諮りいたします。

ただいま、議長が指名しました方を高森町選挙管理委員補充員の当選人と定めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相馬俊行君） 異議なしと認めます。よって、ただいま指名しました第1順位、鶴林孝夫君、第2順位、佐伯誠登君、第3順位、後藤幸光君、第4順位、林 淳一君。以上の方が順序のとおり高森町選挙管理委員補充員に当選されました。

なお、委員及び補充員の詳細については、お手元に配布しました名簿のとおりであります。

-----○-----

日程第2 意見案第1号 「人権侵害の救済に関する法律」の早期制定を求める意見書について

○議長（相馬俊行君） 日程第2 意見案第1号、「人権侵害の救済に関する法律」の早期制定を求める意見書についてを議題といたします。

本案について、趣旨説明を求めます。提出者を代表いたしまして3番 山室克尋君。

○3番（山室克尋君） おはようございます。3番 山室でございます。

提出者を代表いたしまして、「人権侵害の救済に関する法律」の早期制定を求める意見書の趣旨説明をいたします。

皆様もご存じのとおり、人権侵害はさまざまな形で、また、さまざまな場所で発生しております。意見書の中にもありますように、郡内においては、元ハンセン病患者に対する宿泊拒否問題などが代表的なものであると思います。これらの人権侵害の被害救済を迅速かつ効果的に行うためにも、人権救済に関する法律の制定は急務であると考えます。

このようなことから、人権侵害の救済に関する法律の早期制定を求め、関係機関に強く要望するものであります。

よって、このことを十分理解いただきますよう、お願いいたしまして、趣旨説明といたします。

○議長（相馬俊行君） 趣旨説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相馬俊行君） 質疑なしと認めます。

討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相馬俊行君） 討論なしと認めます。

お諮りいたします。

本意見案については、原案のとおり採択したいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相馬俊行君） 異議なしと認めます。よって、意見案第1号、「人権侵害の救済に関する法律」の早期制定を求める意見書については、原案のとおり採択することに決定いたしました。

-----○-----

日程第3 付託案件の委員長報告並びに採決について

○議長（相馬俊行君） 日程第3 付託案件の委員長報告並びに採決を議題とします。

-----○-----

議案第3号 高森町個人情報保護条例の制定について

○議長（相馬俊行君） 議案第3号、高森町個人情報保護条例の制定については、総務常任委員会に付託してありましたので、委員長の報告を求めます。総務常任委員長 甲斐廣國君。

○総務常任委員長（甲斐廣國君） 8番 甲斐です。

総務常任委員会に付託されました議案第3号、高森町個人情報保護条例の制定については、3月15日午後1時50分より、第3・4委員会室において、委員全員出席のもと、総務課 岩下課長、古沢課長補佐、甲斐、安方、野尻、田上各係長出席のもとで詳細に説明を受け、慎重に審議した結果、全員異議なく可とすることに決しました。

報告終わります。

○議長（相馬俊行君） 委員長の報告が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相馬俊行君） 質疑なしと認めます。

討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相馬俊行君） 討論なしと認めます。

お諮りいたします。

本案については、委員長の報告のとおり決定したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相馬俊行君） 異議なしと認めます。よって、議案第3号、高森町個人情報保護条例の制定については、委員長の報告のとおり可決されました。

-----○-----

議案第4号 高森町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の制定について

○議長（相馬俊行君） 議案第4号、高森町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の制定については、総務常任委員会に付託してありましたので、委員長の報告を求めます。総務常任委員長 甲斐廣國君。

○総務常任委員長（甲斐廣國君） 8番 甲斐です。

総務常任委員会に付託されました議案第4号、高森町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の制定については、3月15日午後1時50分より、第3・4委員会室において、委員全員出席のもと、総務課 岩下課長、古沢課長補佐、甲斐、安方、野尻、田上各係長出席のもとで詳細に説明を受け、慎重に審議した結果、全員異議なく可とすることに決しました。

報告終わります。

- 議長（相馬俊行君） 委員長の報告が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（相馬俊行君） 質疑なしと認めます。

討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（相馬俊行君） 討論なしと認めます。

お諮りいたします。

本案については、委員長の報告のとおり決定したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（相馬俊行君） 異議なしと認めます。よって、議案第4号、高森町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の制定については、委員長の報告のとおり可決されました。

-----○-----

議案第8号 高森東中学校給食共同調理場設置条例の一部を改正する条例について

- 議長（相馬俊行君） 議案第8号、高森東中学校給食共同調理場設置条例の一部を改正する条例については、文教厚生常任委員会に付託してありましたので、委員長の報告を求めます。文教厚生常任委員長 野中謙三君。

- 文教厚生常任委員長（野中謙三君） 6番 野中です。

議案第8号、高森東中学校給食共同調理場設置条例の一部を改正する条例については、3月11日、文教厚生常任委員全員出席のもと、教育委員会、教育長、事務局次長、係長出席のもと、慎重に審議した結果、原案のとおり全員異議なく可とすることに決しました。

以上、報告終わります。

- 議長（相馬俊行君） 委員長の報告が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相馬俊行君） 質疑なしと認めます。

討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相馬俊行君） 討論なしと認めます。

お諮りいたします。

本案については、委員長の報告のとおり決定したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相馬俊行君） 異議なしと認めます。よって、議案第8号、高森東中学校給食共同調理場設置条例の一部を改正する条例については、委員長の報告のとおり可決されました。

-----○-----

議案第9号 高森町生涯学習施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（相馬俊行君） 議案第9号、高森町生涯学習施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例については、文教厚生常任委員会に付託してありましたので、委員長の報告を求めます。文教厚生常任委員長 野中謙三君。

○文教厚生常任委員長（野中謙三君） 6番 野中です。

文教厚生常任委員会に付託されました議案第9号、高森町生涯学習施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例については、3月11日、第2委員会室において、全委員出席のもと、関係教育委員会全員出席のもと、慎重に審議した結果、原案のとおり全員異議なく可とすることに決しました。

報告終わります。

○議長（相馬俊行君） 委員長の報告が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相馬俊行君） 質疑なしと認めます。

討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相馬俊行君） 討論なしと認めます。

お諮りいたします。

本案については、委員長の報告のとおり決定したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（相馬俊行君） 異議なしと認めます。よって、議案第9号、高森町生涯学習施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例については、委員長の報告のとおり可決されました。

-----○-----

議案第10号 高森町立小・中学校施設等の開放に関する条例の一部を改正する条例
について

- 議長（相馬俊行君） 議案第10号、高森町立小・中学校施設等の開放に関する条例の一部を改正する条例については、文教厚生常任委員会に付託してありましたので、委員長の報告を求めます。文教厚生常任委員長 野中謙三君。

- 文教厚生常任委員長（野中謙三君） 6番 野中です。

文教厚生常任委員会に付託されました議案第10号、高森町立小・中学校施設等の開放に関する条例の一部を改正する条例については、3月11日、第2委員会室において、全委員出席のもと、教育委員会教育長、事務局長、次長、係長出席のもと、慎重に審議した結果、原案のとおり全員異議なく可とすることに決しました。報告終わります。

- 議長（相馬俊行君） 委員長の報告が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（相馬俊行君） 質疑なしと認めます。

討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（相馬俊行君） 討論なしと認めます。

お諮りいたします。

本案については、委員長の報告のとおり決定したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（相馬俊行君） 異議なしと認めます。よって、議案第10号、高森町立小・中学校施設等の開放に関する条例の一部を改正する条例については、委員長の報告の

とおりの可決されました。

-----○-----

議案第 11 号 高森町保育所条例の一部を改正する条例について

○議長（相馬俊行君） 議案第 11 号、高森町保育所条例の一部を改正する条例については、文教厚生常任委員会に付託してありましたので、委員長の報告を求めます。
文教厚生常任委員長 野中謙三君。

○文教厚生常任委員長（野中謙三君） 6 番 野中です。

文教厚生常任委員会に付託されました議案第 11 号、高森町保育所条例の一部を改正する条例については、3 月 15 日午前 10 時より、町民福祉課課長、課長補佐、係長に出席を求め、全委員出席のもと、協議した結果、全員異議なく可とすることに決しました。

報告終わります。

○議長（相馬俊行君） 委員長の報告が終わりましたので、これから質疑を行います。
質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相馬俊行君） 質疑なしと認めます。

討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相馬俊行君） 討論なしと認めます。

お諮りいたします。

本案については、委員長の報告のとおり決定したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相馬俊行君） 異議なしと認めます。よって、議案第 11 号、高森町保育所条例の一部を改正する条例については、委員長の報告のとおり可決されました。

-----○-----

議案第 12 号 高森町営住宅条例の一部を改正する条例について

○議長（相馬俊行君） 議案第 12 号、高森町営住宅条例の一部を改正する条例については、建設経済常任委員会に付託してありましたので、委員長の報告を求めます。
建設経済常任委員長 後藤和昭君。

○建設経済常任委員長（後藤和昭君） 9 番 後藤です。

議案第 12 号、建設経済常任委員会に付託されました議案第 12 号、高森町営住

宅条例の一部を改正する条例については、全委員出席のもと、平成17年3月11日、第1委員会室において、午前10時から、建設課長、課長補佐、並びに担当係長の出席を求め、内容について詳細に説明を受けたあと、慎重に審議した結果、全員異議なく可とすることに決しました。

以上、報告終わります。

○議長（相馬俊行君） 委員長の報告が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相馬俊行君） 質疑なしと認めます。

討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相馬俊行君） 討論なしと認めます。

お諮りいたします。

本案については、委員長の報告のとおり決定したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相馬俊行君） 異議なしと認めます。よって、議案第12号、高森町営住宅条例の一部を改正する条例については、委員長の報告のとおり可決されました。

-----○-----

議案第13号 高森町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（相馬俊行君） 議案第13号、高森町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例については、総務常任委員会に付託してありましたので、委員長の報告を求めます。総務常任委員長 甲斐廣國君。

○総務常任委員長（甲斐廣國君） 8番 甲斐です。

総務常任委員会に付託されました議案第13号、高森町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例については、3月15日午後1時50分より、第3・第4委員会室において、全委員出席のもと、総務課 岩下課長、古沢課長補佐、ほか各係長出席のもと、詳細に説明を受け、慎重に審議した結果、全員異議なく可とすることに決しました。

終わります。

○議長（相馬俊行君） 委員長の報告が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相馬俊行君） 質疑なしと認めます。

討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相馬俊行君） 討論なしと認めます。

お諮りいたします。

本案については、委員長の報告のとおり決定したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相馬俊行君） 異議なしと認めます。よって、議案第13号、高森町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例については、委員長の報告のとおり可決されました。

-----○-----

議案第14号 町道の路線の認定について

議案第15号 町道の路線の廃止について

○議長（相馬俊行君） 議案第14号、町道の路線の認定について、及び議案第15号、町道の路線の廃止についてを一括議題といたします。議案第14号及び議案第15号については、建設経済常任委員会に付託してありましたので、委員長の報告を求めます。建設経済常任委員長 後藤和昭君。

○建設経済常任委員長（後藤和昭君） 9番 後藤です。

建設経済常任委員会に付託されました議案第14号、町道の認定について、また15号の廃止路線については、3月11日、第1委員会室において、午前10時から、建設課長、並びに担当係長、課長補佐の出席を求め、内容について詳細に説明を受けたあと、現地確認を行い、慎重に審議した結果、地域の状況及び危機管理道路の観点から、全員異議なく可とすることに決しました。

以上、報告終わります。

○議長（相馬俊行君） 委員長の報告が終わりましたので、これから、議案第14号及び議案第15号について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相馬俊行君） 質疑なしと認めます。

これから、議案第14号及び議案第15号について討論を行います。討論はあり

ませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相馬俊行君） 討論なしと認めます。

これから、議案第14号及び議案第15号について採決いたします。

お諮りいたします。

議案第14号及び議案第15号については、委員長の報告のとおり決定したいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相馬俊行君） 異議なしと認めます。よって、議案第14号及び議案第15号については、委員長の報告のとおり可決されました。

-----○-----

議案第16号 平成16年度高森町一般会計補正予算について

○議長（相馬俊行君） 議案第16号、平成16年度高森町一般会計補正予算については、各常任委員会に付託してありましたので、各委員長の報告を求めます。総務常任委員長 甲斐廣國君。

○総務常任委員長（甲斐廣國君） 8番 甲斐です。

総務常任委員会に付託されました議案第16号、平成16年度高森町一般会計補正予算については、3月11日午前10時より、第3・4委員会室において、委員全員出席のもと、岩下会計室長、田上中央出張所長、岩下草部出張所長、岩下野尻出張所長、同日午前11時10分より、税務課 後藤課長、岩下課長補佐、税務課につきましては、申告時であり、他の係長はどうしても外せないということで2人だけの出席を求めました。同じく3月15日午前10時より、同委員会室において、委員全員出席のもと、企画財政課 村上課長、甲斐課長補佐、沼田係長、同日午後1時50分より、総務課 岩下課長、古沢課長補佐他各係長の出席を求め、詳細に説明を受け、慎重に審議した結果、全員異議なく可とすることに決しました。

報告終わります。

○議長（相馬俊行君） 文教厚生常任委員長 野中謙三君。

○文教厚生常任委員長（野中謙三君） 6番 野中です。

文教厚生常任委員会に付託されました議案第16号、平成16年度高森町一般会計補正予算については、3月11日午前10時より、3月15日同じく午前10時より、それぞれ各関係課長、課長補佐、係長に出席を求め、全委員出席のもと、慎重に審議した結果、全員異議なく可とすることに決しました。

報告終わります。

○議長（相馬俊行君） 建設経済常任委員長 後藤和昭君。

○建設経済常任委員長（後藤和昭君） 建設経済常任委員会に付託されました議案第16号、平成16年度高森町一般会計補正予算については、第1委員会室において、3月11日、農林振興課、商工観光課、それからアグリセンター、農業委員会事務局の各課長、所長並びに各担当係長に出席を求め、内容について詳細に説明を受け、慎重に審議した結果、全員異議なく可とすることに決しました。

なお、水資源対策課に対しましては、3月15日午前9時より行いました。

以上、報告終わります。

○議長（相馬俊行君） 委員長の報告が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相馬俊行君） 質疑なしと認めます。

討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相馬俊行君） 討論なしと認めます。

お諮りいたします。

本案については、各委員長の報告のとおり決定したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相馬俊行君） 異議なしと認めます。議案第16号、平成16年度高森町一般会計補正予算については、各委員長の報告のとおり可決されました。

-----○-----

議案第17号 平成16年度高森町国民健康保険特別会計補正予算について

○議長（相馬俊行君） 議案第17号、平成16年度高森町国民健康保険特別会計補正予算については、総務常任委員会に付託してありましたので、委員長の報告を求めます。総務常任委員長 甲斐廣國君。

○総務常任委員長（甲斐廣國君） 8番 甲斐です。

総務常任委員会に付託されました議案第17号、平成16年度高森町国民健康保険特別会計補正予算については、3月11日午前11時10分より、第3・4委員会室において、委員全員出席のもと、税務課 後藤課長、岩下課長補佐に出席を求め、慎重に審議した結果、全員異議なく可とすることに決しました。

報告終わります。

- 議長（相馬俊行君） 委員長の報告が終わりましたので、これから質疑を行います。
質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（相馬俊行君） 質疑なしと認めます。
討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（相馬俊行君） 討論なしと認めます。
お諮りいたします。

本案については、委員長の報告のとおり決定したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（相馬俊行君） 異議なしと認めます。よって、議案第17号、平成16年度高森町国民健康保険特別会計補正予算については、委員長の報告のとおり可決されました。

-----○-----

議案第18号 平成16年度高森町老人保健特別会計補正予算について

- 議長（相馬俊行君） 議案第18号、平成16年度高森町老人保健特別会計補正予算については、総務常任委員会に付託してありましたので、委員長の報告を求めます。総務常任委員長 甲斐廣國君。

- 総務常任委員長（甲斐廣國君） 8番 甲斐です。

総務常任委員会に付託されました議案第18号、平成16年度高森町老人保健特別会計補正予算については、3月11日午前11時10分より、第3・4委員会室において、委員全員出席のもと、税務課 後藤課長、岩下課長補佐に出席を求め、詳細に説明を受け、慎重に審議した結果、全員異議なく可とすることに決しました。

終わります。

- 議長（相馬俊行君） 委員長の報告が終わりましたので、これから質疑を行います。
質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（相馬俊行君） 質疑なしと認めます。
討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相馬俊行君） 討論なしと認めます。

お諮りいたします。

本案については、委員長の報告のとおり決定したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相馬俊行君） 異議なしと認めます。よって、議案第18号、平成16年度高森町老人保健特別会計補正予算については、委員長の報告のとおり可決されました。

-----○-----

議案第19号 平成16年度高森町介護保険特別会計補正予算について

○議長（相馬俊行君） 議案第19号、平成16年度高森町介護保険特別会計補正予算については、文教厚生常任委員会に付託してありましたので、委員長の報告を求めます。文教厚生常任委員長 野中謙三君。

○文教厚生常任委員長（野中謙三君） 6番 野中です。

文教厚生常任委員会に付託されました議案第19号、平成16年度高森町介護保険特別会計補正予算については、3月15日午前10時より、各関係課長、課長補佐、係長に出席を求め、全委員出席のもと、慎重に審議した結果、全員異議なく可とすることに決しました。

報告終わります。

○議長（相馬俊行君） 委員長の報告が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相馬俊行君） 質疑なしと認めます。

討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相馬俊行君） 討論なしと認めます。

お諮りいたします。

本案については、委員長の報告のとおり決定したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相馬俊行君） 異議なしと認めます。よって、議案第19号、平成16年度高

森町介護保険特別会計補正予算については、委員長の報告のとおり可決されました。

-----○-----

議案第20号 平成16年度高森町簡易水道事業特別会計補正予算について

○議長（相馬俊行君） 議案第20号、平成16年度高森町簡易水道事業特別会計補正予算については、建設経済常任委員会に付託してありましたので、委員長の報告を求めます。建設経済常任委員長 後藤和昭君。

○建設経済常任委員長（後藤和昭君） 9番 後藤です。

建設経済常任委員会に付託されました議案第20号、平成16年度高森町簡易水道事業特別会計補正予算について、3月15日、第1委員会室において、午前9時から、水資源対策課課長並びに係長に出席を求め、内容について詳細に説明を受け、慎重に審議した結果、全員異議なく可とすることに決しました。

以上、報告終わります。

○議長（相馬俊行君） 委員長の報告が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相馬俊行君） 質疑なしと認めます。

討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相馬俊行君） 討論なしと認めます。

お諮りいたします。

本案については、委員長の報告のとおり決定したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相馬俊行君） 異議なしと認めます。よって、議案第20号、平成16年度高森町簡易水道事業特別会計補正予算については、委員長の報告のとおり可決されました。

-----○-----

議案第21号 平成16年度高森町農業用水供給事業特別会計補正予算について

○議長（相馬俊行君） 議案第21号、平成16年度高森町農業用水供給事業特別会計補正予算については、建設経済常任委員会に付託してありましたので、委員長の報告を求めます。建設経済常任委員長 後藤和昭君。

○建設経済常任委員長（後藤和昭君） 建設経済常任委員会に付託されました議案第21号、平成16年度高森町農業用水供給事業特別会計補正予算については、全委員出席のもと、3月15日、第1委員会室において、午前9時から、水資源対策課課長並びに係長に出席を求め、内容について詳細に説明を受け、慎重に審議した結果、全員異議なく可とすることに決しました。

以上、報告終わります。

○議長（相馬俊行君） 委員長の報告が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相馬俊行君） 質疑なしと認めます。

討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相馬俊行君） 討論なしと認めます。

お諮りいたします。

本案については、委員長の報告のとおり決定したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相馬俊行君） 異議なしと認めます。よって、議案第21号、平成16年度高森町農業用水供給事業特別会計補正予算については、委員長の報告のとおり可決されました。

-----○-----

議案第22号 平成16年度高森町鉄道経営対策事業基金特別会計補正予算について

○議長（相馬俊行君） 議案第22号、平成16年度高森町鉄道経営対策事業基金特別会計補正予算については、総務常任委員会に付託してありましたので、委員長の報告を求めます。総務常任委員長 甲斐廣國君。

○総務常任委員長（甲斐廣國君） 8番 甲斐です。

総務常任委員会に付託されました議案第22号、平成16年度高森町鉄道経営対策事業基金特別会計補正予算については、3月15日午前10時より、第3・4委員会室において、企画財政課 村上課長、甲斐課長補佐、沼田財政係長に出席を求め、委員全員出席のもと、詳細にわたり説明を受け、慎重に審議した結果、全員異議なく可とすることに決しました。

以上、報告終わります。

○議長（相馬俊行君） 委員長の報告が終わりましたので、これから質疑を行います。
質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相馬俊行君） 質疑なしと認めます。
討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相馬俊行君） 討論なしと認めます。
お諮りいたします。

本案については、委員長の報告のとおり決定したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相馬俊行君） 異議なしと認めます。よって、議案第22号、平成16年度高森町鉄道経営対策事業基金特別会計補正予算については、委員長の報告のとおり可決されました。

-----○-----

議案第23号 平成17年度高森町一般会計予算について

○議長（相馬俊行君） 議案第23号、平成17年度高森町一般会計予算については、各常任委員会に付託してありましたので、各委員長の報告を求めます。総務常任委員長 甲斐廣國君。

○総務常任委員長（甲斐廣國君） 8番 甲斐です。

総務常任委員会に付託されました議案第23号、平成17年度高森町一般会計予算について、3月11日午前10時より、第3・4委員会室において、委員全員出席のもと、岩下会計室長、田上中央出張所長、岩下草部出張所長、岩下野尻出張所長、同日11時10分より、税務課 後藤課長、岩下課長補佐、また、3月15日午前10時より、第3・4委員会室において、委員全員出席のもと、企画財政課 村上課長、甲斐課長補佐、沼田係長、同日午後1時50分より、総務課 岩下課長、古沢課長補佐、甲斐、安方、野尻、田上の各係長、同日午後5時より監査室 長尾局長、古庄書記、それぞれに出席を求め、詳細にわたり説明を受け、慎重に審議した結果、可とすることに決しましたが、本会議で、甲斐直三議員が質問された草部の火災による住居の後片づけの件については、草部の出張所長より被災者の家族の誤解があつて、消防団による後片づけが行われなかった旨の説明があつたが、その後、被災者の家族の申し出により、4月ごろに消防団による後片づけが実施さ

れる予定であるとの報告を受けました。

また、企画財政課の中で、今後、実施する町づくり交付金事業において、中心市街地活性化の各種事業の執行においては、財源の効率的運用はもちろん、地域住民の意思が反映された事業となるよう、意見を聞きつつ、実施されるよう要望いたしたところであります。

以上、報告終わります。

○議長（相馬俊行君） 文教厚生常任委員長 野中謙三君。

○文教厚生常任委員長（野中謙三君） 6番 野中です。

文教厚生常任委員会に付託されました議案第23号、平成17年度高森町一般会計予算については、3月11日午前10時より、教育委員会、3月15日午前10時より、町民福祉課、住民生活課、それぞれの関係担当者に出席を求め、全委員出席のもと、慎重に審議した結果、全員異議なく可とすることに決しました。

なお、3月11日午後より全委員、教育長、事務局長で高森中学校の今度落成いたします中学校プールの視察、及び高森中央小学校の校舎の視察、さらには、高森中央小学校にて学校給食の食事会をそれぞれ低学年のクラスごとに分かれてございました。その中において、行革を進める中では、学校給食の統合、あるいは民営化が進んでいる最中ではございますが、小中学生の食育を考えると、さらに慎重に議論をするべきとの意見が出ております。

さらに、町内の浄化槽定期点検などについて、悪臭を放つ下水道についての意見等も出されておりますので、検討を今後は進めていってほしいという意見も出されておりました。

さらに、就学前児童入学祝い金については、今後は町内で使用できる商品券等への移行案が出され、執行部においては、さらなる検討をお願いしますとの意見も出されております。

以上、報告終わります。

○議長（相馬俊行君） 建設経済常任委員長 後藤和昭君。

○建設経済常任委員長（後藤和昭君） 9番 後藤です。

建設経済常任委員会に付託されました議案第23号、平成17年度高森町一般会計予算については、委員全員出席のもと、17年3月11日、第1委員会室において、午前10時から建設課、午前11時30分から商工観光課、午後1時から農林振興課、アグリセンター、農業委員会事務局、平成17年3月15日午前9時から水資源対策課の各課長、所長、局長並びに各担当係長に出席を求め、内容について

詳細に説明を受け、慎重に審議した結果、全員異議なく可とすることに決しました。

以上、報告終わります。

○議長（相馬俊行君） 各常任委員長の報告が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。13番 佐伯金也君。

○13番（佐伯金也君） 建設経済常任委員長、総務常任委員長さんに審議の内容等についてご質問させていただきたいと思います。

今議会2日目に議会といたしましては、定数削減を出しまして、皆さん方のご了解をいただいて、削減案、次期選挙においては4名減ということで、10名の議会議員になるわけでございます。それほど議会としては、町の財政等について、やっぱり真摯に受け止めて、今後の行財政運営を安定的なものにしていこうという意気込みが見えたかと思っております。

今回の一般会計予算の中で、財政調整基金の取り崩し等の運用等について問題提起を質疑付託の際にさせていただきました。この予算の中にもハード事業の中、または経常的な経費の中にもそれぞれ財政調整基金のお金というものが少しずつぐらいは入っておるといことで、私も受け取っておりますが、しかし、その中において、各常任委員会において、その財政調整基金を取り崩してまでするこの財政運営の中で、今後の予算の運用について、この事業の運用について、以前はすべてのハード事業においては3割カットだとか、見直したとかという声も上がっていましたが、この当初予算がもし通った場合、その後の運用の方法について、議会としてどういうふうな取り扱いをしていくのか、また、監視をしていくのかという議論がなされておりましたかどうかを各常任委員長さんの方にお伺いをいたしたいと思っております。

○議長（相馬俊行君） まず、総務常任委員長 甲斐廣國君。

○総務常任委員長（甲斐廣國君） 佐伯議員の質問にお答えをしたいというふうに思っております。

佐伯議員が付託前の質疑の中で、この件につきましては、執行部にいろいろご質問があったのを私も覚えているわけでございます。非常に厳しい中で、要は、このような大きな事業が本当に必要かというのが真意であろうというふうに思っております。

今、国会もあっておりますけれども、財政的な質疑のやり取りを見ておりました中で、非常に厳しい中で、本来ならば、その年の運用はやっぱりその年の収入で賄

う、そういったやり方が当然であるというような答弁をされておられたのを、記憶しておるわけでございます。しかしながら、やっぱりこのように厳しくなると、我が家の家庭でも同じ、借金をしてでも通っていかなければならない部分というのは当然、出てくると思います。本来ならば、当初予算だけでなくして、特別会計予算、いろいろ4つほどありますけれども、各特別会計においても、一般会計からの繰出金が毎年毎年増えていることはこれも事実でございます。これを通して、圧縮できるか、これはやっぱり議員のみならず、執行部と一緒に考えて考える問題であろうというふうに思っております。

そういう観点の中から、それだけの繰り出しをして、財調を使って、果たして費用対効果といいますか、効果が表れるかという心配もあろうかというふうに思っております。しかしながら、やっぱりただ効果だけを恐れて何もせんということにも、これはやっぱり町民の負託に応えられない部分ではないかというふうにも思っております。苦しみを分かち合いながら、この事業に5カ年かかるということでございますが、取り組もうと、あまりにも予算が大きかったために、私も心配いたしましたし、全員協議会にかけて、皆さん方のご協力と納得をいただかないと、この事業はできないと、そう思って、全員協議会にも諮ったところでございます。

そういうことで、財政的な問題、あるいは野中議員が会議でもお話がございました大きな事業については、もう少し町単独でその事業費の3割なり、4割なりのカットができないものかと、そういうこともこれ、議論の一つであったと思っておりますけれども、現状の中では、紐付き予算といいますか、紐付き的な事業についてはなかなか難しいものがあるというのが、総務課長の答えではなかったろうかというふうに思っております。

そういうことで、議員が11日の日に定数削減を可決していただいた、議員がこれだけ骨身を削るんだから、全体的な予算についても、もう少し配慮が必要ではないかというご意見であろうというふうに思っておりますが、そのことにつきましては、随時皆さんと1年で終わる事業ではございませんし、協議をしながら、削られる部分については削りながら、安い予算で効率の上がる、そういう事業ができるように私達も委員会として精一杯努力をしまいたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（相馬俊行君） 建設経済常任委員長 後藤和昭君。

○建設経済常任委員長（後藤和昭君） 佐伯議員の質問にお答えいたします。

大体総務委員長の方から報告がなされましたが、非常に私達も財政面を懸念しているわけですが、何と申しまして、必要な部分においてはどうしてもやっ
ていかなければならないと、ただ無理と無駄を省いて、町民の期待に応えるように
努力していくのが私達じゃないかと思えます。

以上です。

○議長（相馬俊行君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相馬俊行君） 質疑なしと認めます。

討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相馬俊行君） 討論なしと認めます。

お諮りいたします。

本案については、各委員長の報告のとおり決定したいと思います。これにご異議
ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相馬俊行君） 異議なしと認めます。よって、議案第23号、平成17年度高
森町一般会計予算については、各委員長の報告のとおり可決されました。

-----○-----

議案第24号 平成17年度高森町国民健康保険特別会計予算について

○議長（相馬俊行君） 議案第24号、平成17年度高森町国民健康保険特別会計予算
については、総務常任委員会に付託してありましたので、委員長の報告を求めま
す。総務常任委員長 甲斐廣國君。

○総務常任委員長（甲斐廣國君） 総務常任委員会に付託されました議案第24号、平
成17年度高森町国民健康保険特別会計予算については、3月11日午前11時1
0分より、第3・4委員会室において、税務課 後藤課長、岩下課長補佐に出席を
求め、委員全員出席のもと、慎重に審議した結果、全員異議なく可とすることに決
しました。

報告終わります。

○議長（相馬俊行君） 委員長の報告が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相馬俊行君） 質疑なしと認めます。

討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相馬俊行君） 討論なしと認めます。

お諮りいたします。

本案については、委員長の報告のとおり決定したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相馬俊行君） 異議なしと認めます。よって、議案第24号、平成17年度高森町国民健康保険特別会計予算については、委員長の報告のとおり可決されました。

-----○-----

議案第25号 平成17年度高森町老人保健特別会計予算について

○議長（相馬俊行君） 議案第25号、平成17年度高森町老人保健特別会計予算については、総務常任委員会に付託してありましたので、委員長の報告を求めます。総務常任委員長 甲斐廣國君。

○総務常任委員長（甲斐廣國君） 8番 甲斐です。

総務常任委員会に付託されました議案第25号、平成17年度高森町老人保健特別会計予算については、3月11日午前11時10分より、第3・4委員会室において、委員全員出席のもと、税務課 後藤課長、岩下課長補佐に出席を求め、詳細にわたり説明を受け、全員異議なく可とすることに決しました。

報告終わります。

○議長（相馬俊行君） 委員長の報告が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相馬俊行君） 質疑なしと認めます。

討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相馬俊行君） 討論なしと認めます。

お諮りいたします。

本案については、委員長の報告のとおり決定したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相馬俊行君） 異議なしと認めます。よって、議案第25号、平成17年度高森町老人保健特別会計予算については、委員長の報告のとおり可決されました。

-----○-----

議案第26号 平成17年度高森町介護保険特別会計予算について

○議長（相馬俊行君） 議案第26号、平成17年度高森町介護保険特別会計予算については、文教厚生常任委員会に付託してありましたので、委員長の報告を求めます。文教厚生常任委員長 野中謙三君。

○文教厚生常任委員長（野中謙三君） 文教厚生常任委員会に付託されました議案第26号、平成17年度高森町介護保険特別会計予算について、審査の経過及び結果についてご報告をいたします。

3月15日午前10時より、第2委員会室において、各関係課長、課長補佐、係長に出席を求め、全委員出席のもと、慎重に審議した結果、全委員異議なく可とすることに決しました。

なお、今後の介護保険制度が、続く中で、制度を使わないと損という住民の考え方が一部にあることから、保険料のさらなる負担が増えると懸念されております。その中で、その対応策が特に急がれております。今後は、社会福祉協議会及び民生委員との協議会、あるいは勉強会等をさらに増やしていただき、施設介護から在宅居宅介護へと少しでも移れるよう、さらに努力していただきたいという意見が出されました。

以上、報告終わります。

○議長（相馬俊行君） 委員長の報告が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相馬俊行君） 質疑なしと認めます。

討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相馬俊行君） 討論なしと認めます。

お諮りいたします。

本案については、委員長の報告のとおり決定したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相馬俊行君） 異議なしと認めます。よって、議案第26号、平成17年度高

森町介護保険特別会計予算については、委員長の報告のとおり可決されました。

-----○-----

議案第27号 平成17年度高森町簡易水道事業特別会計予算について

○議長（相馬俊行君） 議案第27号、平成17年度高森町簡易水道事業特別会計予算については、建設経済常任委員会に付託してありましたので、委員長の報告を求めます。建設経済常任委員長 後藤和昭君。

○建設経済常任委員長（後藤和昭君） 9番 後藤です。

建設経済常任委員会に付託されました議案第27号、平成17年度高森町簡易水道事業特別会計予算については、全委員出席のもと、3月15日、第1委員会室において、午前9時から、水資源対策課長並びに係長に出席を求め、内容について詳細に説明を受け、慎重に審議した結果、可とすることにいたしました。

なお、菅山地区の水道使用料については、当分の間、現行の基本料金体制とは別に格差を付けた料金設定が必要であるとの全委員一致した意見でありましたので、料金決定等に当たりましては、十分ご検討いただきますようお願いいたします。このことに関しましては、草部北部の峰の宿地区の例も取り上げられまして、大体あそこが昭和53年から平成9年度まで、10トン当たり4,500円という設定でしたが、今後、いろんなことで、地域の人と話し合いながら進めることが大事だということが全員一致での意見でした。

以上、報告終わります。

○議長（相馬俊行君） 委員長の報告が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありますか。13番 佐伯金也君。

○13番（佐伯金也君） 委員長に審議の内容について、質問をさせていただきたいと思いますが、私は、質疑付託の際に、日ごろから今まで簡易水道に加入されてきた人達の権利、または簡易水道に今まで加入されなかったという、その理由について、いろいろとそれぞれ対応策はあったと思うんですが、それについて意見を述べさせていただきました。

本来、地方自治というものは、住民がある程度の負担を覚悟でいろんな事業の選択を行政に依頼するというやり方をとってきておるといふふうに思います。陳情型の政治が今まで続いてきておりました。陳情をする際において、ある程度のリスクは陳情する側も負う覚悟で陳情を各事業課ごとに出されておったといふふうに私はとらえております。

今、委員長の方から峰の宿地区の水系のことについてお話がありました。一番近

いものにおいては、上玉来地区の水道布設工事もございました。それ以前においても、それぞれの部落水道から水道の僻地と申しますか、町内にある水道僻地の簡易水道化というものも進めてきました。しかしながら、ただその中において、5割補助、原材料支給制度というものを当初、実行し、その後に簡易水道化の方に移行していくというやり方が今まではそうであったかというふうに私も考えております。

その点について、委員会の中で、負担をさせるというふうに委員長は報告されましたが、じゃあ、その件について、住民の理解が得られているのか、得られていないのかという報告が委員会等でなされているのか。それと、現在までの5割補助、それと原材料支給でやってきたのと、今回の事業の違いについての説明がどうなされていたのかということに対しての審議の内容等を報告を再度お願いをいたしたいと思えます。

○議長（相馬俊行君） 建設経済常任委員長 後藤和昭君。

○建設経済常任委員長（後藤和昭君） 13番さんの質問にお答えしたいと思います。

審議については、昨年9月議会において、要するに、飲料水の給水の未普及地については、報告いたしております。調査を重ねながら、今後、その方向で行くというような調査報告を行っておりますが、料金設定等においては、まだ地域との話し合いは現段階では行われていないと思えます。担当課長の方から説明、よろしく願いいたします。

○議長（相馬俊行君） 水資源対策課長 桐原一紀君。

○水資源対策課長（桐原一紀君） 今後、本事業がもしご承認いただきまして、完了いたしました時には、使用料の条例改正等もございまして、過去の事例も踏まえまして、議員の皆様と十分協議を重ねながら、基本料金等の決定をいたしたいと思っております。

○議長（相馬俊行君） 13番 佐伯金也君。

○13番（佐伯金也君） はい、ありがとうございました。

ただ、委員長さんにご質問いたしたいのは、工事が完了したあとにじゃなくして、やっぱり陳情書の内容等についても議論されていたのかということですね。水道僻地、簡易水道未普及地であるということがそれを解消するのが目的ではございますが、普及させていくがために、それ相応の負担はその受益者側もいたしますという陳情書が提出されていたのかどうかということも僕は今回の審議に対しては重要な問題だというふうに思えます。負担を求めないで、ただ町が事業を丸抱えですることが今の財政状況に適応しているのかどうか、負担を求めないですべて何でも

かんでも陳情があれば、行政がしてやるというやり方はすべてのツケを後世に残すということに私はなってしまうというふうに思っております。ですから、今後、今回の予算についての国の補助金、それと過疎債等を発行されるようでもございます。償還等については、10何年かかるわけでございます。現在、高齢化が進んでおるといのが、最初の説明では、一番の難題であったというふうに思いますが、高齢化が進んでおるといことになってくると、償還が終わるまで、ちゃんと他の地域と違った水道料金、この設定での水道料金の支払いが可能かどうかということも疑問視されます。そうなりますと、やっぱり陳情書が上がってくる時点で、私はこの件について、十分な負担についての議論が必要であると思っておりますが、その負担についての議論というものが委員会等で十分なされたのかどうかということをお委員長さんの方に報告をいただきたいと思っております。

○議長（相馬俊行君） 建設経済常任委員長 後藤和昭君。

○建設経済常任委員長（後藤和昭君） 負担の問題でございますが、国の事業の4割負担ですかね。後は個人負担の問題で、まだそこまでいっておらんような状態でございます。今後、行っていく問題、向こうが受入体制がどうであるかというのなかなか難しいでございます。料金設定の問題等、向こうがその話し合いの中で、要するに、給水をしていただく方の人達がそれを納得いただけるかどうかというのも問題でございますし、また、工事の手法等においても、金額がどの程度になるのかもまだはっきりわかっていない現段階ではなかなか難しいところがあります。そういうことでございます。

○議長（相馬俊行君） 他に質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相馬俊行君） 質疑なしと認めます。

討論を行います。討論はありませんか。13番 佐伯金也君。

○13番（佐伯金也君） 今、委員長の報告の中でありましたとおり、まだ、この詳細については、受益者、住民も含めた話し合いが未解決な部分があるように私はとらえました。今後、負担の割合、また工事の仕方、方法についても、まだまだ今から議論をされる余地があるというふうにとらえております。その意味からいたしまして、高森町簡易水道事業特別会計予算書の歳入歳出予算3億6,975万9,000円から味鳥、菅山地区の簡易水道事業の請負工事部分2億1,186万1,000円を削除して、歳入歳出を1億5,789万8,000円にすると、そういうふうなことであれば、私はよろしいと思っております。しかしながら、原案のとおり可決するとい

うことでございますから、私はこの案については、反対ということできたいと思います。よろしくお願ひします。

○議長（相馬俊行君） 他に討論ございませんか。10番 甲斐正一君。

○10番（甲斐正一君） 10番 甲斐です。

この案につきましては、委員長の報告のとおり、私はいろいろ議論はありますが、賛成といたします。

○議長（相馬俊行君） 他に討論ございませんか。12番 三森義高君。

○12番（三森義高君） 12番 三森です。

ただいま、佐伯議員から一応、議案の審議的な未了的部分があるということで反対意見が出ております。これにつきましては、先ほどから水資源対策課の課長の方からお話があつておりますし、委員長の報告にもあつておりますように、予算的には一応、可としていただき、今後の受益者との折衝について、これが実現できたあかつきに予算執行という形を入れていただき、私は可といたしたいと思ひます。

○議長（相馬俊行君） 三森議員、ただいま賛成討論ですか。12番 三森義高君。

○12番（三森義高君） あくまでも条件付きではなく、可といたします。

○議長（相馬俊行君） はい、賛成討論と見なします。他に討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相馬俊行君） これで討論を終わります。

これから、議案第27号について、採決いたします。本案については、起立採決によって行ひます。

議案第27号について、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願ひます。

〔賛成者起立〕

○議長（相馬俊行君） 起立多数です。よつて、議案第27号、平成17年度高森町簡易水道事業特別会計予算については、原案のとおり可決されました。

-----○-----

議案第28号 平成17年度高森町農業用水供給事業特別会計予算について

○議長（相馬俊行君） 議案第28号、平成17年度高森町農業用水供給事業特別会計予算については、建設経済常任委員会に付託してありましたので、委員長の報告を求めます。建設経済常任委員長 後藤和昭君。

○建設経済常任委員長（後藤和昭君） 9番 後藤です。

建設経済常任委員会に付託されました議案第28号、平成17年度高森町農業用水供給事業特別会計予算については、全委員出席のもと、3月15日、第1委員会室において、午前9時から、水資源対策課長並びに係長に出席を求め、内容について詳細に説明を受け、慎重に審議した結果、全員異議なく可とすることに決しました。

以上、報告終わります。

- 議長（相馬俊行君） 委員長の報告が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（相馬俊行君） 質疑なしと認めます。

討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（相馬俊行君） 討論なしと認めます。

お諮りいたします。

本案については、委員長の報告のとおり決定したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（相馬俊行君） 異議なしと認めます。よって、議案第28号、平成17年度高森町農業用水供給事業特別会計予算については、委員長の報告のとおり可決されました。

-----○-----

議案第29号 平成17年度高森町鉄道経営対策事業基金特別会計予算について

- 議長（相馬俊行君） 議案第29号、平成17年度高森町鉄道経営対策事業基金特別会計予算については、総務常任委員会に付託してありましたので、委員長の報告を求めます。総務常任委員長 甲斐廣國君。

- 総務常任委員長（甲斐廣國君） 8番 甲斐です。

総務常任委員会に付託されました議案第29号、平成17年度高森町鉄道経営対策事業基金特別会計予算については、3月15日午前10時より、第3・4委員会室において、委員全員出席のもと、企画財政課 村上課長、甲斐課長補佐、沼田係長にそれぞれ出席を求め、詳細に説明を受け、慎重に審議した結果、全員異議なく可とすることに決しました。

報告終わります。

○議長（相馬俊行君） 委員長の報告が終わりましたので、これから質疑を行います。
質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相馬俊行君） 質疑なしと認めます。
討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相馬俊行君） 討論なしと認めます。
お諮りいたします。

本案については、委員長の報告のとおり決定したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相馬俊行君） 異議なしと認めます。よって、議案第29号、平成17年度高森町鉄道経営対策事業基金特別会計予算については、委員長の報告のとおり可決されました。

-----○-----

議案第30号 高森町行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の制定
について

○議長（相馬俊行君） 議案第30号、高森町行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の制定については、総務常任委員会に付託してありましたので、委員長の報告を求めます。総務常任委員長 甲斐廣國君。

○総務常任委員長（甲斐廣國君） 8番 甲斐です。

総務常任委員会に付託されました議案第30号、高森町行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の制定については、3月15日午後1時50分より、第3・4委員会室において、委員全員出席のもと、総務課 岩下課長 古沢課長補佐、甲斐、安方、野尻、田上各係長に出席を求め、詳細に説明を受け、慎重に審議した結果、全員異議なく可とすることに決しました。

報告終わります。

○議長（相馬俊行君） 委員長の報告が終わりましたので、これから質疑を行います。
質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相馬俊行君） 質疑なしと認めます。
討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相馬俊行君） 討論なしと認めます。

お諮りいたします。

本案については、委員長の報告のとおり決定したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相馬俊行君） 異議なしと認めます。よって、議案第30号、高森町行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の制定については、委員長の報告のとおり可決されました。

-----○-----

日程第4 議員派遣の件について

○議長（相馬俊行君） 日程第4 議員派遣の件についてを議題といたします。

お諮りいたします。

本件については、お手元に配布してあります内容で派遣したいと思います。併せて、詳細並びに一部変更があった場合については、議長に一任することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相馬俊行君） 異議なしと認めます。よって、議員派遣については、決定いたしました。

-----○-----

日程第5 特別委員長報告について

○議長（相馬俊行君） 日程第5 特別委員長報告を議題といたします。

交通総合対策特別委員長の報告を求めます。交通総合対策特別委員長 甲斐正一君。

○交通総合対策特別委員長（甲斐正一君） 10番 甲斐です。

交通総合対策特別委員会における協議内容につきまして報告いたします。

平成17年3月10日午後4時半より、第1・第2委員会室において、委員全員出席のもと、総務課長、同補佐、保健福祉課長、教育長、教育委員会事務局長、同次長、企画財政課長、同補佐、建設課長に出席を求め、委員会を開催いたしました。

まず、教育委員会より、平成17年4月統合に伴う高森東小中学校スクールバスの草部線について、運行路線や所要時間の計測、危険箇所の確認を草部地区の保護

者を対象に実施したことや、現在、高森中央小、高森中学校で運行している2事業者へ運行が可能かどうかとの意向調査を行ったこと、さらには、運行事業者選定後に新学期が始まる前に再度、草部線の試行運転を行う、また、先の議会で報告した高森中央小、高森中学校のスクールバスの一本化については、諸事情から現行体制の2社で行う旨の報告がありました。この中で、委員会からは全体における冬季時の安全確保に努めるよう要望いたしました。

次に、企画財政課により、町民バスについて、現在までの輸送実績の報告を受けました。これによると、10月の路線見直し後、特に、高森環状線の利用者数が伸びており、温泉館に接続した結果が出ているとの報告を受けました。この中で、委員から町民バスの外装デザインの変更や高森峠の桜祭時のシャトルバス運行等の要望があり、対応可能な限り実施する旨の説明を受けました。

以上、交通総合対策特別委員会の報告を終わります。

○議長（相馬俊行君） 議会広報特別委員長の報告を求めます。議会広報特別委員長 本田生一君。

○議会広報特別委員長（本田生一君） 7番 本田でございます。

12月の広報におきましては、今3月定例議会の始まる直前でございましたけれども、3月8日に出ているわけでございます。私は、広報委員長という立場でございますが、他の広報委員の皆さん方にはいろいろご迷惑をおかけいたしましたけれども、今までにないような広報紙ができあがったのではなかろうかと思えます。今回の3月の定例議会におきましては、非常に執行部の皆さん方もこの予算につきましても、お骨折りをいただきまして、いろいろな質疑等、また一般質問等ございました。今回のこの3月定例議会の議会広報誌につきましては、各常任委員長さん、各特別委員長さん等のいろんな報告等をいただきまして、なるべく早く出すようにしたい、特に、先ほどもお話がございましたけれども、議員定数の削減、そういったことも町民の皆さん方が今回のこの広報誌につきましては、待ち望んでいるところがあるかと思えますので、なるべく早く出すように努力をしたいと思えます。

終わります。

○議長（相馬俊行君） 企業等誘致特別委員長の報告を求めます。企業等誘致特別委員長 後藤和昭君。

○企業等誘致特別委員長（後藤和昭君） 9番 後藤です。

平成17年3月16日午後4時、第1委員会室において、委員6名、欠席委員1名で、企画財政課長、及び同課長補佐に出席を求め、委員会を開催いたしました。

まず矯正施設について、事務局より経過説明を受けましたが、3月定例議会終了後、町長自ら情報収集のため法務省に出向き、その結果に基づき協議することに決定しました。

次に、青山製作所の工場拡張についての説明を受けました。1月17日に工場拡張に伴う協定書の締結を踏まえ、熊本県企業立地促進補助金の交付、及び高森町工場等設置奨励条例に基づく指定を行い、固定資産税の減免を行う予定である旨の説明を受けました。その結果に基づき、新規採用の職員の地元雇用及び従業員の町内居住を進めるよう要望することといたしました。

以上、企業等誘致特別委員会の報告を終わります。

○議長（相馬俊行君） 行財政改革特別委員長の報告を求めます。行財政改革特別委員長 甲斐廣國君。

○行財政改革特別委員長（甲斐廣國君） 8番 甲斐です。

行財政改革特別委員会の結果を報告いたします。

行財政改革特別委員会では、第1回目を1月24日午後1時より、第2回目を2月19日、これちょうど土曜日でございましたけれども、午前10時より行い、午後は学園大で行われました自治体フォーラムに委員全員と事務局職員で出席、長野県の栄村高橋村長、京都大学岡田教授の「お上に頼るのはもう古い」という題で講演を聞き、これからの自治体のあり方を学んでまいったところでございます。

第3回目は、3月4日、全委員出席のもと、定数削減について、1回目、2回目の会議を踏まえ、慎重に協議をし、全員協議会でご報告を申し上げたとおり、次回の一般選挙より14から4を減員し、定数を10とすることで本会議で全会一致で可決をいただいたところでございます。

第4回目は、16日の午後4時より、第3・4委員会室で開き、全委員出席のもと、内部検討委員会の具体的な機構改革の素案、これは本会議で三森議員の一般質問に対し、岩下総務課長が説明されたものに対し、真剣に討議を重ねたところであります。基本は、簡素で効率的な組織機構の改編、事務事業の円滑化を図ることによって、住民サービスの低下を招かないための高森独自の組織体制の確立にあり、4月1日より速やかにこの機構が執行されるというわけにはいかない部分も確かにあると、これからシミュレーションを行いながら、実働に移していくことを確認したところであります。

今後とも会議の回数を重ね、改革によどみが生じないように、委員一同、努力をしてまいり所存でございます。

以上、報告終わります。

○議長（相馬俊行君） 以上で特別委員長の報告を終わります。

-----○-----

○議長（相馬俊行君） これで、本日の日程は全部終了しました。

なお、次期議会運営につきましては議会運営委員会に、また交通総合対策につきましては交通総合対策特別委員会に、議会広報につきましては議会広報特別委員会に、企業等誘致につきましては企業等誘致特別委員会に、行財政改革につきましては行財政改革特別委員会にそれぞれ付託したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相馬俊行君） 異議なしと認めます。よって、議会運営委員会・交通総合対策特別委員会・議会広報特別委員会・企業等誘致特別委員会・行財政改革特別委員会にそれぞれ付託することに決定をいたしました。

-----○-----

○議長（相馬俊行君） 本議会は、当初予算ということでございますし、また、議会の方から定数減4という厳しい選択をいたしました。これは、議員各位それぞれ高森町の将来を案じて、町長以下執行部の方々にその思いを突き詰めたと思うわけでございます。これはとりもなおさず、町民の声でもございます。このことを十分に認識をされまして、今後とも高森町がよりよい方向に行きますよう、町長以下、執行部にお願いをいたすわけでございます。

これで会議を閉じます。

平成17年第1回高森町議会定例会を閉会いたします。

-----○-----

閉会 午前11時27分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

高森町議会議長

高森町議会議員

高森町議会議員

高森町議会会議録
平成17年第1回定例会

平成17年3月発行

発行人 高森町議会議長 相馬俊行
編集人 高森町議会事務局長 長尾和博
作成 株式会社アクセス

電話 (096) 372-1041

~~~~~  
高森町議会事務局

〒869-1602 阿蘇郡高森町大字高森2168

電話 (0967) 62-1111